



足立区福祉事業概要

令和5年度実績

足立区 福祉部

は じ め に

本書は、足立区の福祉施策をとりまとめ、過去5年間の実績等を経年比較のもとに明らかにし、今後の福祉行政を考えていく参考にさせていただくことを目的に編集しました。関係者の方々にご覧いただき、足立区の福祉行政へのより一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

令和6年度の各分野における施策の方向性は次のとおりです。

児童福祉施策

ーすべての子育て中の家庭が安心して子育てできる環境整備の推進ー

- (1) 安全・安心への取り組み
- (2) 子育てと仕事の両立支援
- (3) 特別な支援を要する子どもや養育困難家庭への支援
- (4) 子どもや子育て家庭への支援
- (5) ひとり親家庭等の支援と自立支援策の推進
- (6) 子どもの貧困対策の推進

高齢者福祉施策

- (1) 医療と介護の連携の強化
- (2) 介護保険サービスの基盤整備
- (3) 介護予防・日常生活支援の充実
- (4) 認知症施策の推進
- (5) 高齢者の権利を守る仕組みの充実

障がい者福祉施策

- (1) 障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現
- (2) 就労を含めた障がい者の多様な活動の場の提供と、地域共生社会の実現に向けた取り組みの強化
- (3) 障がい理解に基づく権利擁護および差別解消の推進

低所得者福祉施策

- (1) 被保護者への就労・自立支援および保護の適正化
- (2) 生活困窮者支援に関わる相談体制の充実・強化
- (3) 生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援の充実

令和6年9月

足 立 区 福 祉 部
足立区教育委員会子ども家庭部

足立区福祉事業概要 もくじ

はじめに

第1章 足立区の福祉施策

1 総人口・世帯数・高齢者人口の推移	1
2 基本計画と地域保健福祉計画	5

第2章 施策別事業概要

I 児童福祉

児童福祉施策の概要	13
児童福祉施策の事業概要	20

1 相談窓口

(1) 児童家庭相談	20
(2) 発達障がい児支援事業	21

2 保育サービス

(1) 保育所の運営	25
(2) 保育所入所	25
(3) 乳児（0歳児）保育	27
(4) 11時間開所・延長保育	27
(5) 発達支援児（障がい児）保育	28
(6) 病後児保育	29
(7) 病児保育	29
(8) 休日保育	29
(9) 年末保育	30
(10) 地域協働型子育て支援事業	30
(11) 一時保育	31
(12) 家庭的保育事業	31
(13) 小規模保育事業	32
(14) 東京都認証保育所	32
(15) 認証保育所保育料負担軽減制度（旧認証保育所等利用者助成）	33
(16) 認定こども園	34

3 子育て支援サービス

(1) 学童保育	35
(2) 子育てサロン事業	35
(3) 子育てサロニー時預かり事業	36
(4) 子ども預かり・送迎等支援事業	36
(5) あだちファミリー・サポート・センター事業	37
(6) 産前・産後家事支援事業	37
(7) きかせて子育て訪問事業	37
(8) こどもショートステイ事業・トワイライトステイ事業	37
(9) 養育支援訪問事業	38
(10) あだち子育てパスポート事業（令和元年度事業終了）	38
(11) 家庭教育推進事業	39
(12) ひとり親家庭交流支援事業（サロン豆の木）	39
(13) ひとり親家庭に対する子ども学習支援事業（令和2年度事業終了）	40
(14) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）	40
(15) ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）【令和5年度拡充】	40

4 助成・給付

(1) 児童手当の支給	41
(2) 児童扶養手当の支給	41
(3) 特別児童扶養手当の支給	42
(4) 児童育成手当（育成手当）の支給	43

(5) 児童育成手当（障害手当）の支給	43
(6) 子ども医療費助成	44
(7) 私立幼稚園等園児保護者補助金の支給	45
(8) ひとり親家庭等医療費助成	46
(9) ひとり親家庭の父または母に対する就労支援事業	47
(10) 育児支援サービス利用料金助成事業	49
(11) 養育費確保支援事業	49
(12) 入院助産	50
(13) 病児保育利用料金助成事業	50
5 母子生活支援施設	
(1) 母子生活支援施設の運営	50
 II 高齢者福祉	
高齢者福祉施策の概要	51
高齢者福祉施策の事業概要	53
1 相談窓口	
(1) 高齢者福祉相談	53
(2) 地域包括支援センター	53
(3) 在宅療養支援窓口	56
2 高齢者へのサービス	
(1) 高齢者日常生活用具等の給付	57
(2) 徘徊高齢者位置検索システム費用助成	57
(3) 高齢者住宅改修	58
(4) ねたきり高齢者寝具乾燥消毒	59
(5) ねたきり高齢者訪問理美容サービス	59
(6) 高齢者福祉電話の設置（取り扱いがNTTのみ）	60
(7) 緊急通報システムの設置【令和5年度拡充】	60
(8) 火災安全システムの設置	61
(9) 紙おむつ等の支給【令和5年度拡充】	61
(10) 高齢者入浴事業	62
(11) 救急医療情報キットの支給事業	63
(12) 高齢者見守りキーホルダーの支給事業	63
(13) 配食サービス促進事業	64
(14) （仮称）高齢者配食サービス支援事業（令和6年10月より実施）	64
(15) シルバーパスの交付	64
(16) 高齢者見守りサービス助成【令和5年度拡充】	65
(17) 高齢者補聴器購入費用助成【令和5年度拡充】	65
(18) 高齢者の民間賃貸住宅入居促進に向けた費用助成	66
(19) 絆のあんしんネットワーク	67
(20) 認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣事業	69
(21) 認知症サポーター養成講座	69
(22) もの忘れ相談事業	69
(23) 認知症初期集中支援推進事業	70
(24) 認知症アウトリーチ事業	70
(25) あたまの健康度測定（認知症検診事業）	70
(26) 地域ミニデイサービス・ふれあい遊湯う	71
(27) はつらつ教室	71
(28) はじめてのフレイル予防教室 （旧はじめてのらくらく教室 令和2年度から事業名変更）	71
(29) 「食べてフレイル予防」事業 （高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施）	72
(30) パークで筋トレ	72
(31) ウォーキング教室	73
(32) 高齢者体力測定会	73

(33) みんなで元気アップ教室	74
(34) 元気アップサポーター養成研修	74
(35) Zoomでオンライン体操教室	74
(36) はじめてのスマホ教室（体験・基礎コース）	75
(37) 住区センターにおける自主的な介護予防講座	75
(38) ころつえシニア相談所の運営	75
3 元気高齢者の支援	
(1) 老人クラブ指導助成	76
(2) 敬老祝い事業	77
(3) 元気応援ポイント事業	78
4 高齢者の住まいの確保	
(1) 高齢者の入所施設	79
(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス六月）の管理運営	81
(3) 高齢者生活支援型緊急ショートステイ事業	82
5 福祉サービス利用支援	
(1) 成年後見制度支援事業	83
(2) 高齢者虐待等への対応	84
(3) 福祉サービス第三者評価	84
(4) 福祉サービス苦情等解決委員会の運営	84
(5) 特別養護老人ホーム入所検討委員会	85
6 介護従事者の育成・確保	
(1) 介護のしごと相談・面接会【令和5年度拡充】	86
(2) 介護人材雇用創出事業	86
(3) 介護職員資格取得等支援事業【令和5年度拡充】	87
(4) 介護従事者永年勤続褒賞事業	87
7 介護基盤の整備	
(1) 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定	87
(2) 高齢者福祉施設整備費の助成	88
8 介護保険	
(1) 被保険者	89
(2) 保険料の賦課・収納状況	90
(3) 要支援・要介護認定	93
(4) 保険給付状況	94
Ⅲ 障がい者福祉	
障がい者福祉施策の概要	99
障がい者福祉施策の事業概要	102
1 相談・援護の窓口	
(1) 身体障がい者（児）福祉相談	102
(2) 知的障がい者（児）福祉相談	102
(3) 身体障がい者および知的障がい者相談員の活動	103
(4) 身体障害者手帳の交付	104
(5) 愛の手帳の交付	106
2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」に基づく福祉サービス	108
(1) 障害支援区分認定	109
3 自立支援給付	
(1) 介護給付	110
(2) 訓練等給付	111
(3) 補装具費の支給	113
4 地域生活支援事業	
(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業＜意思疎通支援事業＞	113
(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付	114
(3) 手話講習会事業＜手話奉仕員養成研修事業＞	115

(4) 移動支援事業-----	116
(5) 地域活動支援センター事業-----	117
5 児童福祉法に基づくサービス	
(1) 障害児通所支援事業-----	117
6 医療・看護に対する助成	
(1) 自立支援医療（更生医療）-----	119
(2) 心身障害者（児）医療費助成-----	120
7 手当・年金の給付	
(1) 在宅重度心身障がい者福祉手当の支給＜国制度＞-----	120
(2) 重度心身障害者手当の支給＜都制度＞-----	121
(3) 障がい者福祉手当の支給＜区制度＞-----	122
(4) 難病患者福祉手当の支給＜区制度＞-----	123
(5) 心身障害者扶養年金＜都制度＞-----	123
(6) 心身障害者扶養共済＜都制度＞-----	123
8 日常生活に対する支援	
(1) 日中保護（日中一時支援）事業-----	124
(2) 重度脳性麻痺者介護人派遣-----	124
(3) 心身障がい者（児）緊急あずけあい-----	125
(4) 重度身体障がい者巡回入浴-----	126
(5) 重度心身障がい者訪問理美容サービス-----	126
(6) 身体障がい者緊急通報システム制度-----	127
(7) 心身障がい者用電話の貸与と電話料金の助成-----	127
(8) ファクシミリ等助成事業-----	128
(9) 障がい者のしおりの配布-----	128
9 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付等	
(1) 心身障がい者福祉タクシー券の交付 （令和4年度より福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付に統合） --	128
(2) 心身障がい者自動車燃料費助成 （令和4年度より福祉タクシー・自動車燃料助成券、福祉自動車燃料 助成券の交付に統合）-----	130
(3) 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付（令和4年度より開始）----	130
(4) 福祉自動車燃料助成券の交付（令和4年度より開始）-----	131
(5) 心身障がい者自動車運転免許取得助成-----	131
(6) 身体障がい者用自動車改造費の助成-----	132
10 就労促進事業	
(1) 心身障がい者等の就労促進事業-----	133
(2) マッサージ等施術実施事業-----	133
11 法人等運営助成	
(1) 社会福祉法人施設整備助成-----	133
(2) 障がい者通所施設等運営-----	134
(3) 社会福祉法人運営助成-----	134
12 福祉団体に対する支援	
(1) 障がい福祉団体活動助成金交付事業-----	138
(2) 地域福祉推進事業運営費助成事業-----	138
13 相談援助事業（障がい福祉センター事業）	
(1) 障がい者自立生活支援センター事業-----	139
14 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）	
(1) 社会リハビリテーション室運営事業-----	142
(2) 就労促進定着支援事業-----	145
(3) 生活体験室運営事業-----	146
(4) 幼児発達支援室運営事業-----	147
15 相談・通所事業以外（障がい福祉センター事業）	
(1) 啓発事業-----	151
(2) 障がい者週間記念事業-----	152

(3) 通所バスの運行	153
(4) 公開療法	153
(5) 障がい者介護養成事業の開催	154
(6) Jステップ支援事業（旧保護雇用助成事業）	154
IV 低所得者福祉	
低所得者福祉施策の概要	155
低所得者福祉施策の事業概要	162
1 宿泊所・宿所提供施設等の共同管理	162
2 生活保護法による扶助	162
3 生活保護世帯に対する被保護者自立促進事業	167
4 受験生チャレンジ支援貸付事業	167
5 住居確保給付金支給事業	168
6 生活困窮者に対する自立相談支援事業	168
7 生活困窮者に対する就労準備支援事業	168
8 居場所を兼ねた学習支援事業	169
V 地域福祉	
地域福祉施策の事業概要	170
1 民生委員・児童委員	
(1) 民生委員・児童委員の活動	170
(2) 民生委員・児童委員の役割	171
(3) 民生委員の職務	172
(4) 児童委員の職務	172
(5) 主任児童委員の職務	172
(6) 民生委員・児童委員の任期	172
(7) 民生委員推薦会	174
(8) 民生委員・児童委員の日（PR事業）	174
(9) 民生委員・児童委員協力員の活動	175
2 相談員による支援	
(1) 相談員の配置状況	175
(2) 女性相談員の活動	176
(3) 母子父子自立支援員の活動	177
(4) 家庭相談員の活動	178
(5) 中国帰国者等（中国残留邦人等）の生活支援	178
3 貸付・給付相談	
(1) 旧軍人等の援護	178
(2) 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付	178
(3) 婦人福祉資金の貸付	179
(4) 母子および父子福祉資金の貸付	179
(5) 生業資金の貸付	180
(6) 応急小口資金の貸付	181
(7) 交通機関運賃の割引および都営交通無料乗車券の交付	182
(8) 行旅死亡人等取扱事務	183
4 福祉団体に対する支援	
(1) 足立区保護観察協会の活動支援	183
(2) 社会福祉法人足立区社会福祉協議会運営費助成および管理運営	183
(3) ボランティア施設の管理運営	183
5 社会福祉法人の認可等および指導監査事務	184
6 避難行動要支援者支援事業	
(1) 避難行動要支援者名簿の作成	184
(2) 災害時安否確認申出書による情報の収集	184
(3) 個別避難計画書の作成	185
7 再犯防止の推進	
(1) 足立区再犯防止推進計画の策定	187

VI 足立区社会福祉協議会

足立区社会福祉協議会の概要	188
足立区社会福祉協議会の事業概要	192
1 寄付者・会員の拡充	192
2 赤い羽根共同募金事業	192
3 広報紙への掲載・発行等	
(1) 公社ニューストキメキ掲載	192
(2) あだち社協の発行	192
(3) SNS（フェイスブック）による情報発信	193
4 「ささえあいブログ」の発信	193
5 福祉出前講座	193
6 緊急援護事業	194
7 ふれあいサロン支援事業	194
8 多世代地域交流事業	195
9 シルバーステッキ支給事業	195
10 おはよう訪問事業	195
11 車いす貸出事業	196
12 ファミリー・サポート・センターの運営	197
13 ひとり親貸付事業	199
14 あったかサポート	200
15 ちょこっとサポート	201
16 ボランティア活動への助成	
(1) ボランティアグループの活動に対する助成	202
(2) 足立区ボランティア連合会に対する助成	202
17 ボランティアまつり	202
18 コーディネート事業	203
19 ボランティアセンターの管理運営	
(1) 足立区総合ボランティアセンター（平成6年4月1日開設）	203
(2) 足立区西綾瀬ボランティアセンター（昭和62年4月8日開設）	203
20 災害ボランティア養成事業	204
21 音訳・点訳ボランティア養成事業	
(1) 音訳ボランティア養成講習会	204
(2) 点訳ボランティア養成講習会	204
22 災害ボランティアネットワーク会議（企画運営支援）	205
23 ボランティアスクール	205
24 夏！ボランティア体験事業	205
25 総合学習支援事業	206
26 福祉団体行事等助成事業	206
27 生活福祉資金貸付事業	
(1) 教育支援資金・福祉資金	207
(2) 総合支援資金	208
(3) 不動産担保型生活資金	209
(4) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金	209
28 地域福祉権利擁護事業	209
29 高齢者あんしん生活支援事業	210
30 福祉サービス苦情等解決に関する事業	210
31 法人後見事業	211
32 同行援護事業（ガイドヘルパー派遣事業）	211
33 手話通訳者派遣事業	211
34 歳末たすけあい運動事業	212
35 遺児見舞事業	212
36 基幹地域包括支援センター事業	212
37 地域包括支援センター事業	213

38 介護予防支援事業	213
39 絆のあんしんネットワーク	214
40 成年後見制度支援事業	214
41 介護職員研修事業	215
42 地域包括支援センター職員研修会	215
43 要介護認定訪問調査事業(指定市町村事務受託法人としての調査)	216
44 障がい者保護雇用清掃事業	216

VII 新型コロナウイルス感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策の事業概要	217
1 新型コロナウイルス感染症対策事業一覧	217
2 児童福祉施策	
(1) 新型コロナウイルス対策事業補助金(間接補助分)【国事業 都事業】	219
(2) 令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)【国事業】	220
(3) 令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)【国事業】	220
(4) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金【国事業】	221
(5) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)【国事業】	222
(6) 令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分)【国事業】	222
(7) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金(令和4年度給付分)【国事業】	223
(8) 足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金【国事業】	224
3 高齢者福祉および障がい者福祉施策	
(1) 高齢者施設向け簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業【都事業】	225
(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業者特別給付金の支給事業【区事業】	225
(3) 高齢者施設・障がい者(児)施設等におけるPCR検査等の費用補助【国事業】【都事業】【区事業】	225
(4) 在宅要介護者(高齢者・障がい者)受入体制整備事業【都事業】	226
(5) 新型コロナウイルス感染者へ対応する従事者の危険手当支給事業【区事業】	226
(6) 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免【国事業】	227
(7) 介護・障がいサービス等事業者への衛生物品の継続的配布【国事業】【都事業】【区事業】	227
(8) 空気清浄機購入経費補助事業【都事業】	228
4 低所得者福祉	
(1) 住居確保給付金支給事業	229
(2) 緊急小口資金等の特例貸付(東京都社会福祉協議会受託事業)	229
(3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金【国事業】	230
(4) あだち生活・暮らし臨時給付金【国事業】	231
(5) 区独自「あだちから」生活応援臨時給付金【区事業】	231
5 その他	
(1) 特別定額給付金	232

VIII 物価高騰対策

物価高騰対策の事業概要	233
1 物価高騰対策事業一覧	233
2 児童福祉施策	
(1) 足立区教育・保育施設等物価高騰支援事業	234
(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金(ひとり親世帯分)【国事業】	235

(3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分) 【国事業】 -----	235
3 高齢者福祉および障がい者福祉施策	
(1) 物価高騰支援を目的とした区独自の 特別給付金支給事業【都事業】 【区事業】 -----	236
4 低所得者福祉	
(1) あだち生活・暮らし臨時給付金 【国事業】 -----	236
(2) あだち物価高騰支援臨時給付金 【国事業】 -----	237
資料	
区の福祉決算、組織等	
1 福祉決算-----	239
2 福祉部・子ども家庭部・社会福祉協議会の組織-----	240
3 足立区地域保健福祉推進協議会-----	241
4 臨時福祉給付金の支給-----	242
5 足立福祉事務所・各福祉課の管轄区域および区分図-----	245
6 足立区地域包括支援センター一覧および担当地域-----	247

第 1 章

足立区の福祉施策

1 総人口・世帯数・高齢者人口の推移

(1) 総人口・世帯数の推移

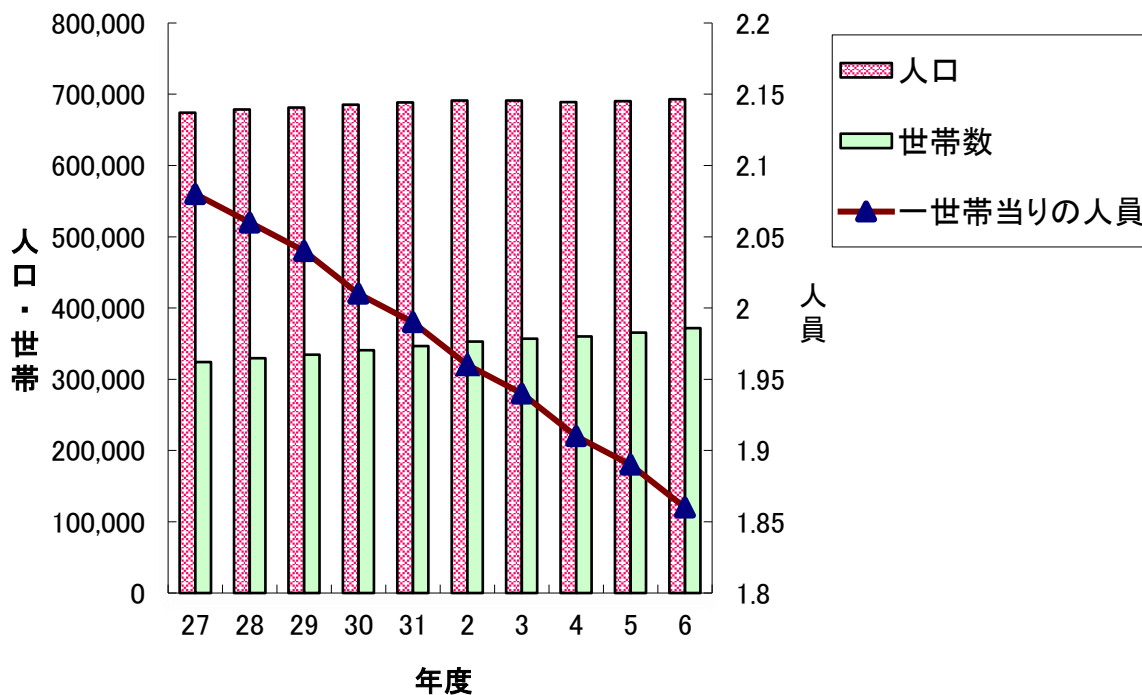
令和6年1月1日現在の住民基本台帳に基づく足立区内の人口は693,223人、世帯数は371,942世帯でした。平成25年以降の12年間で、人口は約24,000人、世帯は約55,000世帯増加しました。

一方で、1世帯あたりの人員は減少を続けており、単身世帯が増加しています。

施一第1表 足立区の人口・世帯数・1世帯あたりの人員 (各年1月1日現在)

年	人口	世帯数	1世帯あたりの人員
平成25年	669,143	317,001	2.11
令和2年	691,298	352,835	1.96
令和3年	691,002	357,044	1.94
令和4年	689,106	359,923	1.91
令和5年	690,114	365,583	1.89
令和6年	693,223	371,942	1.86
平成25年と 令和6年の比較	+24,080	+54,941	△0.25

施一第2表 人口・世帯数・1世帯あたりの人員の推移

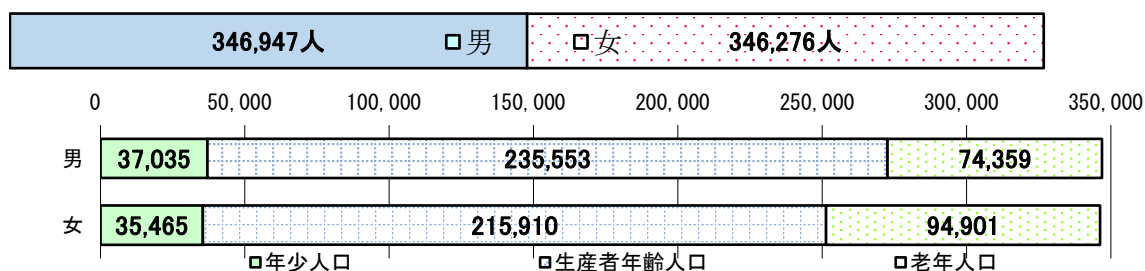
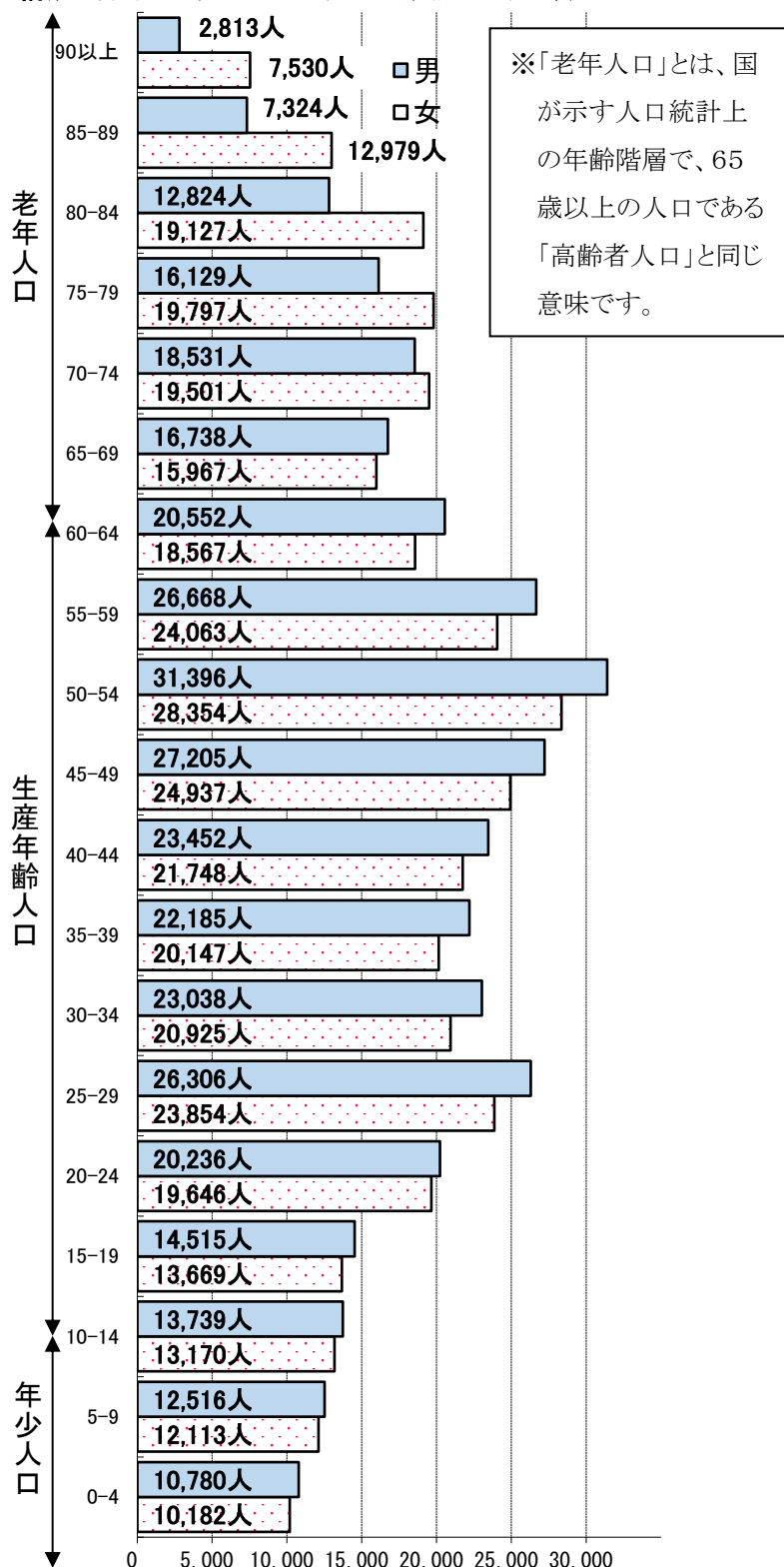


第1章 足立区の福祉施策

1 総人口・世帯数・高齢者人口の推移

施一第3表 性別・年齢階層別人口構成（令和6年1月1日）※外国人登録を含む

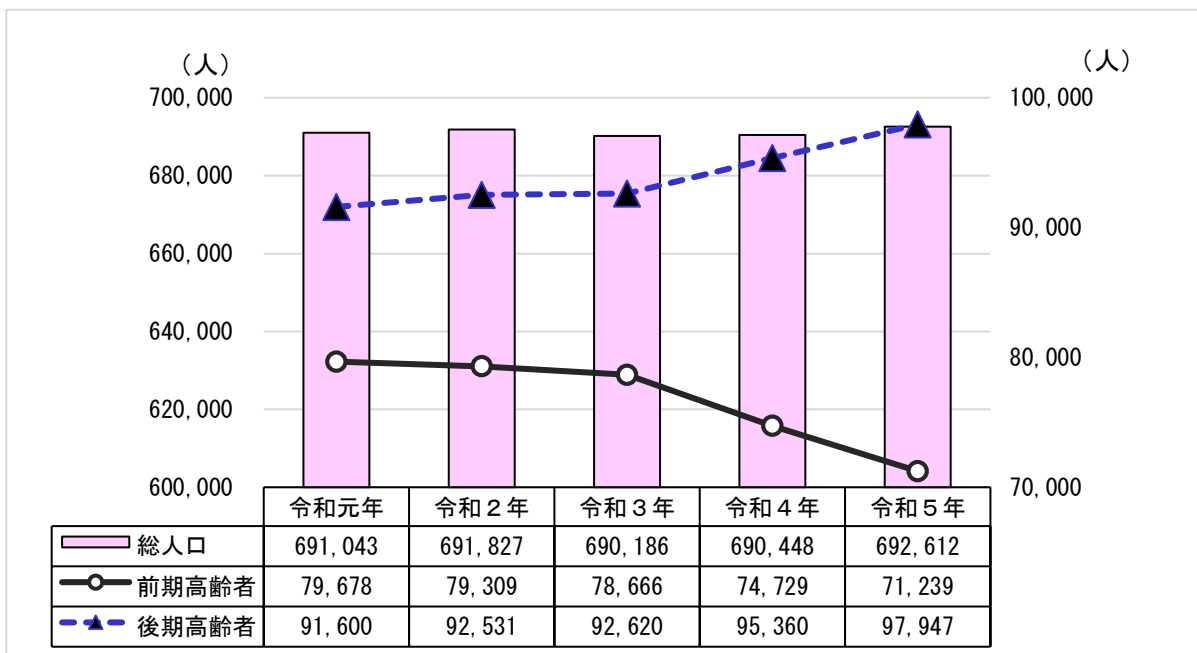
27.20%	72.80%
36.07%	63.93%
40.14%	59.86%
44.90%	55.10%
48.72%	51.28%
51.18%	48.82%
52.54%	47.46%
52.57%	47.43%
52.55%	47.45%
52.17%	47.83%
51.88%	48.12%
52.41%	47.59%
52.40%	47.60%
52.44%	47.56%
50.74%	49.26%
51.50%	48.50%
51.06%	48.94%
50.82%	49.18%
51.43%	48.57%



(2) 高齢者人口

2023年（令和5年）10月1日現在の高齢者人口（65歳以上）は169,186人で、人口に占める高齢者の割合である高齢化率は約24.4%となっています。また、前期高齢者（65歳から75歳未満）数は71,239人、後期高齢者（75歳以上）数は97,947人となっています。

施一第4表 高齢者人口の推移（各年10月1日現在）

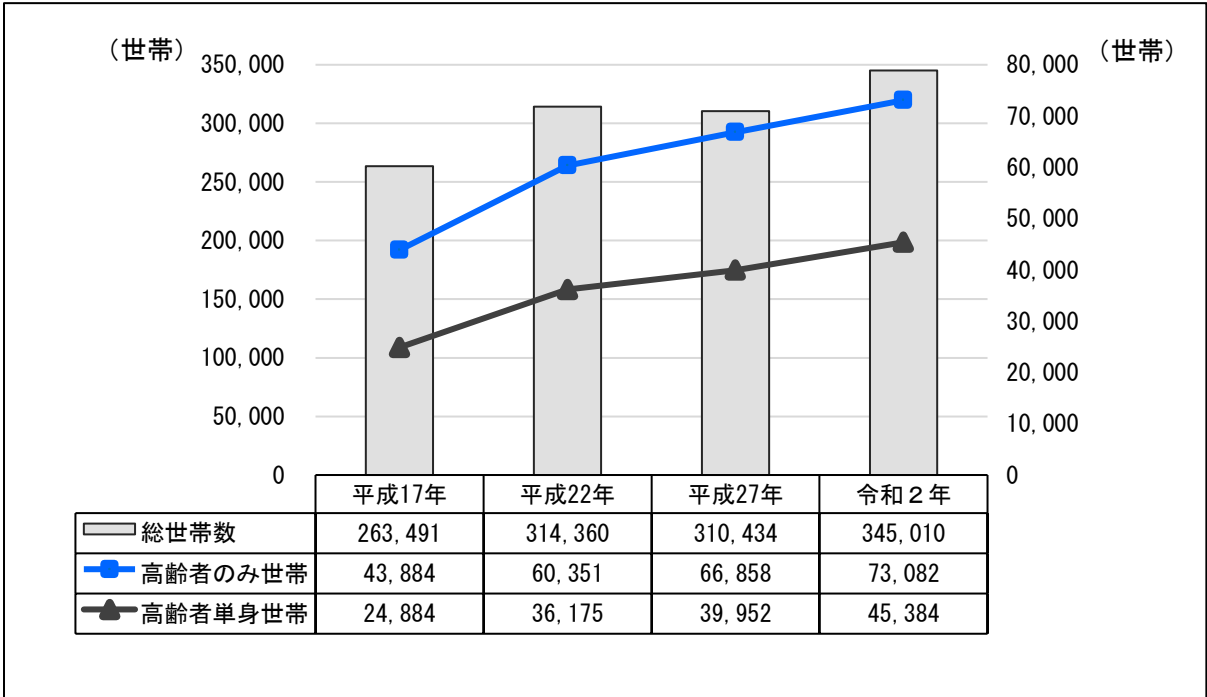


（3）高齢者のみ世帯・高齢者単身世帯の推移

令和 2 年に実施した国勢調査では、全世帯数に占める高齢者のみ世帯の割合は約 21.2%、
高齢者単身世帯の割合は約 13.2%となっています。

平成 17 年以降の 15 年間で、高齢者のみ世帯は約 29,200 世帯、全世帯に占める割合
は約 4.5%増加しました。また、高齢者単身世帯は 20,500 世帯、全世帯に占める割合
は約 3.7%増加しました。

施－第 5 表 世帯数の推移（各年 10 月 1 日現在）



2 基本計画と地域保健福祉計画

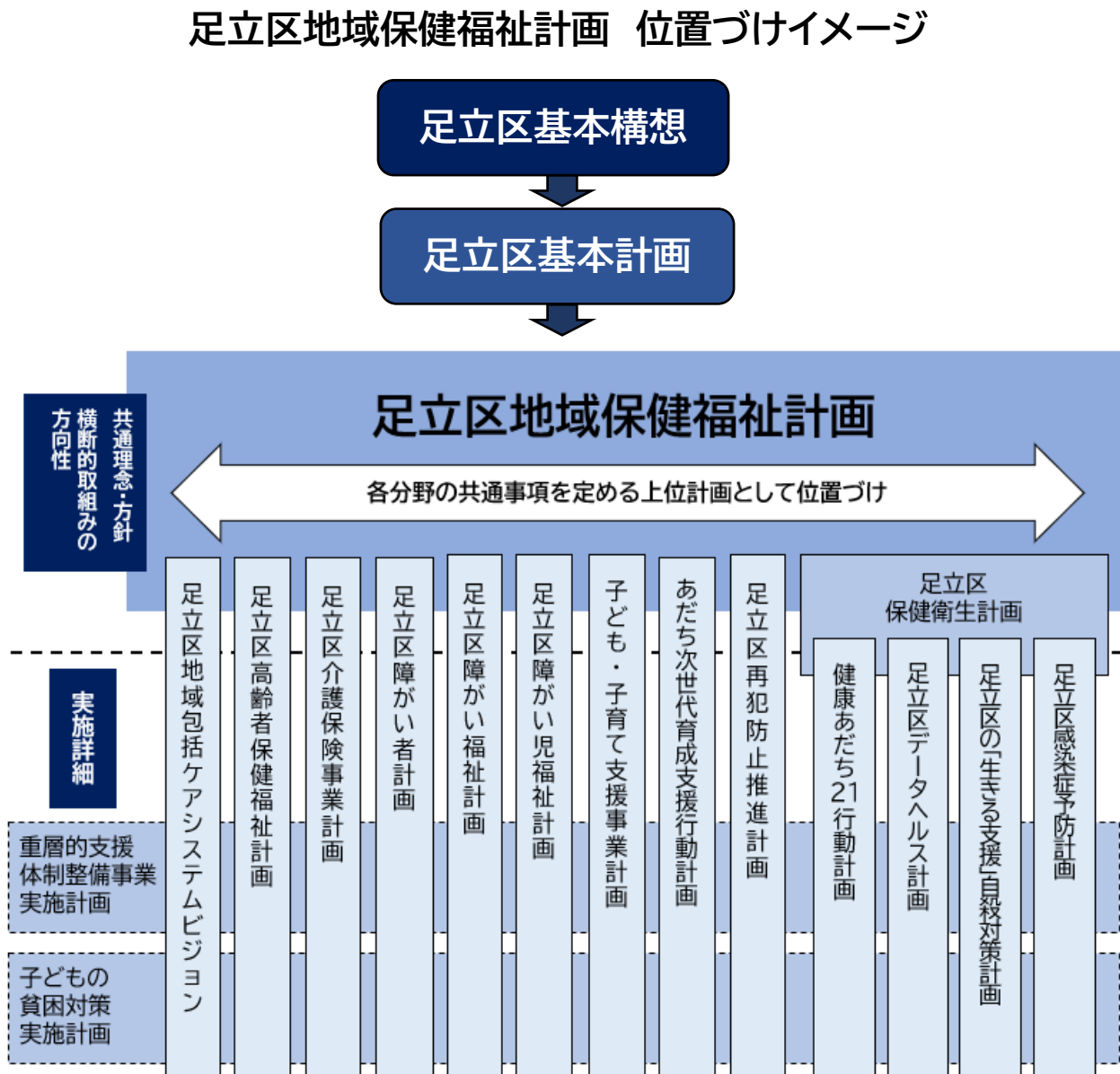
(1) 基本計画の体系と福祉施策

「足立区基本計画」は「足立区基本構想」で示す4つの基本的方向性をふまえ、区のすべての施策を体系的に整理し「7つの柱立て」（内福祉施策関連は3つ）に分類しています。各福祉施策についてもこの柱立てに基づいて計画し、具体的な事業に取り組んでいます。

また、これまでは各施策分野の個別計画を一括りにすることで「足立区地域保健福祉計画」としてきましたが、「地域共生社会の実現」に向けた社会福祉法の改正を受けて、令和6年に、新たに計画を策定しました。

計画策定とともに、世代や属性を問わない包括的な相談支援や、ひきこもりの方などの参加支援等を一体的に推進する「重層的支援体制」を推進するため、令和6年4月に「福祉まると相談課」を創設しました。

施一第1図 地域保健福祉計画の体系イメージ



第1章 足立区の福祉施策
2 基本計画と地域保健福祉計画

施一第2図 福祉施策が関係する基本計画の体系

基本構想	足立区の将来像：「協創力でつくる 活力にあふれ 進化し続ける ひと・まち 足立」			
	1	ひと	多様性を認めあい、夢や希望に挑戦する人	
	2	くらし	人と地域がつながる 安全・安心なくらし	
	3	まち	真に豊かな生活を実現できる 魅力あるまち	
	4	行財政	様々な主体の活躍とまちの成長を支える行財政	

施一第3図 基本計画の7つの柱立てと施策群 ※  の箇所が福祉施策に深く関連する施策

7つの柱立て	自己肯定感を持ち、生き抜く力を備えた人	自ら考え行動し、その成果を地域に活かす人	地域とともに築く、安全なくらし	いつまでも健康で住み続けられる安心なくらし	地域の個性を活かした都市基盤が整備されたまち	活力とにぎわいのあるまち	区民の活躍とまちの活力を支える行財政			
施策群	① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む ② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える	③ 多様な個性やライフスタイルを認めあう風土を醸成する ④ 生涯にわたる学習・文化・スポーツ活動を実践できる仕組みをつくる	⑤ 区民の命や財産を守り、くらしの安全を確保する ⑥ 環境負荷が少ないくらしを実現する	⑦ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する ⑧ 健康寿命の延伸を実現する	⑨ 災害に強いまちをつくる ⑩ 便利で快適な道路・交通網をつくる ⑪ 地域の特性を活かしたまちづくりを進める	⑫ 地域経済の活性化を進める	⑬ 多様な主体による協働・協創を進める	⑭ 戦略的かつ効果的な行政運営を行う	⑮ 区のイメージを高め、選ばれるまちになる	⑯ 次世代につなげる健全な財政運営を行う

施一第4図 福祉施策に関連する施策等

〈施策群〉

① 家庭・地域と連携し、子どもの学びを支え育む



② 妊娠から出産・子育てまで切れ目なく支える



⑦ 高齢者、障がい者などの生活のサポート体制を充実する
⑧ 健康寿命の延伸を実現する



⑭ 戦略的かつ効果的な行政運営を行う



⑯ 次世代につなげる健全な財政運営を行う



〈施策〉

A 課題を抱える子どもの状況に応じた支援の充実

B 子ども・若者がたくましく生き抜く力を育むための成長支援

C 妊娠、出産、子育てへの切れ目のない支援の充実

D 子育てと仕事の両立支援（待機児童対策と教育・保育の質の向上）

E 虐待の防止とひとり親家庭への支援

F 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる、地域包括ケアシステムなどの体制の充実

G 障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実

H 高齢者、障がい者のセーフティネット（虐待対応等）と権利擁護

I ぐらしやしごと困っている人が、状況に応じた保障や支援を受けられる体制の強化・充実

J 民生・児童委員などとの連携強化等を通じ、地域で支え合う体制の充実

K 効果的かつ効率的な区政運営の推進

L 将来にわたり安定した財政運営の推進

M 自主財源の確保

N 公有財産の活用と長寿命化の促進

(2) 重層的支援体制整備事業

足立区では、国が掲げる「地域共生社会」を目指し、令和6年度から地域保健福祉計画の重点施策として、新たに重層的支援体制の整備に取り組みます。

社会福祉法に規定される重層的支援体制整備事業では、区市町村全体の支援機関・地域の関係者が、“困りごとや生きづらさ”を断らずに受け止め、支援を要する方につながり続ける支援体制の整備をコンセプトに、以下の表の3つの支援（+事業を支えるための2つの事業）を、一体的に実施することを掲げています。

重層的支援体制整備の第一歩として、これまで主に生活困窮に係る相談窓口であった“くらしとしごとの相談センター”を再編し、“福祉まるごと相談課”を創設しました。

複合・複雑化した課題や、「どこに相談してよいかわからない」困りごとなど、高齢者・障がい者・子どもといった対象者の属性・年齢・内容を問わず、誰でも・何でも断らずに受け止める、包括的相談支援を開始しました。

また、窓口へ来庁が困難な方等には、福祉まるごと相談課の相談員による積極的・継続的なアウトリーチにより、潜在的なニーズにも寄り添った支援を実施します。

社会福祉法に規定される重層的支援体制整備事業の概要

施一第6表

事業			内容
重層的支援体制整備事業	1	包括的相談支援事業	① 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める。 ② 支援機関のネットワークで対応する。 ③ 複雑化・複合化した課題を多機関協働事業へ適切につなぐ。
	2	参加支援事業	① 地域社会との関係が希薄化し、参加に向けた支援が必要な本人に、つながりを作るための支援を行う。 ② 本人や世帯のニーズを踏まえた、丁寧なマッチングや支援メニューをつくる。 ③ 本人へ定着支援と受入れ先の支援を合わせて行う。
	3	地域づくり事業	① 属性や世代を超えて交流できる機会や場所を整備する。 ② 交流・参加・学びの機会を生み出すために、地域における多様な活動団体や人をコーディネートする。 ③ 地域における活動の活性化を図る。
1、2、3を支えるための事業	4	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	① 会議や関係機関とのネットワークの中から、潜在的なニーズや相談・困りごとを見付ける。 ② 支援が届いていない人に、支援を届ける。 ③ 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く。
	5	多機関協働事業	① 区市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する。 ② 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす。 ③ 支援に関わる関係機関の役割分担を図る。

(3) 福祉施策の方向と目標値(基本計画) ※主なものを抜粋

ア 子育てと仕事の両立支援〈施策群②：施策D〉

様々なニーズにあわせた保育サービスを提供することで、働きながら安心して子育てで
きる環境づくりを推進します。

施－第7表

指標名	現状(実績)値 (2022年度)	現状(実績)値 (2023年度)	目標値 (2025年度)
保育需要に対する待機児童率 ※低減目標	0%	0.04%	0%

イ 虐待の防止とひとり親家庭への支援〈施策群②：施策E〉

- (ア) 児童虐待の相談・通告には、家庭状況や生活環境を見極めながらきめ細かく対応し、
児童相談所との連携や訪問指導を通じて、虐待を起こす要因を解消していきます。
- (イ) 育児と仕事の両立に困難を抱えるひとり親家庭に支援事業の活用を促し、職業的自立
を推進します。
- (ウ) 支援を必要とするひとり親家庭へ情報や支援を届け、困りごとや社会的孤立の解消を
目指します。

施－第8表

指標名	現状(実績)値 (2022年度)	現状(実績)値 (2023年度)	目標値 (2024年度)
児童虐待解決率	72%	59%	80%
児童虐待受理件数	1,464件	1,530件	1,345件
児童扶養手当を受給している母子世帯の正規雇用率	38.4%	41.5%	45%
ひとり親家庭向け就労支援事業を活用した人数	194人	190人	200人
就労等による他者とのつながりがなく孤立のおそれ がある世帯のうち、区からの働きかけが困りごとの 解消につながった人の割合	39%	50%	70%
就労等による他者とのつながりがなく孤立のおそれ がある世帯の実態を把握し、必要な働きかけを行っ た回数(延べ)	1,208回	1,217回	1,200回

**ウ 高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる、地域包括ケアシステムなどの体制の充実
〈施策群⑦：施策F〉**

- (ア) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、さらなる介護予防の推進、医療・介護連携の強化、住まいの確保に取り組みます。
- (イ) 認知症になっても現在の暮らしを継続できるように、認知症への区民の理解を深め、サポートや相談体制の充実を図ります。

施－第9表

指標名	現状(実績)値 (2022年度)	現状(実績)値 (2023年度)	目標値 (2024年度)
介護が必要になっても今の地域で安心して暮らし続けられると思う高齢者の割合	67.3%	69.2%	70%
区が実施する介護予防事業に参加した高齢者の割合	25.1%	24.5%	20%
チェックリストで認知症の疑いが判明し医療機関や介護保険につなげた高齢者の割合	25.2%	39.4%	40%
あだちお部屋さがしサポート事業の高齢者利用者数	30人	27人	29人※1
特別養護老人ホーム整備済床累計数	3,082床	3,217	3,483床
自宅での看取りの件数（人口10万人あたりの件数）	— ※2		170件

※1 事業の見直しにより、実績の対象者は高齢者のみ

※2 厚生労働省のシステムにおいて、直近のデータが未掲載

エ 障がい者などが必要なときに必要な支援を受けられる体制の充実〈施策群⑦：施策G〉

- (ア) 必要な支援を適切なサービスにつなぐ相談支援を充実させることにより、住み慣れた地域で必要な支援を受けられるようにします。
- (イ) 発達支援が必要な児童に対しての気づきや発見の仕組みを構築することで、適切な支援につながる相談を円滑に実施します。

施－第10表

指標名	現状(実績)値 (2022年度)	現状(実績)値 (2023年度)	目標値 (2024年度)
在宅で障がい福祉サービスを利用する障がい児・者への満足度調査で肯定的な回答をした人の割合	63%	— ※	75%以上
指定特定相談支援事業所の箇所数	31か所	33か所	50か所
こども支援センターげんきにおける発達相談件数	1,491件	1,512件	1,290件
「気づきのしくみ」から発達相談につながった件数	96件	105件	110件

※ 障がい児・者への満足度調査は2023年度未実施のため実績なし

オ 高齢者、障がい者のセーフティネット（虐待対応等）と権利擁護〈施策群⑦：施策 H〉

- （ア）高齢者虐待等への対応力を強化し、セーフティネットの対象を虐待以外の困難ケースにも広げ、高齢者の虐待防止のため、権利擁護のさらなる充実を図ります。
- （イ）関係機関に対する研修や助言を行うことで障がい者の権利擁護支援を推進し、虐待防止を図ります。
- （ウ）地域連携ネットワークの構築・拡充を通じて、社会福祉協議会権利擁護センターあだちの相談事業や地域福祉権利擁護事業等を充実し、成年後見制度の利用促進を図ります。

施－第 1 1 表

指標名	現状(実績)値 (2022 年度)	現状(実績)値 (2023 年度)	目標値 (2024 年度)
高齢者虐待及び対応困難ケースの通報件数	452 件	445 件	500 件
虐待以外の困難ケースの通報件数	142 件	132 件	150 件
障がい者虐待通報・相談件数	40 件	55 件	70 件
障がい者の虐待相談等に係る関係機関等への助言	84 件	53 件	200 件
区民の成年後見制度利用者数	1,253 件	1,233 件	1,400 件
成年後見制度に関する相談受付件数（権利擁護センターあだち分）	3,768 件	4,403 件	4,000 件

カ くらしやしごとに困っている人が、状況に応じた保障や支援を受けられる体制の強化・充実〈施策群⑦：施策Ⅰ〉

- (ア) くらしやしごとに困っている人に対しての相談・支援体制を強化・充実し、必要なサービスに適切につなげ、自立を支援します。
- (イ) 生活保護受給世帯に対しては、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、必要な援助を行い、自立を支援します。
- (ウ) 子どもがいる生活保護受給世帯に対しては、子どもの貧困対策に鑑み、必要な援助を行い、自立に向けた就学を支援します。

施－第12表

指標名	現状(実績)値 (2022年度)	現状(実績)値 (2023年度)	目標値 (2024年度)
生活困窮者における就労等決定者数（就労決定・進路決定者数）	269人	271人	330人
生活困窮者自立支援相談件数（2024年度は、自立支援相談を含む包括的相談支援件数）	5,640件	4,574件	6,500件
生活保護受給世帯の「その他の世帯」の就労率（稼働収入認定のある世帯の割合）	37.1%	33.3%	50%
包括的就労支援事業利用者数	1,087人	1,181人	1,500人
生活保護受給世帯の高等学校等の中退率（過去4年間の平均）※低減目標	4.9%	4.4%	4%
有子世帯係における子どもの現認率（夏季休業期間）	97.6%	94.4%	100%

キ 民生・児童委員などとの連携強化等を通じ、地域で支え合う体制の充実〈施策群⑦：施策Ⅱ〉

- (ア) 民生・児童委員等との協働・協創による地域の絆づくりを推進し、地域の中に相談できる人がいることを実感できる地域づくりを進めます。
- (イ) 障がい者支援において地域の身近な支え手を増やすことで、より多くの人が支え合う地域づくりを推進していきます。

施－第13表

指標名	現状(実績)値 (2022年度)	現状(実績)値 (2023年度)	目標値 (2024年度)
家族・友人・知人以外に何かあった時に相談する相手がいる高齢者の割合	58%	58%	60%
民生・児童委員が扱う相談・支援件数	36,815件	40,247件	58,000件
家族や行政以外に、相談できる相手がいる障がい者の割合	34.8%	34.8%	50%
障がい関連ネットワークの開催	51回	56回	62回

第 2 章

施 策 別 事 業 概 要

I 児 童 福 祉

児童福祉施策の概要



1 児童福祉施策の現状

(1) 教育・保育を受ける機会の確保・推進

- ア 「足立区待機児童解消アクション・プラン」に基づき、必要な保育定員を確保していますが、本人の希望と施設の空き状況の不一致等から、令和6年4月は待機児童が5名発生しました。
- イ 教育・保育の無償化は、教育・保育を受ける機会の確保・推進のために、国や東京都の補助金制度を活用し、利用者負担軽減を図るとともに以下の支援を行っています。
- (ア) 幼稚園利用者への支援は、国と東京都の保育料補助に加え区独自にも上乗せし、さらに令和2年4月から教材費等も補助対象とし、保育料補助は区内の幼稚園に直接支給
- (イ) 幼稚園利用者へのさらなる支援として、令和5年4月から給食費（月額7,500円まで）を無償化
- (ウ) 保育施設利用者への支援は、区独自に令和2年4月から保育施設を利用する区内在住の3歳から5歳児の給食費相当（副食費）を無償化
- (エ) 令和5年10月から、認可保育施設等の第2子（0～2歳児・課税世帯）の保育料を無償化及び認証保育所利用者への第2子に対する補助額の拡充を実施しました。
- 併せて、私立幼稚園への預かり保育を利用する満3歳児への補助を拡充しました。
- 令和6年4月から、認可外保育施設（認証保育所を除く）の利用者に対する保育料補助を拡充しました。

(2) 教育・保育の質向上への取り組み

- ア 法令等に基づき就学前教育・保育施設へ立ち入り「指導検査」を実施するとともに、「巡回訪問」による寄り添い支援を行うことで、教育・保育の質向上に取り組んでいます。
- イ 人権や子どもの発達の理解につながる研修を実施し、巡回訪問を行う中で子どもの姿に合った環境構成に取り組んでいます。
- ウ 日々の保育者の関わりが子どもの成長に与える影響を可視化するため、区立園で「保育者の関わりアンケート」と「5歳児の子どもの育ちアンケート」を実施し、有識者による分析を進めています。

(3) ケアを必要とする子どもの把握と支援

ア 医療的ケア児等支援

令和5年度は小学校3校で試行的に医療的ケア児支援を実施しました。継続的に安心で安全な医療的ケアの実施体制構築に向けて医療的ケア児等地域支援作業部会で検討しています。

イ ヤングケアラー支援

ヤングケアラー※については、児童虐待と異なり、緊急的に状況を解決するというよりはケアの負担を軽減する支援を活用しながら家庭での生活が続けられるよう、本人及びケアを受ける側の家族の考えや思いにも留意し、関係機関と連携して支援にあたっています。

※ 国は、「本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこどものこと」としています。

ウ 不登校児童・生徒支援

必要に応じて学校と協議のうえ登校サポーターを派遣し、お迎え支援や別室登校支援を行っています。また、教育相談を経由してチャレンジ学級・あすテップ（教育支援センター）、居場所を兼ねた学習支援や家庭学習支援事業の利用につなげ、学習の補充や集団適応を促進し、学校復帰・進学など児童・生徒の成長を支援しています。

（４）子どもの貧困対策の推進

ア 令和2年3月に策定した「未来へつなぐ あだちプロジェクト（第2期足立区子どもの貧困対策実施計画）」では、ものづくり、職業体験など「子どもの経験・体験機会の拡充」や「地域との関わり（協働・協創）」等をさらに強化して、全庁をあげて子どもの貧困対策に取り組んでいます。

イ 令和3年3月に「あだち子どもの未来応援基金」を創設し、多くの寄附をいただき、子ども食堂・学習支援・居場所・フードパントリーなどを行う団体の活動支援や、児童養護施設等から自立する若者への支援、食の確保が必要な児童・生徒への支援に活用しました。

ウ 令和4年1月に「高校の中退予防強化」「高校中退後の支援」を2本柱に、子ども・若者を支える様々な機関がネットワークを形成し、専門性を生かした支援を効果的かつ円滑に実施する仕組みの構築を目指す「若年者支援協議会」を設置したことで、中学、高校、NPO 団体、行政機関等と連携して、代表者会議やチャレンジ応援会議、分科会を開催し、若年者支援の協議を行いました。

エ 学校や仕事の悩み、メンタルヘルスの不調を抱えている若者の専門相談窓口「あだち若者サポートテラス（SODA）」を設置し、288名の若者の悩みに対応し、医療機関やNPOなどの必要な支援先に118名をつなぎました。

（５）子育て家庭へのポピュレーションアプローチの構築

養育支援家庭などへのハイリスクアプローチに加え、今後は子育て家庭へのポピュレーションアプローチ等による「孤独・孤立防止」に向けた支援の充実を図るため、足立区ならではのポピュレーションアプローチとして、保護者へのアウトリーチ事業の充実や情報発信、相談機能の強化を集中的に進めることを目的とした新たな部署を令和6年度に創設しました。

2 令和5年度の状況**（１）重点と主な取り組み結果**

児概一第1表

令和5年度重点	主な取り組み結果（カッコ内は前年度実績）
ア 待機児童解消の推進	令和6年4月の待機児童数 5人（0人）
イ 発達支援が必要な子どもへの支援	・ 相談児童数4,411人（4,273人）のうち関係機関と連携できた割合99%（98%）
ウ 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援	児童虐待通告受理件数1,530件（1,464件）のうち、実際に虐待のあった件数〔低減目標〕1,435件（1,338件）
エ ひとり親家庭の自立支援の推進	就労セミナー参加者延べ131名（126名）、就労等相談939件（970件）等を経て、自立支援給付金事業の修了者29名中14名（13名）が正規就労
オ 居場所を兼ねた学習支援事業の継続した取り組み	居場所を兼ねた学習支援事業参加者数361名（356名）

3 児童福祉施策の課題と方向性

(1) 安全・安心への取り組み

ア 就学前教育・保育施設の事故防止及び再発防止

(ア) 事件・事故が発生した場合は、事案に応じて実地調査を実施し、施設に助言・指導を行い再発防止に努めています。また、全ての就学前教育・保育施設に対し事故の概要及び再発防止策等の周知徹底を進めています。巡回訪問では事故のリスクのある保育環境に対し、事故事例をあげ、施設長等の危機管理意識を高めるとともに、具体的な提案を行い支援しています。また、指導検査ではマニュアル等の内容を職員間で共有し、共通認識をもって保育にあたっているか確認及び指導を行い、安全な保育環境の整備を進めていきます。

(イ) 区立園の危機管理マニュアルについて、私立園も含めた各園へ周知徹底を図るとともに、事故防止研修を実施します。

イ 生命（いのち）の安全教育

「教育・保育の全体的な計画」を基に、人権研修や年齢別担任研修を実施し、発達段階に応じた連続性のある教育を行っていきます。

(2) 子育てと仕事の両立支援

ア 待機児童ゼロの継続と保育施設の空き対策

以下の取り組みを通じて、引き続き保育環境の向上を図っていきます。

(ア) 区立園・公設民営園は、築年数が40年を超える施設が大半を占め老朽化が進んでいることから、施設更新計画に基づき、計画的な適正配置を検討していきます。

(イ) 私立園の建て替えでは、仮園舎として活用可能な区有地等の用地情報の提供に努めるとともに、「子ども・子育て施設整備基金」を活用し、施設更新を支援していきます。

(ウ) 就学前人口の減少等に伴って生じる保育施設の空きに対しては、既存施設の更新に合わせて定員を見直すほか、区立園の定員抑制や私立園の定員変更等に取り組むことで、保育供給量の調整を図っていきます。

(エ) 令和4年10月より開始した「ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）」は令和5年度に487人の利用があり、今後も増加が見込まれるため、引き続き突発的な事情等で一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、区が利用料の一部を補助することで多様なニーズに応えていきます。

(オ) 令和5年5月からは、年度途中に待機児童となった場合の預け先の選択肢の一つとして、新たな「ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）」を実施しています。

イ 就学前教育・保育施設における教育・保育の質向上に向けた取り組み

(ア) 「指導検査」を厳格に実施するとともに、助言や提案を主眼とした「巡回訪問」など、施設に寄り添った支援を継続して実施していきます。

「指導検査」については、平成28年度から対象施設を拡充してきましたが、さらに令和7年度以降は、幼児教育・保育の無償化の対象施設である私学助成の私立幼稚園を段階的に対象としていくための準備を進めていきます。

(イ) 「巡回訪問」では、区の教育・保育のスタンダードである「足立区教育・保育の質ガイドライン」を用いて施設への助言・提案を行っていきます。また、新規採用および保育経験年数の浅い保育者等を対象に研修を実施し、研修後の保育実践について報告して

もらうことで、研修の学びが保育に活かせる仕組みをつくり、研修の充実を図っていきます。

(ウ) 令和5年度に区立園で実施した「保育者の関わりアンケート」と「5歳児の子どもの育ちアンケート」の有識者による分析を基に各園で振り返りを行い、さらなる教育・保育の質の向上を図ります。

(3) 特別な支援を要する子どもや養育困難家庭への支援

ア 発達支援が必要な子どもへの支援

(ア) 特別支援教育の取り組みを強化

- ① ユニバーサルデザインの視点を取り入れた、通常学級を含めた特別支援教育の推進を図り、通常学級に波及できる事業を展開していきます。
- ② 特別支援学校の高い専門性を生かした継続的な支援を活用し、小中学校に在籍をしている特別な配慮を必要とする児童・生徒に対し、そのニーズに応じた適切な教育を提供していくためセンター的機能を活用していきます。

(イ) 発達障がい児支援事業の取り組みを強化

「気づく」「つなぐ」「支える」の3つの視点から、発達支援が必要な子どもへの相談と支援、保護者や支援者に対するサポート体制の充実を図っていきます。

- ① 支援者に対しては、専門職による研修等をとおして知識と技術の向上を目指す支援を行っていきます。
- ② 保護者に対しては、チューリップシート配付時に同封するQRコードを通して、配信型のペアレントトレーニングの動画を全家庭に提供していきます。
- ③ 保護者支援の一助である、ペアレント・メンター事業では、外部講師を招いた学びの場をもうけることで、メンターの質の向上を図り、寄り添った支援施策を行っていきます。

(ウ) 医療的ケア児等支援

- ① 学校における受入れ体制を構築するために、小学校3校で試行実施、検証を図り、本格的な支援開始につなげました。
- ② 医療的ケア児の保護者に実施したアンケート結果を基に、医療的ケア児の保育所での受入れ指定園を3園から5園に拡大しました。医療的ケア児等の情報収集に努め、重層的な地域支援体制の構築につなげていきます。

イ 不登校対策の推進

(ア) 令和6年度は、NPO法人が実施する不登校生徒へのオンライン支援事業のモデル実施を継続するとともに、東京都のバーチャル・ラーニング・プラットフォームを活用した不登校生徒へのオンライン支援を行い、それぞれの効果を検証し、ICTを活用した支援を進めていきます。

(イ) スクールソーシャルワーカーは関係機関との連携による不登校対策を進めるとともに、体制強化を図り、年々増加する不登校児童・生徒に対応していきます。

(ウ) 私立学びの多様化学校（いわゆる不登校特例校）や民間団体と連携し区の不登校支援に繋げていくほか、不登校の当事者へのアンケートの実施を検討中です。

ウ 虐待予防・早期発見に視点を置いた支援

- (ア) 子どもが権利の主体であること、子どもの最善の利益が優先されることについて、子どもの福祉を保障するための原理として理解し、業務を適切に行います。
- (イ) 子どもに対する支援だけではなく、子どもの健やかな成長・発達・自立のためには保護者ごと支える視点が不可欠であるため、専門相談員による養育相談・助言に加え、事業協力員や委託事業者による養育支援訪問事業等を通じ、虐待予防に取り組みます。
- (ウ) 足立区要保護児童対策地域協議会において、養育困難家庭や児童虐待を早期に発見し、各機関の連携と役割分担で子どもと家庭に早期の段階からの的確な支援を行っていきます。
- (エ) 「完璧な親なんていない講座」、「イライラしない子育て講座」等、親の子育て力向上のための取り組みを行っていきます。
上記サービス等を活用し、子どもが家庭で安心して暮らせるよう、引き続き在宅支援を充実させていきます。

エ ヤングケアラーへの支援

- (ア) ヤングケアラーの負担を軽減するためには、生活福祉や障害福祉、高齢者福祉など、様々なサービスの支えも必要となることから、各分野の関係機関と緊密に連携し家族全体を重層的に支援していきます。支援者が支援方針を決めつけることなく、本人の意思に沿い、本人の負担軽減につなげることを重視します。

(4) 子どもや子育て家庭への支援

ア 乳幼児期からの生活リズムの定着

- (ア) 乳幼児の健やかな成長に欠かせない基本的な生活リズムを身につけられるように、保育園や幼稚園等と連携して、「早寝・早起き・朝ごはん」カレンダーによる取り組みやリーフレット・ポスターなどによる啓発活動を行っていきます。
- (イ) 長期の休みには生活リズムも乱れがちであることから、希望する小学校1年生の夏休み前に「早寝・早起き・朝ごはん」チェックブックを継続して配布します。

イ 乳幼児の親子の居場所づくり

- (ア) 乳幼児の子育て家庭における育児の不安感の軽減や孤立防止を図るために、乳幼児とその保護者が安心して自由に遊べる子育てサロンを区内に65か所設置し、引き続き、子育て相談への対応や子育て中の親子同士の交流の促進を図っていきます。
- (イ) 幅広い利用者層に対応するため、子育てサロンを3タイプ（商業施設等内の子育てサロン、拠点型子育てサロン、児童館子育てサロン）に分けて役割を明確にし、利用者の状況に合った子育てサロンの選択を可能にしています。

(5) ひとり親家庭等の支援と自立支援策の推進

ア ひとり親家庭等の支援

- (ア) 医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の経済的負担等の軽減を図っています。令和5年4月からの子ども医療費助成制度の拡大による高校生等の移行から受給者数は減少していますが、今後もひとり親家庭等の保健の向上のため、助成を継続していきます。
- (イ) 児童扶養手当、児童育成手当については、近年受給世帯数が減少傾向にあり、令和5年度も減少していますが、引き続きひとり親世帯への自立促進に向け、適正な手当の支給を行っていきます。

イ ひとり親家庭の自立支援策の推進

- (ア) ひとり親家庭の父または母の就労を促進するため、ハローワークと連携した自立支援プログラムの策定や就業に有利となるような国家資格等の取得を支援しています。今後も継続して実施することで、自立に向け、正規就労に結びつくよう支援していきます。
- (イ) 相談事業や交流の場である「サロン豆の木」を実施することで、ひとり親家庭が地域で孤立することのないよう支援していきます。
- (ウ) 訪問事業により寄り添い型の支援を強化し、児童扶養手当受給世帯のうち、正規就労による所得がなく孤立の可能性が高い世帯に対し重点的に個々に合った支援策や交流イベントの情報提供を行い、自立につながるよう取り組みます。

(6) 子どもの貧困対策の推進

令和5年度を若年者支援元年と位置付け、教育・就労・暮らしの分野で様々な支援を開始しました。令和6年度からは、若年者支援のさらなる推進を目指し、義務教育卒業後、区の支援が手薄の若者から直接意見を聴く「アダチ若者会議」を実施し、新たな支援策を講じていきます。

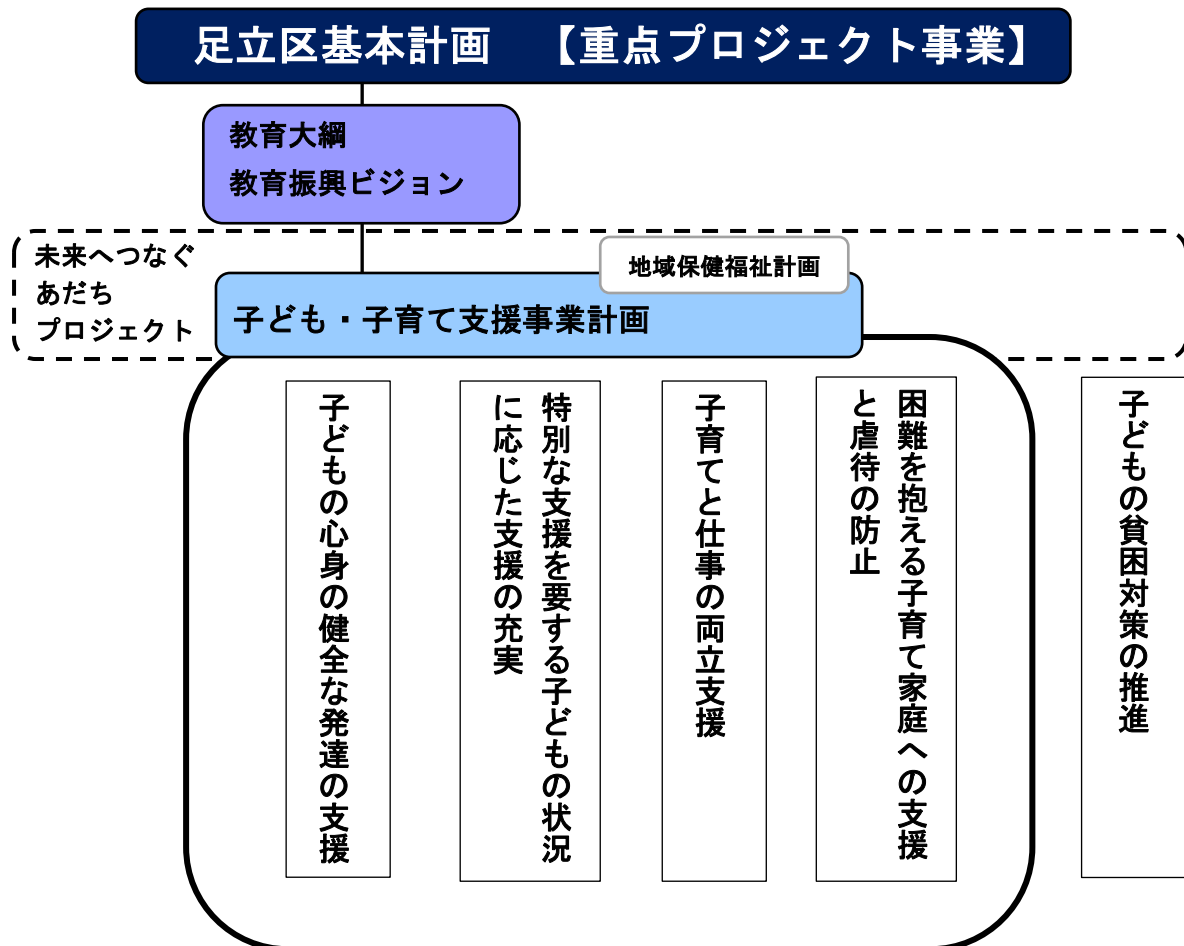
(7) 出産費助成事業の開始

子育て世帯の経済的負担を軽減し、子どもを産み育てやすい環境を整備することを目的として、出産費用の自己負担分の一部を助成する区独自の事業を開始しました。令和6年4月以降に出産した方を対象として、「出産費用の総額（入院費及び分娩費）」と「出産育児一時金など」の差額分について、子ども一人につき最大10万円の助成を行います。

4 児童福祉施策の展望

子ども・子育てに関する施策は、区の基本計画（重点プロジェクトを含む）の分野別計画である「子ども・子育て支援事業計画」や全庁で取り組んでいる「未来へつなぐ あだちプロジェクト」などの計画と密接に関連しています（体系図参照）。そのため、児童福祉施策については、こうした計画の進捗状況も踏まえながら、総合的かつ実効性をもってすべての子育て中の家庭が安心して子育てできる環境の整備を推進していきます。

児概一第1図 児童福祉施策の体系図



児童福祉施策の事業概要

1 相談窓口

(1) 児童家庭相談

(こども家庭相談課家庭支援第一係～第三係)

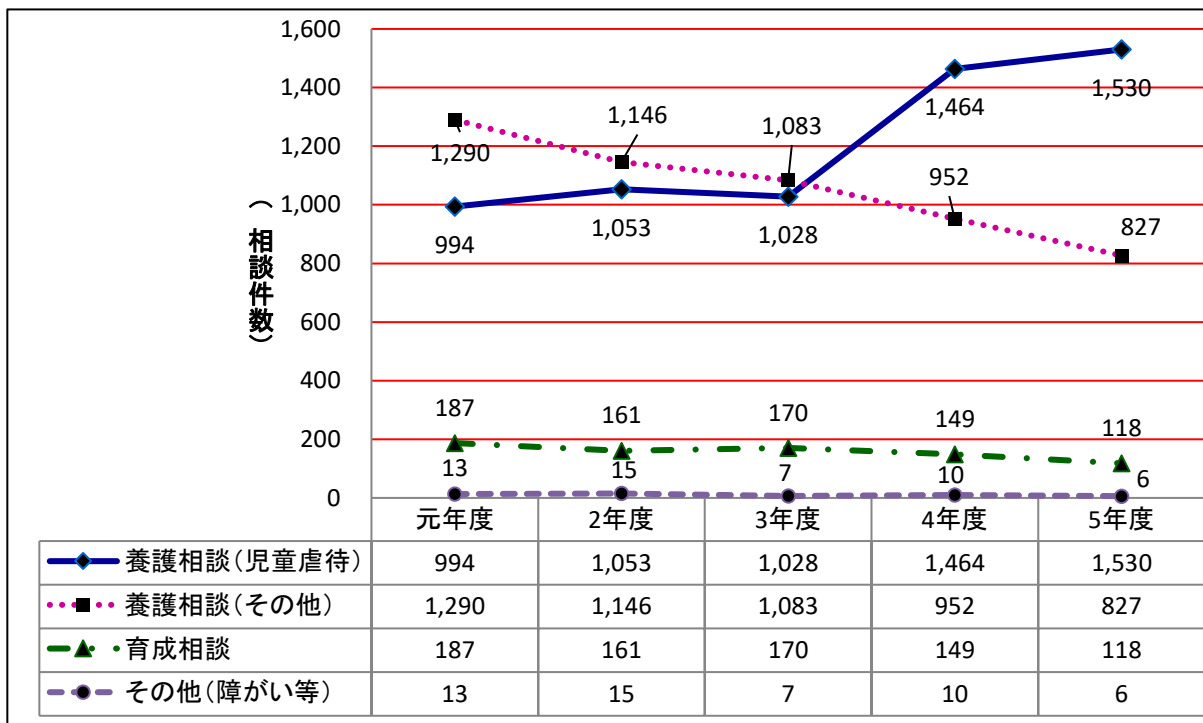
子どもおよび妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握、必要な情報の提供、家庭その他からの相談に応ずることならびに必要な調査および指導を行い、その他子どもと家庭への必要な支援を行います。

児－第1表 児童家庭相談件数

(件)

相談種別／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
養護 相談	児童虐待	994	1,053	1,028	1,464	1,530
	その他	1,290	1,146	1,083	952	827
保 健 相 談		3	5	1	0	2
障がい 相談	肢体不自由	0	0	0	0	0
	視聴覚障がい	1	0	0	0	0
	言語発達障がい等	1	0	0	1	0
	重症心身障がい	0	2	0	1	0
	知的障がい	3	4	2	3	0
	自閉症等の障がい	3	3	1	1	0
非 行 相 談		2	1	3	3	4
育成 相談	不登校	14	16	9	9	6
	性格行動	100	67	64	65	53
	育児・しつけ	62	73	86	62	49
	適性	11	5	11	13	10
その他の相談		0	0	0	1	0
計		2,484	2,375	2,288	2,575	2,481

児－第2表 児童家庭相談件数（件）



(2) 発達障がい児支援事業

(支援管理課発達支援係)

発達に心配（発達障がいを含む）のある児童とその家族および関係機関に対し、さまざまな相談、利用援助、自立支援などを行うことにより、児童やその家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図っています。

ア 発達相談

区内在住の0歳から18歳未満の発達に関する悩みや心配ごと（発達障がいを含む）についての相談に対応しています。必要に応じ専門職による評価および専門機関の紹介をします。

児－第3表 発達相談の内訳

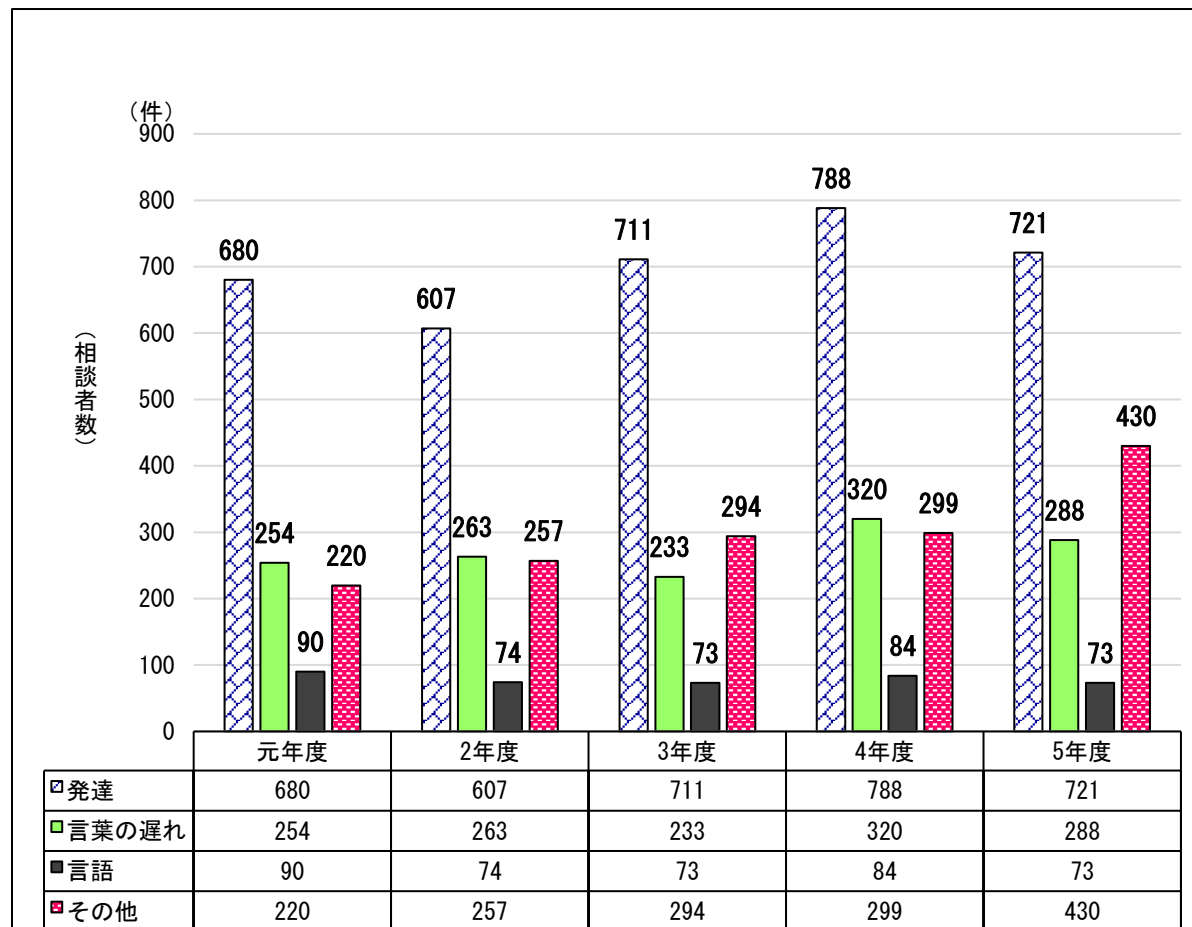
(人)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
発達	発達について	606	557	656	689	618
	コミュニケーション	30	11	25	34	51
	こだわり	5	6	5	13	6
	多動傾向	39	33	25	52	46
言葉の遅れ		254	263	233	320	288
言語	構音	61	46	47	58	53
	吃音	29	28	26	26	20
運動機能		15	20	9	20	14
福祉制度		63	67	47	77	65
その他		142	170	238	202	351
計		1,244	1,201	1,311	1,491	1,512

第2章 施策別事業概要－Ⅰ 児童福祉

1 相談窓口

児－第4表 発達相談の内訳



児－第5表 相談元紹介機関

(人)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
機関名	保健センター	353	357	284	424	401
	学校・幼稚園・保育所等	355	339	399	468	465
	障がい福祉センターあしすと	27	38	23	32	17
	こども支援センターげんき	99	76	70	67	91
	児童相談所	15	11	11	20	28
	福祉事務所	7	8	9	10	6
	医療機関	30	31	32	40	50
	その他の機関	34	37	17	38	40
家族・親族		81	99	110	118	147
知人・友人		30	15	17	23	25
情報（HP、広報等）		179	172	192	201	157
その他		34	18	147	50	85
計		1,244	1,201	1,311	1,491	1,512

イ 専門職派遣

幼稚園・保育所等からの申請により専門職が定期巡回し、行動観察や個別評価を行い、発達に関する相談や援助を実施しています。

児－第6表 専門職派遣（保育所定期巡回を含む） (件)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区立 保育所 こども園	相談	365	246	257	239	265
	観察	365	246	257	239	265
	個別評価	67	61	56	56	36
私立保育所	相談	598	507	574	558	535
	観察	598	507	574	558	535
	個別評価	61	100	74	73	81
私立幼稚園	相談	40	50	55	49	40
	観察	40	50	55	49	40
	個別評価	0	0	0	0	0
その他	相談	105	232	152	189	64
	観察	105	232	152	189	64

ウ 専門研修

幼稚園・保育所等の職員を対象に、発達障がいに対する理解と具体的な対応方法を学ぶ専門研修を実施しています（令和元年度より東京都から認定を受け保育士等キャリアアップ研修に位置づけられています）。

児－第7表 専門研修（夏季セミナー・夜間研修・冬季セミナー・出張学習会） (延べ人数)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
参加人数	1,119	1,066	1,132	1,406	863

エ ペアレントトレーニング

学齢期（小学生）の子どもを持つ保護者を対象に、発達障がいの特性や対応方法を講義形式、ディスカッション等を通して伝えています。

児－第8表 ペアレントトレーニング (延べ人数)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
参加人数	グループ	61	33	26	58	50

第2章 施策別事業概要－Ⅰ 児童福祉

1 相談窓口

オ ペアレント・メンター事業

発達障がい児を持つ親が一人で悩まなくてすむように、地域での当事者同士の支え合いを推進するために委託を実施しています。

児－第9表 ペアレント・メンター事業 (人)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	個別	53	82	58	70	60
	グループ	36	18	29	31	36

2 保育サービス

(1) 保育所の運営

(保育・入園課区立保育施設係、入園第一係～第三係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係、公設民営担当)

保育所は、保護者の就労、疾病、障がい、介護などの事情により保育ができない児童を、保護者に代わって保育する施設です。

児－第10表 保育所の数および定員

(令和6年4月1日現在)

区分	施設数 (園)	定員(人)	0歳	1歳	2歳	3歳	4・5歳
		入所児童数(人)					
区立	43	4,307	207	586	764	883	1,867
		3,525	129	511	651	714	1,520
私立	113	9,675	822	1,463	1,663	1,883	3,844
		8,843	607	1,458	1,617	1,705	3,456
計	156	13,982	1,029	2,049	2,427	2,766	5,711
		12,368	736	1,969	2,268	2,419	4,976

① 入所児童数は区外からの受入児を含み、区外施設への委託児は含まない。

② 区立には、区立認定こども園(2号・3号認定のみ)、公設民営の認可保育所を含む。

(2) 保育所入所

(保育・入園課入園第一係～第三係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係)

保育所への入所は、「保育を必要とする」状態の程度により基準指数を定め、必要度の高い者から順次行われます。

児－第11表 入所児童数

(各年4月1日現在)

区分		区立					私立				
年		2年	3年	4年	5年	6年	2年	3年	4年	5年	6年
施設数(園)		44	44	44	43	43	112	112	112	113	113
入所 児童数 (人)	0歳	168	157	161	163	129	704	685	669	651	607
	1歳	576	545	552	537	511	1,412	1,388	1,411	1,451	1,458
	2歳	741	697	682	636	651	1,531	1,615	1,580	1,586	1,617
	3歳	826	810	791	746	714	1,562	1,674	1,750	1,684	1,705
	4・5歳	1,780	1,714	1,710	1,594	1,520	2,993	3,133	3,205	3,440	3,456
	計	4,091	3,923	3,896	3,676	3,525	8,202	8,495	8,615	8,812	8,843

① 入所児童数は、区外からの受入児を含み、区外施設への委託児は含まない。

② 区立には、区立認定こども園令和6年度以降(2号・3号認定のみ)、公設民営の認可保育所を含む。

第2章 施策別事業概要－Ⅰ 児童福祉
2 保育サービス

児一第12表 私立認可保育所運営費支出状況

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
取扱件数 (延べ件数)	90,693	100,092	103,311	104,524	107,433
支払総額 (円)	13,969,855,967	17,526,752,243	17,699,278,218	18,120,065,304	19,281,582,578
1人当たり 月平均支出 額(円)	154,035	175,106	171,320	173,357	179,475

※ 保育所運営費とは、区内外の私立認可保育所に入所している区内の児童に係る運営費用のことである。

児一第13表 保育料（現年度分）の収納状況

<区立>

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
調定	件数	27,385	11,665	12,912	13,057	8,387
	金額 (円)	545,661,060	199,483,570	230,009,459	238,938,000	195,803,620
収入	件数	27,076	9,954	12,590	12,275	8,370
	金額 (円)	539,768,660	197,437,520	229,910,694	236,613,020	194,916,080
収納率 (%)		98.92	98.97	99.96	99.02	99.55

① 区立には、公設民営の認可保育所を含む。

② 収入には還付未済を含む。

<私立>

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
調定	件数	54,405	31,197	35,927	35,151	28,289
	金額 (円)	1,195,091,540	615,907,460	773,364,151	761,308,950	709,586,730
収入	件数	54,119	25,380	37,201	34,918	28,190
	金額 (円)	1,190,096,540	612,785,490	776,764,966	756,035,890	707,182,070
収納率 (%)		99.58	99.49	100.44	99.31	99.66

※ 収入には還付未済を含む。

(3) 乳児（0歳児）保育

（保育・入園課区立保育施設係、入園第一係～第三係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係、公設民営担当）

区の乳児保育は、昭和43年9月に月齢8か月からの乳児を対象に開始しました。その後、社会環境の変化に伴い、月齢6か月を経て、区立保育所では平成4年度から月齢3か月に、さらに平成5年度からは産休明け（生後57日以降）保育へと月齢を引き下げました。

なお、私立保育所では平成4年度から産休明け保育を実施しています。

児－第14表 乳児保育実施状況

（令和6年4月1日現在）

区分／利用人数	区立	公設民営	私立	計
0歳児（生後6か月以降）実施園	12	9	106	127
0歳児（生後6か月以降）実施園のうち 産休明け（生後57日以降）実施園	3	9	106	118
利用人数（人）	68	64	607	739

※ 利用人数は、令和5年度の実績値

(4) 11時間開所・延長保育

（保育・入園課区立保育施設係、入園第一係～第三係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係、公設民営担当）

区立保育所の延長保育は昭和59年11月に2園を指定し、午後6時から7時までの間で開始しました。

その後、平成11年4月に区立保育所の開所時間を午前7時30分から午後6時30分の11時間としました。さらに、平成15年4月から公設民営の認可保育所で2時間延長保育を開始し、平成28年4月からは、すべての公設民営の認可保育所で午前7時から7時30分、午後6時30分から8時30分の延長保育を行っており、私立保育所でも全施設で延長保育を実施しています。

児－第15表 延長保育実施園状況

（令和6年4月1日現在）

延長時間／利用人数	区立	公設民営	私立	計
午前7時00分～午前7時30分	0	13	87	100
午後6時30分～午後7時00分	0	0	5	5
午後6時30分～午後7時30分	6	0	40	46
午後6時30分～午後8時00分	0	0	9	9
午後6時30分～午後8時30分	0	13	59	72
利用人数（人）	66	506	3,117	3,689

※ 利用人数は、令和5年度の実績値

(5) 発達支援児（障がい児）保育

(支援管理課発達支援施策調整担当、保育・入園課区立保育施設係、入園第一係～第三係、私立保育園課第一係・第二係、公設民営担当、幼稚園・地域保育課地域保育係、認証・認可外保育係)

昭和52年4月に区立保育所における障がい児保育が指定園方式で制度化され、家庭での保育に欠け、かつ、障がいのある児童の保育を開始しました。

その後、心身に障がいを持つ児童に加え、保育上特別な配慮が必要な児童を含め、集団保育を原則とした発達支援児保育として実施しています。

区内保育所等では、「足立区発達支援委員会設置要綱」に基づく発達支援委員会の認定を受けて、発達支援児保育を行っています。

児－第16表 発達支援児年度別在園状況

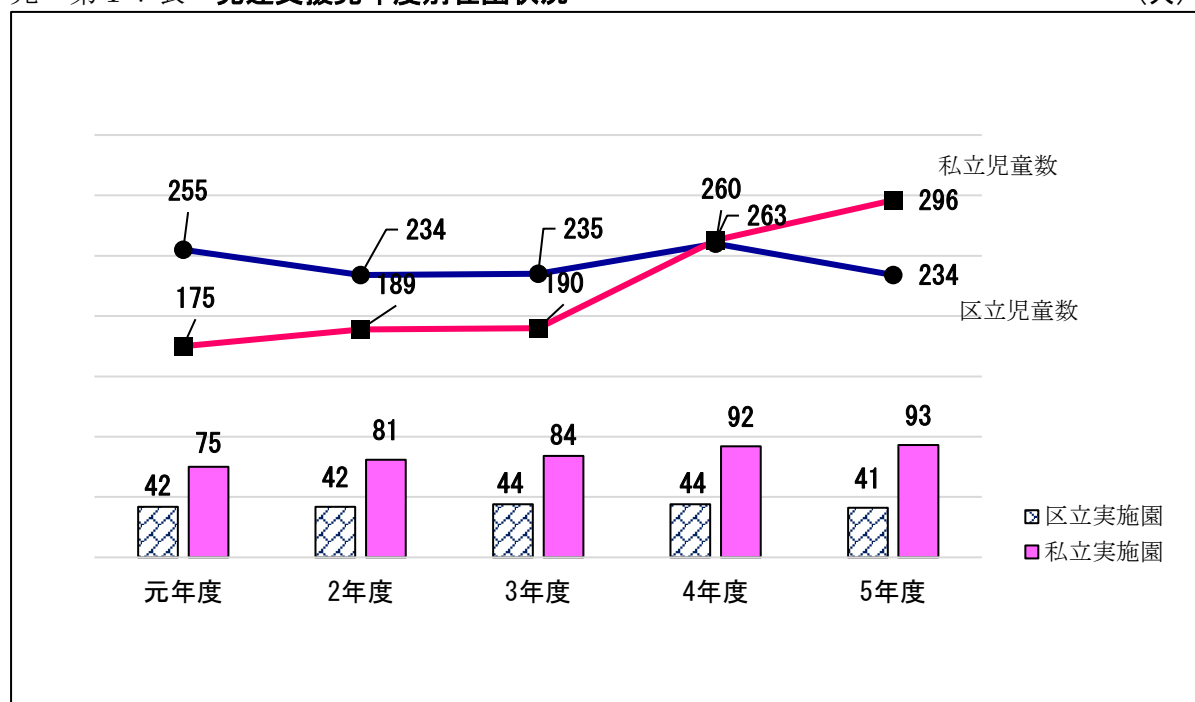
(各年4月1日現在)

項目／年		元年	2年	3年	4年	5年
区立	実施園数(園)	42	42	44	44	41
	児童数(人)	255	234	235	260	234
私立	実施園数(園)	75	81	84	92	93
	児童数(人)	175	189	190	263	296
主な障がい	知的能力障害、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動症、身体障がい					

※ 公設民営保育所、区立認定こども園は区立に含む。

児－第17表 発達支援児年度別在園状況

(人)



(6) 病後児保育

(保育・入園課保育調整係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係)

児童が病気やけがで急性期をすぎて「回復期」に入った時、病後児保育室でその児童の生活リズムや体調に合わせてゆったりと過ごすことで、無理なく体力を取り戻せるという児童の立場に立った保育を行っています。病後児保育は、足立区に在住しているか、認可保育所に在園している満1歳から就学前の児童を対象としています。

児－第18表 病後児保育 (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区立あやせ保育園内 病後児保育「すくすくルーム」 利用児童数（延べ人数）	30	10	30	52	30
私立西新井きらきら保育園内 病後児保育室「げんき」 利用児童数（延べ人数）	118	43	101	108	118

※ 定員はいずれも4名

(7) 病児保育

(保育・入園課保育調整係)

病気にかかっている児童を預かる「病児保育」事業を平成31年2月から開始しました。病気の治療中であり集団保育は困難でも、病状が安定していて入院治療の必要がなく、医師が病児保育室の利用が適当であると判断した場合、対象になります。

保護者とその同居の家族の就労等により、家庭において保育を受けることが困難な満6か月以上の児童のうち、次の児童が利用できます。

- ア 足立区内に住所を有し、現に保育施設、認定こども園または幼稚園に通所している児童
- イ 足立区内に住所を有しないが、区内の保育所または認定こども園に通所している児童
- ウ 足立区内に住所を有する小学校1年生から小学校3年生までの児童
- エ その他足立区長が特に必要と認めた児童

児－第19表 病児保育 (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
東部地域病院内 病児保育室くろーばー 利用児童数（延べ人数）	307	30	139	90	162

※ 定員は4名

(8) 休日保育

(幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係)

日曜・祝日に、保護者の就労等により保育が必要となる児童を預かる制度です。認証保育所では0歳から就学前までの児童を対象に実施しています。

(9) 年末保育

(保育・入園課区立保育施設係、幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係)

年末の12月29日・30日の2日間に、保護者の就労等により保育が必要となる児童を、一部の区立保育所、認証保育所で預かる制度です(29日・30日が日曜日と重なる場合を除く)。

なお、認証保育所では12月31日も実施しています(日曜日と重なる場合を除く)。

児－第20表 年末保育

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区立保育所	実施園数(園)	4	2	2	2	2
	実施日数(日)	1	2	2	2	2
	児童数(人)	15	19	28	33	24
東京都 認証保育所	実施園数(園)	5	6	6	7	7
	実施日数(日)	2	3	3	3	2
	児童数(人)	12	35	51	44	35

- ① 児童数は、年末保育実施期間の利用延べ人数である。
② 私立保育所は各施設の自主事業として実施している。

(10) 地域協働型子育て支援事業

(保育・入園課保育調整係)

すべての子育て家庭を対象にした子育て支援事業として、地域住民や関連機関と連携しながら保育サービスの拡充を図ることを目的に、一時保育を区立保育所14園、給食体験・園庭開放等を全区立保育所(27園)・区立認定こども園(3園)で実施しています。

児－第21表 区立保育所における一時保育指定園 (令和6年4月1日現在)

指定園名		指定園名	
1	本木保育園	8	千住あずま保育園
2	上沼田保育園	9	東花畑保育園
3	緑町保育園	10	中島根保育園
4	中央本町保育園	11	保木間保育園
5	伊興保育園	12	本木東保育園
6	東綾瀬保育園	13	大谷田第一保育園
7	辰沼保育園	14	加賀保育園

※ 一時保育受託の利用人数および時間数は、児－第22表に掲載。

(11) 一時保育

(保育・入園課保育調整係、私立保育園課私立保育園第一係・第二係、幼稚園・地域保育課地域保育係、認証・認可外保育係)

保護者の育児疲れ解消、断続的勤務・短時間勤務、出産や急病などの理由により、一時的に保育が必要となる就学前までの児童を、保育所で預かる制度です。

平成20年度から、区内の認証保育所でも1時間500円で開始しました。なお、裁判員制度で裁判員等選任手続きに参加する場合、および裁判員に選任され職務を果たす時間は無料となります(給食・おやつ代は除く)。

児－第22表 一時保育受託数

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
区立保育所	受託延児童数(人)	999	285	785	1,194	1,401
	受託延時間(時間)	4,541	1,235	3,617	5,630	6,357
私立保育所	受託延児童数(人)	3,163	1,797	1,780	1,584	1,753
	受託延時間(時間)	22,520	13,449	12,820	10,966	11,918
認証保育所	受託延児童数(人)	1,441	725	724	603	629
	受託延時間(時間)	9,370	4,521	4,501	3,587	3,739
小規模 保育施設	受託延児童数(人)	272	258	205	245	319
	受託延時間(時間)	1,377	1,097	1,051	1,265	1,445
家庭的 保育施設	受託延児童数(人)	-	-	34	317	331
	受託延時間(時間)	-	-	118	1,643	1,500

※ 家庭的保育施設は、一時保育を令和3年10月から開始した。

(12) 家庭的保育事業

(幼稚園・地域保育課地域保育係)

家庭的保育事業は、国が定めた研修を修了し保育または育児経験豊かな方を、区が保育者として認可しています。家庭的な環境の中ですこやかに育てることを目的とした、0歳児から2歳児を対象に定員5名以下で保育する制度です。

児－第23表 家庭的保育者(グループ保育室含む)受託児童数 (人)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
保育者数		145	134	123	115	105
受託児童数 (延べ人数)	0歳	996(27)	766(5)	975(10)	901(26)	703(24)
	1歳	2,435(24)	1,866(28)	1,454(5)	1,530(41)	1,664(63)
	2歳	1,998(25)	1,627(15)	1,561(34)	1,387(19)	1,288(34)
	計	5,429(76)	4,259(48)	3,990(49)	3,818(86)	3,655(121)

① 保育者数は各年度末における人数である。

② 受託児童数は区外からの受入児を含む(区外施設への委託児は含まない)。

③ () は区外からの受入児数(内数)を表す。

(13) 小規模保育事業

(幼稚園・地域保育課地域保育係)

小規模保育事業は、児童福祉法第34条の15第2項に基づき、国および足立区の基準を満たした施設を区が認可しています。家庭保育に近い雰囲気のもと、0歳児から2歳児を対象に定員6名から19名で保育を行います。

児－第24表 小規模保育施設受託児童数

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数		27	28	29	27	26
受託児童数 (延べ人数)	0歳	1,445 (40)	1,060 (22)	1,250 (34)	1,199 (37)	1,229 (79)
	1歳	1,923 (44)	1,849 (32)	1,887 (38)	1,725 (27)	1,861 (65)
	2歳	1,688 (35)	1,472 (61)	1,715 (61)	1,627 (33)	1,525 (35)
	計	5,056 (119)	4,381 (115)	4,852 (133)	4,551 (97)	4,615 (179)

- ① 施設数は各年度末において事業を行っている施設数である。
 ② 受託児童数は区外からの受入児を含む（区外施設への委託児は含まない）。
 ③ () は区外からの受入児数（内数）を表す。

(14) 東京都認証保育所

(幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係)

認証保育所とは、児童福祉法第35条第4項による認可を受けていない保育施設のうち、東京都認証保育所事業実施要綱で定める要件を満たし、東京都が認証した施設をいいます。

1日13時間以上の開所が義務付けられています。

児－第25表 東京都認証保育所受託児童数

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
保育所数		35	36	33	33	33
受託児童数 (延べ人数)	0歳	2,611 (39)	2,442 (162)	2,353 (83)	2,366 (53)	2,435 (91)
	1歳	3,958 (115)	3,980 (69)	3,940 (173)	3,874 (26)	3,774 (67)
	2歳	3,145 (181)	3,591 (111)	3,668 (84)	3,705 (115)	3,569 (39)
	3歳	665 (36)	586 (21)	760 (27)	758 (16)	742 (36)
	4歳以上	1,085 (36)	1,034 (41)	891 (57)	934 (24)	1,190 (12)
	計	11,464 (407)	11,633 (404)	11,612 (424)	11,637 (234)	11,710 (245)

- ① 保育所数は各年度末における施設数である。
 ② 受託児童数は区外からの受入児を含む（区外施設への委託児は含まない）。
 ③ () は区外からの受入児数（内数）を表す。

(15) 認証保育所保育料負担軽減制度（旧認証保育所等利用者助成）

（幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係）

令和5年9月までは、幼児教育・保育の無償化の開始に伴い、補助上限額を37,000円～67,000円として、すべての受託児を対象に児童のクラス年齢や世帯の課税状況、児童の出生順などをもとに決定した区分に応じて補助を行ってきました。

令和5年10月からは、認可保育施設等の第2子の保育料無償化に伴い、認証保育所においても、多子世帯の経済的負担を軽減するため第2子の助成額を第3子以降と同額に引き上げました。

児一第26表 認証保育所保育料負担軽減制度（令和5年10月以降）

クラス年齢	世帯の課税状況	保育の必要性の認定	児童の出生順	区分	保育料軽減上限額	令和5年9月以前	
						区分	保育料軽減上限額
0～2歳児	課税世帯	—	第1子	A1	40,000円	A1	40,000円
			第2子	A2	67,000円	A2	54,000円
			第3子以降			A3	67,000円
	非課税世帯 （生活保護世帯含む）	認定有り	第1子	B1	67,000円	B1	67,000円
			第2子	B2	67,000円	B2	67,000円
			第3子以降			B3	67,000円
		認定無し	第1子	C1	42,000円	C1	42,000円
			第2子	C2	67,000円	C2	55,000円
			第3子以降			C3	67,000円
3～5歳児	全世帯	認定有り	第1子	D1	57,000円	D1	57,000円
			第2子	D2	57,000円	D2	57,000円
			第3子以降			D3	57,000円
		認定無し	第1子	E1	37,000円	E1	37,000円
			第2子	E2	57,000円	E2	47,000円
			第3子以降			E3	57,000円

(16) 認定こども園

(幼稚園・地域保育課私立幼稚園第二係、保育・入園課区立保育施設係、入園第一係～第三係)

認定こども園は、教育・保育を一体的に行い、幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持っている施設です。以下の機能を備え、基準を満たす施設は、都道府県知事の認可・認定を受けることができます。

ア 就学前の子どもを保護者の就労に関わらず受け入れ、教育と保育を一体的に行う機能

イ 子育て相談や親子の集いの場の提供等地域における子育ての支援を行う機能

なお、私立認定こども園については区が園に子どものための教育・保育給付費等を支給します。

児－第27表 私立認定こども園の数および入所者数 (各年4月1日現在)

項目／年度		2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
類型		幼稚園型	幼稚園型	幼稚園型	幼稚園型	幼稚園型
施設数		4	4	4	4	4
長時間 利用 園児数 (人)	0歳	3	6	5	2	0
	1歳	9	11	12	12	6
	2歳	20	20	18	17	11
	3歳	50	47	37	30	26
	4歳	72	66	61	64	43
	5歳 以上	80	88	73	63	62
	計	234	238	206	188	148

① 利用園児数は、区外からの受入児を含む。区外施設への委託児は含まない。

② 平成29年度までの地方裁量型施設は、平成30年度から認可保育所へ移行した。

児一第28表 区立認定こども園の数および入所者数 (各年4月1日現在)

項目／年度		2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
類型		幼保連携型	保育所型	幼保連携型	保育所型	幼保連携型	保育所型	幼保連携型	保育所型	幼保連携型	保育所型
施設数		2	1	2	1	2	1	2	1	2	1
長時間利用園児数(人)	0歳	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1歳	25	13	12	13	13	10	7	12	12	8
	2歳	29	14	23	14	15	14	14	14	16	14
	3歳	41	14	31	15	26	12	25	8	20	13
	4歳	41	16	41	13	30	11	32	15	25	15
	5歳以上	38	16	40	16	43	14	33	15	28	13
	計	174	73	147	71	127	61	111	64	101	63

3 子育て支援サービス

(1) 学童保育

(学童施設調整係、学童待機児対策担当、学童運営係、学童調査・支援係)

保護者が就労等により昼間家庭にいない等の理由で支援が必要なご家庭の児童に「放課後等の生活の場」を提供し、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

学童保育室では「放課後等の遊びを中心とした集団生活」を行います。学年の異なる児童や学童保育室の支援員との関わりの中で、児童の自主性や社会性及び基本的な生活習慣等の育成を支援します。

児一第29表 学童保育室受入可能数・入室者数 (各年4月1日現在)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数(施設)	101	104	107	109	109
受入可能数(人)	5,029	5,150	5,276	5,448	5,460
入室者数(人)	4,768	4,825	4,843	4,998	5,113

(2) 子育てサロン事業

(住区推進課子育てサロン担当)

乳幼児とその保護者が自由に集い遊ぶことができる場を設け、他の親子との交流やスタッフとの相談などを通して、子育て家庭の孤立防止や、子育ての不安・負担感の軽減を目的に、機能別に「商業施設等内の子育てサロン」「拠点型子育てサロン」「児童館子育てサロン」の3タイプに分けて、子育てを支援しています。

商業施設等内の子育てサロンについては、広範囲の利用者層を対象とし、誰でも気軽に利用しやすくすることにより、相談したくても行きにくく感じている人、子育てについての問題に気づいていない人にも利用してもらえるようにしています。

拠点型子育てサロンについては、子育ての仲間づくりや情報発信のほかに、子育て中に抱えるストレスや不安に寄り添い、子育ての問題をともに解決していけるように、子育てに関

第2章 施策別事業概要－Ⅰ 児童福祉

3 子育て支援サービス

する知識を持ったスタッフを配置して相談体制を強化しています。

児童館子育てサロンについては、身近にある児童館で、気兼ねなく過ごせる居場所としての役割を果たしています。

児－第30表 子育てサロン登録者数および利用者数 (人)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
子育てサロン数		64	65	65	65	65
新規登録者数		15,647	8,358	9,629	15,339	15,357
利用者数	大人	185,029	53,423	57,276	122,379	149,708
	0歳～2歳	155,399	52,362	53,016	110,086	130,470
	3歳以上	32,052	3,302	5,226	16,538	22,798
	計	372,480	109,087	115,518	249,003	302,976

① 新規登録者数は子育てサロン西新井（ギャラクシティ）を除く。

② タイプ別子育てサロンの内訳は、商業施設等内子育てサロン：1か所、拠点型子育てサロン：12か所、児童館子育てサロン：52か所

(3) 子育てサロン一時預かり事業

(住区推進課子育てサロン担当)

区内在住の6か月から3歳までの乳幼児の一時預かりを行います。

児－第31表 子育てサロン西新井一時預かり登録者数および利用者数 (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録者数	308	181	206	321	334
利用者数	777	515	587	996	1,120

(4) 子ども預かり・送迎等支援事業

(子ども政策課子育て応援係)

子育てをしている家庭（0歳から小学生まで）を対象に、自宅または子育てホームサポーター宅で、子どもの預かりや保育施設等への送迎、育児・家事の補助を行っています。

児－第32表 子ども預かり・送迎等支援事業利用状況

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
新規登録件数（件）	335	201	323	267	258
利用時間（時間）	48,208	36,658	40,544	40,948	37,843
利用件数（件）	20,158	14,615	17,071	17,592	17,088

(5) あだちファミリー・サポート・センター事業

(子ども政策課子育て応援係、社会福祉協議会)

保育施設等への送迎や提供会員宅での預かり等、地域で子育ての援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（提供会員）による会員制の区民相互援助活動を支援しています。

(6) 産前・産後家事支援事業

(子ども政策課子育て応援係)

産前産後の妊産婦がいる家庭を対象に、ホームヘルパーが訪問し、家事支援を行っています。

児－第33表 産前・産後家事支援事業利用状況

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用件数（件）	394	520	1,084	1,308	1,026
利用時間数（時間）	622	715	1,516	1764.5	1,243

(7) きかせて子育て訪問事業

(子ども政策課子育て応援係)

出産または育児における孤立感や不安感を抱えた妊婦または未就学児のいる保護者に対し、きかせてサポーターが定期的に訪問し、傾聴等の支援を行っています。

児－第34表 きかせて子育て訪問事業利用状況

	項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問支援	利用人数（人）	29	36	35	49	34
	訪問回数（回）	138	135	163	162	116
個別案内	利用人数（人）	－	6	113	44	29
	訪問回数（回）	－	10	120	44	29

※ 個別案内は令和2年度から開始

(8) こどもショートステイ事業・トワイライトステイ事業

(こども家庭相談課相談管理係、家庭支援第一係～第三係)

保護者が病気・出産などで一時的に子どもを養育することが困難になった場合に、子どもを預かり、養育します。こどもショートステイ事業では、養育協力家庭宅もしくは児童養護施設において宿泊を伴う養育を行い、トワイライトステイ事業では、実施施設において平日夜間の養育を行っています。

児－第35表 こどもショートステイ事業・トワイライトステイ事業利用状況

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
在宅型 ショート	利用児童数（人）	0	1	1	3	0
	利用延べ泊数（泊）	0	1	1	17	0
施設型 ショート	利用児童数（人）	122	113	128	138	183
	利用延べ泊数（泊）	1,152	1,249	1,426	1,636	1,657
施設型 トワイライト	利用児童数（人）	1	0	2	0	0
	利用延べ日数（日）	2	0	2	0	0

※ トワイライトステイ事業は令和元年7月から新規開始

（9）養育支援訪問事業

（こども家庭相談課相談管理係、家庭支援第一係～第三係）

養育支援が特に必要であると判断した家庭（要支援家庭）に対し、当該居宅において、相談員による養育に関する相談および助言等、ならびに、事業協力員等による必要な育児・家事支援を行うことにより、適切な養育の確保および児童虐待の防止を図っています。

児－第36表 養育支援訪問事業（育児・家事支援）の実施状況

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ほっとほむ事業協力員 による育児・家事支援	児童数（人）	32	28	26	26	20
	支援日数（日）	667	462	494	324	504
子育てホームサポーター による預かり・送迎支援	児童数（人）	32	13	25	20	19
	支援日数（日）	577	342	847	599	473
NPO法人支援員 による育児・家事支援	児童数（人）	35	11	18	21	15
	支援日数（日）	461	79	174	299	189
NPO法人等支援員 による生活指導支援	児童数（人）	－	－	8	13	5
	支援日数（日）	－	－	12	79	53

※ 生活指導支援の委託は令和3年度から開始

（10）あだち子育てパスポート事業（令和元年度事業終了）

（子ども政策課子ども施策推進担当）

子育て世帯への支援と区内の店舗における消費拡大を目的として、平成19年7月1日から実施しました。中学生以下の子どもがいる世帯および妊娠中の方がいる世帯が申請できます。「あだち子育てパスポート」を協賛店舗で提示すると、買い物の際に割引・優待サービスが受けられる制度です（店舗によりサービス内容が異なります）。なお、内容が類似している「子育て応援とうきょうパスポート事業」へ移行したため、令和元年度で終了しました。

児－第37表 あだち子育てパスポート協賛店舗数

項目／年度	元年度
協賛店舗数	624

(11) 家庭教育推進事業

(子ども政策課子ども施策推進担当、青少年課体験活動係)

人間形成の基盤である乳幼児期の家庭教育の重要性を踏まえ、保護者に対する家庭教育の啓発を図ります。また、家族の絆を深め、子ども達が社会や人との係わりを築くことを目指し、「あだち家族ふれあいの日」の啓発を行い、家庭の教育力の向上を図っています。

ア 子育て仲間づくり活動

学習活動や交流活動を通して、保護者の子育て不安や孤立感の解消と、家庭の教育力の向上を図ることを目的とし、平成17年度から私立幼稚園、区立保育園・こども園、私立保育園、児童館等において「子育て仲間づくり活動」を実施しています。

児－第38表 子育て仲間づくり活動

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施団体数	39	4	7	10	13
参加人数（人）	11,627	147	494	947	2,473

イ 足立区子育てアドバイザー連絡会への補助

地域学習センター等の施設を利用して子育て支援事業を実施する「子育てアドバイザー連絡会」の活動への補助を行っています。

ウ あだち家族ふれあいの日

平成15年9月から、毎月第三土曜日を「あだち家族ふれあいの日」と定め、区の施設の無料公開、東京都公衆浴場業生活衛生同業組合足立支部や足立区ボウリング連盟の協力で、区内の各銭湯（※）やボウリング場の割引利用を行っています。※第一土曜日も割引

児－第39表 あだち家族ふれあいの日参加人数 (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
大人	52,554	21,161	25,887	35,315	40,031
子ども	50,695	19,323	23,728	29,725	32,449
計	103,249	40,484	49,615	65,040	72,480

(12) ひとり親家庭交流支援事業(サロン豆の木)

(親子支援課事業係)

ひとり親家庭が気軽に集える場を提供し、生活・子育てに関する不安や悩みごとの情報交換などを通じて孤立感やストレスの軽減、仲間づくりを促すとともに各種相談を受ける「サロン豆の木」を月2回程度開催しています。

児－第40表 開催数および参加世帯数

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開催数（件）	36	32	32	35	37
参加世帯数（世帯）	273	218	204	164	236

(13) ひとり親家庭に対する子ども学習支援事業（令和2年度事業終了）**（親子支援課事業係）**

ひとり親家庭の子どもで、区で行っている他の学習支援事業の対象とならない場合に週1回程度、自宅に家庭教師を派遣し、学習習慣の定着や学力向上等を支援しています（令和2年度まで実施）。

児－第41表 派遣回数および児童数

項目／年度	元年度	2年度
派遣回数（件）	643	804
児童数（人）	20	25

(14) ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）**（幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係）**

一時的にベビーシッターによる保育を必要とする保護者に対し、その利用料の一部を補助します。補助の上限額は、日中（午前7時から午後10時まで）は1時間あたり2,500円、夜間（午後10時から午前7時まで）は1時間あたり3,500円までとなっています（補助の上限時間は児童1人につき年度あたり144時間まで）。

対象児童は、未就学児（0歳から満6歳に達する年度の末日まで）です。登録料や会費等は助成の対象となりません。

※ 要件を満たすベビーシッターを利用する必要があります。

児－第42表 ベビーシッター利用支援事業（一時預かり利用支援）の利用児童数

項目／年度	4年度	5年度
利用児童数（人）	160	487

(15) ベビーシッター利用支援事業（待機児童支援）【令和5年度拡充】**（幼稚園・地域保育課認証・認可外保育係）**

お子さんが認可保育所等の待機児童になっている等の要件に該当する保護者に対し、ベビーシッター利用料の負担を軽減しています。対象者は1時間あたり150円でベビーシッターを利用することができます。また、ベビーシッターが利用者宅まで移動するための交通費及び利用料について補助しています。

※ 利用料の補助は次のいずれかに該当する方のみが対象となります。

- ① 3～5歳児クラスまたは、住民税非課税世帯の0～2歳児クラスのお子さん
- ② 住民税課税世帯かつ第2子以降で0～2歳児クラスのお子さん

4 助成・給付

(1) 児童手当の支給

(親子支援課児童手当係)

家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として支給しています。

ア 支給要件（所得制限有）

15歳に達した最初の3月末までの児童を養育する保護者。公務員は勤務先に申請します。

※ 令和6年10月分以降制度改正。詳細は広報、ホームページに掲載。

(ア) 児童手当

前年の所得が児童手当の所得制限未満の方に支給します。

(イ) 特例給付

前年の所得が児童手当の所得制限を超過し、所得上限限度額未満の方に支給します。

イ 手当額（月額）

児－第43表

区分	対象	手当額（円）
児童手当	3歳未満	15,000
	3歳以上小学生修了まで第1・2子	10,000
	3歳以上小学生修了まで第3子以降	15,000
	中学生	10,000
特例給付	—	5,000

児－第44表 児童手当支給児童数

（各年度2月末現在）（人）

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童手当	70,721	68,648	66,523	64,176	62,190
特例給付	8,493	8,956	8,949	5,381	5,294
計	79,214	77,604	75,472	69,557	67,484

(2) 児童扶養手当の支給

(親子支援課ひとり親手当・医療係)

父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、18歳年度末までの児童（20歳未満の政令で定める程度の障がいの状態にある児童を含む）の母・父、または養育者に手当を支給しています。

ア 支給要件（所得制限有）

(ア) 父母が婚姻を解消した児童

(イ) 父または母が死亡した児童

(ウ) 父または母が政令で定める程度の障がいの状態にある児童

- (エ) 父または母の生死が明らかでない児童
- (オ) 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (カ) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 母が婚姻によらないで出生した児童

イ 手当額（令和6年4月分からの月額）

※ 令和6年11月分から一部変更になる予定です。また、所得によって手当額が多段階に分かれます。

児－第45表

区分	対象	手当額（円）
全部支給	児童1人目	45,500
	児童2人目	10,750
	児童3人目以降	6,450
一部支給	児童1人目	10,740～45,490
	児童2人目	5,380～10,740
	児童3人目以降	3,230～6,440

児－第46表 児童扶養手当の支給状況

（世帯）

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
世帯数	5,775	5,598	5,444	5,153	4,887

（3）特別児童扶養手当の支給

（親子支援課ひとり親手当・医療係）

心身に障がいのある満20歳未満の児童の養育者に対して、当該児童の福祉の増進を図ることを目的に支給しています（児童が施設に入所している場合は除く）。

ア 支給要件（所得制限有）

（ア）身体障害者手帳 1～3級程度（4級の一部を含む）

（イ）愛の手帳 1～3度程度

※1 上記の手帳がある方でも診断書が必要な場合があります。

※2 上記の手帳がない方でも同程度の障がいの状態にある場合は申請することができます。

※3 児童が障がいを事由とする公的年金を受給できる場合は支給されません。

イ 手当額（令和6年4月分からの月額）

（ア）特別児童扶養手当等級1級 55,350円

（イ）特別児童扶養手当等級2級 36,860円

児－第47表 **特別児童扶養手当の支給状況** (世帯)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
世帯数	798	789	764	800	808

（4）児童育成手当（育成手当）の支給

（親子支援課ひとり親手当・医療係）

児童の福祉の増進を図るため、次の支給要件に該当する児童の母・父、または養育者に支給しています（児童が施設に入所している場合は除く）。

ア 支給要件（所得制限有）

18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童で、次のいずれかの状態にある児童

（ア）父母が婚姻を解消した児童

（イ）父または母が死亡した児童

（ウ）父または母が重度の障がいの状態にある児童

（エ）父または母の生死が明らかでない児童

（オ）父または母が引き続き1年以上遺棄している児童

（カ）父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童

（キ）父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童

（ク）母が婚姻によらないで出生した児童

イ 手当額（月額）

1人につき13,500円

児－第48表 **児童育成手当（育成手当）の支給状況** (世帯)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
世帯数	7,666	7,460	7,189	6,925	6,704

（5）児童育成手当（障害手当）の支給

（親子支援課ひとり親手当・医療係）

児童の福祉の増進を図るため、次の支給要件に該当する児童の養育者に支給します（児童が施設に入所している場合は除く）。

ア 支給要件（所得制限有）

満20歳未満の児童で心身に次のいずれかの障がいのある児童

（ア）愛の手帳 1～3度程度

（イ）身体障害者手帳 1～2級程度

（ウ）脳性麻痺または進行性筋萎縮症

イ 手当額（月額）

1人につき15,500円

児－第49表 **児童育成手当（障害手当）の支給状況** (世帯)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
世帯数	655	656	648	651	643
うち児童育成手当 （育成手当）併給世帯	134	142	131	123	124

（6）子ども医療費助成**（親子支援課子ども医療費給付係）**

子どもを養育する方に対し、医療証を交付することで子どもの保険診療による一般医療、歯科、薬剤等の医療費自己負担額（入院時食事療養費の一部自己負担を除く）を助成しています。

ア 受給要件

区内に住所を有し（一部、区外も可）、健康保険に加入している出生から高校生に相当する年齢（18歳に達した日以降、最初の3月31日まで）までの子どもを養育している方

※ 令和5年4月から医療費助成の対象年齢が高校生相当年齢まで拡大した。

イ 受給対象外

（ア）生活保護受給の方

（イ）児童福祉施設等に措置入所している方

（ウ）里親または小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている方

児－第50表 **子ども医療費助成受給者数** (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
乳幼児受給者数	36,833	35,768	34,699	33,672	29,599
義務教育就学児 受給者数	48,957	48,879	49,084	49,152	46,247
高校生等受給者数					15,715
総受給者数	85,790	84,647	83,783	82,824	91,561

児－第51表 子ども医療費助成給付実績

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支払件数 (件)	乳幼児	728,089	503,030	579,625	594,295	661,725
	義務教育就学児	702,836	551,122	610,394	627,956	744,845
	高校生等					148,003
	計	1,430,925	1,054,152	1,190,019	1,222,251	1,554,573
(千円) 支払金額	乳幼児	1,287,252	953,037	1,188,452	1,146,411	1,313,736
	義務教育就学児	1,631,287	1,375,868	1,513,923	1,572,624	1,871,007
	高校生等					397,537
	計	2,918,539	2,328,905	2,702,375	2,719,035	3,582,280

(7) 私立幼稚園等園児保護者補助金の支給

(幼稚園・地域保育課私立幼稚園第一・第二係)

私立幼稚園等に通園する園児保護者の経済的な負担を軽減するために、保育料と入園料等の一部を補助しています。

ア 支給要件

- (ア) 保護者・園児の住民登録地が足立区内にあり、現にそこに居住し、そこから通園していること
- (イ) 入園料等を納めていること
- (ウ) 園児の生年月日が
 - 5歳児 …… 平成29年4月2日から平成30年4月1日生
 - 4歳児 …… 平成30年4月2日から平成31年4月1日生
 - 3歳児 …… 平成31年4月2日から令和2年4月1日生
 - 満3歳児 …… 令和2年4月2日以降生まれで3歳に達した幼児
 - 2歳児 …… 令和2年4月2日以降生まれで3歳に達していない幼児

イ 補助額

(ア) 2歳児

- ① 保育料補助金(月額) 【令和5年度拡充事業】 限度額 33,000円
- ② 教材費・冷暖房費・施設整備費【令和5年度拡充事業】 限度額 7,300円
保育料が月額33,000円未満の園に通園する園児の保護者を対象に、園則に年額または月額で徴収すると定めのある教材費・冷暖房費・施設整備費を月割にし、33,000円と保育料との差額の範囲内で補助
- ③ 給食費(月額) 【令和5年度新規事業】 限度額 7,500円

(イ) 満3歳児～5歳児

- ① 保育料補助金(月額) 限度額 33,000円
※ 施設等利用給付費(国制度)・負担軽減費(都・区制度)の合算額
- ② 入園料補助金(1園児1回限り支給) 限度額 100,000円

③ 教材費・冷暖房費・施設整備費 限度額 7,300円

保育料が月額33,000円未満の園に通園する園児の保護者を対象に、園則に
年額または月額で徴収すると定めのある教材費・冷暖房費・施設整備費を月割にし、
33,000円と保育料との差額の範囲内で補助

④ 給食費（月額）【令和5年度新規事業】 限度額 7,500円

児－第52表 私立幼稚園等園児保護者補助金の支給者数 (人)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
保育料 補助金	施設等利用費	6,836	6,323	6,758	6,061	5,414
	負担軽減費	6,642	7,676	7,096	6,332	5,927
入園料補助金		2,969	2,697	2,277	2,318	1,936

(8) ひとり親家庭等医療費助成

(親子支援課ひとり親手当・医療係)

健康保険に加入しているひとり親家庭等の方が、病院等で診療を受けたときに、保険診療による医療費の自己負担分（全部または一部）を助成します。

ア 受給要件 (所得制限有)

区内に住所を有する健康保険加入者で、次のいずれかに該当している児童（18歳になった年の年度末まで該当、20歳未満の規則で定める程度の障がいの状態にある児童を含む）とその児童を監護、養育しているひとり親家庭等の方。

- (ア) 父母が婚姻を解消した児童
- (イ) 父または母が死亡した児童
- (ウ) 父または母が規則で定める程度の障がいの状態にある児童
- (エ) 父または母の生死が明らかでない児童
- (オ) 父または母が引き続き1年以上遺棄している児童
- (カ) 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- (キ) 父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- (ク) 母が婚姻によらないで出生した児童

イ 受給対象外

- (ア) 生活保護受給中の方
- (イ) 児童福祉施設等に措置入所している方
- (ウ) 里親または小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている方
- (エ) ①、②、③、④ 医療証を交付されている方

児－第53表 ひとり親家庭等医療費助成事業実績

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受給世帯数 (世帯)		4,808	4,648	4,505	4,287	4,045
受給者人数 (人)		6,786	6,541	6,300	5,989	4,041
医療費	支払件数 (件)	95,745	82,774	83,878	83,726	76,379
	支払金額 (円)	234,217,423	212,230,984	209,874,810	216,057,068	198,824,838

(9) ひとり親家庭の父または母に対する就労支援事業

(親子支援課事業係)

原則、児童扶養手当を受給しているひとり親家庭等の父または母の職業的自立を促進するため、就労支援事業を実施しています（生活保護受給者を除く）。

ア 自立支援プログラム策定事業

ハローワークと連携し、児童扶養手当受給者やその他条件に該当するひとり親家庭等の父または母に対する自立支援プログラムを策定し、就労に結びつけています。

イ 自立支援教育訓練給付金事業

ひとり親家庭等の父または母が雇用保険法による教育訓練給付の指定教育訓練講座（事前に区の指定が必要）を受講し、修了した場合、経費の一部（200,000円まで、専門実践教育訓練は修業年数×400,000円まで）を支給します。

※1 平成29年度から、雇用保険の教育訓練給付の受給資格を有しているひとり親家庭等の父または母も対象

※2 令和元年度から、専門実践教育訓練および特定一般教育訓練も対象

※3 令和4年度から、専門実践教育訓練の上限額を引き上げ

ウ 高等職業訓練促進給付金等事業

国家資格等の専門的な資格取得を目指す児童扶養手当を受給するひとり親家庭等の父または母に対し、受講中の生活不安を解消し、安定した修業環境を提供するために、6か月以上修業する場合に高等職業訓練促進給付金等を支給します。

(ア) 高等職業訓練促進給付金

非課税世帯は月額100,000円、課税世帯は70,500円を支給します。資格取得に必要な修業期間（資格等により最長5年）が対象。

※1 平成30年度から、准看護師養成機関修了者が引き続き看護師養成機関で修業する場合等も対象

※2 令和元年度から、最終年（修業期間中の最後の12か月）に月額40,000円を加算

※3 令和3年度から、デジタル分野等の民間資格を取得するために6か月以上修業する場合も対象

第2章 施策別事業概要－Ⅰ 児童福祉

4 助成・給付

(イ) 修了支援給付金

高等職業訓練促進給付金を修業開始時から受給していた場合に、修業全期間修了後、非課税世帯は50,000円、課税世帯は25,000円を支給します。

(ウ) 修了支援付加給付金

修了支援給付金の支給対象者が取得した国家資格等を活かして足立区内の事業者に就職した場合に、非課税世帯は50,000円、課税世帯は25,000円を支給します。

エ 高校卒業程度認定試験合格支援事業

高卒認定試験合格のための講座（通信含む）を受講し、受講を開始した時および修了した時、合格した時に、受講費用（通信の場合、全て合算で上限150,000円、通学又は通学・通信併用の場合、全て合算で上限300,000円）を支給します。

※1 平成27年6月から開始。平成28年4月からひとり親家庭等の子どもも対象です。

※2 令和4年度から受講開始時にも支給

児－第54表 ひとり親家庭の父または母に対する就労支援事業実績

(件)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自立支援プログラム策定数	足立就職支援コーナー	1	0	2	1	1
	ハローワーク足立	0	0	0	0	1
	マザーズハローワーク日暮里	0	0	0	0	0
	ひとり親家庭住宅支援資金貸付	－	－	－	8	3
自立支援教育訓練給付金支給件数		20	13	11	8	15
高等職業訓練促進給付金等事業支給件数	高等職業訓練促進給付金	49 (533 か月分)	37 (392 か月分)	25 (286 か月分)	26 (289 か月分)	17 (175 か月分)
	修了支援給付金	22	11	7	11	7
	修了支援付加給付金	8	9	9	2	3
高校卒業程度認定試験合格支援事業給付金支給件数	受講時	－	－	－	0	0
	修了時	2	0	0	0	0
	合格時	3	0	0	0	0

(10) 育児支援サービス利用料金助成事業

(親子支援課事業係)

「足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業」または「足立区ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業」を利用し国家資格等の取得を目指している方が、実習期間中や学校への通学など修学のために、養育する12歳以下のお子さんの育児支援サービスを利用した場合、支払った利用料金を助成しています。

※ 平成30年10月から開始

児－第55表 育児支援サービス利用料金助成支払件数および支払金額

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支払件数 (件)	8	0	7	1	1
支払金額 (円)	76,900	0	72,700	18,000	29,600

(11) 養育費確保支援事業

(親子支援課事業係)

継続した養育費の履行を確保するため、養育費の取り決めに関する公正証書や調停調書などの公的な文書の作成費用を補助しています。

また、取り決めた養育費を確実に受け取ることができるようにするため、民間保証会社との養育費保証契約締結時に負担する初回保証料を補助しています。

児－第56表 養育費確保支援事業支給件数 (件)

項目／年度	3年度	4年度	5年度
公正証書等作成促進補助金	27	37	43
養育費保証契約促進補助金	1	0	1

(12) 入院助産

(足立福祉事務所各福祉課)

経済的な理由により出産費用を支払うことが困難な妊産婦に対し、助産施設において助産を行う児童福祉法に定められた制度です。所得制限や所得に応じた費用負担があります。

児－第57表 入院助産件数 (件)

階層区分／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
A (生活保護世帯)	30	20	21	34	31
B (区民税非課税世帯)	12	8	13	16	15
C 1 (区民税均等割世帯)	0	0	0	0	0
C 2 (区民税所得割世帯)	0	0	0	0	0
D 1－1 (所得税2,400円以下世帯)	0	0	0	0	0
D 1－2 (所得税2,401円以上 8,400円以下世帯)	0	0	0	0	0
計	42	28	34	50	46

※ 階層区分は「足立区児童福祉法施行細則（別表第1）」による。

(13) 病児保育利用料助成事業

(こども家庭相談課相談管理係)

区民がNPO法人やベビーシッター事業者が実施する在宅の病児保育サービスを利用した際に、サービス利用1時間あたり1,000円を限度に助成しています（1児童の年間助成限度額40,000円）。対象は、月齢6か月から12歳（小学校6年生）の児童の病児保育サービス利用料で、登録料や会費等は助成の対象となりません。

児－第58表 病児保育利用料助成世帯数および支払金額

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
世帯数（世帯）	36	20	16	17	11
支払金額（円）	842,351	388,556	411,560	525,293	243,310

5 母子生活支援施設

(1) 母子生活支援施設の運営

(親子支援課事業係)

母子生活支援施設は、配偶者のいない女子またはこれに準ずる事情にある女子およびその者が養育している児童を入所させて保護し、入所者に対する生活支援を通して、その自立、更生を図ることを目的として設置しています（平成30年度まで実施）。

ア 所在 足立区内

イ 定員 20世帯

※ 平成31年4月1日付で区立母子生活支援施設を廃止。令和元年度から民設民営施設に移行した。

Ⅱ 高 齡 者 福 祉

高齢者福祉施策の概要



1 高齢者福祉施策の現状

(1) 高齢者施策の羅針盤「地域包括ケアシステム」のビジョン

団塊の世代がすべて75歳以上の後期高齢者となる2025年(令和7年)を目前に控え、単身高齢者の増加や、コロナ禍による地域のつながりの希薄化、介護人材の確保等、様々な課題への対策が求められています。

足立区では、令和3年度から「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画(以下、高齢計画という。)」を、令和7年(2025年)までに区がめざす将来像を描いた「地域包括ケアシステムビジョン(以下、ビジョンという。)」の行動計画に位置付けました。高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、医療介護連携の推進や地域包括支援センターの機能強化等、地域包括ケアシステムの推進に向け一歩ずつ取組を前に進めています。

2 令和5年度の状況

(1) 重点と主な取り組み結果

高概一第1表

令和5年度重点	主な取り組み結果(カッコ内は令和3年度実績)
ア 足立区地域包括ケアシステム8つの推進事業の全区展開	ビジョンで定めた18の柱の底上げを目的に定めた8つの推進事業を区内全地区で実施。
イ 教室終了後の継続的な介護予防の取組の創出	(ア) 地域で介護予防に取り組む自主グループ創出を目指した教室を開催し、地域包括支援センター連携のもと80グループ創出した。 (イ) 介護予防事業の参加者総数32,705名(33,336名)
ウ 地域包括支援センターの機能強化	(ア) 地域包括支援センターの業務委託評価を行い、25カ所すべてが良好との結果になった。必要に応じて、地域包括支援センターに業務改善要求を行い、次年度の業務の均質化を図った。(イ) 地域資源の発掘やコーディネートを担う「地域支え合い推進員」を全25カ所に配置

3 高齢者福祉施策の課題と方向性

(1) 医療と介護の連携の強化

医療と介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を切れ目なく一体的に提供する体制の充実を図るため、令和7年度に開設予定の「医療と介護の連携・研修センター」を拠点に多職種連携研修会やスキルアップ研修会などを開催し、医療介護関係機関の連携を強化していきます。

（2）介護保険サービスの基盤整備

地域包括ケアシステムを実現するために、看護小規模多機能型居宅介護等、地域密着型サービス施設を計画的に整備し、在宅で医療と介護サービスの提供ができる環境を整えていきます。また、施設入所希望者の動向を勘案し、特別養護老人ホーム等の施設整備を計画的に進めます。

（3）介護予防・日常生活支援の充実

区の介護予防事業と生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）、地域包括支援センターとの連携により、地域で介護予防に取り組む自主グループを増やしていきます。今後区ホームページ等を活用し、グループの活動を広く周知していきます。

（4）栄養施策の推進

高齢期の低栄養予防等の栄養課題解決に向けて、通いの場（住区センター等）、都栄養士会支部栄養士、多職種等関係機関と連携し栄養施策を構築します。

（5）認知症施策の推進

認知症本人や家族の意思が尊重され、認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けられる「共生社会」の実現に向け、地域で支える人材育成や普及啓発など認知症ケア推進事業を進めます。また、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を支援する認知症検診を実施し、早期診断・対応の促進を図ります。

（6）高齢者の権利を守る仕組みの充実

高齢者の権利を侵害する出来事（不利益や差別、消費者被害、高齢者虐待等）を予防し、また発生した場合には早期に事態を把握して、成年後見制度等公的な仕組みにつなげていきます。そのために、行政、民間事業者、区民等による見守りや権利擁護支援のネットワーク体制を強化するとともに、「あだち区民後見人」の養成を行うなどして成年後見制度の利用促進を図ります。

4 高齢者福祉施策の展望

足立区における65歳以上の高齢者人口は、現在約17万人となっており、区民の約4人に1人が高齢者という状況です。また、令和7年度には、団塊の世代の方が後期高齢者になるなど、後期高齢者人口が増えていく情勢です。こうした状況が将来見込まれる中、今後の高齢者支援は、介護保険など公的な福祉サービスに加え、元気な高齢者の力や様々な団体等との協創により、地域の中での支え合いのしくみづくりを進めていくことが肝要です。

ビジョンの中でめざしている「地域全体で見守り、寄り添いながら、ゆるやかなつながりを保ち、今後の生活を送るにあたっては必要な情報が容易に得られ、要介護状態になっても自分が望むサービスや住まいを自己決定できるまち」の実現に向け、引き続き地域包括ケアシステムの推進に取り組んでいきます。

また、単身高齢者が増加している傾向を踏まえ、単身高齢者の不安解消のため、相談体制、住まい、生活支援のあり方や地域活動等への導き方などについて、どのような取り組みが効果的か検討していきます。

高齢者福祉施策の事業概要

1 相談窓口

(1) 高齢者福祉相談

(高齢者地域包括ケア推進課・医療介護連携課・足立福祉事務所各福祉課)

高齢者福祉に関する相談について、地域包括支援センターおよび高齢者地域包括ケア推進課・足立福祉事務所各福祉課で行っています。地域包括支援センターでは訪問による相談対応も行っています。

(2) 地域包括支援センター

(高齢者地域包括ケア推進課地域包括支援センター係)

高齢者やその家族等からの健康や介護に関するさまざまな相談に応じ、ニーズに対応した各種の保健・福祉サービスが総合的に受けられるよう関係機関およびサービス実施機関との連絡調整等を行っています。相談費用等は無料です。(詳細は246頁参照)

なお、在宅介護支援センターは平成17年度で廃止となり、平成18年度から地域包括支援センターが開設され、令和6年8月現在、区内25カ所で開設しています。

ア 地域実態把握および啓発活動

地域の要援護高齢者等の実態把握、ならびに各種の公的保健福祉サービスの広報および利用についての啓発を行っています。

イ 相談

各種の相談に対し、電話・面接等により総合的に相談に応じています。

ウ 介護保険認定申請代行

本人や家族に代わって要介護認定の申請手続きを行っています。

エ 公的保健福祉サービスの適用の調整

本人や家族に代わって、要援護高齢者やその家族等の公的保健福祉サービスの利用手続の取り次ぎ、連絡調整を行っています。

※ 地域包括支援センターで申請できる介護保険外サービス

- (ア) ねたきり高齢者寝具乾燥消毒
- (イ) ねたきり高齢者訪問理美容サービス
- (ウ) 紙おむつ等の支給
- (エ) 高齢者日常生活用具等の給付
- (オ) 高齢者住宅改修
- (カ) 緊急通報システムの設置
- (キ) 徘徊高齢者位置検索システム費用助成
- (ク) 救急医療情報キットの支給
- (ケ) 認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣
- (コ) 高齢者見守りキーホルダーの支給
- (サ) 高齢者見守りサービス助成

オ 介護教室の開催

介護方法や介護予防についての知識や技術の習得を目的とした家族介護者教室・介護予防教室等を行っています。

カ 絆のあんしんネットワークの推進

担当地域内の高齢者の方々が抱える問題を早期に発見し、早期に対応していくために、専門相談協力員（民生委員）、絆のあんしん協力機関（医療機関や商店、町会・自治会、老人クラブ）、絆のあんしん協力員（地域のボランティア）との連携体制による支えあい活動を進めています。

キ 介護予防支援

介護保険の要介護認定が「要支援1・2」の方および65歳以上の方で基本チェックリストによって生活機能の低下が見られた方のケアプランを作成します。さらに、要介護状態のおそれがある高齢者に対し、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、地域において多様な主体による多様なサービス等が包括的かつ効果的に提供されるようケアマネジメントを一体的に実施します。

ク 権利擁護

成年後見制度や虐待、消費者被害等の相談に応じ、関係機関と連絡をとって対応します。福祉事務所、権利擁護センターからの連絡、または民生委員、近隣住民等からの通報にも応じています。

ケ 認知症相談事業

認知症に不安を持っている高齢者やその家族を対象に、足立区医師会と連携し、もの忘れ相談、認知症初期集中支援事業を行っています。

高一第1表 地域包括支援センター相談処理状況（その1）

（件）

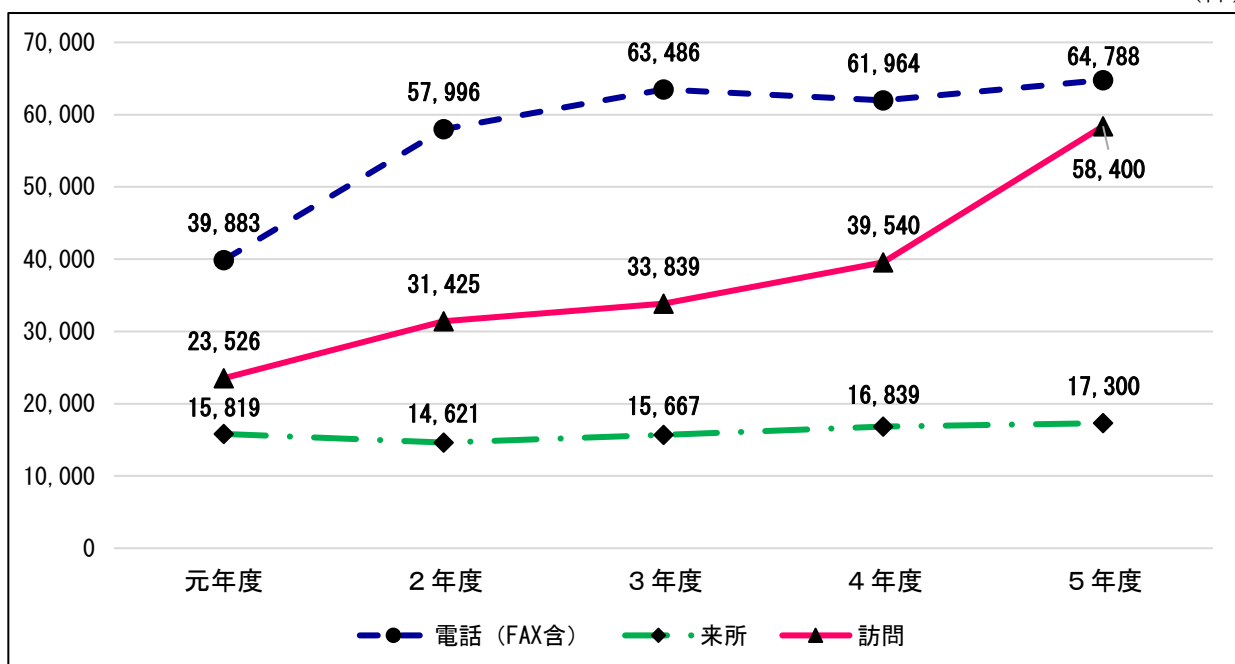
項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	電話（FAX 含）	39,883	57,996	63,486	61,964	64,788
	来所	15,819	14,621	15,667	16,839	17,300
	訪問	23,526	31,425	33,839	39,540	58,400
主な相談内容 （重複あり）	一般的な問い合わせ		－	－	－	35,818
	介護予防		4,655	7,163	7,976	11,594
	介護保険		34,376	45,627	49,805	50,854
	医療		10,280	15,707	17,778	15,736
	他サービス紹介		5,149	5,049	6,624	6,815
	ケアマネ支援		1,606	3,441	3,257	3,612
	介護等		16,100	23,289	22,719	21,559
	他サービス取次		3,181	2,792	3,351	3,478
	支援困難		3,984	4,550	4,782	4,549
	権利 擁護	虐待	4,397	4,914	4,948	4,350
		成年後見	2,123	2,848	2,642	2,621
		消費者被害	183	137	163	141
		権利擁護 その他	1,207	1,652	2,329	2,325
	認知症		4,316	5,757	5,470	5,307
	見守り支援等		－	－	－	2,959
介護保険	申請代行		6,330	6,538	7,136	7,790
	訪問調査		413	123	38	89
	予防給付 ケアプラン		25,426	27,399	28,507	29,659
	介護予防ケア マネジメント		32,804	30,532	30,457	30,817

※ 令和5年度から地域包括支援センター支援システムを導入し、統計方法を一部変更した。

1 相談窓口

高一第2表 相談件数の推移

(件)



(3) 在宅療養支援窓口

(医療介護連携課医療介護連携推進係)

医療機関や介護サービス事業者からの在宅療養に関する相談に応じ、高齢者が住み慣れた地域で長く暮らしていくための支援を行っています。

高一第3表 在宅療養支援窓口相談件数

(件)

項目/年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談内容の種別 ※ 1件で複数種別に該当の場合あり	在宅療養	24	65	42	38	46
	制度・サービス	121	98	94	80	40
	退院支援	18	13	19	12	7
	認知症	7	1	5	4	3
	入院・転院	51	60	67	56	73
	施設入所	20	19	29	17	22
	受診	27	26	30	32	15
	ケアマネジメント	27	12	3	9	0
	治療・疾患	5	2	4	6	7
	看取り	2	2	3	3	1
	その他	8	12	30	19	22
相談件数		295	300	309	265	219

※ 平成30年7月開設

2 高齢者へのサービス

(1) 高齢者日常生活用具等の給付

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

在宅の虚弱高齢者に日常生活用具等を給付します。

ア 対象者

- (ア) シルバーカー : 65歳以上で下肢が不自由な方
- (イ) 電磁調理器ほか: 65歳以上で防火の配慮が必要なひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、
本人が調理を行っている方

イ 利用者負担

本人の介護保険料の所得段階により、原則1割(所得により2割、3割または減免)の利用者負担があります。また、助成限度額を超えた金額は全額自己負担となります。

ウ 給付用具 ※()内は助成限度額

- (ア) シルバーカー (10,000円)
- (イ) 自動消火装置 (28,700円)
- (ウ) 電磁調理器 (20,000円)

高ー第4表 高齢者日常生活用具給付件数 (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
シルバーカー	385	332	330	365	379
自動消火装置	3	1	0	1	0
電磁調理器	39	46	52	47	51

(2) 徘徊高齢者位置検索システム費用助成

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

認知症により徘徊行動のある、区内に在宅の高齢者を介護する区内に在住の親族が、位置検索システム事業者と契約した際に、位置検索システムの加入料と検索料の一部を助成しています。加入料は5,250円を限度として実費を助成、加入料がない場合には、初回費用を加入料とみなします。いずれも、費用基準に応じた自己負担があります。検索料は月額1,500円を限度に助成しています。

高ー第5表 徘徊高齢者位置検索システム費用助成 (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
加入料	1	4	3	2	1
検索料	0	0	0	0	0

(3) 高齢者住宅改修

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

要介護認定において「非該当（自立）」または「要支援」以上と認定された高齢者に対し、介護保険外サービスとして、住宅改修費の助成を行っています。工事着工前に申請し、区は工事完了後に事業者へ支払います。本人の介護保険料の所得段階により、原則1割（所得により2割、3割または減免）の利用者負担があります。

《給付対象外》

- ① 老人ホームまたはその他の福祉施設に入所中の方
- ② 病院等に長期入院中の方
- ③ 対象となる住宅の所有者または管理人から、設備の改修について承諾を得られない方
- ④ すでに高齢者住宅改修事業(または高齢者住宅改造費助成事業)で同一種目の改修を行った方
- ⑤ すでに重度身体障がい者（児）等住宅設備改善費給付事業で同一種目の改修を行った方

ア 予防給付

要介護認定で「非該当（自立）」と認定された65歳以上の高齢者で、日常の動作に低下が認められる方

(ア) 改修の種目

手すりの取り付け、段差の解消、床の滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更、引き戸等への扉の取り替え、洋式便器等への取り替え

(イ) 助成上限額 200,000円

イ 設備改修

要介護認定で「要介護」「要支援」と認定された65歳以上の高齢者で、日常の動作に低下が認められる方（階段昇降機は、要介護4または5で居室が1階にない等の条件にも該当する方）

(ア) 改修の種目（助成上限額）

- ① 浅い浴槽への取り替え 200,000円

※ ただし、給湯設備を除く。介護保険制度の住宅改修制度の利用が優先されます。

- ② 流し・洗面台（いずれか）の車椅子対応への取り替え 156,000円

- ③ 便器の洋式化 106,000円

※ ただし、介護保険制度の住宅改修制度の利用が優先されます。

- ④ 階段昇降機の設置 1,332,000円

高一第6表 高齢者住宅改修件数

(件)

項目/年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
予防給付		41	60	46	47	45
設備改修	浴槽の取り替え	55	43	40	40	38
	流し・洗面台の取り替え	1	2	1	1	0
	便器の洋式化	36	30	33	21	21
	階段昇降機の設置	－	－	－	0	0
計		133	147	123	109	104

(4) ねたきり高齢者寝具乾燥消毒

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

ねたきりの状態にある高齢者に対し、寝具乾燥消毒を実施しています。

ア 対象者

区内に居住する65歳以上の在宅のねたきり高齢者で、介護保険の要介護認定3・4・5の方

イ 事業内容

乾燥消毒を年12回実施（7月と12月は強めの消毒）

実施にあたっては、作業当日、業者が対象者宅に伺い寝具を回収し、所定の場所に集め乾燥消毒を行った後、対象者宅に届けます。

ウ 利用者負担

利用者は、1回につき100円の利用者負担金を業者に支払います。

高一第7表 ねたきり高齢者寝具乾燥消毒実施状況

(延べ人数)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数	233	219	225	194	190

【年々利用者数が減の理由】

- ① 介護保険導入後、福祉用具（ベッド）レンタルの利用開始が増え、使用する布団に変化が生じている。
- ② 高齢者のみの世帯が増え、寝具の受け渡しを行える介護者の確保が難しい。

(5) ねたきり高齢者訪問理美容サービス

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

在宅のねたきり高齢者に出張理美容サービスを実施しています。

ア 対象者

区内に居住する65歳以上の在宅のねたきり高齢者で、介護保険の要介護認定3・4・5の方

イ 事業内容等

ねたきり高齢者宅へ出張して理美容サービスを行います（年度内に6回以内）。

※ 令和3年度まではサービスの回数は年度内3回以内。

ウ 利用者負担

利用者は、1回につき500円の利用者負担金を業者に支払います。

第2章 施策別事業概要－Ⅱ高齢者福祉

2 高齢者へのサービス

高－第8表 **ねたきり高齢者訪問理美容サービス実施状況**

(延べ人数)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
理容	1,209	1,364	1,496	2,562	3,091
美容	559	657	623	904	888
計	1,768	2,021	2,119	3,466	3,979

※ 令和4年度はサービスの回数を年度内6回以内へ増やしたことにより増加した。

(6) 高齢者福祉電話の設置（取り扱いはN T Tのみ）

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

開始当時は、固定電話機設置費用が20万円弱と高額で、低所得世帯や生活保護世帯は自分で設置することが困難であったため、近隣との交流が少ないひとり暮らしの高齢者等に対し、福祉電話を貸与（区長名義の電話加入権を有する電話を高齢者宅に設置すること）および基本料金の助成をすることにより、高齢者の安否の確認、孤独感の解消を図ることを目的とし昭和54年に開始した事業です。

その後、電話加入権不要で安価に固定電話が設置可能となったことや、携帯電話が普及したことなどから、福祉電話の需要が激減したため、平成28年度末で新規の申請受付を終了しました。

高－第9表 **高齢者福祉電話貸与および料金助成の状況**

(件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
貸与	2	2	2	1	1
料金助成	8	3	2	0	0
計	10	5	4	1	1

(7) 緊急通報システムの設置【令和5年度拡充】

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯等で、慢性疾患などにより日常生活を営む上で常時注意を要する方を対象に緊急通報システムを設置し、在宅生活上の安全確保を図っています。

このシステムは緊急時にペンダント式のスイッチを押すと警備会社等の民間受信センターへ自動通報され、緊急事態が確認できた場合には警備会社職員等が駆けつけると同時に、救急車の出動を手配し緊急時の対応を行います。平成18年度の新規設置分からは生活リズムセンサーを設置し、利用者自らが緊急通報を発報する以外にも一定時間反応がない場合も、緊急通報対応の対象としています。令和4年度までは所得に応じた利用者負担金がありましたが、令和5年度から利用者負担金が無料になりました。

高－第10表 **緊急通報システム設置状況**

(台)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
年度末設置台数	955	983	1,007	977	1,090

(8) 火災安全システムの設置

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

心身機能の低下に伴い、防火等の配慮が必要なねたきりの高齢者や高齢者のみの世帯で、木造構造の建物に居住する方を対象に、家庭内での火災による緊急事態に備えるため住宅用防災機器を設置し、火災に対する不安の解消と在宅生活上の安全確保を図っています。

このシステムは火災発生に伴い火災警報器からの信号を東京消防庁に自動通報することによって、即座に消防隊が出動すると同時に、東京消防庁の連絡により予め登録をしている近隣の居住管理協力者も駆けつけます。所得に応じて自己負担金が必要です。

高ー第11表 火災安全システム設置状況 (台)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
年度末設置台数	1	1	1	1	0

※ 火災安全システムの設置は、令和5年度末で事業終了となった。

(9) 紙おむつ等の支給【令和5年度拡充】

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

ねたきり等的高齢者および重度心身障がい者（児）に対し、紙おむつの支給または費用助成をすることにより、保健衛生の向上と介護負担の軽減を図る事業です。現物の支給は、区で指定したカタログの中から選択してもらっています。

ア 対象者

次のいずれかに該当し、常時失禁状態によりおむつを必要とする方。ただし、生活保護等受給中の方、介護保険施設を利用している方等を除きます。

- (ア) 介護保険の要介護認定2・3・4・5の方で、住民税非課税世帯の方
- (イ) 東京都重度心身障害者手当条例に基づく、重度心身障害者手当を受給している方
- (ウ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づく、特別障害者手当または障害児福祉手当を受給している方

令和5年度より、本人の住民税が非課税かつ本人と同一世帯員のうち、最多所得者の合計所得金額が944万円以下の方も支給対象となりました。

※ 令和6年度より所得制限を撤廃しています。

イ 紙おむつの選択

区指定のカタログの中から選びます（支給限度点数60点）。

60点を超えた場合、0.1点を10円として業者に直接支払います。

ウ 費用助成（入院中で病院に紙おむつの持ち込みができない場合等）

月額6,000円以内

高－第12表 紙おむつ支給状況

(延べ件数)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
現物支給	高齢者	14,811 (9,451)	15,452 (9,755)	19,965	23,656	32,532
	障がい者	5,742	5,801	5,814	5,811	6,133
助成金	高齢者	1,615	1,565	1,601	1,693	1,990
	障がい者	9	30	23	12	11
計		22,177 (9,451)	22,848 (9,755)	27,403	31,172	40,666

※ () 内の数値は、介護保険特別会計で支給した要介護4・5の延べ件数。残りは、一般会計で支給した要介護3の延べ件数。なお、令和3年度からは要件を緩和し要介護2以上が対象となり、全て一般会計での支給となる。

(10) 高齢者入浴事業

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

区内に居住する高齢者に対し、高齢者相互および地域の人々との交流の場を提供することを目的として、区内の公衆浴場および北区の2浴場、荒川区の3浴場、葛飾区の2浴場が利用できる「ゆ〜ゆ〜湯」入浴証を交付しています。

ア 対象者

毎年4月1日現在、足立区内に居住し、住民基本台帳に記録されている満70歳以上の方。ただし、ねたきり等で公衆浴場が利用できない方は除きます。なお、令和4年7月から、年度途中で区内に転入した満70歳以上の方についても、入浴証を交付しています。

イ ゆ〜ゆ〜湯入浴事業

毎月第2・第3・第4水曜日を含む週の月〜土曜日を「ゆ〜ゆ〜湯入浴デー」とし、この期間に1回ずつ（月間3回、年間36回）、入浴料金から370円（令和6年8月からは400円）を差し引いた金額で入浴できる「ゆ〜ゆ〜湯」入浴証を交付します。

「ゆ〜ゆ〜湯入浴デー」は、平成19年4月までは、毎月第2・第4水曜日のみで実施し年間24回。平成19年5月から平成22年4月までは、毎月2回第2・第4水曜日を含む週の月〜金曜日の間で実施し年間24回。平成22年5月からは、毎月3回第2・第3・第4水曜日を含む週の月〜金曜日の間で実施し年間36回としました。さらに、平成29年5月からは、利用可能日を月〜土曜日に拡大しました。

高－第13表 高齢者入浴事業実施状況

(延べ人数)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入浴者数	366,544	316,040	310,881	298,816	283,114

(11) 救急医療情報キットの支給事業

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

高齢者や身体障がいなどの手帳所持者で健康に不安を抱えている方の安全と安心の確保を目的に、平成22年7月から、救急医療情報キットの支給を開始しました。

ア 対象者

65歳以上のひとり暮らし、または高齢者のみの世帯の方、身体障がいなどの手帳所持者で、健康に不安を抱えている方。

イ キットの活用方法

対象者および代理の方は、区所定の窓口に申請し、その場でキットを受け取ります。キットは、緊急時に必要となる医療情報等を収納する円筒型の専用容器等で、キットの中には、健康保険証（写）・診察券（写）・薬剤情報提供書（写）・顔写真などを入れて、自宅の冷蔵庫に保管します。

キット所持者は、キットを冷蔵庫に保管していることが、救急隊員にわかるように、玄関ドアの内側と冷蔵庫の扉の計2カ所に、専用のシールを貼ります。

キット所持者に万一の事態が起きた時に、119番通報を受けて駆けつけた救急隊員は、救急活動にキットの情報が必要であると判断した場合には、キット内の情報を活用し、かかりつけ医や親族等への連絡等に活用します。

高－第14表 救急医療情報キット支給実績 (人)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支給者数	493	366	326	422	333

※ 平成22年7月から令和5年度末までに、延べ約17,000人へ配付済

(12) 高齢者見守りキーホルダーの支給事業

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

認知症等による徘徊の恐れのある高齢者やひとりでの外出に不安がある高齢者に、平成27年9月から、高齢者見守りキーホルダーおよびあんしんプリントの支給を開始しました。さらに、令和元年7月から、希望者へ見守りシールの配布を開始しました。

ア 対象者

65歳以上で、認知症等による徘徊の恐れがある方、または65歳以上で、ひとりでの外出に不安がある方。あんしんプリントは、見守りキーホルダーを申請した方で、特に認知症による徘徊の恐れの方。

イ 事業内容

高齢者見守りキーホルダー登録システムとは、見守りの必要な方が警察に保護された場合や外出中に救急搬送された場合などに、見守りキーホルダーを持っていると、警察や消防、医療機関からの照会に対し、迅速な身元確認や緊急連絡先の方へ連絡ができます。あんしんプリントは、見守りキーホルダーの番号を衣類に印刷することで、見守りキーホルダーを持っていなくても迅速な身元確認や緊急連絡先の方へ連絡ができます。

対象者および代理の方は、管轄の地域包括支援センターの窓口で申請し、その場でキーホルダーを受け取ります。申請時、緊急連絡先として2名の方の住所、氏名、連絡先を登録します。

この登録システムは高齢者見守りセンター（民間の警備会社）に委託し、365日・24時間対応しています。

高ー第15表 高齢者見守りキーホルダー支給実績

(件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
キーホルダー	1,458	933	1,049	1,337	1,133
あんしんプリント	23	46	14	13	4

(13) 配食サービス促進事業

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

高齢者等の在宅生活支援、バランスのとれた食事による栄養面からの食生活向上をめざし、健康の維持増進・介護予防を図るため、「あだち配食サービス協力店」が、各事業者の創意・工夫により高齢者等の自宅まで食事を配食する事業です。

このサービスは、朝・昼・夕の配食を高齢者だけでなく、誰でも利用することが可能であり、利用者は複数の事業者の中から好みの事業者を選ぶことができる点に特色があります。

また、「あだち配食サービス協力店」は「絆のあんしんネットワーク」の絆のあんしん協力機関として登録し、必要に応じて見守りも行っています。

ア 事業PRリーフレットの全戸配布

イ あだち配食サービス協力店連絡会の運営

高ー第16表 あだち配食サービス利用実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用人数(人)	33,061	35,161	36,456	39,137	37,586
利用食数(食)	601,352	627,973	658,159	668,890	631,773

※ 令和4年度 配食サービス協力店 14店舗、1食あたり410円から980円

(14) (仮称) 高齢者配食サービス支援事業(令和6年10月より実施)

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

令和6年度より身体的機能の低下等により、買物や調理等が困難な在宅の高齢者に対し、栄養バランスの良い配食弁当を活用しやすくするための補助や、配食弁当の手渡しによる見守りを実施します。

(15) シルバーパスの交付

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

高齢者の活発な社会参加を促進し援助するため、都営交通や都内の民営バスが利用できるパスを、東京都が一般社団法人東京バス協会を通じて交付しています。対象者は、東京都内に住所を有する満70歳以上のねたきり状態でない方であり、交付費用は住民税課税者については10月1日から翌年9月30日まで有効のシルバーパスが20,510円(4月以降の購入分は、交付費用は10,255円)、住民税非課税者は1,000円となっています。すでにシルバーパスを持っている方には、毎年8月下旬に一般社団法人東京バス協会から更新申込書が送付され、9月に区内各臨時更新交付窓口(区施設等)において対象者は更新手続きを行います。区はその更新手続き会場の確保について協力しています。

ア 令和6年度の一斉更新手続きは、令和5年度に引き続き郵送方式に変更となっています。

イ 満70歳以上のねたきりでない方の確認は、常設の発行窓口で原則本人による確認書類

(健康保険証等)の提示が必要です。

(16) 高齢者見守りサービス助成【令和5年度拡充】

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

見守りサービスとは、高齢者の自宅に生活活動感知器（利用者が利用する部屋の壁・天井・ドア等一箇所に設置し、一定期間利用者の活動が無いなど感知器が日常生活上の異常を感知し、親族が高齢者の生活状況を把握することができるもの）等の設置をするサービスです（訪問や電話による見守りサービスは対象外）。

見守りを必要とする、65歳以上のひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、または日中・夜間独居の方（おおむね1日6時間以上・週5日以上）の方に対し、13,500円を限度として見守りサービスの初期設置費用の一部を助成する事業です。また、令和5年度から月額1,000円を限度として月額利用料の一部の助成を開始しました。

事業者と契約する前に各地域包括支援センターまたは高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係に申請し、地域包括支援センターによる訪問調査後、助成を決定します。決定後、年度内に契約し必要書類を添えて助成金交付の請求をします。

※ 令和6年度より月額利用料の助成上限額は1,500円となっています。

高－第17表 高齢者見守りサービス助成実績

(件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
初期設置費用 助成件数	18	11	17	11	7
月額利用料助成件数 (延べ)	－	－	－	－	357

※ 見守りサービスとして、緊急通報システムがあるが、緊急通報システムの要件（鍵を警備業者へ預けることが必要）を不安に思う方などに対し、見守りサービスの選択肢を増やすため、当事業を開始した。

(17) 高齢者補聴器購入費用助成【令和5年度拡充】

(高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係)

満65歳以上で、区内に住所を有している方のうち、住民税非課税世帯の方、生活保護受給者、中国帰国者等支援給付受給者で、障害手帳（聴覚障害）には該当せず、聴力レベルが40db以上70db未満（両耳）の耳鼻咽喉科専門医による診断結果（意見書）を得られる方に補聴器購入費用の一部50,000円（上限 ※令和4年度までは25,000円）を助成する事業です。申請窓口は、高齢者地域包括ケア推進課在宅支援係、各地域包括支援センター、足立福祉事務所各課です。

令和5年度から本人の住民税が非課税かつ本人と同一世帯員のうち、最多所得者の合計所得金額が944万円以下の方も支給対象となりました。

※ 令和6年度より所得制限を撤廃しています。

高一第18表 高齢者補聴器購入費用助成実績 (件)

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度
助成件数	113	151	154	455

(18) 高齢者の民間賃貸住宅入居促進に向けた費用助成

(高齢者地域包括ケア推進課高齢計画調整担当)

高齢者をはじめとする住宅確保要配慮者の住まい確保を円滑に進めるため、区内の不動産協会及び住宅課と連携し、令和3年度から「あだちお部屋さがしサポート」を実施しています。

また、本事業を通じて区内の民間賃貸住宅に入居した65歳以上の単身高齢者に対しては、以下の3つの助成事業を実施しています。

ア 少額短期保険料等助成

原状回復費や残置物撤去費に対応。上限1万円（初回のみ）。所得制限等諸条件あり。

イ 家賃債務保証料助成

家賃滞納が発生した際に対応。上限5万円（初回のみ）。所得制限等諸条件あり。

ウ 見守りサービス

緊急時にペンダント式のスイッチを押すか、生活活動感知器が24時間反応しなかった場合に、自動で警備会社の民間受信センターに通報が行き、必要に応じて警備会社職員等による駆け付けや、救急車の手配などを行う。全額区負担。類似設備がある住居を除く等条件あり。

高一第19表 助成実績 (件)

項目／年度	3年度	4年度	5年度
少額短期保険料等助成	9	10	9
家賃債務保証料助成	3	8	7
見守りサービス	8	15	10

(19) 絆のあんしんネットワーク

(絆づくり担当課)

平成26年度から地域のちから推進部絆づくり担当課に事業移管

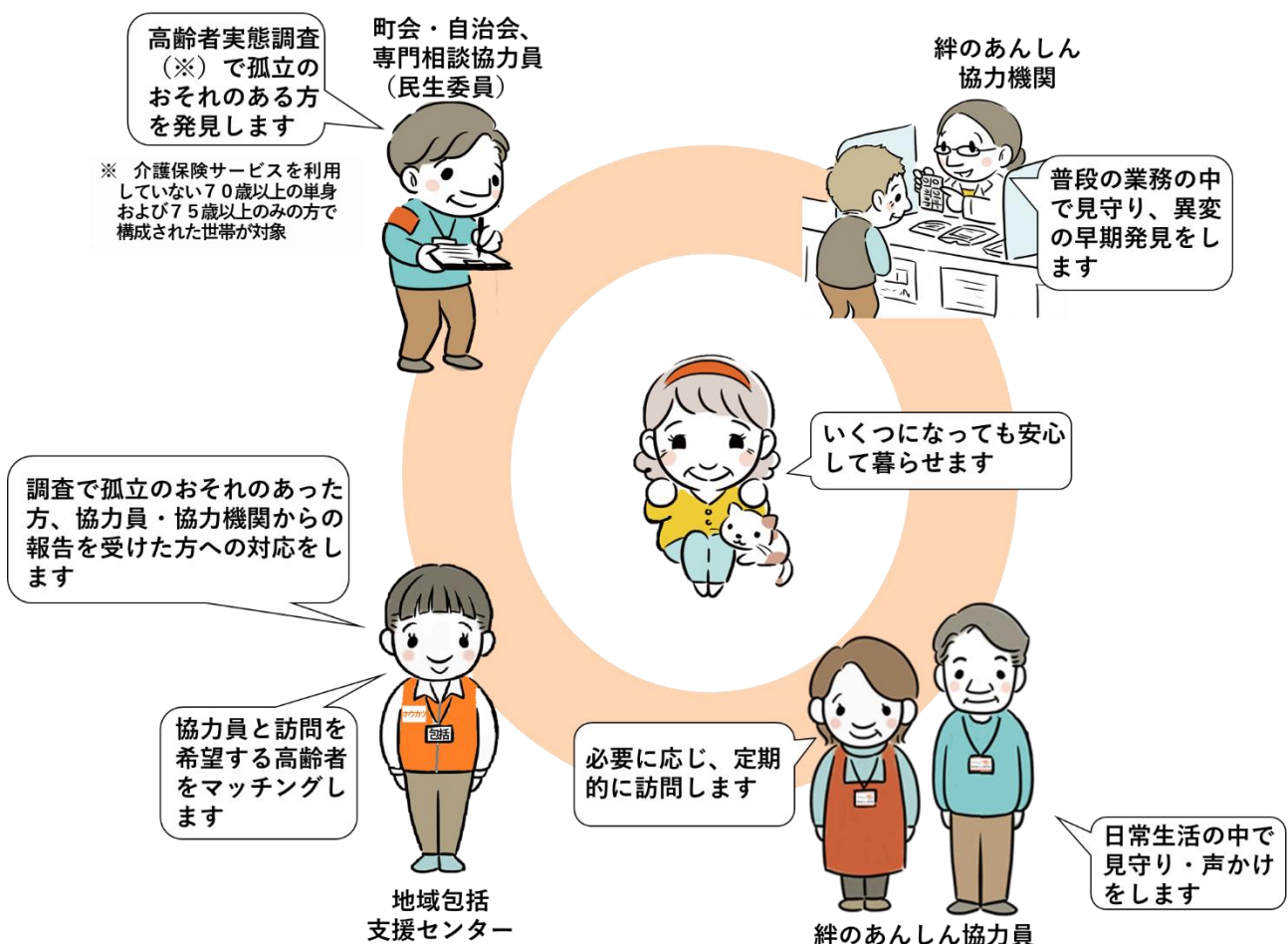
「絆のあんしんネットワーク」は、孤立ゼロプロジェクト(※)の一環として、地域住民や地域の民間企業等が連携して、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯、高齢者の介護に携わる家族が抱える問題を早期に発見し、適切な対応をすることで高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざすネットワークです。

※ 「孤立ゼロプロジェクト」とは、いくつになっても地域の人との交流があり、笑顔があふれる“お互いさまのまち”を、みんなのちからで築いていく活動をいいます。

ア 絆のあんしんネットワークの構成と仕組み

地域包括支援センターが中心となり、「絆のあんしん協力員」「絆のあんしん協力機関」による見守りや声かけなどの活動を展開し、お互いに少しずつ“ちから”を出し合って無理のない範囲で助け合って生きていく、緩やかなつながりを築きます。

高一第1図 孤立ゼロプロジェクト～絆のあんしんネットワーク～



(ア) 絆のあんしん協力員（見守り・声かけ）

「話し相手がほしい方」「困りごとの相談相手がいない方」「地域で気になる方（孤立のおそれのある方）」に対し、声かけやちょっとした見守り活動を行う絆のあんしん協力員の登録制度（区内在住・在勤・在学）に登録したボランティアです。

絆のあんしん協力員は、①日頃から地域の高齢者に気を配り、気になる高齢者の情報を地域包括支援センターに連絡するとともに、②地域包括支援センターの依頼により見守りや声かけなどの活動を行います。

(イ) 絆のあんしん協力機関（発見・連絡）

医療機関や商店、町会・自治会、老人クラブ、郵便局、浴場など協力機関として登録している団体です。地域で気になる高齢者の情報を地域包括支援センターに連絡します。

(ウ) 専門相談協力員（相談・調整・支援）

厚生労働大臣から委嘱された民生委員です。それぞれの地域で生活や孤立などで困っている方からの相談を受け、地域包括支援センターと連絡を取り、どのような支援が必要かを一緒に考えます。

(エ) 地域包括支援センター（総合相談・調整・支援）

区から委託を受け、「高齢者の総合相談窓口」として高齢者の健康や介護に関するさまざまな相談に応じます。協力員、協力機関、専門相談協力員からの連絡を受け、連携し適切な対応をします。協力員をはじめとした関係者による絆のあんしんネットワーク連絡会を開催し、顔の見える関係づくりを進めます。

イ 絆のあんしんネットワーク活動状況

高ー第20表 絆のあんしんネットワーク関係者数

項目/年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
専門相談協力員（人）		517	517	511	508	518
絆のあんしん協力員（人）		1,101	1,071	1,024	1,088	1,144
絆のあんしん協力機関（団体）	医療機関・薬局	206	237	269	300	349
	商店	171	182	207	247	236
	町会・自治会	108	110	119	121	146
	老人クラブ	117	108	106	97	98
	郵便局	67	67	67	67	67
	新聞販売店	36	33	31	30	30
	配食サービス店	22	22	21	18	20
	公衆浴場	10	9	8	8	8
	消防署	3	3	3	3	3
	東京電力・東京ガス	3	3	3	3	3
	その他関係団体	32	44	41	56	74
計		775	818	875	950	1034

※ その他関係団体等とは、シルバー人材センター、金融機関等のこと。

(20) 認知症高齢者家族やすらぎ支援員派遣事業

(高齢者地域包括ケア推進課認知症施策推進係)

認知症高齢者を介護する家庭にやすらぎ支援員（ボランティアの区民）を派遣しています。やすらぎ支援員は、介護者である家族に代わって家族が家を留守にする間や介護疲れで休息が必要なときに、見守りや話し相手を行っています。なお、やすらぎ支援員の利用は無料です。

高－第21表 やすらぎ支援員派遣回数

(回)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
派遣回数	16	0	0	5	18

(21) 認知症サポーター養成講座

(高齢者地域包括ケア推進課認知症施策推進係)

厚生労働省が平成17年度から始めた「認知症を知り地域をつくる10か年」キャンペーンの一環である「認知症サポーター養成講座」を、足立区においても平成19年度から開始しました。

国は、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けする「認知症サポーター」を養成し、認知症高齢者等にやさしい地域づくりに取り組んでいます。

講座受講者には、認知症の人を支援する「目印」としてオレンジリングを渡しています。

高－第22表 認知症サポーター数実績

(人)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受講者数	3,041	1,045	898	1,699	2,296
累計	30,314	31,359	32,257	33,956	36,252

(22) もの忘れ相談事業

(高齢者地域包括ケア推進課認知症施策推進係)

認知症の不安を持つ高齢者やその家族または関係者等に対し、もの忘れ相談事業を実施することにより、認知症高齢者等が、住み慣れた地域で安心して生活できるようにすることを目的とします。

もの忘れ相談は、各地域包括支援センターにて年4回実施し、足立区医師会のもの忘れ相談医が、相談者からの相談に応じています。もの忘れ相談医は相談者に対し、状態に応じ医療受診の必要性や介護保険制度の利用等のアドバイスをを行っています。なお、相談は無料です。

高－第23表 もの忘れ相談事業実施実績

(人)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談者数	225	201	181	241	268

(23) 認知症初期集中支援推進事業

(高齢者地域包括ケア推進課認知症施策推進係)

認知症になっても本人の意志が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるために、認知症の人やその家族に早期に関わる「認知症初期集中支援チーム」を配置し、早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築しています。

高－第24表 認知症地域支援推進員が受けた相談件数 (件)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	7	3	3	3	3

(24) 認知症アウトリーチ事業

(高齢者地域包括ケア推進課認知症施策推進係)

認知症の人とその家族が地域で安心して生活できるよう、区に配置された認知症支援コーディネーターと認知症疾患医療センターとして東京都が指定している医療法人社団大和会大内病院の認知症アウトリーチチームが協働して実施しています。地域包括支援センターが支援困難な事例について、認知症支援コーディネーターに相談、認知症疾患医療センターの専門のスタッフが訪問、アセスメント等を実施し早期の診断につなげ、状態に応じた適切な医療・介護サービスに結び付けています。

高－第25表 認知症支援コーディネーターが受けた相談件数 (件)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	35	51	49	32	60

(25) あたまの健康度測定（認知症検診事業）

(高齢者地域包括ケア推進課認知症施策推進係)

検診により認知症の早期診断と早期からの支援につなぐことで、認知症の進行予防や原因疾患によっては治療で改善を図ることができます。また、認知症、介護及び社会資源に関する正しい知識の普及啓発を行い、認知症の予防や早期発見の意識を高めることにつなげています。令和4年度は集団検診のみ実施し、令和5年度は集団検診と個別検診を実施しました。

高－第26表 認知症検診（集団）受診者 (人)

項目/年度	4年度	5年度
集団検診	141	167
個別検診	－	407

(26) 地域ミニデイサービス・ふれあい遊湯う

(高齢者地域包括ケア推進課介護予防・生活支援係)

まちのコミュニケーションの場でもある銭湯を会場に、高齢者を対象として実施するミニデイサービスです。楽しみながら介護予防につながるレクリエーションなどを行い、高齢者が要介護状態になることを防止するために実施しています。

高－第27表 地域ミニデイサービス・ふれあい遊湯う（公衆浴場型）利用実績

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施回数（回）	401	231	222	366	286
参加者数（人）	4,377	1,490	1,279	2,228	2,389

(27) はつらつ教室

(高齢者地域包括ケア推進課介護予防・生活支援係/高齢者栄養施策推進担当)

要支援・要介護の認定を受けていない比較的元気な高齢者に対し、運動や口腔機能の向上や、栄養状態の改善、閉じこもり予防を目的とした通所型介護予防教室。地域学習センター等の区施設、スポーツクラブ等の民間事業所を利用して実施しています。

高－第28表 はつらつ教室参加者実績 (人)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
参加人数	807	543	566	623	661

(28) はじめてのフレイル予防教室（旧はじめてのらくらく教室 令和2年度から事業名変更）

(高齢者地域包括ケア推進課介護予防・生活支援係/高齢者栄養施策推進担当)

介護予防チェックリストにおいて、何らかの生活支援が必要と判断された高齢者に対して、地域包括支援センターによる実態調査により参加勧奨しています。全12回1クールの連続講座型で、介護予防運動指導員・看護師・管理栄養士等が、運動や口腔機能の向上、栄養状態の改善、認知症予防などを組み合わせた総合型メニューを実施しています。

高－第29表 はじめてのフレイル予防教室 参加者実績 (人)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
参加人数（実数）	456	566	632	702	648

(29) 「食べてフレイル予防」事業（事業高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施）

（高齢者地域包括ケア推進課高齢者栄養施策推進担当／高齢医療・年金課高齢医療係／国民健康保険課給付・保健事業係／データヘルス推進課データヘルス推進係）

高齢期のフレイル（主に低栄養）を予防するため、令和4年度より通いの場（住区センター等）を会場とし、栄養講座及び測定会を実施しています。実施回数は、栄養講座は年二回、住民主体の測定（体重、筋肉量、握力）は月一回を目安としています。

高－第30表 食べてフレイル栄養講座（栄養講座・測定）（人）

項目/年度	4年度	5年度
会場数	12	23
栄養講座参加人数	582	1,303
測定人数（実数）	350	607

(30) パークで筋トレ

（スポーツ振興課振興係）

要介護認定を受けない健康な高齢者を増やすとともに、地域の絆づくりの促進を目的として、身近な公園・広場等安全な場所にて、無理せず、誰でも気軽に参加できる、ストレッチ・ウォーキング等の運動を、年間を通じて実施しています（参加費無料）。

ア 会場

花畑公園をはじめ、区内全38カ所にて実施（令和6年9月現在）

イ 内容

筋トレ、ストレッチ、ウォーキング、コーディネーション運動、リズム運動等を組み合わせ、1回につき約1時間実施

ウ 対象

区内在住・在勤・在学で概ね65歳以上の方

高－第31表 パークで筋トレ 参加者実績

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
会場数（カ所）	30	32	34	36	38
参加実人数（人）	13,533	13,300	26,670	26,574	23,915

(31) ウォーキング教室

(スポーツ振興課振興係)

自ら身体活動を継続化する中で健康体力の維持・向上を目指せる、健康な高齢者を増やすことを目的として、安全で気軽に歩くことが楽しめるウォーキング教室を、年間を通じて実施しています(参加費無料)。

ア コース

区内を中心としたウォーキングコース

イ 内容

正しい歩き方のアドバイス、ウォーキング、ストレッチ体操等

ウ 教室

専門指導員による脚力にあわせた教室

エ 対象

区内在住・在勤・在学で概ね65歳以上の方

高－第32表 ウォーキング教室 参加者実績

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施回数(回)	48	32	30	39	42
参加実人数(人)	712	580	475	491	561

(32) 高齢者体力測定会

(高齢者地域包括ケア推進課介護予防・生活支援係)

高齢者が自身の健康状態と日頃の介護予防への取り組みを実感できることを目的とした体力測定会です。測定内容は、握力や立ち上がり能力のテストや最大歩幅・歩行速度の計測など、下肢筋力やバランス能力、転倒リスクの判定等に特化しています。

※ 民間スポーツクラブに事業委託。

高－第33表 高齢者体力測定会 参加者実績 (人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度
参加人数(実数)	255	425	485	588

(33) みんなで元気アップ教室

(高齢者地域包括ケア推進課介護予防・生活支援係)

介護予防に関する知識を深め、教室終了後参加者が自主グループとして活動できるようになることを目指した教室です。運動や栄養・口腔とったフレイル予防について学び、グループワークやグループウォーキングの実施により、地域で介護予防に取り組む自主グループを増やしています。令和5年度は教室参加者によるものと地域包括支援センターによる地域ネットワークからの立ち上がりを合わせ、80の自主グループが立ち上がりました。

※ 民間スポーツクラブに事業委託。全10回1クールの連続講座型で開催。

高－第34表 みんなで元気アップ教室 参加者実績 (人)

項目/年度	2年度	3年度	4年度	5年度
参加人数(実数)	675	845	647	604

(34) 元気アップサポーター養成研修

(高齢者地域包括ケア推進課介護予防・生活支援係)

介護予防に関する知識を深め、グループワークを通じて、フレイル予防の指南役を育成する教室を予定していましたが、コロナ禍により、活動継続が困難な既存の自主グループの代表者に対して、活動継続に向けたアドバイスを中心とした内容に変更しました。

※ 民間スポーツクラブに事業委託。全8回1クールの連続講座型で開催。

高－第35表 元気アップサポーター養成研修 参加者実績 (人)

項目/年度	3年度	4年度	5年度
参加人数(実数)	45	90	98

(35) Zoomでオンライン体操教室

(高齢者地域包括ケア推進課介護予防・生活支援係)

猛暑等の悪天候で介護予防事業に集合できない場合でも、自宅でも一人でも介護予防に取り組める機会を創出するため、Zoomの画面を通した体操教室(座位のみ)を開催しました。また、Zoomが苦手な方のための事前説明会を開催しました。

※ 民間スポーツクラブに事業委託。毎週水曜日の午後2時から30分間開催。

高－第36表 Zoomでオンライン体操教室・事前説明会 参加者実績 (人)

項目/年度	5年度
体操教室参加人数(延べ)	321
事前説明会参加人数(延べ)	248

(36) はじめてのスマホ教室（体験・基礎コース）

（高齢者地域包括ケア推進課介護予防・生活支援係）

Zoom でオンライン体操教室への参加以前に、スマホの使い方自体が苦手な初心者の方に向けて、LINE やカメラの使い方や YouTube の閲覧方法等、スマホの楽しさを知ってもらい、Zoom でオンライン体操教室への参加を目指した教室を開催しました。

※ 民間スポーツクラブに事業委託。

高－第37表 はじめてのスマホ教室（体験・基礎コース） 参加者実績（人）

項目/年度	5年度
参加人数（延べ）	518

(37) 住区センターにおける自主的な介護予防講座

（高齢者地域包括ケア推進課介護予防・生活支援係/高齢者栄養施策推進担当）

住区センターにおける自主的な介護予防に関する効果的な講座として、以下のア～ウのいずれかのテーマで実施しています。

- ア 身体機能や運動機能の維持・向上に資する体操や運動（令和5年度実施数 40回）
- イ 口腔機能の向上に資する講座（令和5年度実施数 9回）
- ウ 栄養に関する講座（令和5年度実施数 6回）

高－第38表 住区センターにおける自主的な介護予防講座開催実績

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
参加者実数（人）	2,471	589	594	1,448	2,154
実施センター（件）	37	16	20	35	36

※令和4年度の集計方法に誤りがあり修正しました。

(38) ころつえシニア相談所の運営

（高齢者地域包括ケア推進課調整係）

UR都市機構大谷田一丁目団地の空き店舗を活用し、高齢者のための相談窓口を平成23年1月19日に開設しました。団地に居住する高齢者からのさまざまな相談に応じるとともに、サロンやミニ講座を開催し、高齢者の交流の場を提供しています。また、「あんしん登録カード」の登録者に対し、平成23年4月から配置されたUR都市機構の「生活支援アドバイザー」との連携により、団地内の高齢者等の見守り体制の強化を図っています。

住民主体で運営するふれあいサロンの発足により、令和5年度をもってサロンは終了となりました。ミニ講座やおさんぽラリーについては引き続き実施し、高齢者の孤立防止につなげる取組を行っています。

第2章 施策別事業概要－Ⅱ高齢者福祉

3 元気高齢者の支援

高一第39表 ころつえシニア相談所 相談実績 (延べ件数)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数	2,751	2,786	2,891	2,861	2,650

高一第40表 あんしん登録カード 登録実績 (UR 協働)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象高齢者数 (人)	916	936	936	951	953
登録者数 (実数)	162	163	163	154	147
割合 (%)	17.7	17.4	17.4	16.2	15.4

3 元気高齢者の支援

(1) 老人クラブ指導助成

(高齢者地域包括ケア推進課調整係)

区内の老人クラブおよびこれらの老人クラブで組織する足立区友愛クラブ連合会に対して、その事業費等の一部を助成しています。

ア 助成対象

- (ア) 「足立区老人クラブ運営要綱」に準拠して運営される区内の老人クラブで、設立後3か月以上活動を続けているもの
- (イ) 足立区友愛クラブ連合会の開催する各種事業

イ 助成内容

- (ア) 単位クラブに対する助成

助成対象とする経費は、社会奉仕活動、友愛活動、生きがいを高めるための活動、健康づくりをすすめる活動などを総合的に実施するための経費とし、交際費（慶弔費を含む）や酒類等の経費は対象外とします。助成金額および団体数は次のとおりです。なお、各単位クラブの会員数の現況を踏まえ、令和2年度から助成対象とする会員数を30人以上から25人以上に見直しました。

高一第41表 令和5年度単位クラブに対する助成実績

会員数	月額 (円)	年額 (円)	助成団体数
25～ 49 人	11,100	133,200	33
50～ 99 人	12,600	151,200	76
100～149 人	13,800	165,600	10
150～199 人	15,000	180,000	3
200 人以上	16,200	194,400	1

(イ) 足立区友愛クラブ連合会に対する助成

足立区友愛クラブ連合会より助成金の申請があったときは、助成事業の目的、内容の適合性および金額の算定基礎等を調査し、補助金を交付するか否か決定します。

高－第42表 老人クラブ助成事業実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
助成クラブ数	146	146	138	128	123
会員数	11,382	11,101	10,156	9,094	8,463
単位クラブ助成総額(円)	20,449,200	20,367,600	18,853,628	19,875,740	19,117,200
連合会助成額(円)	4,500,000	3,460,000	3,897,000	4,987,000	6,620,000
加入率(%)	5.51	5.36	4.90	4.37	4.08

※ 加入率＝会員数÷区内60歳以上の人口。

(2) 敬老祝い事業

(高齢者地域包括ケア推進課調整係)

白寿(99歳)・米寿(88歳)・喜寿(77歳)を迎える方に、敬老の日を中心に記念品等を贈呈し長寿を祝います。

ア 白寿のお祝い

4月2日から翌年4月1日までに白寿を迎える方に、長寿証と記念品(2万円の区内共通商品券)を贈呈します。

イ 米寿のお祝い

4月2日から翌年4月1日までに米寿を迎える方に、記念品(1万円の区内共通商品券)を贈呈します。

※ 米寿の祝いは、平成13年度まで足立区社会福祉協議会で実施。

ウ 喜寿のお祝い

4月2日から翌年4月1日までに喜寿を迎える方に、記念品(5千円の区内共通商品券)を贈呈します。

※ 令和3年度より追加しました。

高－第43表 お祝い交付者数

(人)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
白寿(99歳)	168	171	198	203	197
米寿(88歳)	3,008	3,370	3,451	3,759	4,238
喜寿(77歳)	－	－	6,609	5,260	7,188

(3) 元気応援ポイント事業

(介護保険課介護保険係)

高齢者が指定されたボランティア活動に参加することで地域に貢献することを奨励し、高齢者自身の社会参加活動を通じた介護予防の推進を図っています。

ア 対象者

足立区介護保険第1号被保険者（区内在住で登録日現在65歳以上の方）で、介護サービスを受けていない方

イ 事業内容

ボランティア登録をした高齢者が、元気応援ポイント事業受入機関で指定されたボランティア活動を行います。1時間の活動で100ポイント（100円換算）、1日300ポイント（令和5年度より300ポイントに拡充）を上限とし、年度内で10,000ポイントまでためることができ、活動実績に応じて事業活動交付金を交付し、実質的に介護保険料の負担を軽減します。

令和4年度から、ごみ出し支援等のご近所での身近なボランティアも対象としました。

令和5年度は、ボランティア活動の再始動に向けて、スタートアップ&リ・スタートキャンペーン及び100スタンプ達成ボーナスポイントプレゼントキャンペーン（それぞれプラス1,000ポイント）を新たに実施しました。

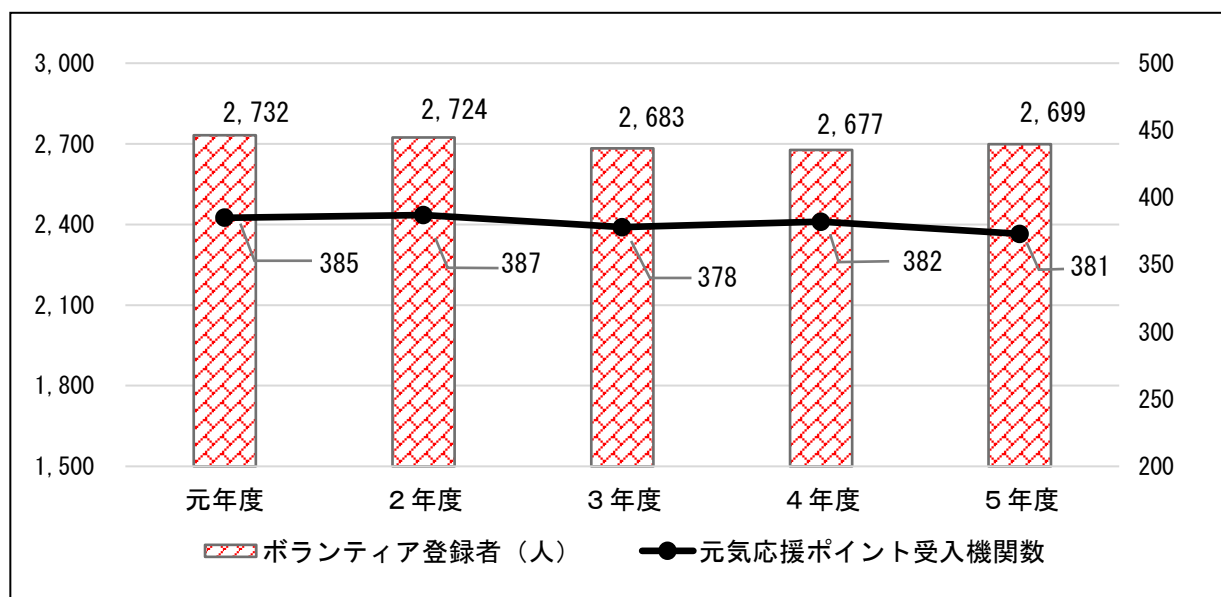
ウ 褒賞

30時間以上のボランティア活動を5年間するごとに、区長から褒賞を贈呈。継続した社会参加活動を推進します。

高－第44表 登録者数および受入状況

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ボランティア登録者（人）	2,732	2,724	2,683	2,677	2,699
元気応援ポイント事業受入機関数	385	387	378	382	381
活動交付金支給額（千円）	4,622	4,113	1,988	2,222	3,248

高－第45表 元気応援ポイント事業



4 高齢者の住まいの確保

(1) 高齢者の入所施設

(高齢者地域包括ケア推進課施設係 医療介護連携課高齢援護第一係、第二係 介護保険課)

高齢者の入所施設には、老人福祉法により医療介護連携課が入所措置を決定する養護老人ホーム、介護保険法の介護老人福祉施設としての特別養護老人ホーム、利用者が直接施設に申し込み入所する軽費老人ホーム（ケアハウス含む）および有料老人ホームがあります。）

高一第46表 高齢者の主な入所施設（要介護）

定員数は令和6年4月1日現在

施設種類	入所形態	施設の特徴	要介護度	定員数 (名)
特別養護老人ホーム (介護老人福祉施設)	契約	つねに介護が必要で、自宅では介護ができない方が対象の施設	要介護3～5	3,217
介護付き有料老人ホーム	契約	施設職員による介護等のサービスがついた施設	自立～要介護5	2,773
住宅型有料老人ホーム	契約	掃除など生活支援と食事を提供。介護が必要になった場合、外部の介護サービスを利用	自立～軽度の要介護	896

高一第47表 高齢者の主な入所施設（自立）

施設種類	入所形態	施設の特徴	要介護度	その他
養護老人ホーム (老人福祉法第20条の4に規定された措置施設)	措置	原則65歳以上で、環境上の理由、経済的な理由から居宅での生活が困難な方が入所する施設	自立～見守りや声掛け支援で生活可能な状態	要介護状態になった場合は、介護保険施設等への移行
軽費老人ホーム (ケアハウス)	契約	60歳以上の方で生活に少し不安をお持ちの方が、安心して自立した生活を続けるための施設	自立～要支援2まで ※ 都市型は要介護1まで	介護度が重くなると退所

ア 養護老人ホームへの入所措置

医療介護連携課が入所措置を決定するにあたっては、「東京都足立区老人ホーム入所判定委員会」を設置し、事務の適正化を図っています。この委員会は、医師、老人ホーム施設長、保健師、基幹地域包括支援センター長、医療介護連携課長および医療介護連携課社会福祉主事で構成され、年3回開催しています。なお、養護老人ホームの入所措置については、利用者本人および扶養義務者の所得に応じて負担金があります。

高－第48表 養護老人ホームへの入所要件

項目／要件	要件
入所対象	65歳以上(老人福祉法第11条)で、次のいずれかに該当するとき 1 家族または家族以外の同居者との同居が高齢者の心身を著しく害すると認められるとき 2 住居がない、または、居住環境が悪いとき
経済的条件	次の1～3のいずれかに該当するとき 1 生活保護受給世帯 2 本人およびその方の生計を維持している方が区市町村民税所得割を課税されていないこと(非課税世帯または均等割りのみ課税世帯) 3 災害などで世帯の収入が1～2と同様な状態にあるとき

高－第49表 養護老人ホーム入所措置 (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入所者	122	114	107	97	102

イ 介護保険法施行による改正後の老人福祉法

訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)について「やむを得ない事由」により措置する仕組みを存続させています。(老人福祉法第10条の4第1項、第11条第1項第2号)これは、「やむを得ない事由」により事業者との「契約」による介護サービスが利用できない場合やその前提となる市町村に対する要介護認定の「申請」を期待しがたい場合に、職権をもって要介護認定の「申請」の代行を行い、介護サービスの提供に結びつけるものです。

(ア) 措置にあたっての「やむを得ない事由」

- ① 本人が家族等から虐待を受けている場合
- ② 認知症等の理由で意思判断能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない場合
以上の要件を満たす場合は、措置の一環として要介護認定と同一の手続きを経て、職権をもってサービスの提供に結びつけます。

(イ) 「やむを得ない事由」の消滅

以下の場合、措置は解除され契約によるサービス(通常の介護保険サービス)に移行します。

- ① 特別養護老人ホーム入所等により、家族等の虐待の状況から離脱して介護保険サービス利用契約や、その前提としての要介護認定申請ができるようになったとき。
- ② 成年後見制度に基づき、本人を代理する後見人等を活用することにより、介護保険サービス利用契約や、要介護認定の申請ができるようになったとき。

高－第50表 老人福祉法による措置(特別養護老人ホームへの新規入所者数) (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
措置者	7	3	4	6	4

高一第51表 老人福祉法による措置（ショートステイ者数） (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
措置者	69	69	67	82	87

(2) 軽費老人ホーム（ケアハウス六月）の管理運営

(高齢者地地域包括ケア推進課施設係)

自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、または高齢等のため独立して生活するには不安があるが、入所により自立した生活ができ、かつ利用料の支払い能力のある60歳以上の人が入所することができます。

ア サービス内容

食事（食堂）の提供、入浴（共同浴室）の準備、生活相談など。

イ 費用負担

入所者の収入に応じて使用料が決定されます。光熱水費等は別途実費負担。

ウ 利用手続き・申込み

年度登録制。毎年2月に募集を行い、抽選で登録番号を決定し、空きが出た場合に1番の方から入居審査を実施します。その後の追加登録は、申込順で1月末まで受け付けます。

高一第52表 軽費老人ホーム（指定管理）設置状況

施設名	種別	定員	委託法人	所在地
足立区ケアハウス六月	軽費	80	聖風会	六月1-6-1

高一第53表 参考：軽費老人ホーム（民営）設置状況

施設名	種別	定員	運営法人	所在地
ケアハウス足立万葉苑	都市型軽費	10	射水万葉会	六月2-11-20
ケアハウスはごろも	軽費	100	互惠会	西新井5-34-1
ケアハウスレスペート千住	都市型軽費	10	清洞会	千住桜木2-11-8
茂ホーム	都市型軽費	12	長寿村	谷中1-17-7

(3) 高齢者生活支援型緊急ショートステイ事業**(医療介護連携課高齢援護第一係、第二係)**

支援の必要なおおむね65歳以上の高齢者で、介護保険法に基づく要支援または要介護認定を受けていない者が、緊急一時的に身体的保護または支援が必要となったとき、あらかじめ協定を結んだ特別養護老人ホーム等に一時的に宿泊し、生活習慣の指導および体調調整等を行い、高齢者の介護予防および在宅生活維持等の支援を図っています。

ア 利用要件

介護保険法に基づく要支援または要介護認定を受けていない65歳以上の高齢者で、次の要件のいずれかに該当する方

- (ア) 基本生活習慣の欠如、対人関係不成立等の社会適応困難な高齢者
- (イ) 介護予防のため、日常の生活習慣および体調調整を図る必要のある方
- (ウ) 虐待等により保護を必要とする方
- (エ) 家族の疾病、事故、災害、その他の理由により一時的に生活の支援が受けられない方
- (オ) ひとり暮らし等で疾病その他の理由により一時的に生活の支援が必要な方
- (カ) 区長が特に必要と認めた方

イ 利用期間および回数

原則として1回の利用につき、1か月以内。

ウ 利用料金

食費、居住費の本人負担はなし。日用品等については本人負担。

高－第54表 **緊急ショートステイ事業**

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者（延べ人数）	37	39	37	30	32

エ 付添い人派遣事業

緊急ショートステイ事業およびやむを得ない事由による措置で保護する高齢者が、医療受診または介護保険施設等へ入所するに当たり、移送に同行する付添者を派遣し、高齢者の安全確保に資することを目的としています。

高－第55表 **緊急ショートステイ事業およびやむを得ない事由による措置の付き添い人派遣**

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者（延べ人数）	69	34	18	4	1

5 福祉サービス利用支援

(1) 成年後見制度支援事業

(医療介護連携課権利擁護推進係)

判断能力が不十分な認知症高齢者等の意思決定を助け、生活や財産等の権利を守り、適切な福祉サービスを受けながら、地域で安心して暮らし続けられることを目的に、成年後見制度（以下、「制度」という。）支援事業を平成15年度から実施しています。主な事業内容は、社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業との効果的な連携による認知症高齢者等の支援、制度の普及・啓発、制度利用者の支援、あだち区民後見人の養成・活用等です。なお、足立区では、制度の利用が必要と認められる方のうち、本人または親族による審判申立てが見込めない単身認知症高齢者等について、「区長申立て等審査会」の決定に基づき、区長による審判申立てを行っています。

高－第56表 成年後見審判区長申立て件数 (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談（検討）	68	76	58	91	90
申立て（※）	67	65	52	74	86

※ 年度内に申立てた件数

＜あだち区民後見人になるまでの流れ＞

- 1 公募に応募して区の基礎講習を受講し、第一次選考（作文と書類審査）と第二次選考（面接）に合格した方が、約1年間の養成研修を受講します。
- 2 約1年間の養成研修を修了し、第三次選考（最終面接）に合格した方をあだち区民後見人候補者として区に登録します。
- 3 あだち区民後見人候補者は、家庭裁判所の審判で選任されて、あだち区民後見人となります。

高－第57表 あだち区民後見人登録者等実績 (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
あだち区民後見人候補者延登録者数 （ ）内は新規登録者数	37 (0)	44 (7)	47 (3)	47 (0)	49 (2)
あだち区民後見人の新規受任件（※）	0	4	3	1	3

※ あだち区民後見人候補者として登録されている者のうち、後見人（保佐、補助含む）として、新規に受任した数。

(2) 高齢者虐待等への対応

(医療介護連携課高齢援護第一係、第二係)

「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」に基づき、地域包括支援センターと連携して、虐待対応を実施しています。平成29年度より、虐待ケースとして通報された全件を医療介護連携課に報告して、その進行管理を行う方法を開始しました。

また、同年度より、単身高齢者世帯の増加に伴い今後も発生が懸念されている在宅生活が困難となった高齢者世帯（経済困窮、認知症、医療中断等）および、セルフネグレクトケースについても、虐待に準じた確実な対応を行うこととして、介護保険制度および地域包括ケア施策のセーフティーネット機能を強化しています。

高―第58表 高齢者虐待ケースへの対応件数 (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
虐待ケースの通報	340	335	298	310	313
虐待ケースとしての対応	229	231	216	265	202

高―第59表 虐待以外の困難ケースへの対応件数 (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
虐待以外（在宅困難・セルフネグレクトほか）の困難ケースとしての対応	103	121	195	142	132

(3) 福祉サービス第三者評価

(介護保険課介護事業者支援係)

各種福祉サービスについて、区を含めたサービス提供者が第三者評価を受審することにより、利用者の事業者選択のための情報提供やサービス提供者の質の向上を図ります。より多くの事業所が受審できるよう支援しています。各事業所の評価については、「福ナビ（東京都福祉サービス第三者評価）」を参照。

令和5年度事業内容（高齢者福祉サービス）

ア 区施設の第三者評価を実施

実施施設 1カ所（ケアハウス六月）

イ 第三者評価受審民間事業所に補助金を交付 118事業所

(ア) 高齢サービス系事業所等 37事業所

(イ) 地域密着型サービス事業所 81事業所

(4) 福祉サービス苦情等解決委員会の運営

(医療介護連携課権利擁護推進係)

福祉サービスに対する区民の苦情等を公正かつ中立的な立場で迅速に処理し、サービスと顧客満足度の一層の向上を図っています。平成15年4月より対象を拡大し、高齢者福祉サービスに加えて障がい者、児童福祉サービスに関する苦情等についても対応しています。

ア 足立区福祉サービス苦情等解決委員会の開催

- (ア) 委員6人(学識者、弁護士、社会福祉士、人権擁護委員、民生・児童委員、消費者センター相談員)
(イ) 5回開催

イ 高齢者福祉サービス苦情等受付件数

- (ア) 苦情受付件数 22件
(イ) その他の相談 336件

高－第60表 高齢者福祉サービス苦情受付内訳(再掲あり) (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
訪問介護	0	0	0	1	1
介護サービス計画	3	3	3	1	1
デイケア・デイサービス	0	2	1	1	0
ショートステイ	2	0	0	0	1
特定施設入所者生活介護	0	0	0	0	1
特別養護老人ホーム	2	0	0	2	2
老人保健施設	0	0	1	0	1
その他	0	0	2	1	2
計	7	5	7	6	9

(5) 特別養護老人ホーム入所検討委員会

(高齢者地地域包括ケア推進課施設係)

東京都福祉保健局がまとめた特別養護老人ホーム入所指針に基づき、特養ホーム施設長・地域包括支援センター代表者等からなる入所検討委員会を設けています。委員会により策定した区内統一の入所申込書および優先入所評価基準を使用し、入所決定の透明性・公平性を確保するとともに申し込みの簡便化を図っています。2～3か月に一度、委員会を開催し入所選考者名簿を決定しており、各施設では当名簿により入所者の選考にあたっています。

※ 令和4年4月から優先入所評価基準が変更されました。

ア 優先入所基準

- (ア) 要介護度
(イ) 介護者の状況
(ウ) 住まいの状況
(エ) 認知症の状況等

イ 入所希望者数(令和6年4月1日現在)

2,163人

高－第61表 特別養護老人ホーム入所希望者数内訳 (人)

優先度区分	点数	人数
A（優先度が高い）	27点以上	1,015
B（優先度が中程度）	21点から26点	960
C（優先度が低い）	20点以下	188

6 介護従事者の育成・確保

（1）介護のしごと相談・面接会【令和5年度拡充】

（医療介護連携課介護人材確保・育成支援担当、障がい福祉課障がい施設調整担当）

福祉施設や事業所等において、人材の確保が厳しい状況をふまえ、身近な地域に居住する潜在的福祉人材を掘り起こし、求人事業所と結びつけ、人材確保と区民の就労機会の拡大を図るために実施しています。

高－第62表 介護のしごと相談・面接会参加実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
出展事業者（件）	57	46	50	51	介護	障がい
					60	10
来場者（人）	152	116	105	87	127	

① 平成29年度から年2回実施

② 出展事業者数は令和5年度から介護サービスと障がいサービスに分けて記載

（2）介護人材雇用創出事業

（医療介護連携課介護人材確保・育成支援担当）

東京都地域人材確保総合支援事業補助金を活用して、福祉・介護サービス分野での求職者に、常用雇用を前提として介護施設で就労する機会を提供し、資格のない者には資格取得を支援することにより、人材の育成と確保を目的に実施しています。

高－第63表 介護人材雇用創出事業実績 (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
求職者	25	21	30	28	32
就職者	10	12	19	15	17

（3）介護職員資格取得等支援事業【令和5年度拡充】

（医療介護連携課介護人材確保・育成支援担当）

職員のキャリアアップに向けた環境を整備することにより、区内における介護従事者の人材確保・定着を推進するため、職員の資格の取得等を支援している事業者に対して必要経費を助成しています。

令和5年度からはさらなる利用拡大のため、同一職員に対して初任者研修と実務者研修の両方の経費を助成できるよう要綱を改正したほか、区内の介護事業所に向けて助成事業の告知メールを一斉送付し、一層の周知を図っています。

高－第64表 介護職員資格取得等支援事業実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
助成人数（人）	34	94	132	105	178
助成事業者数（件）	25	41	61	47	62

（4）介護従事者永年勤続褒賞事業

（介護保険課介護保険係）

区内の介護事業所に勤務する従事者の意欲向上と介護事業に対する社会的評価の向上を図るため、成績優秀な永年勤続従事者に対して「5年」「10年」「15年」の勤続区分で褒賞を行い、さらなる就労の定着を目指し実施しています。（平成21年度から事業開始）

高－第65表 褒賞受賞者数

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
推薦事業所数	202	275	244	252	240
受賞者（人）	608	749	695	751	592

7 介護基盤の整備

（1）高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定

（介護保険課介護保険調整担当）

高齢者保健福祉計画は、平成12年4月に導入された介護保険制度を踏まえて平成12年および平成15年に改定し、平成19年度までの5か年の計画を策定しました。

その後介護保険法の改正により、介護保険事業計画は3年ごとの計画策定が義務づけられるとともに、老人保健福祉計画と一体として作成することになりました。これにより、平成18年度から3年ごとに計画を策定しています。

直近では、令和6年度から令和8年度までの3か年を計画期間とする「高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画」を令和5年度に策定しました。

ア 計画の位置付け

高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画は、「足立区基本計画」を上位計画とした「足立区地域保健福祉計画」「足立区地域包括ケアシステムビジョン」の一環として、「足立区地域包括ケアシステムビジョン」に定める将来像の実現に向けて、取り組む事業や各年度の目標値を定めています。

イ 計画策定のスケジュール（ ←→ は計画期間を表わす。）（年度）

	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
前期（8期）	←		→						
現行（9期）		調査・分析・策定	←		→				
次期（10期）					調査・分析・策定	←		→	

（2）高齢者福祉施設整備費の助成

（介護保険課介護事業者支援係）

（高齢者地域包括ケア推進課施設係）

超高齢社会の進展に伴い、ねたきり高齢者や認知症高齢者等の要支援・要介護高齢者が急増しています。このような中で、要支援・要介護高齢者およびその家族の福祉の向上を図るために、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づき整備促進しています。法人が特別養護老人ホーム等を設置する場合、区の整備計画に合致したものに対して費用の一部を助成しています。

ア 特別養護老人ホーム

施設整備費について、都補助額の1/4を補助します。

高－第66表 整備計画に基づき開設した施設数

項目／年度	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	施設 (カ所)	定員 (人)	施設 (カ所)	定員 (人)	施設 (カ所)	定員 (人)	施設 (カ所)	定員 (人)	施設 (カ所)	定員 (人)
特別養護老人ホーム	0	0	0	0	1	90	1	150	1	135
介護老人保健施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認知症高齢者グループホーム	0	0	0	0	0	0	1	18	0	0

高一第67表 今後の施設整備スケジュール

	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12
(舎人三丁目)	開設	(150 床)					
(平野一丁目)	開設	(135 床)					
(花畑三丁目)	→	開設	(147 床)				
(本木一丁目)	→	開設	(153 床)				
新規整備①	公募	→	→	開設			
新規整備②			公募	→	→	開設	
施設数	31	33	33	34	34	35	35
整備床数(累計)	3,502	3,802	3,802	3,952	3,952	4,102	4,102
新規整備床数(累計)	660	960	960	1,110	1,110	1,260	1,260

- (ア) 整備計画に基づき、新規整備①～②は150床程度で公募する。
(イ) 整備床数(累計)は、ショートステイから特養への転換も含める。
(ウ) 新規整備①、②の公募時期を含めて、令和6年度に整備方針の見直しを行う。

8 介護保険

介護保険は、区内に住所を有する40歳以上の人が入会者(被保険者)となり、保険料を納め、介護が必要になった時に介護サービスを利用できる制度です。

(1) 被保険者

(介護保険課資格保険料係)

介護保険の被保険者は、年齢によって第1号被保険者と第2号被保険者に分かれ、介護サービスを利用できる条件や保険料の決め方・納付方法が異なります。第1号被保険者は65歳以上の人で、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者です。

高一第68表 第1号被保険者数

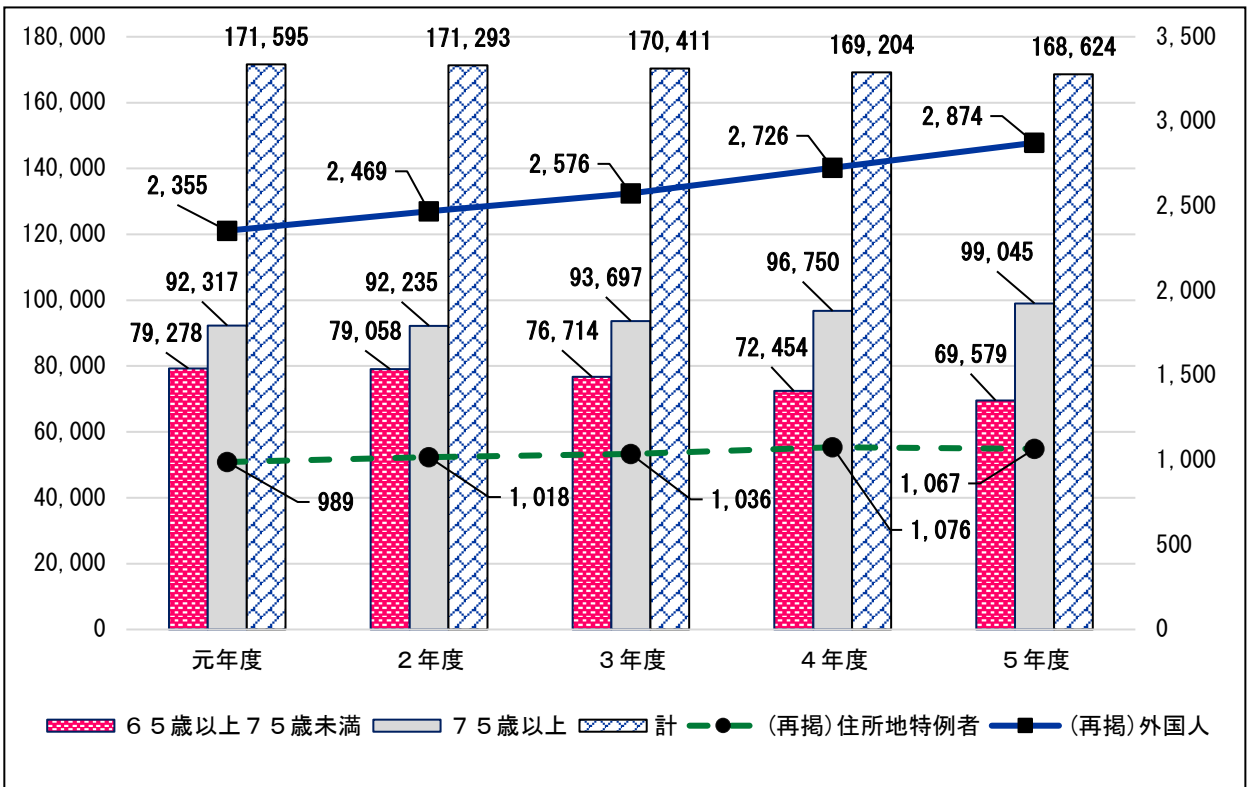
(各年3月末現在) (人)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
65歳以上75歳未満	79,278	79,058	76,714	72,454	69,579
75歳以上	92,317	92,235	93,697	96,750	99,045
(再掲)住所地特例者	989	1,018	1,036	1,076	1,067
(再掲)外国人	2,355	2,469	2,576	2,726	2,874
計	171,595	171,293	170,411	169,204	168,624

※ 「住所地特例」とは、施設入所者が施設所在地に住民登録を異動しても、異動前の区市町村が保険者となる仕組みである。

高一第69表 第1号被保険者の推移

(各年3月末現在) (人)



被保険者数は、令和元年度まで年々増加しましたが、新型コロナウイルス感染症流行等により、令和2年度以降は減少しています。また、平成29年度から、75歳以上が65歳以上75歳未満の人数を超え、年々その差が拡大しています。

(2) 保険料の賦課・収納状況

(介護保険課資格保険料係)

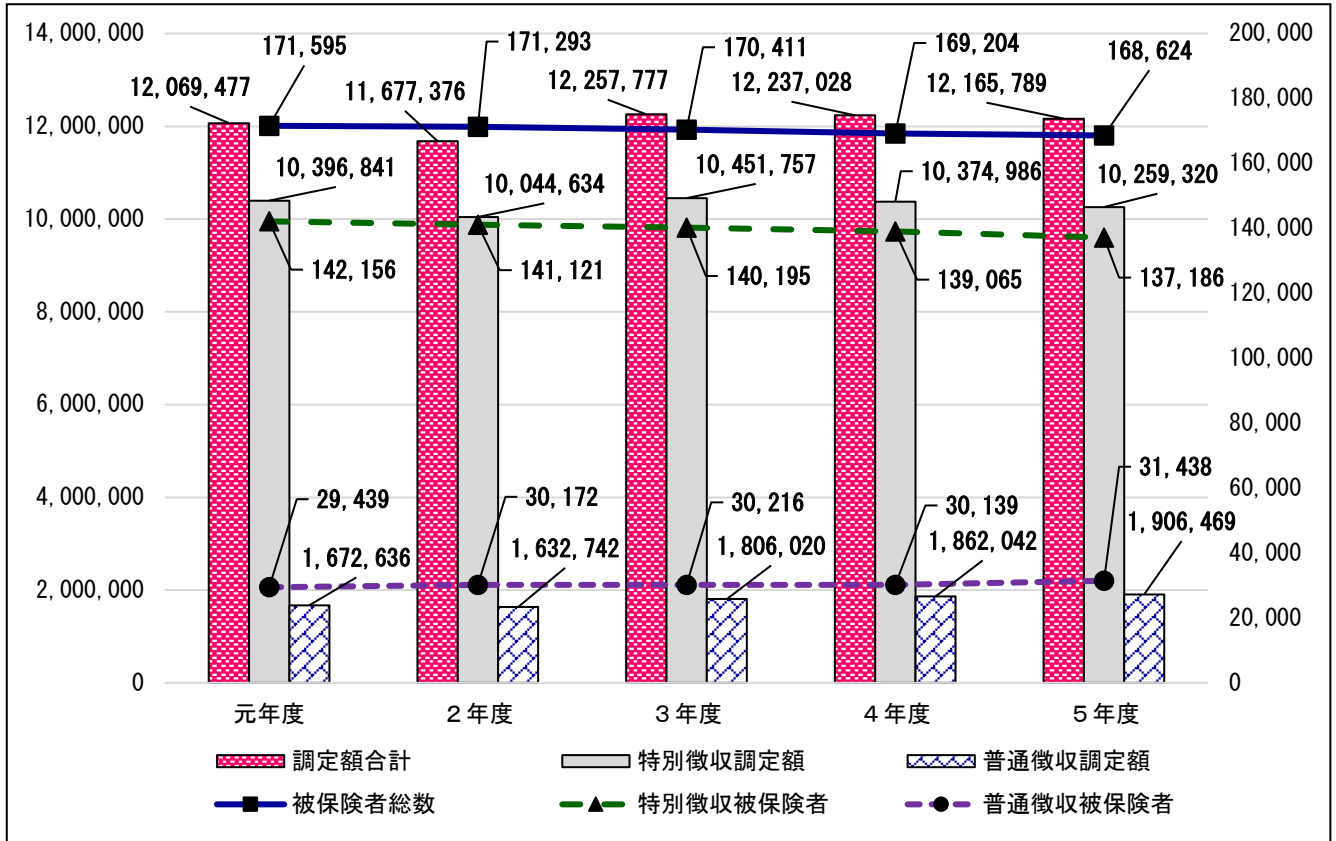
第1号被保険者の保険料は計画期間(3年度)ごとの基準額に基づき、所得段階に応じて決められます。

徴収方法には、特別徴収(年金天引)と普通徴収(個別の徴収)があります。保険料の滞納を防ぐために、休日納付相談、口座振替納付の促進、財産の差押などを実施しています。

高一第70表 ア 第1号被保険者保険料調定額

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
特別徴収	被保険者(人)	142,156	141,121	140,195	139,065	137,186
	調定額(千円)	10,396,841	10,044,634	10,451,757	10,374,986	10,259,320
普通徴収	被保険者(人)	29,439	30,172	30,216	30,139	31,438
	調定額(千円)	1,672,636	1,632,742	1,806,020	1,862,042	1,906,469
総数	被保険者(人)	171,595	171,293	170,411	169,204	168,624
	調定額(千円)	12,069,477	11,677,376	12,257,777	12,237,028	12,165,789

高一第71表 ア 第1号被保険者保険料調定額



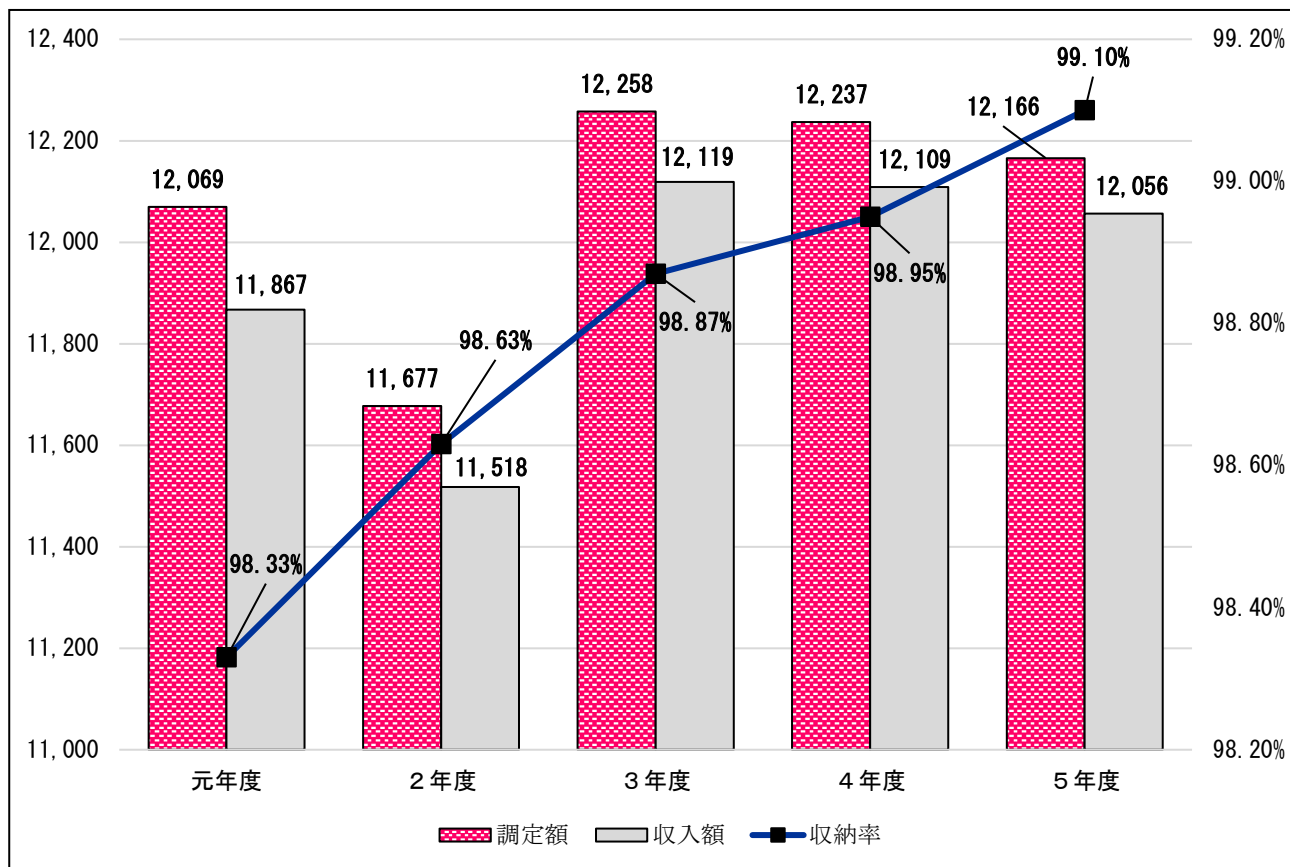
調定額合計は、令和元年10月の消費税率引き上げによる低所得者の介護保険料軽減強化により、令和元年度および2年度は減少しました。令和3年度は、第8期の介護保険事業計画における保険料改定により増加しましたが、令和4年度以降は、被保険者数の減少に伴い微減傾向となっています。

高一第72表 イ 第1号被保険者保険料収納額

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
現年分	調定額 (円)	12,069,476,750	11,677,375,810	12,257,777,030	12,237,028,480	12,165,788,760
	収納額 (円)	11,867,358,030	11,517,649,355	12,119,187,006	12,108,871,291	12,056,384,418
	収納率 (%)	98.33	98.63	98.87	98.95	99.10
滞納 繰越分	調定額 (円)	614,689,270	487,320,023	416,993,071	332,613,213	311,191,582
	収納額 (円)	126,135,994	99,589,459	81,203,646	70,349,576	71,624,490
	収納率 (%)	20.52	20.44	19.47	21.15	23.02

高－第73表 イ 第1号被保険者保険料収納額（現年分）

（百万円）

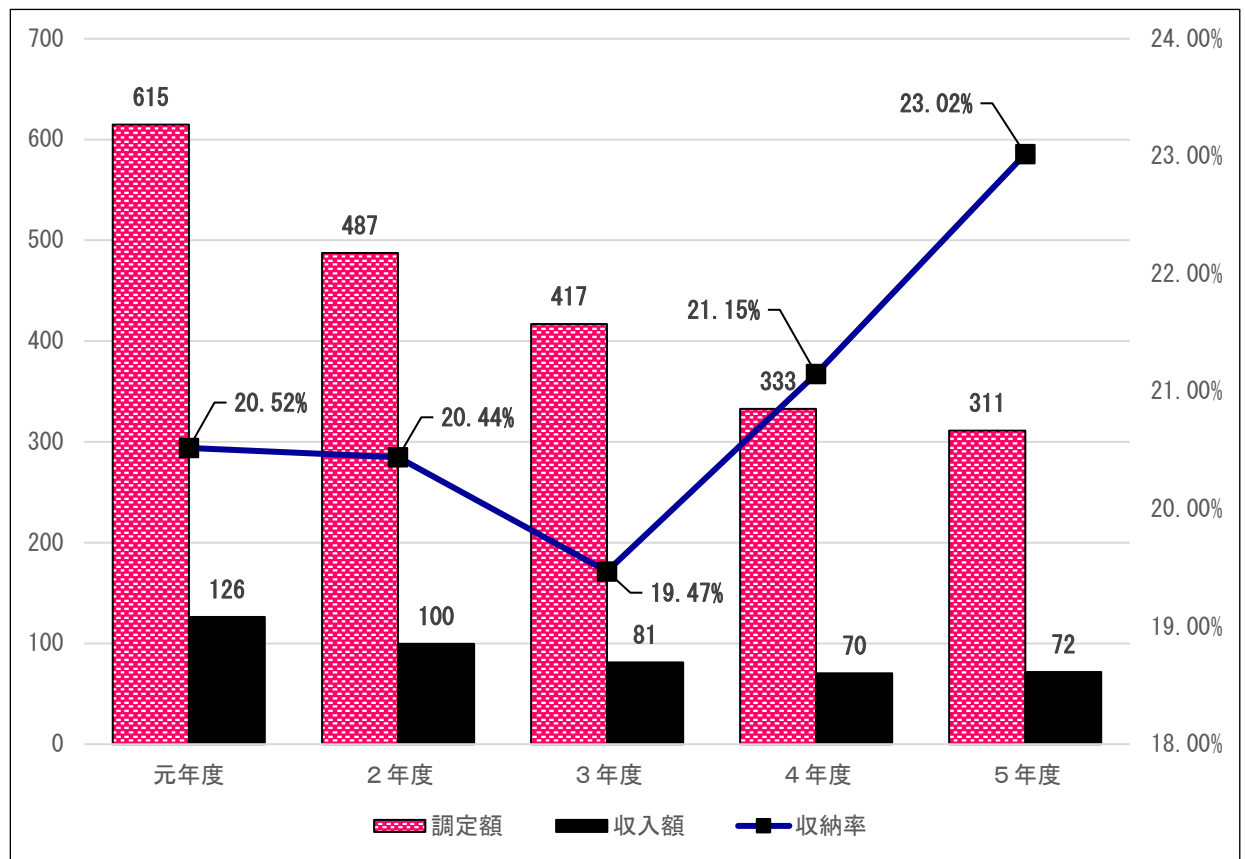


現年度分収入額は、消費税率引き上げによる低所得者の介護保険料軽減強化等のため、令和元年度および2年度は減少しました。令和3年度は、第8期の介護保険事業計画における保険料改定もあり増加しましたが、令和4年度以降は、被保険者数の減少に伴い微減傾向となっています。

収納率は、滞納を発生させないよう初期滞納者への徴収強化等により毎年上昇しています。

高一第74表 イ 第1号被保険者保険料収納額（滞納繰越分）

（百万円）



滞納繰越分収入額は、差押等の強化により令和元年度に大きく増加しました。令和2年度以降の収入額は、現年度分収納率向上に伴う滞納繰越額の縮小により減少傾向ですが、収納率は令和元年度以降20%前後で推移しています。

（3）要支援・要介護認定

（介護保険課介護認定係）

ア 要支援・要介護認定申請

介護保険の給付を受けるためには、認定申請を行い、要支援・要介護認定を受けることが必要です。申請後は訪問調査を実施し、調査結果と主治医意見書に基づき認定審査が行われています。

高一第75表 要支援・要介護認定申請件数の推移

（件）

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
新規申請	8,731	8,715	9,527	10,137	10,181
更新申請	15,451	13,572	18,242	23,538	19,622
その他	4,752	4,982	5,361	5,348	5,373
計	28,934	27,269	33,130	39,023	35,176

※ その他は、区分変更（要支援者の要介護新規申請を含む）、転入等の申請。

イ 介護認定審査会開催状況

認定審査は、医療・保健・福祉の学歴経験者5人程度で構成される合議体で審査・判定を行います。

任期2年で委嘱された審査会委員で34合議体を構成しています。

高－第76表 認定審査会（合議体）実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開催（回）	745	615	633	720	758
判定（件）	28,696	20,486	20,272	25,501	32,482
平均（件）	39	33	32	35	43

ウ 介護認定者

認定審査会で、必要な介護の度合いに応じて要介護度が決定されます。

要介護度は、平成18年度制度改正により「要支援1・2」と「要介護1から5」までの7段階の区分になりました。

高－第77表 要支援・要介護認定者数の推移

（人）

	項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
軽度 ↓ 重度	要支援1	5,098	4,691	4,660	4,711	4,663
	要支援2	5,078	4,727	4,647	4,644	5,042
	要介護1	5,175	5,641	5,913	5,963	5,774
	要介護2	7,226	7,417	7,284	7,342	7,710
	要介護3	5,234	5,372	5,507	5,623	5,993
	要介護4	4,938	5,138	5,342	5,468	5,526
	要介護5	4,164	3,951	3,823	3,936	4,014
	計	36,913	36,937	37,176	37,687	38,722

（4）保険給付状況

（介護保険課保険給付係）

高－第78表 ア 介護サービス受給者数の推移

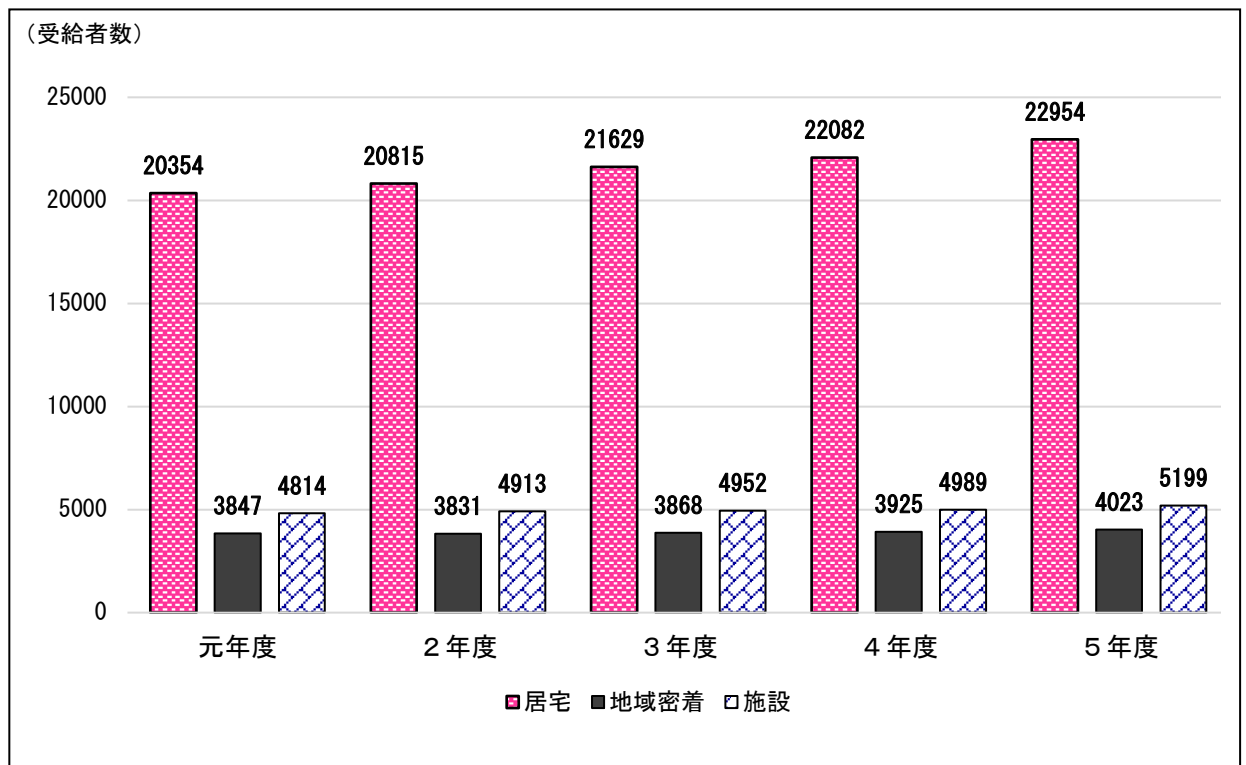
（人）

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅	20,354	20,815	21,629	22,082	22,954
地域密着	3,847	3,831	3,868	3,925	4,023
施設	4,814	4,913	4,952	4,989	5,199
計	29,015	29,559	30,449	30,996	32,176

※ 居宅受給者数は、償還払（福祉用具購入、住宅改修）のみの受給者は含まない。

高－第79表 介護サービス受給者数の推移

(人)



居宅介護サービス受給者は、平成28年度から総合事業（要支援者等の訪問および通所サービス）が開始となったため一時減少しましたが、その後、毎年度受給者が増加しています。地域密着および施設サービスサービス受給者についても、安定的な需要があります。

第2章 施策別事業概要－Ⅱ高齢者福祉

8 介護保険

高－第80表 イ 介護サービス別保険給付費

(千円)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅	訪問介護	6,307,536	6,510,662	6,670,122	6,834,065	7,035,543
	訪問入浴	442,675	453,878	477,113	469,009	477,064
	訪問看護	1,615,098	1,831,772	2,109,554	2,308,779	2,582,342
	訪問リハビリ	228,914	223,416	255,814	270,265	274,571
	通所介護	5,719,336	5,511,498	5,780,887	5,929,338	6,331,312
	通所リハビリ	1,987,118	1,724,782	1,715,681	1,679,328	1,714,287
	福祉用具貸与	1,918,539	2,035,451	2,142,861	2,241,324	2,323,540
	短期入所生活介護	1,597,896	1,452,996	1,496,642	1,481,385	1,633,459
	短期入所療養介護(老健)	115,512	88,686	74,744	71,793	66,148
	短期入所療養介護(療養型)	33,121	27,260	12,226	－	－
	短期入所療養介護(介護医療院)	6,828	4,607	497	272	1,201
	居宅療養管理指導	934,452	962,907	1,070,125	1,149,938	1,255,270
	認知症対応型共同生活介護	1,975,994	2,033,058	2,025,258	2,027,479	2,070,224
	特定施設入居者生活介護	3,541,129	3,720,710	3,861,858	3,850,073	4,011,932
	認知症対応型通所介護	820,520	789,594	742,394	739,546	819,933
	居宅介護支援	3,079,454	3,205,191	3,430,237	3,553,960	3,681,242
	夜間対応型訪問介護	16,123	23,906	16,091	15,130	12,499
	小規模多機能型居宅介護	603,940	673,124	721,689	696,535	713,314
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	113,899	139,672	142,071	143,435	140,636
	看護小規模多機能型居宅介護	269,899	278,284	396,076	429,695	431,375
	地域密着型通所介護	1,738,494	1,762,380	1,780,690	1,802,847	1,920,399
	地域密着型介護老人福祉施設	－	－	－	－	－
	計	33,066,477	33,453,834	34,922,630	35,694,196	37,496,291
施設	特別養護老人ホーム	10,209,258	10,669,823	10,902,295	11,288,113	11,855,714
	老人保健施設	5,729,964	5,997,759	5,976,160	5,857,739	5,927,359
	療養型医療施設	569,771	517,677	408,612	273,410	244,438
	介護医療院	149,992	188,476	264,874	426,837	472,634
	計	16,658,985	17,373,735	17,551,941	17,846,099	18,500,145
償還払	福祉用具購入	68,872	71,932	68,439	79,135	83,335
	住宅改修	181,585	164,155	175,262	163,593	168,624
	計	250,457	236,087	243,701	242,728	251,959
高額介護サービス費(公費)		344,065	367,304	385,107	390,308	409,683
高額介護サービス費(区支払分)		1,232,881	1,347,188	1,315,815	1,247,092	1,311,948
高額医療合算介護サービス費		201,773	203,874	201,202	212,923	209,999
特定入所者介護サービス費		1,744,235	1,801,951	1,635,799	1,512,036	1,558,599
審査支払手数料		54,321	55,226	58,064	60,218	62,571
中計		53,553,194	54,839,199	56,314,259	57,205,600	59,801,195
地域支援事業		2,310,944	2,329,178	2,365,628	2,432,642	2,521,369
総計		55,864,138	57,168,377	58,679,887	59,638,242	62,322,564

ウ 福祉用具購入費

在宅の要支援・要介護者が、入浴や排泄に使用する福祉用具等を購入した場合、購入費の9割から7割が償還払いにより支給されます。利用できる上限額は年間10万円、対象は福祉用具のうち貸与になじまないものです。

なお、平成15年4月より、区に登録している販売事業者に依頼した場合、通常の居宅サービス同様に、1割から3割の自己負担の支払いで利用できる「受領委任払い」（給付券方式）を導入しています。

高一第81表 福祉用具購入費

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数（件）	2,337	2,371	2,303	2,381	2,398
支給額（円）	68,876,508	71,934,477	68,440,355	79,134,569	83,335,332

エ 住宅改修費

在宅の要支援・要介護者が、実際に居住する住宅に、手すり取付け等の一定の住宅改修を行った場合、改修費の9割から7割が償還払いにより支給されます。利用できる上限額は20万円です。

なお、平成14年4月より、区に登録している改修事業者に工事を依頼した場合、通常の居宅サービス同様に、1割から3割の自己負担の支払いで利用できる「受領委任払い」（給付券方式）を導入しています。

高一第82表 住宅改修費

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数（件）	2,082	1,889	1,999	1,874	1,861
支給額（円）	181,594,367	164,171,667	175,262,319	163,593,075	168,623,338

オ 高額介護（介護予防）サービス費（区支払い分）

要支援・要介護者が1か月に支払った利用者負担が一定の基準額を超えたとき、超えた分が申請により高額介護（介護予防）サービス費として支給されます。また、同一世帯に複数の要介護者等がいるときには、世帯全体の負担額が基準を超えた場合にも支給されます。

この場合の利用者負担とは、保険対象である介護サービス費用の1割から3割負担相当額をいい、福祉用具購入費、住宅改修費の1割から3割負担や、施設での食費、居住費およびその他の日常生活費等についての利用料は対象外です。

高一第83表 高額介護サービス費

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数（件）	85,185	89,030	89,514	89,135	92,994
支給額（円）	1,232,880,911	1,347,188,186	1,315,815,268	1,247,092,238	1,311,947,732

カ 高額医療合算介護サービス費

世帯内で、医療保険と介護保険の両方を合わせた自己負担が、一定の基準額を500円以上超えたとき、超えた分が申請により高額医療合算介護サービス費として支給されます。

ただし、同じ世帯でもそれぞれが異なる医療保険に加入している場合は合算できません。

高－第84表 **高額医療合算介護サービス費**

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数（件）	5,636	5,803	5,827	6,078	6,047
支給額（円）	201,772,877	203,874,748	201,202,435	212,923,470	209,998,790

キ 家族介護慰労金支給状況

在宅で重度の要介護高齢者を介護している家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を図り、高齢者の在宅生活の継続・向上を図ることを目的に、一定の要件を満たした場合、家族に対して慰労金を年10万円支給しています。

高－第85表 **家族介護慰労金支給状況**

(件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数	16	9	6	4	10

Ⅲ 障がい者福祉

障がい者福祉施策の概要

1 障がい者福祉施策の現状

(1) 区の基本理念

わが国の障がい者福祉制度は、障害者基本法が定める理念に基づき、障害者総合支援法や児童福祉法により制度化され、実施されています。

足立区では、令和6年3月に障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅣ（令和6年度～令和11年度）、第7期障がい福祉計画と第3期障がい児福祉計画（どちらも令和6年度～令和8年度）を策定しました。障害者基本法の考えに基づき、障がいのある人もない人も、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる社会の実現を目指すため、平成30年2月に策定した推進プランⅢの中で掲げた基本理念である「障がいの有無にかかわらず、誰もが住みなれたまちで、共に安心して生活し続けられる足立区の実現」を引き続き継承しました。

今後も「ひと」「暮らし」「まち」「区（行財政）」の4つの視点に基づいて定めた成果指標と活動指標、国の成果目標に対する足立区の目標などの達成のために必要な支援策を講じ、ノーマライゼーションの推進に向け、相談支援、就労支援、日中活動をはじめとしたさまざまなサービスの充実や福祉のまちづくりの推進に取り組みます。



2 令和5年度の状況

(1) 重点と主な取り組み結果

障概―第1表

令和5年度重点	主な取り組み結果（カッコ内は令和4年度実績）
ア 障がいを理由とする差別解消および合理的配慮の推進	（ア）足立区地域自立支援協議会権利擁護部会で障がい者への合理的配慮等の好事例と課題を共有し、地域の相談体制や解決策を検討 （イ）区立小学校で障がい者理解・啓発授業を実施
イ 障がい者虐待防止および権利擁護の推進	（ア）事業所向けに障がい者虐待防止研修を実施 （イ）虐待通報・相談件数は55件（40件） （ウ）知的障がい者に係る成年後見区長申立件数は10件（13件）
ウ 障がい福祉センターの資質向上に向けた継続した取り組み	障がい福祉センターあり方検討委員会の提言を受け、令和元年度から以下の取り組みを継続して実施 （ア）外部専門家からの指導による職員の資質向上 （イ）福祉サービス第三者評価の受審 （ウ）組織の活性化に向けた資質向上委員会（輪皆＝わかい）での横連携の強化

3 障がい者福祉施策の課題と方向性

(1) 在宅サービスの充実

障がい者が地域で安心して生活するためには、サービスの種類や量の充実とともに質の向上が欠かせません。自ら選択してサービスを受けるための相談支援、在宅生活を支える居宅介護や短期入所の充実、自由に外出し、社会に参加する一助となる移動支援や意思疎通支援などを引き続き促進していきます。

また、支援を必要とする方が、必要とする場面で希望どおりにサービスを利用することができるよう、関係所管と連携しながら、人材確保に取り組みます。

(2) 住み慣れた地域に住み続けるための基盤整備

地域で充実した生活を送るため、日中活動の場となる通所施設の整備をさらに進めていくとともに、質の向上に向けた支援体制を構築していきます。

また、入所施設からの地域移行を積極的に進めていくためには、共同生活援助（グループホーム）の整備が必要です。共同生活援助の整備については、中重度の障がい者に対応できるものについて設立主体となる社会福祉法人等と連携し、ニーズに対応できるサービス量の確保に取り組みます。

また、障がいの有無にかかわらず安心して生活することができるよう、福祉のまちづくりにも積極的に取り組みます。

(3) 障害者虐待防止法および障害者差別解消法の啓発と推進

平成24年に施行された「障害者虐待防止法」では、虐待防止施策として、区市町村、都道府県、国がそれぞれの役割を担い、相談、事実確認、緊急避難先の確保等を行っています。

また同法は、虐待を受けた障がい者に対する保護と自立支援だけではなく、養護者に対する支援等に関する施策を実施することで、障がい者の権利利益の擁護に資することも目的としています。

平成28年に施行された「障害者差別解消法」では、公的機関はもとより事業者に対しても、障がい者を理由とする差別的取扱いを禁止しました。しかし、実際には障がい者差別がすべて無くなったわけではありません。障がい者差別を解消するためには、区民に対して広く啓発を進めることが重要であり、あらゆる機会を通して取り組みます。

また、改正された「障害者差別解消法（令和3年6月4日公布）」では、施行日（令和6年4月1日）から事業者による合理的配慮の提供も義務化されました。国や東京都、関係所管と連携して事業者に対する周知を行うとともに、引き続き、区職員に対する研修などを実施し、障がい者に対する接遇の工夫等、具体的な取り組みを実施していきます。

(4) 専門的・中核的支援機関の充実

地域の相談支援の中心的役割を担う基幹相談支援センターの機能を強化し、相談支援事業所等の支援者への支援及び足立区地域自立支援協議会の活動を通じて各機関の連携や協力を促進します。令和3年度から開始した地域生活支援拠点等の取り組みでは、登録事業所や関係機関の全体調整の機能を果たしていきます。

また、区内中核的支援機関である足立区障がい福祉センターは、専門的な相談、地域生活を念頭に置いたリハビリテーション、就労支援などを行うとともに関係機関との連携に取り組んでいます。特に、発達障がい者（児）、高次脳機能障がい者、医療的ケアの必要な障がい者などに対する支援を充実させるため、連絡会や研修などにより民間事業所等を含めた区全体のスキルアップを図っていきます。

4 障がい者福祉施策の展望

今後、令和6年3月に策定した「足立区障がい者計画」と「足立区第7期障がい福祉計画」「足立区第3期障がい児福祉計画」を着実に実現するために、障がい者団体、社会福祉法人、民間事業者等の関連機関と協働・協創を行い、質の高いサービスを提供できるしくみづくりに取り組めます。

住み慣れた地域で安心して生活し続けられることは、すべての区民の願いです。障がいの有無にかかわらず、自らが選択した生活を営むことができる社会の実現を目指します。

障がい者福祉施策の事業概要

1 相談・援護の窓口

(1) 身体障がい者（児）福祉相談

(障がい援護課各援護係)

身体障がい者（児）を対象に、身体障害者手帳や生活などの相談を受け付けています。なお、各援護係の窓口に遠隔手話通訳サービスが利用できるタブレット端末があります。

障－第1表 身体障がい者（児）福祉相談件数（社会福祉統計404表） (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
身体障害者手帳	7,859	7,796	5,133	5,716	5,540
更生医療	1,519	1,643	669	572	533
補装具	6,589	5,717	3,736	3,146	3,122
職業	144	291	60	26	37
施設	1,049	908	193	228	235
医療保健	310	211	145	106	109
生活	738	516	247	361	386
無料乗車券取扱	3,155	2,299	2,315	2,901	2,850
その他	6,240	4,790	7,954	8,828	8,743
計	27,603	24,171	20,452	21,884	21,555

(2) 知的障がい者（児）福祉相談

(障がい援護課各援護係)

知的障がい者（児）を対象に、施設や生活などの相談を受け付けています。

障－第2表 知的障がい者（児）福祉相談件数（社会福祉統計421表） (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設	1,697	2,131	1,044	985	917
生活	861	663	418	290	324
医療	142	54	75	42	38
職業	253	166	100	110	107
教育	254	183	112	182	213
その他	2,758	2,102	3,982	3,797	3,736
計	5,965	5,299	5,731	5,406	5,335

(3) 身体障がい者および知的障がい者相談員の活動**(障がい福祉センター)**

区長の委嘱を受けた相談員※が、身体障がい者および知的障がい者本人、またはその家族の相談に応じ、更生援護に関する必要な指導、助言を行うとともに、関係機関との円滑な連携等を図り、障がい者福祉の増進に取り組んでいます。

竹の塚障がい福祉館においては、障がい別に年に数回相談事業を開催しています。

※ 1 身体障害者相談員

身体障がい者が相談員となり、身体障がい者の地域活動の推進や区民の障がい理解を深めるための活動などを行っています。

※ 2 知的障害者相談員

知的障がい者の家族が相談員となり、知的障がい者の地域生活に関する全般的な相談や区民の障がい理解を深めるための活動などを行っています。

障－第3表 相談員人数

(人)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
身体障害者相談員	17	17	17	17	17
知的障害者相談員	13	12	12	13	13
計	30	29	29	30	30

(4) 身体障害者手帳の交付

(障がい援護課各援護係)

身体障害者福祉法に定める身体上に障がいのある方に対し、身体障がい者の福祉の増進に資することを目的に、都道府県知事が交付します。障がいの程度により1級から6級に区分され、1級が最も障がい程度の重い区分になっています。障がい別に、視覚障がい、聴覚または平衡機能障がい、音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい、肢体不自由、内部障がいに大別されます。

障－第4表 主たる障がいの種類別身体障害者手帳所持者数（各年4月1日現在）（人）

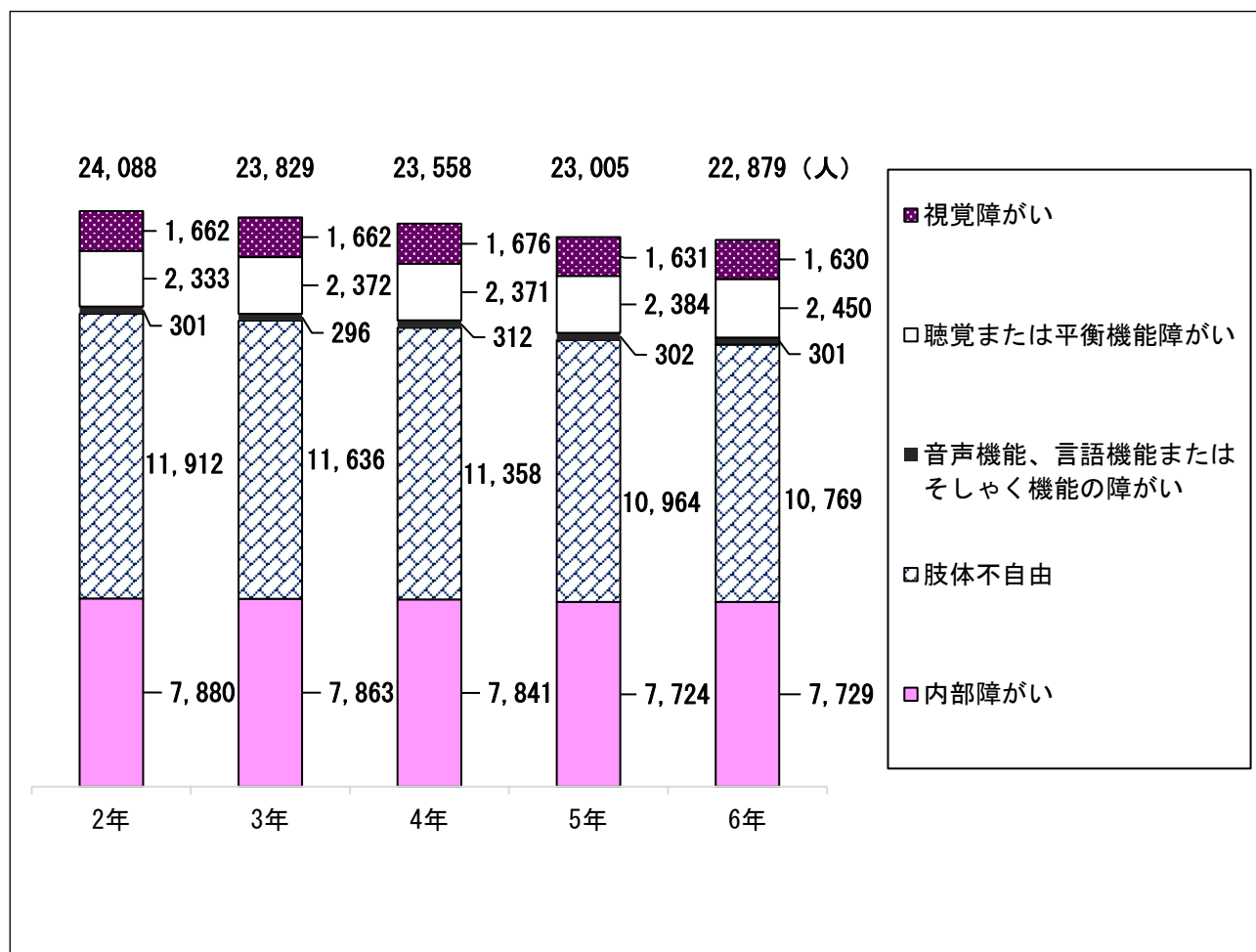
主たる障がいの種類	年	18歳未満	18歳以上	計
視覚障がい (視覚障害)	2年	20	1,642	1,662
	3年	22	1,640	1,662
	4年	27	1,649	1,676
	5年	25	1,606	1,631
	6年	25	1,605	1,630
聴覚または平衡機能障がい (聴覚障害、平衡機能障害)	2年	101	2,232	2,333
	3年	99	2,273	2,372
	4年	97	2,274	2,371
	5年	92	2,292	2,384
	6年	89	2,361	2,450
音声機能、言語機能またはそしゃく 機能の障がい (音声・言語機能障害、そしゃく 機能障害)	2年	1	300	301
	3年	1	295	296
	4年	1	311	312
	5年	1	301	302
	6年	1	300	301
肢体不自由 (上肢機能障害、下肢機能障害、 体幹機能障害、乳幼児期以前の 非進行性の脳病変による運動 機能障害)	2年	269	11,643	11,912
	3年	267	11,369	11,636
	4年	263	11,095	11,358
	5年	255	10,709	10,964
	6年	254	10,515	10,769

障－第4表 主たる障がいの種類別身体障害者手帳所持者数（各年4月1日現在）（人）

主たる障がいの種類	年	18歳未満	18歳以上	計
内部障がい (心臓機能障害、じん臓機能障害、 呼吸器機能障害、ぼうこうまたは 直腸の機能障害、小腸機能障害、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫 機能障害、肝臓機能障害)	2年	84	7,796	7,880
	3年	86	7,777	7,863
	4年	78	7,763	7,841
	5年	78	7,646	7,724
	6年	81	7,648	7,729
計	2年	475	23,613	24,088
	3年	475	23,354	23,829
	4年	466	23,092	23,558
	5年	451	22,554	23,005
	6年	450	22,429	22,879

※（ ）内は、身体障害者障害程度等級表による分類。

障－第5表 主たる障がいの種類別身体障害者手帳所持者数（各年4月1日現在）



(5) 愛の手帳の交付

(障がい援護課各援護係)

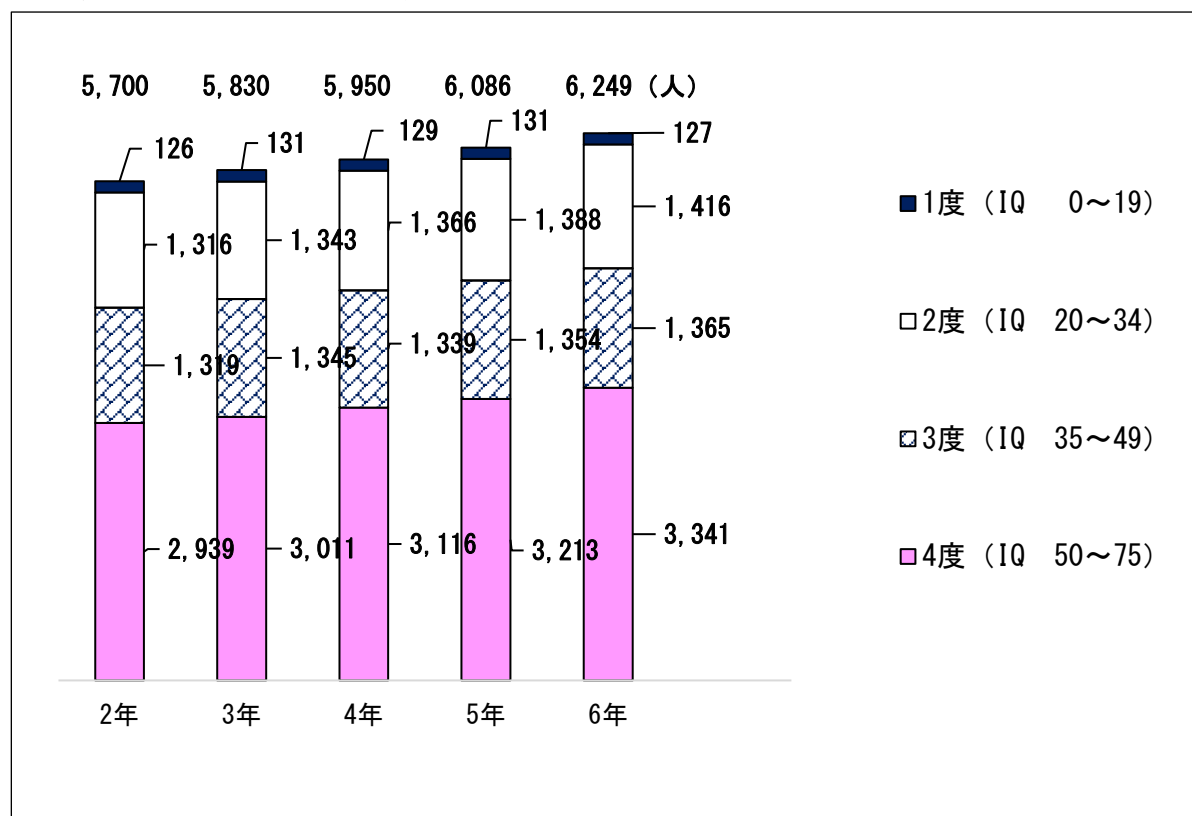
東京都愛の手帳交付要綱に基づき、知的障がい者（児）に対し、知的障がい者の福祉の増進に資することを目的に東京都が交付します。障がいの程度により1度から4度に区分され、1度が最も障がい程度の重い区分になっています。

障一第6表 愛の手帳所持者数（各年4月1日現在）

(人)

障害程度	年	18歳未満	18歳以上	計	知能指数
1度 (最重度)	2年	21	105	126	I Q 0～19
	3年	20	111	131	
	4年	17	112	129	
	5年	16	115	131	
	6年	17	110	127	
2度 (重度)	2年	254	1,062	1,316	I Q 20～34
	3年	260	1,083	1,343	
	4年	266	1,100	1,366	
	5年	283	1,105	1,388	
	6年	297	1,119	1,416	
3度 (中度)	2年	301	1,018	1,319	I Q 35～49
	3年	314	1,031	1,345	
	4年	313	1,026	1,339	
	5年	336	1,018	1,354	
	6年	347	1,018	1,365	
4度 (軽度)	2年	668	2,271	2,939	I Q 50～75
	3年	638	2,373	3,011	
	4年	651	2,465	3,116	
	5年	679	2,534	3,213	
	6年	708	2,633	3,341	
計	2年	1,244	4,456	5,700	
	3年	1,232	4,598	5,830	
	4年	1,247	4,703	5,950	
	5年	1,314	4,772	6,086	
	6年	1,369	4,880	6,249	

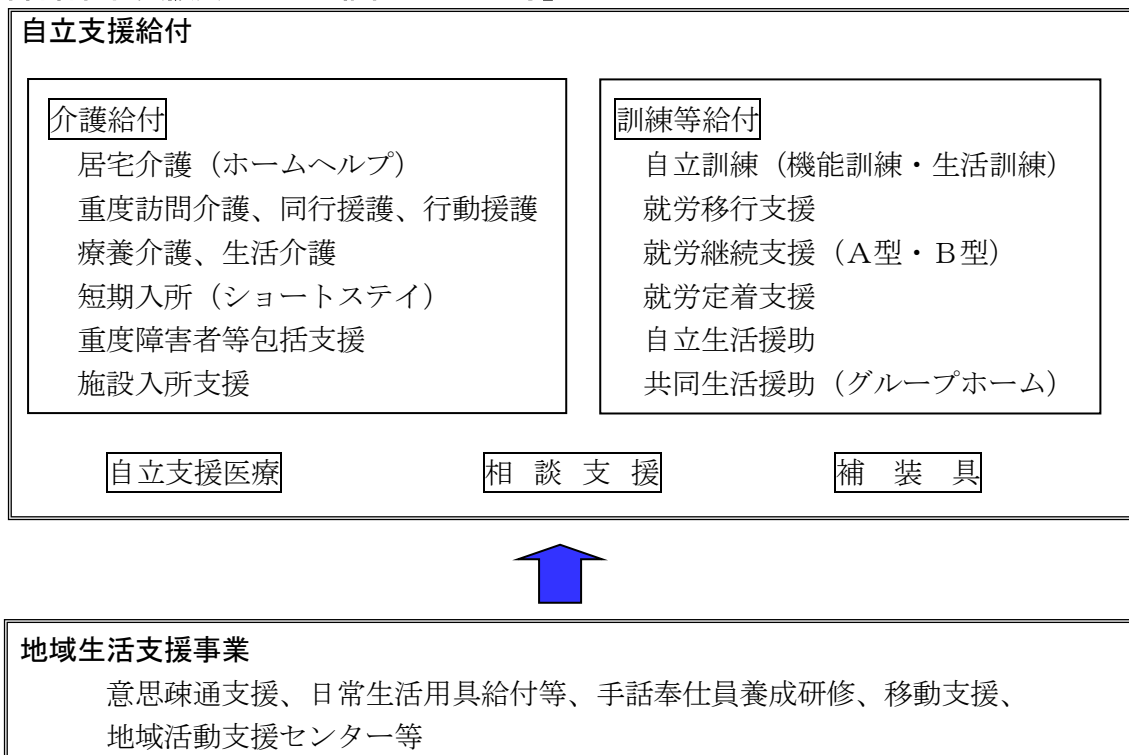
障－第7表 愛の手帳所持者数（各年4月1日現在）



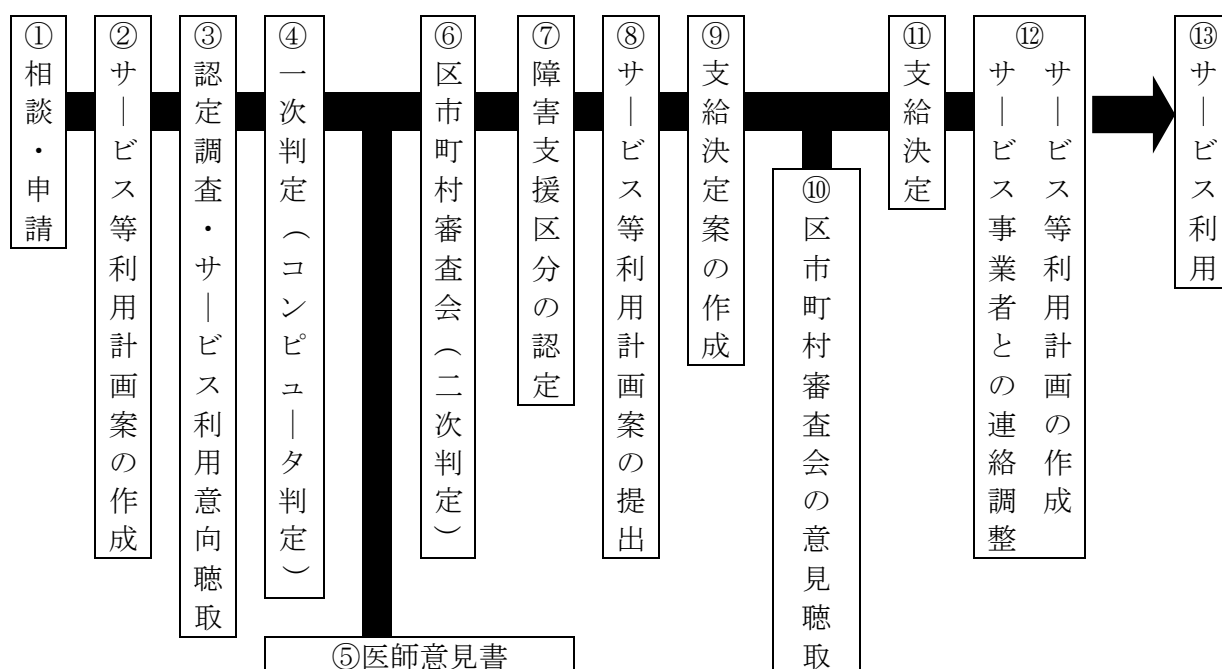
2 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」に基づく福祉サービス

障害者総合支援法（18歳未満は児童福祉法）における福祉サービスは、身体障がい者、知的障がい者、発達障がいを含む精神障がい者のほか、障害者総合支援法で定められた難病等の方を対象者とし、「自立支援給付」と「地域生活支援事業」の二つに大別されます。

【障害者総合支援法に基づく福祉サービス等】



【介護給付等のサービス利用までの流れ】



(1) 障害支援区分認定

(障がい福祉課障がい審査係、障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)

自立支援給付審査会による審査および判定の結果に基づき、障害支援区分の認定を行います。

ア 判定件数

障害支援区分は「障害者等の障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの」です。「非該当」から「区分6」まであり、「区分6」が最も支援の度合が高いとされる状態です。

障－第8表 障害支援区分判定件数 (件)

区分／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
非該当	0	0	0	0	0
区分1	32	32	27	31	21
区分2	333	347	315	332	394
区分3	294	332	306	329	407
区分4	197	278	299	219	294
区分5	192	192	264	217	228
区分6	369	380	404	390	420
計	1,417	1,561	1,615	1,518	1,764

イ 自立支援給付審査会開催状況

審査会は、委員5人以内で一つの合議体を構成し、6合議体を設置しています。委員は、医療、保健、社会福祉等の学識経験者に委嘱しており、任期は2年です。月ごとの審査件数実績に基づいて予定した年間日程により、月に3～6回（平均4回程度）開催します。

障－第9表 自立支援給付審査会（合議体）実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
開催回数（回）	51	50	49	50	50
判定件数（件）	1,417	1,561	1,615	1,518	1,764
平均件数（件）	28	31	33	30	35

ウ 支給要否決定等にあたって付した意見件数

審査会は区が作成した支給決定案が支給基準内でない場合に妥当性を審査し、その支給決定案について意見を述べます。また、障害支援区分の認定期間の短縮や訓練等給付サービスの標準利用期間を超えた支給決定案について意見を付します。

障－第10表 意見を付した件数 (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
意見件数	118	166	132	132	161

3 自立支援給付

(1) 介護給付

(障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)

介護給付のサービスは、障がいに起因する日常生活上、継続的に必要な介護支援であり、障害支援区分や障がいの状態によりサービス給付の種類と支給量が異なります。ただし、介護保険の対象者は、介護保険サービスの利用が優先されます。また、世帯の課税状況に応じた自己負担があります。

障害者総合支援法の制度が浸透し、これまで家族が負担していた介護についてもサービスを利用するようになり、利用者数は増加しています。

ア 居宅介護（ホームヘルプ）

居宅介護には、身体介護、家事援助、身体介護を伴う通院等介助、身体介護を伴わない通院等介助、通院等乗降介助の5種類のサービスがあります。居宅において入浴・排せつ・食事などの介護、調理・洗濯・掃除などの家事ならびに生活などに関する相談および助言などの生活全般にわたる支援を行います（区分1以上）。

イ 重度訪問介護

重度の肢体不自由者または重度の知的障がいもしくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方に、居宅において入浴、排せつ、食事の介護、調理・洗濯・掃除などの家事、外出時における移動中の介護などを総合的に行います（区分4以上であって、一定の条件に当てはまる方）。

ウ 同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する方に、移動に必要な情報の提供（代筆と代読を含む）、移動の援護などの外出支援を行います。

エ 行動援護

知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難があり常時介護を必要とする方に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつおよび食事などの介護その他、行動する際の必要な支援を行います（区分3以上で区分の認定項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上）。

オ 療養介護

病院において医療を要し常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間、病院などで行われる医療管理・介護および日常生活上の支援を行います（病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者で、一定の条件に当てはまる方）。

カ 生活介護

常時介護を必要とする障がい者に、主に昼間、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います（区分3以上。障害者支援施設等に入所する場合は区分4以上。ただし、50歳以上は区分2以上。障害者支援施設等に入所する場合は区分3以上。）。

キ 短期入所（ショートステイ）

居宅において介護する方の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする障がい者に、入浴、排せつおよび食事の介護その他必要な支援を行います（区分1以上）。

ク 重度障害者等包括支援

常時介護を必要とする障がい者で、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺および寝たきりの状態にある方ならびに知的障がいまたは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する方に、複数のサービスを包括的に提供します（区分6に該当する方のうち、意思疎通に著しい困難を有し、一定の条件に当てはまる方）。

ケ 施設入所支援

施設に入所する障がい者に、主に夜間の介護などの日常生活上の支援を行います（区分4以上。ただし、50歳以上は区分3以上）。

障－第11表 介護給付利用者数 (人)

サービス名／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
居宅介護（ホームヘルプ）		1,330	1,410	1,467	1,475	1,531
内 訳	身体介護	570	589	595	593	613
	家事援助	877	963	1,024	1,041	1,064
	通院介助（身体介護有）	196	200	228	236	251
	通院介助（身体介護無）	51	51	46	55	70
	通院乗降介助	0	0	0	0	0
重度訪問介護		104	102	99	100	98
同行援護		347	329	338	361	371
行動援護		152	135	147	158	165
療養介護		65	67	68	72	69
生活介護		1,718	1,750	1,805	1,818	1,856
短期入所（ショートステイ）		569	445	461	499	568
重度障害者等包括支援		0	0	0	0	0
施設入所支援		656	645	646	639	634

※ 居宅介護（ホームヘルプ）の内訳の各サービスは併給による重複あり。

（2）訓練等給付

（障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター）

訓練等給付は、自立した日常生活や就労を希望する方の障がいの状況に応じて一定期間受ける訓練などを支援しています。世帯の課税状況に応じた自己負担があります。

離職防止や地域生活の環境整備に必要な支援を受けることができ、利用者も増えてきています。

ア 自立訓練

自立訓練には機能訓練と生活訓練があり、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

イ 就労移行支援

通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる方に、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練、求職活動に関する支援を行います。

ウ 就労継続支援

就労継続支援には雇用型のA型、非雇用型のB型の2種類があり、通常の事業所に雇用されることが困難な方に、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練、その他の支援を行います。

エ 就労定着支援

就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、関係機関との連絡調整を行うとともに、日常生活または社会生活を営む上での相談、指導および助言等の必要な支援を行います。

オ 自立生活援助

定期的な巡回または連絡を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供、助言および相談、関係機関との連絡調整等、障がい者が自立した日常生活を営むための環境整備に必要な支援を行います。

カ 共同生活援助（グループホーム）

共同生活を営む住居で、主に夜間において相談、入浴、排せつ、食事など日常生活上の援助を行います。

障－第12表 訓練等給付利用者数

(人)

サービス名／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
自立訓練（機能訓練）	64	46	50	55	64
自立訓練（生活訓練）	77	82	90	85	103
宿泊型自立訓練	18	10	11	18	16
就労移行支援	423	393	457	454	457
就労継続支援A型(雇用型)	259	264	274	263	261
就労継続支援B型(非雇用型)	1,174	1,197	1,287	1,367	1,466
就労定着支援	158	180	201	236	267
自立生活援助	18	26	34	32	36
共同生活援助（グループホーム）	791	848	884	936	1,027

(3) 補装具費の支給

(障がい援護課各援護係)

身体障害者手帳を所持している障がい者（児）、難病患者を対象に、補装具費の支給（購入、借受けまたは修理）を行っています。割合としては、装具や補聴器等介護保険の対象とならない種目の交付申請が多くなっています。また、世帯の課税状況に応じた自己負担があります。

【補装具の種目】

義手、義足、装具（下肢装具、靴型装具、体幹装具、上肢装具）、姿勢保持装置、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車椅子、電動車椅子、座位保持椅子、起立保持具、歩行器、頭部保持具、排便補助具、歩行補助つえ、重度障害者用意思伝達装置

ア 借受けの対象となる種目は限られています。

イ 補装具の種目によっては、東京都心身障害者福祉センターの判定が必要となる場合があります。また、児童の場合は、身体障害者福祉法第15条第1項に基づく指定医、指定自立支援医療機関の医師、または保健所の医師等の意見書が必要です。

障－第13表 補装具費の支給件数および支給総額

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数（件）	1,985	1,826	1,821	1,860	1,810
支給総額（円）	173,128,460	175,104,234	164,967,973	174,761,346	169,896,877

4 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、地域で生活する障がい者等のニーズや地域の特性を踏まえて、区市町村が創意工夫をし、効率的・効果的なサービスを実施する事業です。

(1) 手話通訳者・要約筆記者派遣事業＜意思疎通支援事業＞

(障がい福祉課障がい福祉係)

聴覚障がいなどで意思疎通のために手話通訳や要約筆記者が必要な障がい者に、手話通訳者または要約筆記者を派遣しています。

障－第14表 手話通訳者・要約筆記者派遣実施実績

項目／年度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
派遣者数（人）		2,166	1,838	2,184	2,041	2,086
内 訳	手話通訳者	1,971	1,731	2,069	1,920	1,898
	要約筆記者	178	99	112	116	154
	広域要約筆記者	17	8	3	5	34
委託料等合計（円）		11,934,167	11,471,010	13,699,243	13,283,649	13,977,848

※ 手話通訳者派遣を東京手話通訳者等派遣センターと足立区総合ボランティアセンターに、要約筆記者派遣は東京手話通訳者等派遣センターに委託して実施している。

(2) 日常生活用具および住宅設備改善費の給付

(障がい援護課各援護係)

日常生活の利便を図るため、日常生活用具および住宅設備改善費を給付しています。なお、世帯の課税状況に応じた自己負担があります。

ア 日常生活用具の種類

浴槽（湯沸器含む）、入浴担架、入浴補助用具、移動用リフト、移動・移乗支援用具、便器（ポータブルトイレ）、特殊便器（温水洗浄便座）、特殊マット、頭部保護帽、訓練いす、カーシート、携帯用会話補助装置（専用機器、タブレット端末）、火災警報器、自動消火装置、特殊寝台、体位変換器、特殊尿器、ポータブルレコーダー（再生専用機、テープレコーダー、ICレコーダー、タブレット端末）、時計（触読、音声）、点字タイプライター、音声式体温計、音声式体重計、音声式血圧計、電磁調理器、視覚障がい者用拡大読書器（拡大読書器、音声読書器、タブレット端末）、音響案内装置、点字ディスプレイ、活字文書読上げ装置（専用機器、タブレット端末）、音声情報読取器、屋内信号装置、聴覚障がい者用通信装置、フラッシュベル、情報受信装置、会議用拡聴器、携帯用信号装置、ガス安全システム、酸素吸入装置、酸素ボンベ運搬車、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、空気清浄器、透析液加温器、ルームクーラー、歩行補助つえ、点字器（標準型・携帯用）、情報通信支援用具、人工喉頭（笛式・電動式・埋込型用人工鼻）、収尿器、ストーマ装具（消化器系・尿路系・紙おむつ・洗腸装具）、訓練用ベッド、動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）、身体障がい者用三輪（四輪）自転車、正弦波インバーター発電機、ポータブル電源（蓄電池）、DC/ACインバーター（カーインバーター）、地上デジタル放送受信ラジオ

※ タブレット端末については令和5年度より選択可能

障－第15表 日常生活用具給付実績

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数 (件)	障がい	14,124	13,748	14,298	14,549	13,530
	難病	8	5	17	8	11
	計	14,132	13,753	14,315	14,557	13,541
給付総額 (円)	障がい	155,953,030	159,655,104	162,170,256	169,222,680	162,093,247
	難病	307,446	257,115	866,147	647,002	735,166
	計	156,260,476	159,912,219	163,036,673	169,869,682	162,828,413

イ 住宅設備改善費の給付対象者および内容

(ア) 小規模改修

学齢児以上65歳未満で、下肢または体幹の障がいの程度が3級以上の方、および補装具として車いすの交付を受けている内部障がい者、難病患者で下肢または体幹機能に

障がいのある方。ただし、介護保険の対象者は介護保険の住宅改修が優先されます。

(イ) 中規模改修

学齢児以上65歳未満で、下肢または体幹の障がいの程度が2級以上の方、および補装具として車いすの交付を受けている内部障がい者。ただし、介護保険の対象者は介護保険の住宅改修が優先されます。

(ウ) 屋内移動設備

学齢児以上で、歩行ができない状態で、上肢・下肢または体幹に係る障がいの程度が1級の方、および補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者。

(エ) 階段昇降機等

学齢児以上の身体障がい者で、歩行ができない状態で、上肢障がい1級の者、下肢または体幹に係る障がいの程度が3級以上の者および補装具として車いすの交付を受けた内部障がい者。

- ① 65歳以上でも対象になります。
- ② 階段昇降機の設置は建築基準法への適合が必要です。

障－第16表 住宅設備改善費給付実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数（件）	28	35	26	30	37
給付総額（円）	9,571,466	14,036,369	9,767,953	12,707,776	18,625,211

(3) 手話講習会事業＜手話奉仕員養成研修事業＞

(障がい福祉課障がい福祉係)

聴覚障がい者等の社会参加を促進するために区内在住、在勤、または在学者で聴覚障がい者の福祉に理解と熱意のある方を対象に手話講習会を実施し、手話ボランティアおよび手話通訳者を目指す方を養成します。手話通訳者として活動する人材の確保が課題であるため、令和元年度より養成コースを新設し、手話通訳者の養成をさらに推進しています。

ア 講習会内容

- (ア) 初級 基礎的な手話技術と聴覚障がいについて学びます。
- (イ) 中級 手話の文法の習得と聴覚障がいの福祉や制度などを学びます。
- (ウ) 上級 手話通訳の技術（基本）と心構え、ソーシャルワークの概論などを学びます。
- (エ) 養成 手話通訳の技術（応用）、理念と仕事などを学びます。

障－第17表 手話講習会事業 受講者・修了者数 (人)

項目/年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
初級	受講者数	117	45	25	58	118
	修了者数	79	33	15	44	85
中級	受講者数	56	39	12	37	37
	修了者数	45	33	7	30	36
上級	受講者数	21	10	10	8	15
	修了者数	20	9	10	5	15
養成	受講者数	20	6	5	6	5
	修了者数	19	6	4	6	2

(4) 移動支援事業

(障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)

屋外での移動が困難な障がい者等に外出のための支援を行うことで、地域における自立生活および社会参加を促進しています。利用者本人（本人が18歳未満の場合は主たる扶養義務者）の課税状況に応じた自己負担があります。

障－第18表 移動支援事業延べ利用者（台）数、延べ利用時間数

項目/年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
個別	延べ利用者数（人）	6,729	8,395	8,808	8,395	9,226
	延べ利用時間数（時間）	81,255	92,309	98,177	92,309	104,343
車両	延べ利用台数（台）	9,224	9,916	10,067	9,916	9,900
	延べ利用者数（人）	170,815	176,756	179,197	176,756	176,059
支給総額（円）		766,679,820	723,165,030	840,552,610	932,515,430	950,309,970

※ 個別は個別支援型（ガイドヘルプ）、車両は車両移送型（通所バス運行事業）の略。

(5) 地域活動支援センター事業

(障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター)

創作的活動または生産活動の機会や社会との交流の機会の提供により、障がい者などの地域生活を支援しています。

利用者本人（本人が18歳未満の場合は主たる扶養義務者）の課税状況に応じた自己負担があります。ただし、精神障がい者のみを対象としている地域活動支援センターは、実費相当のみ負担があります。

障一第19表 地域活動支援センター利用者数

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人数	191	178	159	148	146
施設数	6	6	6	6	6

障一第20表 精神障がい者のみを対象とする地域活動支援センターの登録者数

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人数	433	415	422	377	382
施設数	2	2	2	2	2

5 児童福祉法に基づくサービス

(1) 障害児通所支援事業

(障がい援護課各援護係)

児童福祉法に基づくサービスであり、主に障がい（発達障がい児を含む）のある未就学児、学齢児を対象としたサービスを提供しています。

障害手帳所持が要件ではなく医師の意見書を基に支援を受けることができ、保育園・幼稚園・学校の普通級に所属しながらも療育を受けることができるため、利用者も増えています。

ア 児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

イ 医療型児童発達支援

肢体不自由があり、機能訓練や医療的管理下での支援が必要な未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知能技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。

また、身体状況により、治療を行います。（法改正により令和6年4月から児童発達支援に一元化）

ウ 放課後等デイサービス

学校就学中の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供し、障がい児の自立を促進します。

エ 居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいにより、障害児通所支援を利用するために外出することが困難な障がい児に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行います。

オ 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児に対し、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を訪問により提供し、保育所等での安定した利用を促進します。

障－第21表 障害児通所支援利用児童数 (人)

サービス名／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
児童発達支援	480	541	678	778	881
医療型児童発達支援	35	28	30	29	28
放課後等デイサービス	935	975	1,008	1,086	1,213
保育所等訪問支援	72	93	112	116	119
居宅訪問型児童発達支援	—	—	—	—	3

6 医療・看護に対する助成

(1) 自立支援医療（更生医療）

(障がい援護課各援護係)

18歳以上で、身体障害者手帳を所持している方を対象に、確実な治療の効果が期待できるものに、適用される制度です。

自己負担については原則1割負担としていますが、世帯の所得水準等に応じて1か月当たりの負担に上限額を設定しています（原則所得制限がありますが、医療の内容等により経過措置あり）。

障－第22表 自立支援医療（更生医療）給付件数 (件)

種別／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
視覚障がい	1	0	0	0	0
聴覚・平衡機能障がい	3	2	1	1	1
音声・言語機能障がい	5	1	4	1	0
肢体不自由	0	0	0	0	0
心臓機能障がい	2	1	1	1	1
腎臓機能障がい	613	627	678	673	653
小腸機能障がい	0	0	0	0	0
肝臓機能障がい	6	6	6	7	8
免疫機能障がい	282	282	355	374	389
計	912	919	1,045	1,057	1,052

障－第23表 自立支援医療（更生医療）の給付延べ件数および給付総額

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数（件）	8,127	8,303	8,639	8,779	8,752
給付総額(千円)	1,843,800	1,844,982	1,883,050	1,820,780	1,813,629

(2) 心身障害者（児）医療費助成

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター）

病院・診療所等で診療を受けたとき、保険医療（診療・投薬・補装具）にかかる医療費の自己負担分の一部を助成しています（通称：マル障）。入院時の食費は自己負担になります。

ア 対象者 次のいずれにも該当する方

- （ア）身体障害者手帳1・2級（内部障がいについては1～3級）または愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1級
- （イ）所得制限以下
- （ウ）健康保険に加入している
- （エ）新規申請時に65歳未満（一部例外あり）

障－第24表 心身障害者（児）医療費助成実績

（人）

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者数	身体障害者手帳 愛の手帳	6,641	6,585	6,552	6,464	6,478
	精神障害者 保健福祉手帳	207	204	232	235	238
	計	6,848	6,789	6,784	6,699	6,716

- ① 精神障害者保健福祉手帳1級の方は、平成31年1月1日より対象となった。
- ② 医療費助成の支払いは、償還払いを除き東京都で行っている。

7 手当・年金の給付

(1) 在宅重度心身障がい者福祉手当の支給＜国制度＞

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別な介護を必要とする方に支給しています。いずれの手当も、本人または扶養義務者の所得が法に定める基準以下の方を対象としています。本制度は、障がい者の所得保障制度を確立するための障害基礎年金の創設とあわせて昭和61年4月1日に新たに改正され、特別障害者手当等の制度が創設されました。これにより、従前の福祉手当の受給者で障害基礎年金にも特別障害者手当にも該当しない方は、福祉手当（経過措置）の対象となりました。

ア 障害児福祉手当

（ア）対象者

身体または精神に法律の定める重度の障がいがあり、日常生活において常時の介護を必要とする程度の状態にある20歳未満の児童。

※ 施設入所者および障がいを事由とする公的年金受給者は除く。

（イ）手当額 月額 15,220円（令和6年4月改定15,690円）

イ 福祉手当（経過措置）

（ア）対象者

昭和61年3月31日現在において20歳以上であり、従前の福祉手当の受給資格を有する方。

※ 施設入所の方および障がいを事由とする公的年金受給の方は除く。

（イ）手当額 月額 15,220円（令和6年4月改定15,690円）

ウ 特別障害者手当

(ア) 対象者

身体または精神に法律の定める著しい重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする程度の状態にある20歳以上の方。

※ 施設入所の方および病院等に長期（3か月を超える）入院の方を除く。

(イ) 手当額 月額 27,980円（令和6年4月改定28,840円）

障－第25表 在宅重度心身障がい者福祉手当受給者数および給付総額

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受給者数 (人)	障害児福祉手当	304	307	295	293	310
	福祉手当（経過措置）	26	23	20	16	14
	特別障害者手当	878	870	874	856	923
	計	1,208	1,200	1,189	1,165	1,247
給付総額（円）		341,613,050	344,575,120	344,007,330	341,590,590	351,625,790

(2) 重度心身障害者手当の支給＜都制度＞

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

特に重度の心身障がいを有するため、常時複雑な介護を必要とする方に支給しています。
新規申請は65歳未満の方のみです（一部例外あり）。

ア 対象者

(ア) 重度の知的障がいであって著しい精神症状を有する方

(イ) 重度の知的障がいと重度の身体障がい重複している方

(ウ) 重度の肢体不自由で両上肢・両下肢とも機能が失われ、座っていることが困難な方

※ 施設入所の方および病院等に継続して3か月を超えて入院している方、本人（受給者が20歳未満の場合は扶養義務者）の所得が制限基準額を超える方は除く。

イ 手当額

月額 60,000円（平成8年4月改定）

障－第26表 重度心身障害者手当受給者数 (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受給者数	602	585	572	555	549

※ 手当の支給は東京都で行っている。

（3）障がい者福祉手当の支給く区制度＞

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター）

区内に住所を有する心身障がい者の方に、福祉の増進を図ることを目的として、4月・8月・12月の年3回支給しています。新規申請は65歳未満の方のみです（一部例外あり）。

ア 対象者と手当額

20歳以上の心身障がい者で、以下の要件に該当する方。

（ア）身体障害者手帳1・2級、脳性マヒ、進行性筋萎縮症、愛の手帳1～3度の方

手当額 月額 15,500円（平成8年4月改定）

（イ）身体障害者手帳3級、愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳1級の方

手当額 月額 4,000円（平成12年8月改定）

※1 施設入所の方、難病患者福祉手当を受給している方、対象者の保護者が児童育成（障害）手当を受給している場合は除く。また、本人の所得が制限基準額を超えている方は支給対象外。

※2 令和6年8月1日より「ア対象者と手当額（イ）」の20歳未満の方を支給対象に追加。

障－第27表 障がい者福祉手当受給者数

(人)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
身体障害者手帳	1級	4,256	4,170	4,173	4,107	3,879
	2級	2,265	2,244	2,212	2,159	2,095
脳性マヒ		99	85	85	92	88
進行性筋萎縮症		6	6	6	6	7
愛の手帳	1度	9	10	10	14	13
	2度	428	453	461	471	484
	3度	611	607	603	616	619
身体障害者手帳	3級	1,581	1,558	1,511	1,493	1,398
愛の手帳	4度	1,288	1,363	1,425	1,474	1,508
精神手帳	1級	155	159	171	190	191
受給者総数		10,698	10,655	10,657	10,622	10,282

※ 令和5年度より手当支給停止中の者を除いた数値とした。

障－第28表 障がい者福祉手当給付総額

(円)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
給付総額	1,506,330,500	1,515,022,000	1,509,417,500	1,495,335,000	1,479,508,500

（４）難病患者福祉手当の支給＜区制度＞

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

区内に住所を有する対象疾病の医療費助成を認定された方に月額15,000円（平成12年8月改定）の手当を4月・8月・12月の年3回支給し、生活の安定を図っています。新規申請は65歳未満の方のみです（一部例外あり）。

※ 施設入所の方、障がい者福祉手当を受給している方、児童育成（障害）手当の対象となる児童は除く。また、本人（受給者が20歳未満の場合は扶養義務者）の所得が制限基準額を超えている方は支給対象外。

障－第29表 難病患者福祉手当給付実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
受給者数（人）	2,827	3,052	3,124	3,245	3,377
給付総額（円）	513,840,000	530,160,000	567,000,000	586,215,000	604,875,000

（５）心身障害者扶養年金＜都制度＞

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

東京都心身障害者扶養年金に加入している方が亡くなられた場合、障がい者に終身一定額の年金が支給されます。

平成18年度をもって制度が廃止されたため、廃止時点で年金受給者であった方の継続支給（終身）及び未受給者への清算金の支給を実施しています。

年金額 月額 30,000円（特約加入の方は月額40,000円）

（６）心身障害者扶養共済＜都制度＞

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

心身障害者扶養共済に加入している保護者が死亡または重度障がいと認められた場合、障がい者に終身一定額の年金が支給されます。

足立区から転出した場合でも、転出先の制度に加入することで、加入期間が通算される全国共通の制度です。

年金額 月額 20,000円（加入1口当たり）

※ 廃止された心身障害者扶養年金にかわり、東京都が平成20年4月から開始。

8 日常生活に対する支援

(1) 日中保護（日中一時支援）事業

（障がい援護課各援護係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課、各保健センター）

一時的に日常の介護をする方がいないため、見守りなどが必要な障がい者を、日中、施設で支援します。

ア 対象者

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者、難病患者

イ 支給日数

月 7 日

※ 日中保護事業の利用日数は、短期入所と双方で合算して原則 7 日を上限とします。

ウ 利用者負担

利用者本人（本人が 18 歳未満の場合は主たる扶養義務者）の課税状況に応じた自己負担があります。

障－第 30 表 日中保護事業利用実績

項目／年度	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
実利用者数（人）	88	61	49	67	70
延べ利用回数（回）	1,243	739	933	1,086	1,346
利用総額（円）	3,775,300	2,163,100	2,662,960	3,146,120	3,839,020

(2) 重度脳性麻痺者介護人派遣

（障がい援護課各援護係）

在宅の重度脳性麻痺の方を、その家族（親、子、兄弟姉妹、配偶者）が介護人として介護した場合に介護人派遣手当を支給しています。

ア 対象者

20 歳以上で身体障害者手帳 1 級の重度脳性麻痺者

※ 上肢機能障がいのみの方、歩行可能な方は除く

イ 介護人

障がい者本人に推薦された親、子、兄弟姉妹、配偶者を介護人とします。

ウ 派遣回数

月に 12 回を限度に派遣（1 回 3 時間以上）

エ 手当額

1 回 6,560 円

オ 制限

障害者総合支援法による短期入所を除く自立支援給付サービスや地域生活支援事業移動支援事業、地域活動支援センター、もしくは、介護保険による訪問介護または通所介護の利用者は対象外。

障－第31表 重度脳性麻痺者介護人派遣実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録派遣対象者数（人）	22	22	22	20	19
登録介護人数（人）	22	22	22	20	19
派遣回数（回）	3,108	3,091	3,024	2,828	2,688
派遣総額（円）	20,388,480	20,276,960	19,837,440	18,551,680	17,633,280

※ 派遣回数は、年間の延べ回数である。

（3）心身障がい者（児）緊急あずけあい

（障がい福祉課障がい福祉係）

介護者の疾病、事故等により、一時的に当該心身障がい者（児）の保護を要する場合、区が指定した団体会員等相互で心身障がい者（児）をあずけあう制度で、実施団体に助成しています。

ア 対象者

身体障害者手帳3級以上および愛の手帳所持者

イ 助成額

4時間未満	2,000円
4時間以上8時間未満	3,500円
8時間以上	4,500円

障－第32表 心身障がい者（児）緊急あずけあい実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
4時間未満（件）	0	0	0	0	0
4時間～8時間（件）	23	0	0	0	0
8時間以上（件）	1	2	0	0	0
助成総額（円）	85,000	9,000	0	0	0

（４）重度身体障がい者巡回入浴

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

重度身体障がい者宅に巡回入浴車を派遣し、入浴の機会を提供しています。

ア 対象者

入浴可能な常時ねたきりの身体障がい者のうち、15歳以上65歳未満で肢体不自由にかかる身体障害者手帳1・2級の方

イ 利用回数

年52回以内、月5回以内

ウ 利用者負担

1回につき970円

※ 生活保護受給者は無料。

障－第33表 重度身体障がい者巡回入浴実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者数（人）	44	45	45	38	45
入浴延回数（回）	1,932	2,030	1,871	1,676	1,763
給付総額（円）	17,357,180	18,296,140	16,837,260	14,994,260	23,769,480

（５）重度心身障がい者訪問理美容サービス

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

東京都重度心身障害者手当または特別障害者手当の受給者のうち、15歳以上65歳未満で、在宅でねたきりの状態のため、店舗で理髪・美容を利用することができない障がいのある方に対し、訪問による理美容サービスを実施しています。

ア 利用回数

年6回以内

イ 利用者負担

1回につき500円（利用者が直接、実施店に支払う）

障－第34表 訪問理美容サービス利用実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者数（人）	25	23	25	25	26
利用回数（回）	52	51	58	102	102
給付総額（円）	239,200	234,600	266,800	469,200	469,200

※ 令和3年度まで利用回数は年3回以内として実施。

(6) 身体障がい者緊急通報システム制度

(障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係)

身体障がい者等が、居宅内で病気や事故などの緊急事態に陥ったとき、携帯できる無線発信機を用いて区と契約した民間受信センターへ通報し、必要に応じて救急車を要請する制度です。

ア 対象者

区内に居住するひとり暮らし等の18歳以上65歳未満の方で、固定電話を設置しており、次のいずれかに該当する方。

- (ア) 身体障害者手帳1・2級
- (イ) 下肢・体幹・平衡・内部機能障がい3級
- (ウ) 下肢・内部機能障がい4級を含む身体障害者手帳3級
- (エ) 難病患者福祉手当受給者

障一第35表 身体障がい者緊急通報システム設置実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
設置数(台)	17	13	18	16	20
設置総額(円)	394,961	482,829	548,020	512,380	530,618

※ 令和4年度から支給対象を拡大し、「ア 対象者(イ)～(エ)」の方も支給対象とした。

(7) 心身障がい者用電話の貸与と電話料金の助成

(障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係)

緊急時の連絡や各種相談等の手段確保のため、日常生活に支障のある心身障がい者のいる世帯に対し、電話料金の一部を助成しています。また、電話のない世帯には、区長名義の電話を貸与するとともに、電話料金の一部を助成しています。

ア 電話料金の助成

(ア) 対象世帯

すでに固定電話を設置している身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1度に該当する者がいる生活保護受給または住民税が均等割以下の世帯

(イ) 助成額

電話の基本料金(回線使用料およびユニバーサルサービス料)に消費税を加えた額

イ 電話の貸与と基本料金の助成

(ア) 対象世帯

電話のない身体障害者手帳1・2級または愛の手帳1度に該当する者がいる生活保護受給または住民税が均等割以下の世帯

(イ) 助成内容

区長名義の電話回線の貸与、電話機の給付、電話の基本料金(回線使用料およびユニバーサルサービス料)に消費税を加えた額の助成

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
9 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付等

障－第36表 心身障がい者用電話の助成実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
料金助成件数（件）	275	251	222	170	156
電話貸与件数（件）	105	104	96	81	71
助成総額（円）	8,436,316	7,915,654	7,129,994	6,133,531	5,281,970

（8）ファクシミリ等助成事業

（障がい福祉課障がい福祉係）

聴覚障がい者団体の活動の育成および相談事業の充実のため、電話またはファクシミリの通信に係る経費の一部助成を行っています。

ア 助成対象

足立区ろう者協会団体役員、身体障害者相談員（聴覚）および手話通訳者連絡会の相談員の居宅に設置されたもの15台

イ 助成内容

ファクシミリ等の基本料

（9）障がい者のしおりの配布

（障がい福祉課障がい福祉係）

障がい者向けの手引きとして、福祉サービスをわかりやすくまとめるとともに、公共施設バリアフリーマップを掲載した「障がい者のしおり」と、視覚障がいのある方に対し、音声版（DAISY版）を発行しています。しおりの表紙には、専用装置で音声版の発行の案内が確認できるように、音声コード（Uni-Voice）を添付しています。しおりの内容については、足立区ホームページからも閲覧ができます。

ア 発行部数

10,000部、20枚（音声版）

イ 発行時期

令和5年11月、令和6年3月（音声版）

9 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付等

（1）心身障がい者福祉タクシー券の交付（令和4年度より福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付に統合）

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

令和4年度から事業統合により、「福祉タクシー・自動車燃料助成券」の交付となりました。

ア 対象者

- （ア）下肢・体幹・平衡・移動機能障がいのある1～3級の方
- （イ）視覚障がいのある1・2級の方
- （ウ）内部機能障がいのある1級の方
- （エ）愛の手帳1・2度の方

イ 内容

東京23区、武蔵野市、三鷹市を営業区域としているタクシーの乗車料金の支払いに使用できるタクシー券を申請月に応じて交付しました（4月から7月は3冊：33,000円分、8月から11月は2冊：22,000円分、12月から3月は1冊：11,000円分）。

障－第37表 心身障がい者福祉タクシー券交付実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度
交付者数(人)	9,729	9,431	9,279
交付数(冊)	32,023	31,456	30,679
利用率(%)	74.6	67.9	72.1
支出総額(円)	262,786,963	234,935,348	243,448,084

- ① 支出総額には、契約事業者への手数料（3%）を含む。
② 利用率は、支出総額を交付額（交付数×11,000円）で除して算出。

(2) 心身障がい者自動車燃料費助成（令和4年度より福祉タクシー・自動車燃料助成券、福祉自動車燃料助成券の交付に統合）

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

令和4年度から事業統合により、「福祉タクシー・自動車燃料助成券」、「福祉自動車燃料助成券」の交付となりました。

ア 対象者

（ア）障がい者が運転免許証所持者の場合

- ① 体幹・平衡機能障がい、または内部機能障がいのある1～3級の方
- ② 下肢・移動機能障がいのある1～4級の方

（イ）次の障がい者（児）の同一生計者が運転する場合

- ① 下肢・体幹・移動機能障がい、または視覚障がいのある1・2級の方
- ② 内部機能障がいのある1級の方
- ③ 愛の手帳1・2度の方

イ 内容

助成金額は年額24,000円（自動二輪車は12,000円）とし、年度途中の認定者については、月額2,000円（自動二輪車は1,000円）に年度末までの月数を乗じた額を助成しました。

※ 福祉タクシー券との併給不可。

障－第38表 心身障がい者自動車燃料費助成実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度
認定者数（人）	2,774	2,843	2,815
助成総額（円）	61,283,000	62,021,000	61,925,000

(3) 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付（令和4年度より開始）

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

日常生活の利便と外出の機会を拡大し、障がい者の社会参加の一助とするため、外出困難な心身障がい者に対し、タクシー料金及び自動車燃料費の支払いに利用できる助成券を交付しています。

《タクシーの利用》区と契約している事業者のタクシーに障がい者本人が乗車

《ガソリンスタンドでの利用》指定ガソリンスタンドで区へ登録済みの車両に給油

ア 対象者

- （ア）下肢・体幹・平衡・移動機能障がいのある1～3級の方
- （イ）視覚障がいのある1・2級の方
- （ウ）内部機能障がいのある1級の方
- （エ）愛の手帳1・2度の方

イ 交付冊数

- （ア）4月から7月に申請 … 3冊（33,000円分）
- （イ）8月から11月に申請 … 2冊（22,000円分）
- （ウ）12月から3月に申請 … 1冊（11,000円分）

(4) 福祉自動車燃料助成券の交付（令和4年度より開始）

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

日常生活の利便と外出の機会を拡大し、障がい者の社会参加の一助とするため、自動車（軽自動車、自動二輪車等を含む）または原動機付自転車の燃料費の支払いに利用できる助成券を交付しています。

ア 対象者 次のいずれかに該当し、ご自身で運転される方

（ア）下肢・移動機能障がいのある4級の方

（イ）内部機能障がいのある2・3級の方

イ 交付冊数

（ア）自動車（軽自動車を含む）の場合

① 4月から7月に申請 … 3冊（33,000円分）

② 8月から11月に申請 … 2冊（22,000円分）

③ 12月から3月に申請 … 1冊（11,000円分）

（イ）自動二輪車等、原動機付自転車の場合

① 4月から9月に申請 … 2冊（22,000円分）

② 10月から3月に申請 … 1冊（11,000円分）

障－第39表 福祉タクシー・自動車燃料助成券、福祉自動車燃料助成券交付実績

項目／年度		4年度	5年度
福祉タクシー・自動車燃料助成券	交付者数(人)	11,089	10,939
	交付数(冊)	36,710	35,931
福祉自動車燃料助成券	交付者数(人)	520	528
	交付数(冊)	1,641	1,722
利用率(%)		73.1	74.0
支出総額(円)		317,472,150	315,591,555

① 支出総額には、契約事業者への手数料（3%）を含む。

② 利用率は、支出総額から契約事業者への手数料を除いた額を交付額（交付数×11,000円）で除して算出。

(5) 心身障がい者自動車運転免許取得助成

（障がい福祉課障がい給付係、障がい援護課各援護係）

心身障がい者の生活圏拡大を図るため、運転免許取得に要する教習費用の一部を助成しています。

ア 対象者 次のいずれにも該当する方

（ア）自動車教習所に入所を承認されている方

（イ）身体障害者手帳3級以上（内部機能障がいは4級以上、下肢・体幹機能にかかる障がいは5級以上で歩行困難な方）、または愛の手帳1～4度の方

（ウ）申請時に区内に引き続き3か月以上居住している方

（エ）前年の所得税額400,000円以下の方

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
9 福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付等

(オ) 他制度で同様の助成を受けていない方

イ 助成額

164,800円(限度額)

障－第40表 心身障がい者自動車運転免許取得助成実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数(件)	5	13	6	9	10
助成総額(円)	824,000	2,101,200	927,000	1,400,800	1,565,600

(6) 身体障がい者用自動車改造費の助成

(障がい援護課各援護係)

重度身体障がい者が就労等に伴い自動車を取得する場合、自動車改造に要する経費の一部を助成します。

ア 対象者 次のいずれにも該当する18歳以上の身体障害者手帳を所持している方

(ア) 上肢、下肢または体幹機能障がい1級～2級の方

(イ) 自らが所有し運転する自動車の操向装置および駆動装置等の一部を改造する必要がある方

(ウ) 一定の所得以下の世帯に属する方

イ 助成額

1台について133,900円(限度額)

障－第41表 身体障がい者用自動車改造費助成実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数(件)	9	8	2	3	1
助成総額(円)	1,074,300	1,005,781	267,800	401,700	133,900

10 就労促進事業

(1) 心身障がい者等の就労促進事業

(障がい福祉課障がい福祉係)

ア 障がい者の店設置

一般就労が困難な障がい者に就労の機会を提供し、日々の業務を通じた訓練により民間企業等への就労促進を図るために、「障がい者の店」を設置しています。

(ア) 竹の塚障がい福祉館内売店「友愛の店」(昭和54年6月開店)

(イ) 区役所北館2階喫茶店「茶房ゆうあい」(平成8年10月開店)

(ウ) 梅田センター1階喫茶店「喫茶ゆうあい」

(平成15年5月障がい福祉センター1階に開店、平成28年4月現在地に移転)

(エ) 千住金属工業株式会社内「茶館妙好」(平成17年6月開店)

イ 竹の塚障がい福祉館受付業務の委託

竹の塚障がい福祉館の受付業務を、障がい者団体に委託し、障がい者の就労の機会を提供しています。

(2) マッサージ等施術実施事業

(障がい福祉課障がい福祉係)

視覚障がい者に就労の機会を提供すると共に、高齢者の健康保持を図るため、視覚障がい者で鍼・きゅう・あん摩マッサージ指圧師の資格を有する方が所属する団体に本事業を委託し、73歳以上の区民を対象にマッサージ等を実施しています。

ア 対象者

区内在住の73歳以上の方

イ 実施場所

竹の塚障がい福祉館・足立区勤労福祉会館(綾瀬プルミエ内)

※ 足立区勤労福祉会館改修工事のため、令和4年度のみ綾瀬住区センターで実施。

ウ 利用者負担

無料

障－第42表 マッサージ等実施実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
視覚障がい者 延べ施術者数(人)	155	207	207	203	186
利用者数(人)	1,362	239	239	1,325	1,690
委託料(円)	4,367,158	4,598,045	4,589,309	4,638,867	4,595,844

11 法人等運営助成

(1) 社会福祉法人施設整備助成

(障がい福祉課障がい施設調整担当)

心身障がい者施設の整備と経営の安定化を図ることを目的に、社会福祉法人に対し、施設

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

1.1 法人等運営助成

の整備費を助成しています。

障－第4.3表 社会福祉法人施設整備助成実績

年度	社会福祉法人名	助成額
元年度	社会福祉法人あいのお福祉会（花畑あかしあ園）	14,205 千円
2年度	社会福祉法人あいのお福祉会（花畑あかしあ園）	123,209 千円
3年度	該当なし	0 千円
4年度	社会福祉法人ひふみ会（（仮称）陽光）	14,760 千円
5年度	社会福祉法人ひふみ会（（仮称）陽光）	226,320 千円
	学校法人三幸学園（（仮称）児童発達支援センター三幸）	48,206 千円

（2）障がい者通所施設等運営

（障がい福祉課障がい施設調整担当）

特別支援学校卒業生や在宅障がい者の日中活動の場を確保するため、指定管理者制度を活用し、専門的な知識を有する社会福祉法人への委託により、障がい者通所施設等を運営しています。

障－第4.4表 障がい者通所施設等運営実績

年度	施設名（法人名）	委託料
元年度	足立区綾瀬福祉園 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	150,589 千円
	足立区大谷田障がい福祉施設 （社会福祉法人あいのお福祉会、社会福祉法人あだちの里）	164,076 千円
2年度	足立区綾瀬福祉園 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	150,235 千円
	足立区大谷田障がい福祉施設 （社会福祉法人あいのお福祉会、社会福祉法人あだちの里）	165,690 千円
3年度	足立区綾瀬福祉園 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	154,830 千円
	足立区大谷田障がい福祉施設 （社会福祉法人あいのお福祉会、社会福祉法人あだちの里）	162,685 千円
4年度	足立区綾瀬福祉園 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	166,719 千円
	足立区大谷田障がい福祉施設 （社会福祉法人あいのお福祉会、社会福祉法人あだちの里）	172,893 千円
5年度	足立区綾瀬福祉園 （社会福祉法人東京都手をつなぐ育成会）	168,745 千円
	足立区大谷田障がい福祉施設 （社会福祉法人あいのお福祉会、社会福祉法人あだちの里）	183,309 千円

（3）社会福祉法人運営助成

（障がい福祉課障がい施設調整担当）

社会福祉法人等が運営する障がい者施設運営費の一部を助成することにより、施設運営の安定化と障がい者が享受する障がい福祉サービスの質の向上を図っています。

障－第45表 社会福祉法人運営助成実績

年度	助成事業名（法人名）	対象数	助成額
元 年度	法人運営助成（社会福祉法人あいのわ福祉会）	8 施設	332,580 千円
	法人運営助成（社会福祉法人あだちの里）	12 施設	365,495 千円
	法人運営助成（社会福祉法人足立邦栄会）	2 施設	13,291 千円
	法人運営助成（社会福祉法人リード・エー）	1 施設	8,544 千円
	法人運営助成（社会福祉法人はなさく福祉会）	2 施設	4,272 千円
	法人運営助成（特定非営利活動法人あだち）	3 施設	19,224 千円
	法人運営助成（社会福祉法人コスモス会）	1 施設	14,952 千円
	法人運営助成（社会福祉法人ひふみ会）	1 施設	29,904 千円
	区内グループホーム自動火災報知器等設置補助	9 カ所	9,535 千円
	障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	30 施設	328,385 千円
	児童発達支援センターサービス推進事業補助金	1 施設	33,941 千円
	重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金	5 施設	18,628 千円
	計	75	1,178,751 千円
2 年度	法人運営助成（社会福祉法人あいのわ福祉会）	8 施設	329,489 千円
	法人運営助成（社会福祉法人あだちの里）	12 施設	386,325 千円
	法人運営助成（社会福祉法人足立邦栄会）	1 施設	5,980 千円
	法人運営助成（社会福祉法人リード・エー）	1 施設	8,544 千円
	法人運営助成（社会福祉法人はなさく福祉会）	2 施設	4,272 千円
	法人運営助成（特定非営利活動法人あだち）	3 施設	19,224 千円
	法人運営助成（社会福祉法人コスモス会）	1 施設	14,952 千円
	法人運営助成（社会福祉法人ひふみ会）	1 施設	34,176 千円
	区内グループホーム自動火災報知器等設置補助	6 カ所	5,476 千円
	障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	31 施設	344,013 千円
	児童発達支援センターサービス推進事業補助金	1 施設	31,979 千円
	重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金	5 施設	14,690 千円
	計	72	1,199,120 千円

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

1.1 法人等運営助成

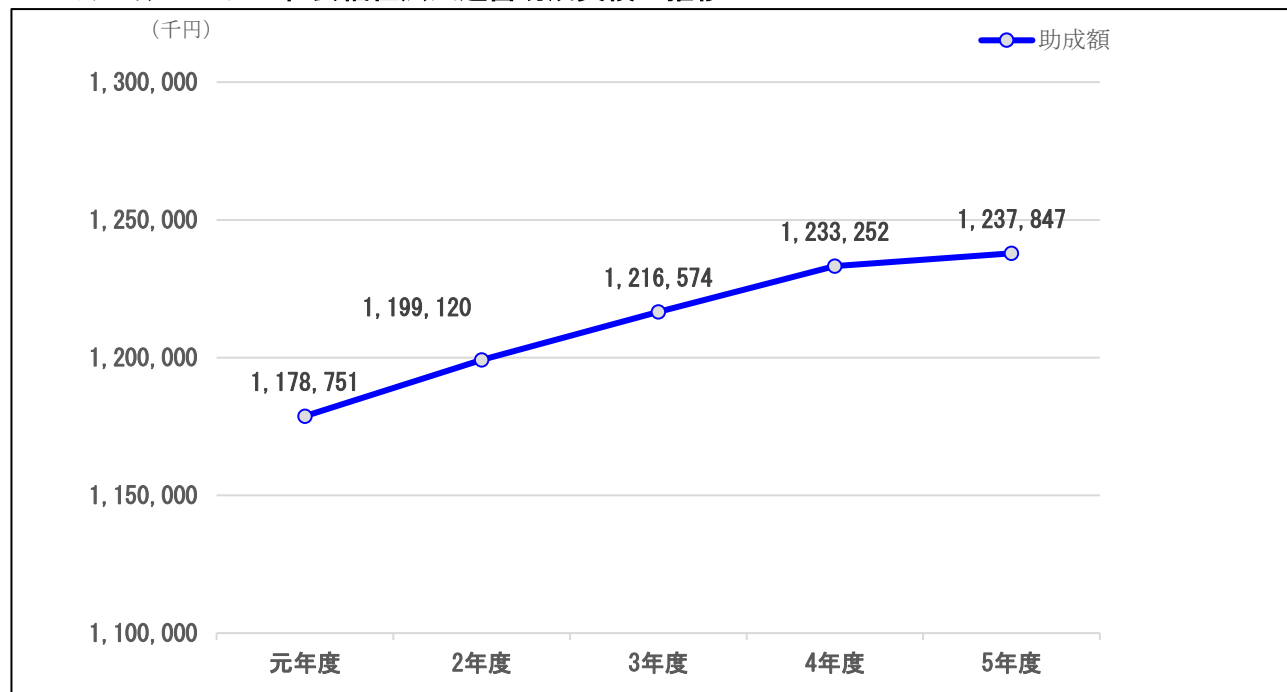
障－第45表 社会福祉法人運営助成実績

年度	助成事業名（法人名）	対象数	助成額
3 年度	法人運営助成（社会福祉法人あいのわ福祉会）	9 施設	331,624 千円
	法人運営助成（社会福祉法人あだちの里）	12 施設	387,239 千円
	法人運営助成（社会福祉法人足立邦栄会）	1 施設	5,980 千円
	法人運営助成（社会福祉法人リード・エー）	1 施設	8,544 千円
	法人運営助成（社会福祉法人はなさく福祉会）	2 施設	4,272 千円
	法人運営助成（特定非営利活動法人あだち）	3 施設	19,224 千円
	法人運営助成（社会福祉法人コスモス会）	1 施設	14,952 千円
	法人運営助成（社会福祉法人ひふみ会）	1 施設	34,176 千円
	区内グループホーム自動火災報知器等設置補助	6 カ所	5,363 千円
	障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	33 施設	360,198 千円
	児童発達支援センターサービス推進事業補助金	1 施設	33,576 千円
	重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金	4 施設	11,426 千円
	計	74	1,216,574 千円
4 年度	法人運営助成（社会福祉法人あいのわ福祉会）	9 施設	329,488 千円
	法人運営助成（社会福祉法人あだちの里）	12 施設	387,335 千円
	法人運営助成（社会福祉法人足立邦栄会）	1 施設	6,166 千円
	法人運営助成（社会福祉法人リード・エー）	1 施設	8,544 千円
	法人運営助成（社会福祉法人はなさく福祉会）	2 施設	4,272 千円
	法人運営助成（特定非営利活動法人あだち）	3 施設	19,224 千円
	法人運営助成（社会福祉法人コスモス会）	1 施設	10,680 千円
	法人運営助成（社会福祉法人ひふみ会）	1 施設	36,312 千円
	区内グループホーム自動火災報知器等設置補助	7 施設	6,125 千円
	区内グループホーム重度障がい者受け入れ補助	23 施設	11,223 千円
	障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	33 施設	366,237 千円
	児童発達支援センターサービス推進事業補助金	1 施設	34,535 千円
	重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金	4 施設	13,111 千円
	計	98 施設	1,233,252 千円

障－第45表 社会福祉法人運営助成実績

年度	助成事業名（法人名）	対象数	助成額
5 年度	法人運営助成（社会福祉法人あいのわ福社会）	9 施設	323,080 千円
	法人運営助成（社会福祉法人あだちの里）	12 施設	385,195 千円
	法人運営助成（社会福祉法人足立邦栄会）	1 施設	7,759 千円
	法人運営助成（社会福祉法人リード・エー）	1 施設	10,680 千円
	法人運営助成（社会福祉法人はなさく福社会）	2 施設	4,272 千円
	法人運営助成（特定非営利活動法人あだち）	3 施設	20,292 千円
	法人運営助成（社会福祉法人コスモス会）	1 施設	10,680 千円
	法人運営助成（社会福祉法人ひふみ会）	1 施設	36,312 千円
	区内グループホーム自動火災報知器等設置補助	10 施設	10,286 千円
	区内グループホーム重度障がい者受け入れ補助	22 施設	10,978 千円
	障がい者日中活動系サービス推進事業補助金	33 施設	367,368 千円
	児童発達支援センターサービス推進事業補助金	1 施設	32,958 千円
	重症心身障がい児（者）通所事業運営費補助金	4 施設	17,987 千円
	計	100 施設	1,237,847 千円

障－第46表 社会福祉法人運営助成実績の推移



第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

1.2 福祉団体に対する支援

1.2 福祉団体に対する支援

(1) 障がい福祉団体活動助成金交付事業

(障がい福祉課障がい福祉係、足立保健所中央本町地域・保健総合支援課)

障がい者及びその家族の福祉増進を図り、社会における障がいへの理解を促進することを目的に、区内で活動する障がい福祉団体（区内で主たる活動を行い、会員の過半数が区民で構成された団体）に対して、事業費の一部を助成しています。

障－第47表 障がい福祉団体活動助成実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度	5年度
助成団体数	10	10	10	10
助成総額（円）	1,807,000	2,092,000	2,227,000	2,208,000

※ 令和元年度までは足立区社会福祉協議会が福祉団体助成事業として実施。

(2) 地域福祉推進事業運営費助成事業

(障がい福祉課障がい福祉係)

障がい者、高齢者等の在宅福祉サービス等の普及・拡大を図ることを目的に、区内で福祉サービス等を実施する非営利の民間団体に対して、地域に根ざし安定した運営が確保されるよう、経費の一部を助成しています。

ア 助成対象事業

既存の公的制度や補助事業の対象となっていない、地域の実情にあった福祉ニーズに対応できる事業を対象としています。

- (ア) 移送サービス（一般交通機関の利用が困難な者に対し、福祉車両の運行により移動手段を確保する事業）
- (イ) 食事サービス（高齢者・障がい者のみの世帯等で食事の支度が困難な者に対し、毎日1食程度の配食を行う事業）
- (ウ) 障がい児者地域活動支援サービス（障がい児者の社会参加を促進するため、放課後や休日等に、地域交流活動を行う事業）

イ 助成団体

区との連携、活動の実績、助成事業の必要性等を勘案し選定します。

13 相談援助事業（障がい福祉センター事業）

（1）障がい者自立生活支援センター事業

（障がい福祉センター自立生活支援係）

在宅の障がい者のさまざまな相談、利用援助、自立支援等を総合的に行い、障がい者（児）とその家族の地域生活を支援し、社会参加への促進を図っています。例年相談件数の2～3割は新規相談です。

ア 対象者

地域生活支援を必要とする障がい者（児）とその家族

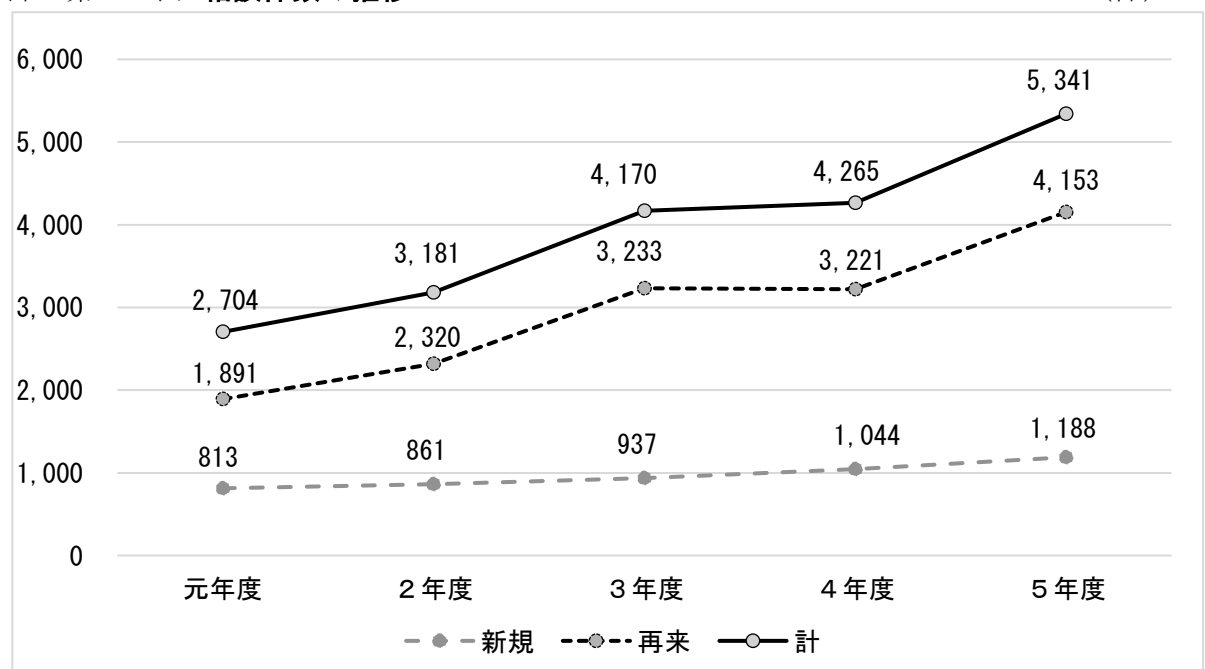
イ 内容

- | | |
|------------------|-----------------------|
| （ア）総合相談・ケアマネジメント | （ケ）視覚用具相談 |
| （イ）サービス等利用計画作成 | （コ）福祉情報収集支援福祉用具展示コーナー |
| （ウ）ピアサポート | （サ）障がい者週間記念事業（後掲） |
| （エ）補装具専門相談 | （シ）生活技術支援セミナー（後掲） |
| （オ）補装具書類判定 | （ス）足立区地域自立支援協議会の実施 |
| （カ）精神科相談 | （セ）高次脳機能障がい者支援促進事業 |
| （キ）精神科発達相談 | （ソ）障がい者虐待・権利擁護相談 |
| （ク）きこえの相談・耳鼻科相談 | （タ）地域生活支援拠点等事業の実施 |

障－第48表 相談件数 (件)

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
新規	813	861	937	1,044	1,188
再来	1,891	2,320	3,233	3,221	4,153
計	2,704	3,181	4,170	4,265	5,341

障－第49表 相談件数の推移 (件)



第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
1.3 相談援助事業（障がい福祉センター事業）

障－第50表 相談内容（重複あり） (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
医療・発達	293	243	617	675	405
リハビリ	1,358	2,106	2,760	2,527	3,632
ピアサポート	70	47	130	249	188
自立生活	1,602	2,406	4,233	4,625	3,294
進路	363	201	334	262	218
苦情	2	14	4	7	10
虐待・権利擁護	0	0	0	3	6
その他	276	400	708	677	771
計	3,964	5,417	8,786	9,025	8,524

障－第51表 補装具判定・相談 (件)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
判定	実施回数	22	22	22	21	22
	件数	98	91	67	68	88
相談	実施回数	随時	随時	随時	随時	随時
	件数	506	635	501	518	587

障－第52表 ケアマネジメント件数 (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
身体障がい	24	19	20	23	16
知的障がい	31	37	31	29	26
精神障がい	25	12	19	17	16
手帳未所持者	31	44	9	12	9
計	111	112	79	81	67

※ 障がいの重複あり

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
13 相談援助事業（障がい福祉センター事業）

障－第53表 ピアサポート件数 (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
肢体	29	13	18	15	24
視覚	6	9	13	16	16
聴覚	28	25	33	36	21
高次脳機能	4	0	9	12	13
計	67	47	73	79	74

障－第54表 きこえの相談件数 (件)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
来所	新規	104	119	150	167	225
	再来	71	61	85	62	81
出張きこえの相談		—	—	—	—	33
計		175	180	235	229	339

※ 「出張きこえの相談」は、地域包括支援センターなどで令和5年9月開始

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

（1）社会リハビリテーション室運営事業

（障がい福祉センター社会リハビリテーション係）

ア 障害者総合支援法に基づく自立訓練（機能訓練）事業所

18歳以上の身体障がい、難病等の方に対し、社会生活に必要な支援・訓練を行っています。通所による創作的活動、機能訓練等の各種サービスを提供し、生活の改善、身体機能の維持向上等を目指します。中途視覚障がい、中途聴覚障がいの方の訓練も行います。

定員 1日あたり 25人

イ 障害者総合支援法に基づく自立訓練（生活訓練）事業所

18歳以上の高次脳機能障がいの方に対し、社会生活に必要な支援・訓練を行っています。通所による作業療法等の各種サービスを提供し、生活能力の維持向上等を目指しています。

定員 1日あたり 8人

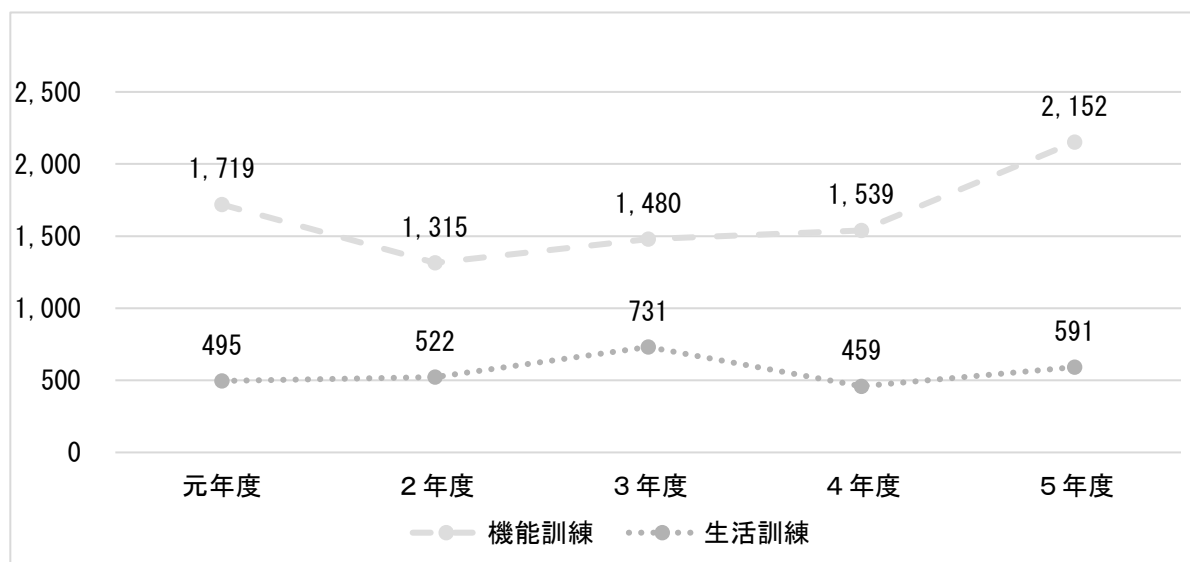
障－第55表 年間利用実績

（人）

項目／年度	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練
実人数	54	12	37	15	40	15	45	13	55	15
延べ人数	1,719	495	1,315	522	1,480	731	1,539	459	2,152	591

障－第56表 年間利用実績の推移

（延べ人数）



第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

障－第57表 利用者の年齢、身体障害者・精神障害者保健福祉手帳所持状況(障がいの重複あり) (人)

項目／年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
		機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練
年 齢	10代	0	0	1	0	1	2	0	0	0	0
	20代	1	0	2	0	4	0	2	0	1	0
	30代	2	0	3	0	4	0	5	2	4	3
	40代	14	2	9	2	8	2	9	2	15	2
	50代	21	8	16	10	15	7	18	3	26	6
	60代	15	2	5	3	8	4	9	6	6	4
	70以上	1	0	1	0	0	0	2	0	3	0
計		54	12	37	15	40	15	45	13	55	15
身 体 障 が い	1級	22	0	11	0	12	0	16	0	17	0
	2級	15	1	12	1	10	1	12	0	25	0
	3級	8	0	4	0	8	0	6	1	2	1
	4級	6	0	8	0	8	0	6	0	3	0
	5級	1	0	1	0	2	0	1	0	2	0
	6級	2	0	1	0	0	1	2	0	2	0
	未所持	0	11	0	14	0	13	2	0	4	14
計		54	12	37	15	40	15	45	1	55	15
精 神 障 が い	1級	0	1	0	1	0	0	0	1	0	2
	2級	0	4	1	1	0	4	1	2	1	1
	3級	0	1	0	1	0	5	0	2	0	6
	未所持	54	6	36	12	40	6	44	8	54	6
計		54	12	37	15	40	15	45	13	55	15

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

障－第58表 **利用者の疾患別内訳** (人)

項目／年度	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練
脳血管障がい	30	9	16	10	21	12	31	11	36	12
脳腫瘍	0	1	0	0	0	0	0	1	1	1
脳外傷	2	2	0	2	2	3	0	0	0	0
脊髄小脳変性症	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0
パーキンソン病	1	0	0	0	2	0	1	0	1	0
脊椎脊髄損傷	2	0	1	0	3	0	1	0	2	0
内部	1	0	0	0	0	0	0	0	2	0
視覚	6	0	2	0	2	0	2	0	5	0
聴覚	1	0	1	0	0	0	2	0	2	0
その他	11	0	17	3	10	0	6	1	5	2
計	54	12	37	15	40	15	45	13	55	15

障－第59表 **退所先（重複あり）** (人)

項目／年度		元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
		機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練	機能訓練	生活訓練
退所者実人数		27	4	17	7	27	11	16	4	25	9
退 所 先	介護保険施設	15	1	5	1	6	2	7	1	5	0
	地域活動支援センター	5	0	6	0	2	1	1	0	6	0
	就労移行・就労継続・作業所	4	1	1	1	3	4	2	4	8	5
	医療機関リハビリ	5	1	0	1	1	0	1	0	0	1
	自主サークル	1	0	1	0	1	0	0	0	2	0
	仕事復帰	2	2	2	3	1	4	2	0	4	3
	他の社会資源活用	2	0	4	1	2	0	1	0	6	1
	その他	4	0	1	0	12	1	4	0	1	0
計		38	5	20	7	28	12	18	5	32	10

（2）就労促進定着支援事業

（障がい福祉センター就労促進訓練係）

障がい者の一般就労の機会を拡大します。また安心して働き続けられるように支援し、自立と社会参加の促進を目指しています。

求職相談のニーズが、新型コロナの5類移行後、急激に増えました。また、多様な働き方の広がりから、就労支援を受けずに就職し、定着支援から支援に入るケースも増えています。令和6年4月の法定雇用率の引き上げに伴い、より一層、障がい者雇用の促進と職業の安定を図っていく必要があるため、関係機関と連携し、本人主体の就労支援を進めていきます。

ア 雇用支援室（東京都区市町村障害者就労支援事業）（登録制）

（ア）就労面の支援

- | | | |
|----------|----------|-------------------|
| ① 職業相談 | ③ 職場実習支援 | ⑤ 職場定着支援 |
| ② 就職準備支援 | ④ 職場開拓 | ⑥ 離職時の調整および離職後の支援 |

（イ）生活面の支援

- ① 日常生活の支援
- ② 安心して職業生活を続けられるための支援
- ③ 豊かな社会生活を築くための支援
- ④ 将来設計や本人の自己決定支援

イ 就労促進訓練室（障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業所）（定員20名）

すぐに就職することが困難な障がい者に対し、就労に必要な訓練・支援を行います。また、作業・生活・健康面等への支援により、就労（就職および定着）、社会参加、自立助長を図ります。

ウ 就労促進訓練室定着事業（障害者総合支援法に基づく就労定着支援事業所）

生活介護、自立訓練、就労移行支援または就労継続支援を経て一般就労した障がい者に対し、職場定着に必要な相談や支援を行います。（平成30年4月指定）

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

障－第60表 雇用支援室の登録者数および就職状況 (人)

項目／年度			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録者数	新規	求職相談	50	49	40	30	73
		定着相談	83	83	118	98	105
	年度末現在		1,616	1,920	2,078	2,186	2,382
就職状況	建設		3	0	3	0	1
	製造・電気ガス		8	1	2	4	4
	情報通信		6	0	2	3	2
	運輸		3	0	4	1	4
	卸売・小売		8	5	9	4	4
	金融・保険・不動産		3	1	3	1	4
	飲食・宿泊		3	0	4	3	1
	医療・福祉		7	0	4	5	7
	その他サービス		20	23	14	24	29
	計		61	30	45	45	56

障－第61表 就労促進訓練室の入退所状況 (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
年間入所者数	4	2	2	1	0
年間退所者数	9	2	4	2	1

障－第62表 就労促進訓練室の年度終了後の状況 (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
企業就労	7	0	1	1	1
就労継続（A）	0	0	1	1	0
就労継続（B）	1	1	2	0	0
訓練継続	4	4	2	1	0
求職活動中	0	0	0	0	0
その他	1	1	0	0	0
計	13	6	6	3	1

（3）生活体験室運営事業

（障がい福祉センター生活体験係）

18歳以上で知的障がいの方および身体障がいが重複している方・重度の心身障がいの方に対して、個別支援計画に基づいた支援を行います。

ア 生活介護事業（障害者総合支援法に基づく生活介護事業所）（定員20名）

イ 東京都重症心身障害者通所（地域活用型）事業

障－第63表 利用者の性別・年齢構成 (人)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
性別	男性	14	14	13	13	12
	女性	6	6	7	6	5
	計	20	20	20	19	17
年齢構成	20歳未満	1	3	6	4	2
	20～29歳	13	9	7	9	10
	30～39歳	5	5	6	4	3
	40～49歳	1	3	1	2	2
	50～59歳	0	0	0	0	0
	60歳以上	0	0	0	0	0

障－第64表 利用者の障害者手帳保有状況（重複あり） (人)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
知的障がい	1度	3	2	3	2	2
	2度	12	12	10	10	10
	3度	0	1	2	2	1
	4度	3	3	3	3	2
身体障がい	1級	6	8	8	9	8
	2級	2	2	0	0	0
	3級	2	2	2	1	1
	4級	0	0	0	0	0
	5級	0	0	1	1	1
	6級	0	0	0	0	0

（4）幼児発達支援室運営事業

（障がい福祉センター幼児療育係）

ア 幼児発達支援室（児童福祉法に基づく児童発達支援センター）

発達に課題（遅れや偏り）のある幼児に対して、発達を促すための指導、保護者に対する助言を行っています。

イ 事業内容

（ア）通所指導

児童福祉法に基づく児童発達支援センター（定員 1日あたり30名）

2歳から就学前までの発達に課題（遅れや偏り）のある独歩可能な幼児が対象です。

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

（イ）保育所等訪問支援事業

利用児が集団生活を営む保育所等を専門職員が訪問し、集団生活の適応のため、専門的な支援を行います。

（ウ）外来指導

保育園、こども園および幼稚園児等を対象に1か月から2か月に1回程度の頻度で発達評価、個別指導、グループ指導および保護者相談を行います。

（エ）地域支援事業

児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の職員を対象に専門の講師による研修を行います。また、専門職員が事業所に出向き、相談・助言を行います。

（オ）千住分室の開室

増加する外来指導のニーズに対応するために、令和4年4月に千住分室を開室しました。

障－第65表 利用者の年齢別内訳および手帳保有状況

(人)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
年 齢	0歳児	0	0	0	0	0
	1歳児	0	0	0	0	3
	2歳児	10	9	12	8	23
	3歳児	10	14	7	8	9
	4歳児	9	8	17	7	18
	5歳児	13	11	8	15	12
計		42	42	44	38	65
愛 の 手 帳	1度	0	0	0	0	0
	2度	8	5	7	5	1
	3度	7	7	6	11	11
	4度	9	7	2	6	5
	未所持	18	23	29	16	48
計		42	42	44	38	65

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

障－第66表 進路・移行先

(人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
通所継続	16	19	20	14	28
保育園	1	2	2	3	6
幼稚園	6	5	8	3	14
こども園	3	2	3	1	0
小学校	0	0	0	0	2
小学校（特別支援学級）	3	4	4	2	1
特別支援学校	10	7	4	12	9
入所施設・療育施設	0	0	2	3	0
その他	3	3	1	0	5
計	42	42	44	38	65

障－第67表 外来個別指導

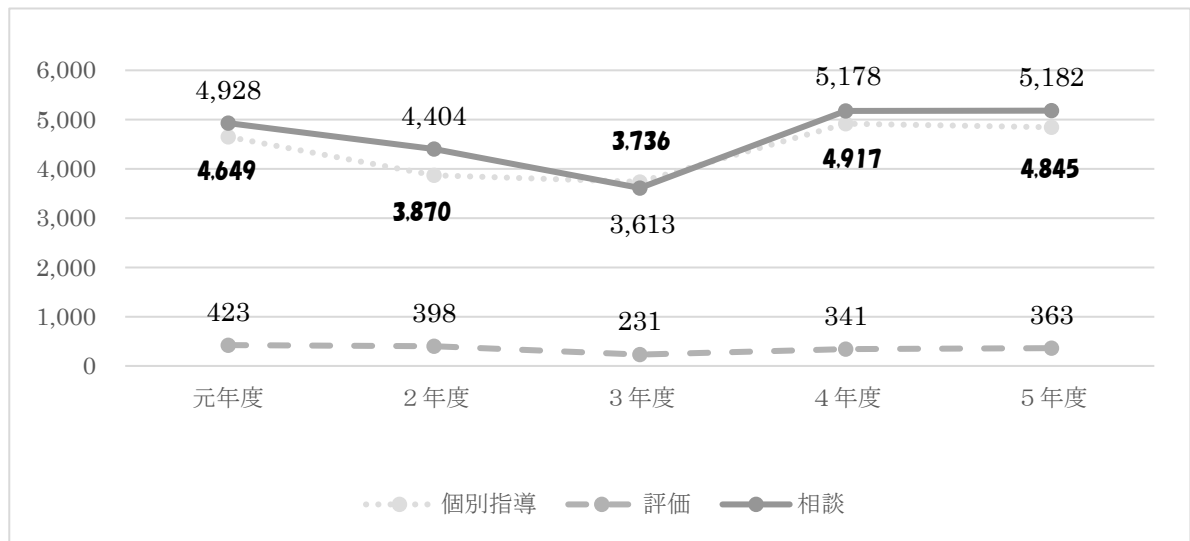
(件)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
発達	個別指導	4,649	3,870	3,736	4,917	4,845
	評価	423	398	231	341	363
	相談	4,928	4,404	3,613	5,178	5,182
構音	個別指導	271	246	214	294	341
	評価	45	21	24	35	22
	相談	308	264	233	313	349

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉
1.4 通所訓練事業（障がい福祉センター事業）

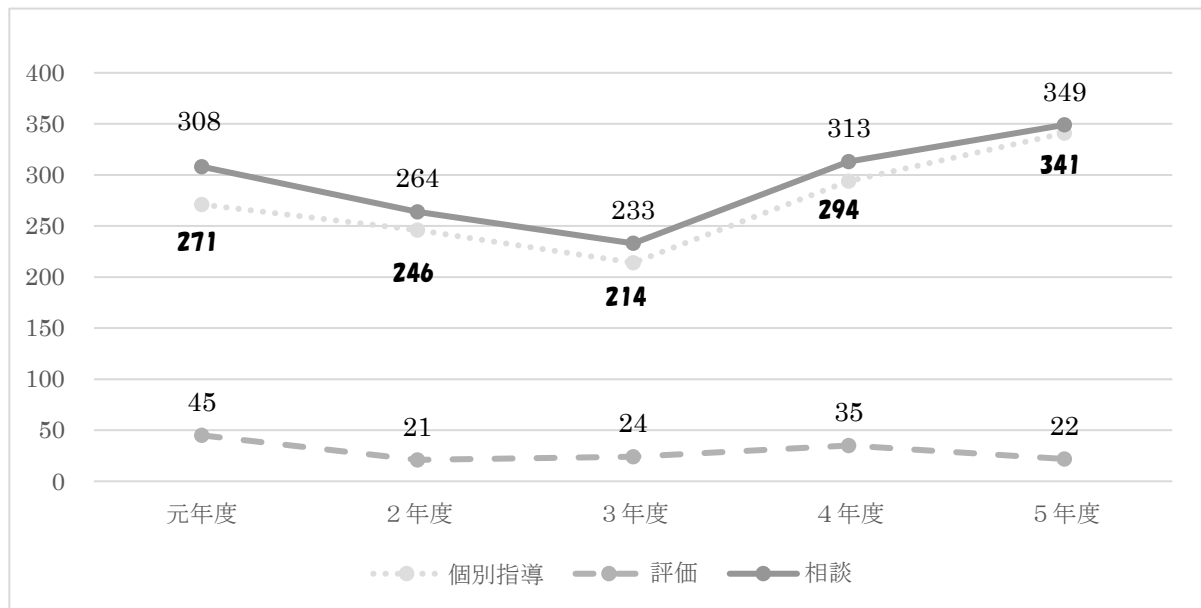
障－第68表 外来件数（発達）の推移

（件）



障－第69表 外来件数（構音）の推移

（件）



15 相談・通所事業以外（障がい福祉センター事業）

（1）啓発事業

障がい者の自立と社会参加の促進を図るため、さまざまな事業をととした啓発活動を実施しています。

障一第70表 啓発関連事業（生活技術支援グループを含む）（令和5年度実施分）

事業名		実施日	内容	参加者
区民講座	発達障がい	8月5日	講演 大人の発達障がいの理解と対応について	48名
生活技術支援セミナー	呼吸器機能障がい	11月18日	呼吸器機能に障がい・疾患がある方、その家族、支援者を対象に呼吸器の病気について学ぶ、呼吸リハビリテーション体操の実技	18名
	高次脳機能障がい （令和2年度より委託事業）	9月30日	高次脳機能障がいに関心のある方を対象に高次脳機能障がいの特性を学び、社会復帰等について考える	35名
	視覚障がい	9月1・2日	視覚に障がい・疾患がある方、その家族、支援者を対象に障がい者スポーツの紹介、ピアサポート相談、白杖体験、福祉機器の情報・体験をととして、外出のきっかけづくりや障がい理解を深める	17名
	ストーマ	9月9日	オストメイト、その家族、支援者を対象に装具の使用法や日常生活を快適に過ごすための工夫を学ぶ	36名
	聴覚障がい	10月17日	聴覚に障がい・疾患がある方、その家族、支援者を対象に難聴の理解や補聴器の使用法について学ぶ	30名
	じん臓機能障がい	2月10日	じん臓機能に障がい・疾患がある方、その家族、支援者を対象にじん臓機能の基礎知識を学ぶ	16名
	失語症 （令和2年度より委託事業）	8月27日	失語症者、その家族、支援者を対象に失語症の基礎理解、対応方法や工夫・会話技術を学ぶ	15名
生活技術支援グループ	自立生活セミナー	12回	障がいのある方を対象にスポーツ、レクリエーション、パステル画、音楽活動等をととして社会生活力を高める	延34名
	社会生活向上グループ「ステップ」	毎週月曜	障がいのある方を対象に作業活動をととしてルールを守るなど社会復帰を目指す	延112名
補装具	補装具支援者向け研修	未実施※	支援者を対象に装具、車椅子などの補装具についての基礎知識を学ぶ	0名

※ 未実施のセミナーは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止とした。

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

1.5 相談・通所事業以外（障がい福祉センター事業）

（2）障がい者週間記念事業

障害者基本法に定められている「障害者週間（12月3日～9日）」に合わせ、事業を実施しています。

足立区在住、在学、在勤の障がい者（児）の自立と社会参加の意欲向上とともに、一般区民に対し障がいへの理解と啓発を目的としています。

障がい者（児）による作品展示等のイベントを開催しています。開催に際し、障がい者団体、社会福祉法人、ボランティア連合会、国際障害者年を進める足立の会による実行委員会を結成し、足立区と共催し実施しています。

障－第71表 実施内容（令和5年度）

事業名	内容	発信状況
Web びじゅつかん	障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品画像をホームページに掲載	場 所：足立区ホームページ 期 間：11月30日より公開（通年公開） 作品数：173点 参加者：32団体、3個人 閲覧数：4,046PV（ページビュー） （12月31日時点、区ホームページのPV含む。）
区役所 びじゅつかん	障がいのある方が制作した絵画や陶芸等の作品を展示する「作品展」と、障がいのある方の自主製品の販売や障がい福祉団体などによる展示・体験を「お楽しみコーナー」として実施	場 所：足立区役所 中央館1階アトリウム 期 間：11月30日から12月6日 ※お楽しみコーナーは、12月1日から 作品数：418点 参加者：37団体、2個人（作品展） 13団体（販売・体験） 来場者：4,036人
グッズ配布	令和4年度企画「デジタルアートミュージアム」に掲載された作品を盛り込みデザインされたポストカードを制作し、配布	場 所：足立区役所 中央館1階アトリウム 期 間：11月30日から12月6日 配布枚数：約6,000枚
広報	上記の企画の周知のために実施 ア ポスター・チラシ イ あだち広報 ウ X（旧Twitter）・Facebook	配布枚数 ポスター： 約750枚 チラシ： 約12,500枚

※ 令和5年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、例年の足立区役所庁舎ホールでのイベントは中止とした。

（3）通所バスの運行

自主通所が困難な障がい者に対し、通所手段を確保するため、通所バスを運行し当該施設の円滑な利用を図っています。

ア 対象者

- （ア）車椅子を使用する者
- （イ）身体的および住居等の状況から、公共交通機関の利用が困難な者
- （ウ）その他、センター所長が特に必要と認める者

イ 運行方法

民間事業者への運行委託により運行します。

障－第72表 運行実績

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
年間運行延べ台数		9,173	9,224	9,916	10,067	9,900
乗車人数	座席	120,544	104,672	108,950	110,740	111,054
	車椅子	71,389	66,143	67,806	68,457	65,005
	計	191,933	170,815	176,756	179,197	176,059

（4）公開療法

区内の知的障がいまたは身体との重複障がい者、重度の心身障がい者に対して、専門講師による療育（トランポリン・音楽ムーブメント・音楽療法）を行っています。

障－第73表 実施回数および利用者数

項目／年度	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数	実施回数	延べ人数
トランポリン	27	135	13	51	18	79	29	108	32	133
ムーブメント	21	282	11	94	16	154	22	205	24	242
音楽療法	38	244	15	59	22	90	29	127	35	128
計	86	661	39	204	56	323	80	440	91	503

第2章 施策別事業概要－Ⅲ障がい者福祉

1.5 相談・通所事業以外（障がい福祉センター事業）

（5）障がい者介護養成事業の開催

知的障がい者の移動支援従業者を養成するための研修、および介護職員等が一部の医療的ケアを実施するための研修（喀痰吸引等研修、特定の者対象）、知的障がい理解のための公開講座を行っています。

障－第74表 講習会等への参加実績

(人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
移動支援従業者研修	22	0	0	0	9
喀痰吸引等研修	29	22	12	31	28
公開講座	67	58	0	63	59
計	118	80	12	94	96

（6）Jステップ支援事業（旧保護雇用助成事業）

一般就労が困難な知的障がい者と援助者をともに雇用することにより、知的障がい者の就労機会を拡大するとともに、企業就労への訓練の場となる保護雇用事業に対して助成しています。

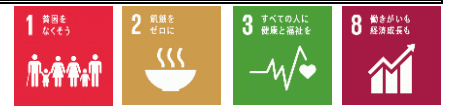
なお、この事業は、足立区社会福祉協議会が雇用主となり公共施設の清掃業務を実施しているものです。（事業開始：平成6年4月1日）

障－第75表 保護雇用助成状況

年度	実施者	就労場所数	就労者	援助者	助成額
元年度	足立区社会福祉協議会	5カ所	26名	10名	14,150,000円
2年度	足立区社会福祉協議会	5カ所	26名	10名	13,460,000円
3年度	足立区社会福祉協議会	5カ所	25名	10名	13,460,000円
4年度	足立区社会福祉協議会	5カ所	25名	10名	13,460,000円
5年度	足立区社会福祉協議会	4カ所	24名	9名	12,370,000円

IV 低所得者福祉

低所得者福祉施策の概要



1 低所得者福祉施策の現状

生活保護受給世帯および人員は、令和6年4月中時点で18,768世帯、23,438人、保護率約3.4%で、区民の約30人に1人が被保護者となっています。長引く新型コロナウイルスの影響により、生活困窮者の増加を見込んでおりましたが、令和4年度、令和5年度と比較しても、世帯・人員共に大きな増加は見られませんでした。このような状況下、区では生活保護受給者の自立支援と適正化を目指し、稼働能力の活用による自立助長、医療扶助の適正給付、ケースワーク技術の向上などに取り組んでいます。

一方、生活保護に至る前の段階における生活困窮者の相談件数は、一時急増した国の支援金（新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金）のピークアウトに伴い就労や生活に関する相談件数が減少し、新型コロナウイルス前の水準となりました。しかし依然として物価高騰等の影響もあり、しごとや暮らしに困窮する相談は多い水準にあります。一人でも多くの方々を支援につなげるため、通常開庁時の相談支援のほか夜間・休日の相談窓口開設、オンラインによる相談支援、出張総合相談会の実施等、さまざまな相談体制を整え、一人ひとりに寄り添った支援を行っています。

2 令和4年度の状況

(1) 重点と主な取り組み結果

低概一第1表

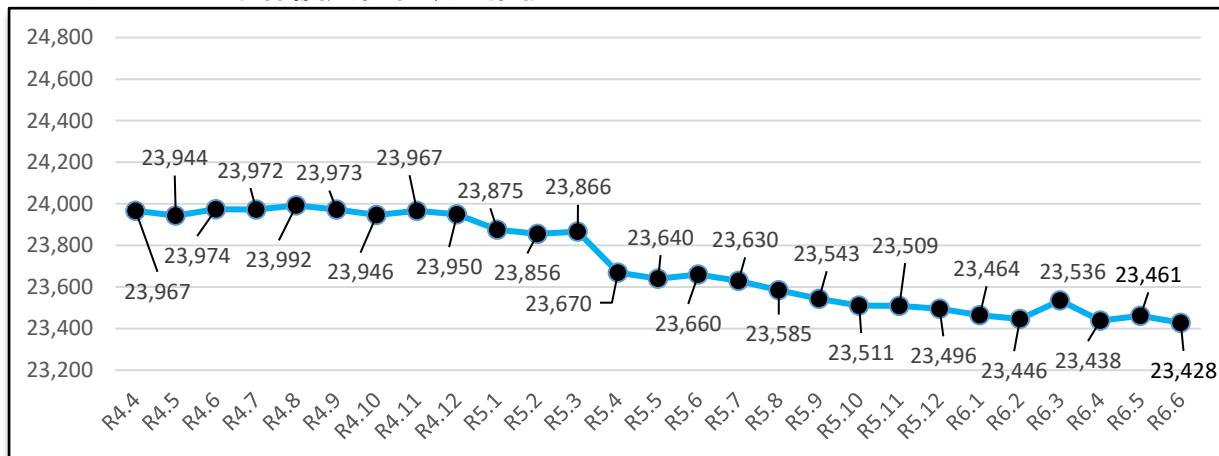
令和5年度重点	主な取り組み結果
ア 職員育成、職員欠員対策の重点化（令和5年度より生活保護指導課（現：生活支援推進課）に業務改善担当係長及び業務改善担当を新設）	（ア）新規採用職員や若手職員への福祉的対応力の向上等を目的に各福祉課が独自に作成していたケースワーカー向けの研修資料を統一して業務改善担当が研修を実施。 （イ）男性職員の育休取得の推進等、今後さらに進む職員欠員状況への対応として、業務改善担当が欠員現場に入りサポートを実施。
イ 就労準備支援事業について、福祉まるごと相談課（旧くらしとしごとの相談センター）（生活困窮者対象）と足立福祉事務所（生活保護受給者対象）とで包括的就労支援事業として一体的に実施	対象者別に行っていた事業を一体的に行うことで切れ目のない細やかな支援を行った。 （ア）スケールメリットを活かした求人数、就労準備講座の充実 （イ）個々の状況にあった就労準備支援（生活リズム、面接や話し方、PC技能等、段階的に実施） （ウ）就労後の支援（定着支援）を従来の3か月から12か月へ拡大
ウ 有子世帯系のモデル実施による子どもの貧困対策の強化	（ア）子どもの夢をかなえるために必要な支援をまとめた「子どもの未来応援リーフレット」を作成 （イ）学力向上や進学に資する「通信教育」について、塾代支援の助成対象に追加

(2) コロナ禍での生活保護受給者・世帯数の状況

令和2年の年明けごろから始まった、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、区民生活にも大きな影響を与えました。しかし、生活保護受給者数および世帯数の増減で見ると、その影響は現時点では限定的であったと言えます。

低概－第2表 生活保護受給者数の推移

(人)



低概－第3表 生活保護受給世帯数の推移

(世帯)

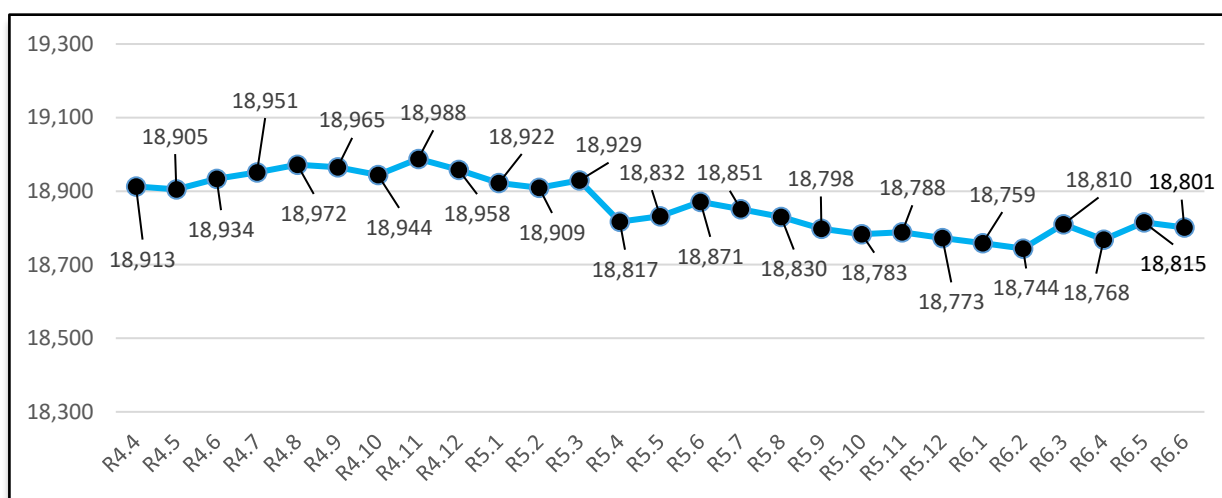
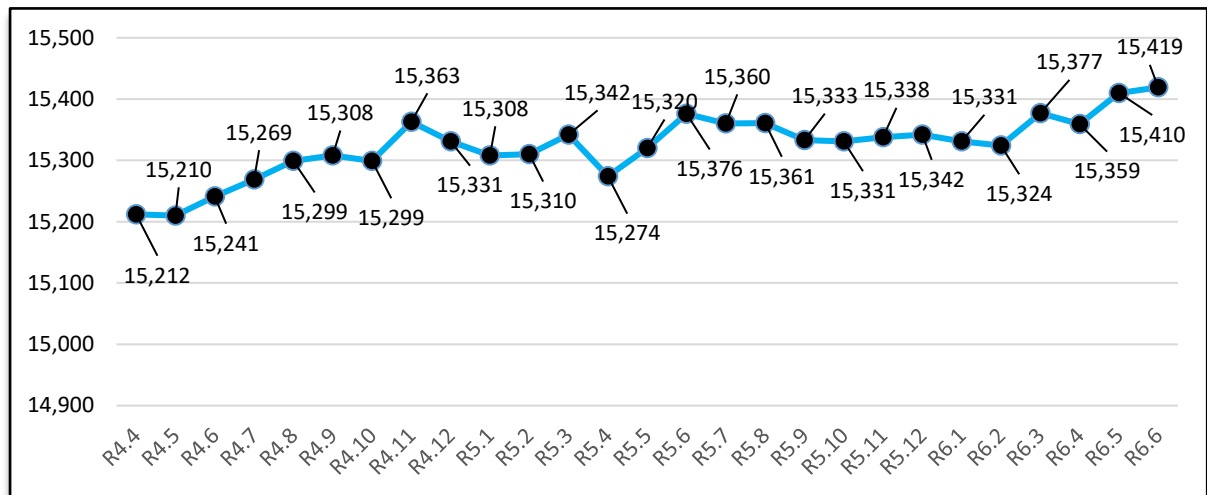


表2、表3より、生活保護受給者数は減少し、世帯数は横ばいとなっています。これらのことから、新型コロナウイルス感染拡大は区民生活に大きな影響を与えたものの、生活保護への影響は少なかったと言えます。

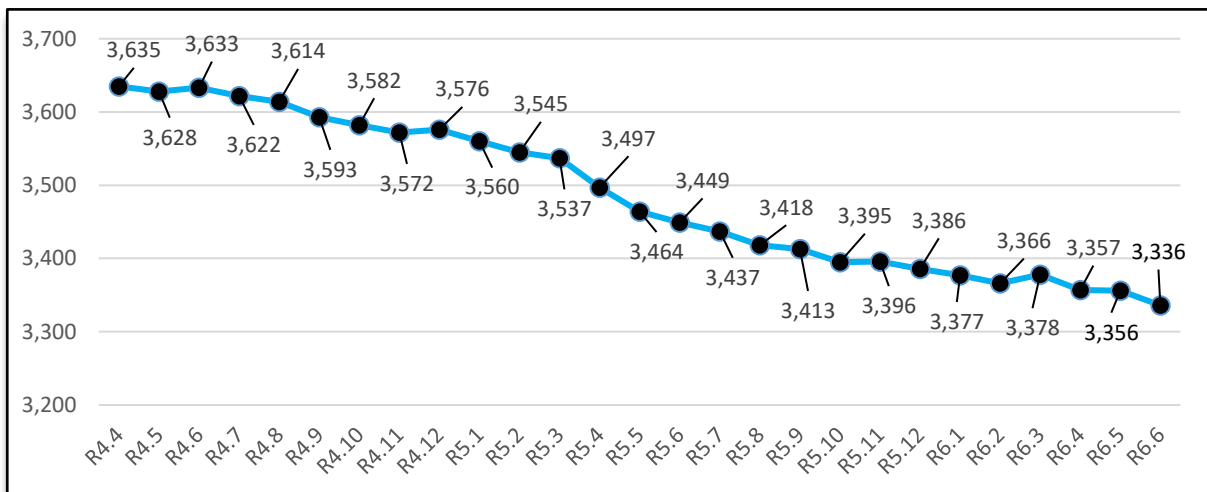
低概－第4表 生活保護受給世帯（単身世帯）数の推移

（世帯）



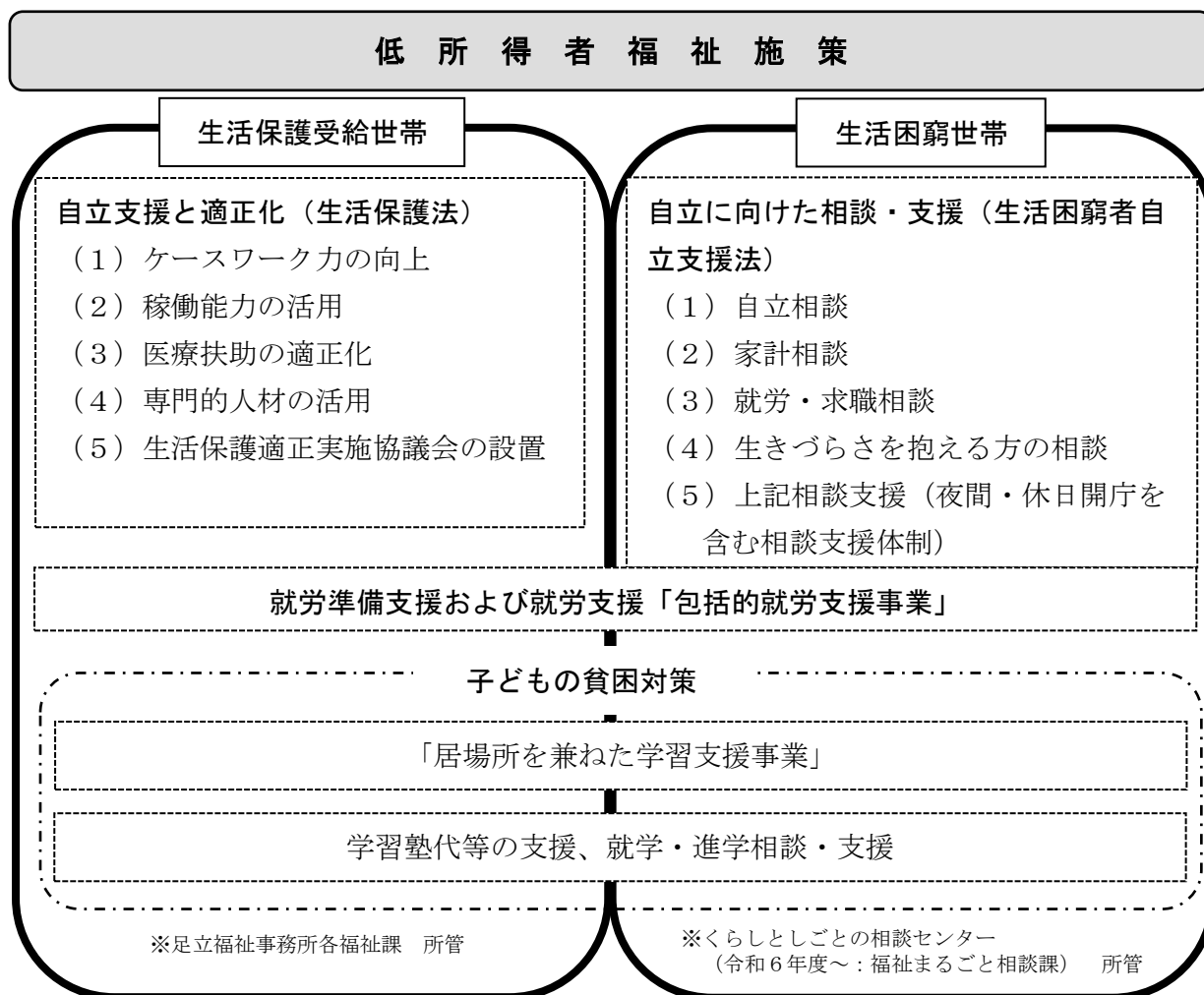
低概－第5表 生活保護受給世帯（2人以上の世帯）数の推移

（世帯）



一方、表4からは、単身の生活保護受給世帯数がやや増加から横ばい傾向であり、表5からは2人以上の生活保護受給世帯が減少していることがわかります。これらのことから、単身世帯の増加により、経済的な支援に加えて緊急連絡先等の確保など、単身世帯特有の支援ニーズがさらに高まると言えます。

3 低所得者福祉施策の概要



4 低所得者福祉施策の課題と方向性

(1) 生活保護受給者の自立支援と適正化の具体的な取り組み

生活保護受給者は、様々な生活上の困難を抱えています。そのため、稼働能力の活用や医療扶助の適正化、他法他施策の活用等を図り、生活保護の適正実施に取り組むと共に、職員のケースワークの知識・技術・能力などを向上させていく必要があります。

ア ケースワーク力の向上

足立福祉事務所全福祉課で世帯類型別の係編成を導入したことにより、高齢世帯、一般世帯それぞれの特性に合わせた専門性の向上を図っています。モデル実施している「有子世帯係」についても、良い面を他の福祉課へ横展開しながら、さらなるケースワーク力の向上に努めてまいります。

イ 稼働能力の活用

就労支援の専門性とノウハウを持つ事業者に就労支援事業を委託し、就労準備支援から就労後の定着支援まで、利用者一人ひとりの状況に応じた支援を包括的に実施しています。

また、支援対象者を生活困窮者と生活保護受給者で一本化することにより、支援途中で生活保護開始（生活困窮者→生活保護受給者）または廃止となっても、切れ目のない支援を実施しています。

ウ 医療扶助の適正化

令和3年1月に健康管理支援事業が法定され、「健康管理支援プログラム」を策定しました。令和3年度から健康管理支援員を配置し、プログラムに基づいた疾病の重症化予防事業や受診行動適正化事業を計画的に実施していきます。

エ 専門的人材の活用

生活保護法では、他法他施策が生活保護に優先して行われます。介護扶助適正化専門員は介護保険や障がい者サービスの利用を円滑に行い、資産調査専門員は年金受給権調査等を専門的な視点から実施するなど、専門的な人材を活用しながら扶助費の適正化を推進していきます。

オ 生活保護適正実施協議会の設置

生活保護受給者の自立支援と生活保護の適正実施を推進するため、平成28年度から学識経験者、民生・児童委員、医師等を委員とする「生活保護適正実施協議会」を設置しています。協議会では、就労支援・不正受給・医療扶助などの観点から検討を行い、協議いただいています。

(2) 生活困窮者に対する相談、支援

福祉まるごと相談課（旧くらしとしごとの相談センター）では、経済的に困窮し、最低限度の生活の維持が難しくなるおそれのある方に対して、自立相談、家計相談、就労準備など自立に向けた支援を行っています。

また、多くの方々の相談に対応するため、オンライン相談をはじめ夜間・休日開庁日を設けるなど、相談しやすい環境を整えています。さらには年代を問わず、ひきこもり状態など生きづらさを抱える方々への相談や支援を実施し、将来的な生活困窮を予防していきます。

(3) 低所得者への就労支援

ハローワーク足立と連携した就労支援事業、NPO法人との協働による若年層の被保護者の日常・社会生活自立、専門的な事業者による包括的就労支援事業（就労支援、就労準備支援、独自求人の開拓、定着支援）を実施しています。

特に包括的就労支援事業については、これまで利用者の特性に合わせることを目的として、生活保護を受給されている方とそうでない方を、別々の事業者が支援していましたが、令和4年度以降は事業者を一本化し、生活保護受給の有無に関係なく、生活に困窮されている方全てを対象とした事業として、より細やかで切れ目のない支援を行うための体制を整えました。新体制の包括的就労支援事業ではこれまで以上に綿密な事業者との連携を図り、さらなる利用者の自立助長を行っています。

(4) 低所得世帯の子どもに対する学習・生活支援の推進

貧困の連鎖を断ち切るため、低所得世帯の子どもに対し「居場所を兼ねた学習支援事業」や学習塾代等の支援等を行っています。

ア 居場所を兼ねた学習支援事業

家庭環境によって自宅学習が困難な生活困窮世帯の中学生等を対象に、学習の場の提供だけでなく、家庭や学校以外に安心できる「第三の居場所」を提供する「居場所を兼ねた学習支援事業」を実施しています。

「居場所」では学習支援に加えて地域団体やNPO法人等の協力による食事提供や体験活動を行っているほか、世帯の状況に応じて「居場所サポート相談員」が家庭訪問を実施するなど、家庭全体に対するアプローチも行っています。

また、高校進学後の就職相談や大学・専門学校への進学相談、生活全般にわたる悩み相談などに対し各関係機関と連携して継続的に本人に寄り添うことにより、将来の自立に向けた支援を実施しています。

イ 学習塾代等の支援

生活保護世帯の小学生から高校生への通塾代、大学等進学支援費を補助し、高校や大学等への進学に向けた支援を行っています。令和5年度から、学力向上や進学に資する通信教育等も助成対象となりました。また、生活保護を受給していない困窮世帯に対しては、都の社会福祉協議会が実施する「受験生チャレンジ」貸付制度の活用を促し、支援を行っています。

ウ 生活保護法等の改正による大学等進学への後押し

平成30年度に生活保護法等が改正され、大学等進学準備金の創設など、生活保護世帯の子ども達が大学等へ進学しやすい制度へと見直しがされました。福祉事務所では、統一的な支援やポイントをまとめた「学習支援プログラム」に基づき、大学等進学への後押しを行っています。

(5) ホームレスへの支援

平成12年度から東京都と特別区は「路上生活者対策事業に係る都区協定書」を締結し、共同事業として、自立支援センターを設置し、緊急一時保護事業と、就労による自立を支援する自立支援事業を実施するとともに、河川や公園を巡回し、ホームレスに面接相談を行う巡回相談事業を実施しています。ホームレスの人数は減少傾向ですが、長期化・高齢化の傾向にあり、粘り強い対応が求められています。

自立支援センターは、第5ブロック（足立区・墨田区・江東区・葛飾区・江戸川区）において持ち回りで設置しており、平成31年3月からは墨田区内に「墨田寮」、令和6年3月からは江戸川区内に「江戸川寮」が開設されています。

また、平成27年4月1日からの生活困窮者自立支援法に基づく都区共同事業として、自立相談支援事業および一時生活支援事業として実施することになりました。今後も本事業の活用を図り、ホームレス対策を推進していきます。

5 低所得者福祉施策の展望

世界的な物価高騰による暮らしや家計への影響など、低所得者の方々を取り巻く環境は引き続き厳しい状況が続いています。こうした中、一人でも多くの方の相談を受けとめる体制を整えるとともに、活用できる様々な制度などの情報を正しく伝え、それぞれの状況に応じた支援を適切に行っていきます。

令和4年度からは、「くらしとしごとの相談センター」と「福祉事務所」が、生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との連携を強化し、生活困窮者の生活保障と自立の促進に向けた事業展開を一体的に実施してきました。

令和6年度からは、「くらしとしごとの相談センター」を再編し、「福祉まるごと相談課」を創設、高齢者・障がい者・子どもといった対象者の属性・年齢・内容を問わず「誰でも・何でも」受け止める相談支援体制を整備します。

また、窓口への来庁が困難な方等には、福祉まるごと相談課の相談員による積極的・継続的なアウトリーチにより、潜在的な支援ニーズにも寄り添った支援を実施していきます。

就労支援においては、相談者への寄り添い型支援を基本として、ハローワーク、NPO法人、就労支援委託事業者など、関係機関との密接な協働を通じて、自立した生活に向けて支援していきます。

低所得者福祉施策の事業概要

1 宿泊所・宿所提供施設等の共同管理

(足立福祉事務所生活支援推進課)

生活保護法に基づく更生施設および宿所提供施設、ならびに社会福祉法に基づく宿泊所の設置および管理に関する事務について、その有機的かつ効率的利用を図るため、昭和42年4月1日から特別区人事・厚生事務組合において共同処理しています。令和6年4月現在、各施設数は更生施設9所、宿所提供施設9所および宿泊所4所（うち1所は改装工事のため事業休止中）となっています。当区では、これに要する経費を分担金として拠出しています。

2 生活保護法による扶助

(足立福祉事務所各福祉課)

足立区の被保護者数は、東京都の平均を大幅に上回り、令和6年4月現在、区部では一番高い保護率です。

保護の開始理由は、世帯主の傷病による場合が22%を占めています。また、世帯類型別では、傷病障がい世帯が22%、高齢世帯が32%となっています。

低一第1表 最近の生活扶助基準額の推移

改定 (改定日)	生活扶助基準額 (円)	前年比増 (%)	改定 (改定日)	生活扶助基準額 (円)	前年比増 (%)
第69次改定 (平成25年8月1日)	169,814	-3.06	第75次改定 (令和元年10月1日)	159,972	0.67
第70次改定 (平成26年4月1日)	168,839	-0.57	第76次改定 (令和2年10月1日)	161,314	0.84
第71次改定 (平成27年4月1日)	163,113	-3.39	第77次改定 (令和4年4月1日)	161,314	0.00
第72次改定 (平成28年4月1日)	163,113	0.00	第78次改定 (令和5年4月1日)	161,314	0.00
第73次改定 (平成29年4月1日)	163,113	0.00	第79次改定 (令和5年10月1日)	164,860	2.19
第74次改定 (平成30年10月1日)	158,913	-2.57	第80次改定 (令和6年4月1日)	164,860	0.00

(1) 厚生労働省告示による。

(2) 生活扶助基準額は3人世帯（夫33歳・妻29歳・子4歳）とした。

(3) 基準額には冬季加算（Ⅵ区×5/12）を含む。

低一第2表 足立区の生活保護の状況

項目／年		2年	3年	4年	5年	6年
足立区	被保護世帯(世帯)	18,909	18,976	18,913	18,817	18,768
	被保護人員(人)	24,328	24,191	23,967	23,670	23,438
	保護率(‰)	35.52	35.4	34.6	34.1	33.6
東京都	被保護世帯(世帯)	231,279	231,428	230,841	230,787	230,322
	被保護人員(人)	283,457	280,976	278,175	276,304	274,139
	保護率(‰)	20.3	20.1	19.9	19.6	19.4

(1) 各年4月中被保護者調査月次調査による。

(2) 被保護者調査月次調査による月中の数字は、月間中の廃止世帯、人員が含まれるため、月末・月初現在の実数とは一致しない。

低一第3表 扶助別および外国人被保護世帯と人員

項目		生活扶助	住宅扶助	教育扶助	介護扶助	医療扶助	出産扶助	生業扶助	葬祭扶助	外国人(実数)
世帯(世帯)	中部第一	3,215	3,222	120	836	3,524	0	57	22	220
	中部第二	3,040	3,040	143	759	3,275	0	72	7	191
	千住	1,407	1,430	21	487	1,599	0	15	12	43
	東部	2,878	2,963	124	743	3,055	0	54	18	131
	西部	2,752	2,721	133	874	2,991	0	64	14	142
	北部	3,190	3,240	122	921	3,454	0	47	15	166
	計	16,482	16,616	663	4,620	17,898	0	309	88	893
人員(人)	中部第一	3,961	3,929	170	865	4,276	0	64	22	287
	中部第二	3,962	3,933	213	796	4,206	0	79	7	301
	千住	1,584	1,617	27	504	1,797	0	19	12	51
	東部	3,574	3,666	194	776	3,740	0	60	18	196
	西部	3,613	3,559	186	926	3,810	0	71	14	240
	北部	4,013	4,045	173	969	4,286	0	51	15	263
	計	20,707	20,749	963	4,836	22,115	0	344	88	1,338

※ 令和6年4月中被保護者調査月次調査による。

第2章 施策別事業概要－Ⅳ低所得者福祉
2 生活保護法による扶助

低一第4表 世帯平均人員

(人)

項目／年	2年	3年	4年	5年	6年
被保護世帯平均人員	1.29	1.27	1.27	1.26	1.25
一般世帯平均人員	1.98	1.96	1.91	1.88	1.85

- (1) 各年4月中被保護者調査月次調査による。
(2) 一般世帯平均人員は各年4月1日の数字。

低一第5表 世帯人員別構成比

(%)

項目／年	2年	3年	4年	5年	6年
1人世帯	79.4	80.2	80.8	81.6	82.1
2人世帯	15.3	14.9	14.4	13.8	13.5
3人世帯	3.5	3.4	3.2	3.0	2.8
4人世帯	1.2	1.1	1.1	1.1	1.1
5人世帯以上	0.6	0.4	0.5	0.5	0.5

※ 各年4月中被保護者調査月次調査による。

低一第6表 教育扶助受給人員の推移

(人)

項目／年		2年	3年	4年	5年	6年
小学校	教育扶助受給人員	720	657	645	588	546
	区内児童総数	31,213	30,431	29,916	29,356	28,755
中学校	教育扶助受給人員	455	439	411	410	380
	区内生徒総数	13,387	13,548	13,499	13,319	13,181

- (1) 各年4月中被保護者調査月次調査による。
(2) 区内児童総数、区内生徒総数は各年5月1日の数字。

低一第7表 被保護者労働力類型

(世帯)

項目／年		2年	3年	4年	5年	6年
働いている者がいない世帯		16,286	16,486	16,487	16,475	16,464
世帯員が働いている世帯		408	399	370	364	354
世帯主が 働いている世帯	常用勤労者	1,913	1,850	1,805	1,772	1,761
	日雇労働者	211	155	135	105	88
	内職者	43	40	41	35	30
	その他	10	9	9	20	19
計		18,871	18,939	18,847	18,771	18,716

※ 各年4月中被保護者調査月次調査による。

低一第8表 被保護者世帯類型

(世帯)

項目／年	2年	3年	4年	5年	6年
傷病障がい者世帯	4,471	4,402	4,723	4,683	4,583
高齢世帯	10,534	10,560	10,484	10,322	10,175
母子世帯	937	879	852	791	761
その他世帯	2,929	3,098	2,788	2,975	3,197
計	18,890	18,871	18,939	18,847	18,771

※ 各年4月中被保護者調査月次調査による。

低一第9表 保護の申請・開始・廃止の状況

区分	令和5年度中														月平均 世帯 (世帯)	月平均 人員 (人)
	世帯(世帯)							人員(人)								
	中部 第一	中部 第二	千 住	東 部	西 部	北 部	計	中部 第一	中部 第二	千 住	東 部	西 部	北 部	計		
申請	435	360	183	402	324	397	2,101	-	-	-	-	-	-	-	175.1	-
取下却下	26	30	15	18	17	46	152	-	-	-	-	-	-	-	12.7	-
開始	408	327	166	387	303	344	1,935	496	440	190	462	415	448	2,451	161.3	204.3
廃止	406	366	196	357	318	393	2,036	475	440	213	397	387	466	2,378	169.7	198.2
増減	2	-39	-30	30	-15	-49	-101	21	0	-23	65	28	-18	73	-8.4	6.1

(1) 被保護者調査月次調査による。

(2) 申請件数は、前年度に申請があり当年度に開始、取下却下したものを含む。また、当年度に申請があったが未決定のもの(翌年度に開始、取下却下したもの)を除く。

(3) 取下却下は、境界層該当者の申請却下を含む。

第2章 施策別事業概要－Ⅳ低所得者福祉
2 生活保護法による扶助

低－第10表 理由別保護開始世帯数

(世帯)

項目／年	2年	3年	4年	5年	6年
世帯主の傷病	36	33	33	34	41
世帯員の傷病	2	1	4	0	2
働いていた者の別離・死亡・不在	3	1	4	1	4
勤労収入の減少・喪失	95	42	34	41	52
年金・仕送り等の減・喪失	15	5	2	4	6
その他	70	72	64	59	85
計	221	154	141	139	190

※ 各年4月中被保護者調査月次調査による。

低－第11表 理由別保護廃止世帯数

(世帯)

項目／年	2年	3年	4年	5年	6年
傷病治癒	0	0	0	0	0
死亡・失踪	51	60	69	58	55
勤労収入の増加	12	16	27	21	30
働き手の転入	0	0	0	0	1
年金・仕送りの増加	3	6	8	6	9
親類・縁者の引取り	4	6	6	6	4
施設入所	2	1	4	6	2
その他	42	23	26	18	17
計	114	112	140	115	118

※ 各年4月中被保護者調査月次調査による。

低－第12表 最近5か年の生活保護費

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
扶助費 総額	金額(千円)	46,038,665	45,187,825	45,239,912	44,959,454	45,519,809
	対前年比(%)	99	98	100	99	101
うち 医療 扶助額	金額(千円)	21,726,801	21,064,975	21,313,483	21,080,868	21,930,945
	対前年比(%)	101	97	101	99	104
	総額に占める割合(%)	47	47	47	47	48

低－第13表 被保護者の高校進学率 (％)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
高校進学率		94.4	93.8	94.3	94.2	90.4
内訳	全日制	79.1	78.2	77.0	72.2	75.8
	定時制	15.1	15.3	13.9	18.2	16.4
	通信制	5.8	6.5	9.1	9.6	7.8
	単位制	0	0	0	0	0

※ 平成27年度から取り組み開始。

3 生活保護世帯に対する被保護者自立促進事業

(足立福祉事務所各福祉課)

生活保護法の適用を受けている世帯に対し、被保護者の自立促進を図るため、就労支援、地域生活移行支援および次世代育成支援等にかかる経費を東京都の補助金（補助率＝10／10）を活用して支給しています。たとえば、就労支援の項目では、求職活動に必要なスーツ等の購入経費の支給などがあります。

低－第14表 支給実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数（件）	3,306	2,925	3,304	2,922	2,859
金額（円）	58,276,299	53,708,899	60,279,656	54,810,018	53,097,634

(うち、学習環境整備支援の支給実績)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
人数（人）	319	281	295	265	258
金額（円）	36,720,107	30,712,235	34,457,998	29,522,153	28,060,820

※ 学習環境整備支援の支給実績は、より実態を分かりやすくするため、人数で記載。

4 受験生チャレンジ支援貸付事業

(足立福祉事務所各福祉課)

高等学校または大学等へ入学を希望する者を養育する低所得者に対し、学習塾、各種受験対策講座、通信講座、補習教室を受講する費用および高等学校・大学等を受験する費用を貸し付けています。足立福祉事務所各福祉課では、貸付に関する相談、受付を行っています。

低－第15表 延べ相談件数 (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数	1,816	1,393	1,714	2,596	2,960

第2章 施策別事業概要－Ⅳ低所得者福祉

5 住居確保給付金支給事業

5 住居確保給付金支給事業

(足立福祉事務所各福祉課)

経済的に困窮している住居喪失(見込)離職者に対し、常用就職に向けた求職活動や事業再生のための活動を条件に、生活保護の住宅扶助特別基準額に相当する額を上限に住居確保給付金を支給し、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行っています。

低－第16表 住居確保給付金支給事業支給実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
新規決定件数(件)	35	1,241	292	149	62
延べ金額(円)	6,562,667	271,539,641	153,557,420	54,341,777	19,620,800

※ 新型コロナ感染拡大の影響から2年度は一時的に著増し、その後、落ち着きつつある。

6 生活困窮者に対する自立相談支援事業

(くらしとしごとの相談センター)

(令和6年度～：福祉まるごと相談課包括的相談支援係・西部拠点担当)

くらしとしごとの相談センター(令和6年度～：福祉まるごと相談課)では、さまざまな困難を抱えた生活困窮者からの相談を受け、対象者が経済的・社会的に自立できるよう、本人の状況に応じた包括的・継続的な寄り添い支援を行っています。また、就労、家計、家族関係、こころや健康の問題等複数かつ複雑な相談に対し、総合的に対応するための、「雇用・生活・こころと法律の総合相談会」をハローワーク、保健師、弁護士等専門家との連携のもと実施しています。

低－第17表 内容別延べ相談件数

(件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
仕事・雇用	2,998	3,364	3,888	2,963	2,379
生活費全般	4,242	6,853	5,316	4,470	3,490
健康・こころの問題	1,557	1,780	1,664	1,665	1,726
家族・人間関係	1,717	1,849	1,596	1,450	1,129
その他	367	417	1,125	852	374

7 生活困窮者に対する就労準備支援事業

(くらしとしごとの相談センター)

(令和6年度～：福祉まるごと相談課包括的相談支援係・西部拠点担当)

決まった時間に起床・就寝できない、他人との関わりに不安がある等の理由ですぐに就労することが困難な方を対象に、就労に至る前の基礎能力を身につけるための準備支援を行っています。これまでの就労支援の枠組みでは十分に支援が行き届いていなかった日常生活自立、社会生活自立、就労自立に向けた支援を利用者の個々に応じて実施するとともに、実際の職場での体験の機会を設けています。平成30年度からの就労準備支援施設「ジョブサポートあだち」では職業紹介も行っています。

低－第18表 支援実績 (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
利用者	244	177	173	168	183
就労決定者	142	93	92	81	78

8 居場所を兼ねた学習支援事業

(生活支援推進課子どもの学習・生活支援係)

夜間、親が仕事のため子どもだけで過ごしている、兄弟姉妹が多く家に勉強するスペースがない等、家庭での学習が困難な中学生を主に対象として、家庭に代わる学習の場所と安心して過ごせる居場所を提供しています。

平成27年度に拠点施設を区内北部地域に開設し、平成28年度には区内東部地域と中部地域、平成29年度は区内西部地域に開設し、現在計4カ所で実施しています。

また、主に高校生の中退防止に向けた継続支援のためのランチ（分室）を2カ所設置しています。

低－第19表 支援実績

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
施設数 (カ所)	拠点	4	4	4	4	4
	ランチ	3	3	3	2	2
登録者（人）		313	325	345	356	361
高校等進学率（％）		98.1	100.0	98.0	100.0	99.0

V 地 域 福 祉

地域福祉施策の事業概要

1 民生委員・児童委員
(1) 民生委員・児童委員の活動



(福祉管理課民生係)

足立区の民生委員・児童委員の定数は559名（うち主任児童委員50名）で、担当地域を受け持ちながら地区民生・児童委員協議会の活動を行っています。地区民生・児童委員協議会は25地区あり、各地区は7つの合同地区協議会に所属するとともに、区全体を統括する足立区民生・児童委員協議会を設置しています。

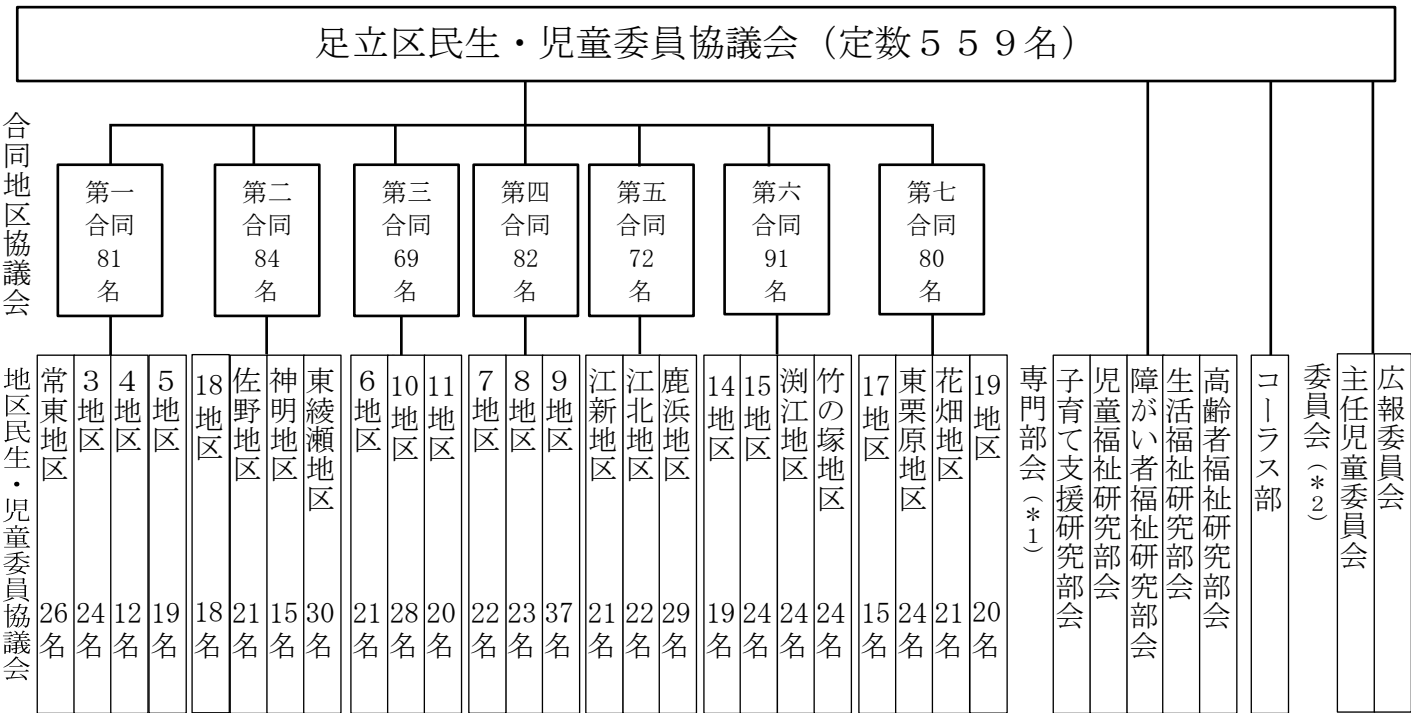
また、円滑な民生委員活動を図ることを目的として、足立区民生・児童委員協議会に5つの専門部会^{*1}と2つの委員会^{*2}を設置し、各地区から選出された民生委員・児童委員が専門的に取り組んでいます。

地一第1表 区内民生委員・児童委員数 (令和6年6月1日現在) (名)

合同地区協議会	地区民生・児童委員協議会 (法定地区)	定数	現員		
			男	女	計
第一合同	常東、3、4、5	81(8)	17(0)	54(8)	71(8)
第二合同	18、佐野、神明、東綾瀬	84(8)	24(2)	49(4)	73(6)
第三合同	6、10、11	69(6)	15(2)	48(4)	63(6)
第四合同	7、8、9	82(6)	25(2)	46(3)	71(5)
第五合同	江新、江北、鹿浜	72(6)	23(3)	44(2)	67(5)
第六合同	14、15、湊江、竹の塚	91(8)	20(1)	59(4)	79(5)
第七合同	17、東栗原、花畑、19	80(8)	24(3)	44(3)	68(6)
計	25法定地区	559(50)	148(13)	344(28)	492(41)

※ ()は主任児童委員数(内数)

地一第1図 足立区民生・児童委員協議会組織図 (令和6年6月1日現在)



地一第2表 合同・地区別地域担当図

※ ○囲みの数字は合同地区を表します



(2) 民生委員・児童委員の役割

(福祉管理課民生係)

ア 地域のアンテナ的役割

地域で生活している民生委員・児童委員だからこそ、日常的な調査活動を通じて、地域の実情を把握している。

イ 世話役的役割

求められた時は、親身になって個別の相談や助言ができる。

ウ 告知板的役割

住民からの問い合わせに応じ、積極的に福祉的施策等を地域内に知らせる。区は、定期的に民生委員・児童委員へ福祉サービスの情報を提供している。

エ パイプ的役割

住民の側に立って、行政や関係機関との間を、連絡、調整する。

オ 潤滑油的役割

住民の福祉需要に対応し、適切なサービスの提供が図られるように支援する。

カ 支援的役割

住民が求める生活支援活動を自ら行い、支援体制をつくっていく。

キ 代弁者的役割

福祉施策の実施運用に関して、住民の立場から建設的意見を提出する。

（３）民生委員の職務

（福祉管理課民生係）

- ア 住民の生活状態を必要に応じて適切に把握しておく。
- イ 援助を必要とする者が、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、生活に関する相談に応じ、助言その他の援助を行う。
- ウ 援助を必要とする者が福祉サービスを適切に利用できるために、必要な情報の提供その他の援助を行う。
- エ 社会福祉事業の経営者または社会福祉に関する活動を行う者と密接に連携し、その事業または活動を支援する。
- オ 足立福祉事務所各福祉課等関係機関の業務に協力する。
- カ 以上の職務を行うほか、必要に応じて住民の福祉の増進を図るための活動を行う。

（４）児童委員の職務

（福祉管理課民生係）

児童委員は、児童の福祉のために活動する民間奉仕者として、児童相談所の児童福祉司や足立福祉事務所各福祉課の社会福祉主事とともに、児童福祉行政の第一線の相談指導機関として極めて重要な責務を負っています。

児童委員は、関係行政機関等から調査を依頼された場合において、主任児童委員と連携して的確かつ迅速に実情を把握し、依頼者に対し報告を行います。

これらの調査は、ケースの必要に応じ、児童の素質、生活歴、健康状況、家庭環境等について行われます。

（５）主任児童委員の職務

（福祉管理課民生係）

民生委員・児童委員の中で、特に18歳以下の児童に関する諸問題を専任します。

こども支援センターげんき、児童相談所などの関係機関や担当区域の児童委員と協力しながら対応しています。

（６）民生委員・児童委員の任期

（福祉管理課民生係）

委員の任期は3年で、任期の起点は改選年次の12月1日である。今任期は令和4年12月1日から令和7年11月30日まで

第2章 施策別事業概要－Ⅴ地域福祉

1 民生委員・児童委員

地一第3表 民生・児童委員の相談・指導・活動回数

(件)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
分野別	高齢者に関すること	4,080	2,597	2,574	2,903	3,052
	障がい者に関すること	472	285	218	311	354
	子どもに関すること	2,326	1,643	1,626	1,804	1,879
	その他	1,512	1,023	1,139	1,115	1,143
	計	8,390	5,548	5,557	6,133	6,428
内容別	在宅福祉	397	199	151	199	205
	介護保険	208	137	159	189	187
	健康・保健医療	476	339	428	324	296
	子育て・母子保健	405	217	238	296	231
	子どもの地域生活	846	608	682	768	872
	子どもの教育・学校生活	936	690	631	635	703
	生活費	211	130	142	152	194
	年金・保険	76	24	27	42	33
	仕事	55	73	59	61	75
	家族関係	284	193	260	253	275
	住居	183	107	111	119	127
	生活環境	561	371	326	420	408
	日常的な支援	2,005	1,325	1,242	1,444	1,373
	その他	1,747	1,135	1,101	1,231	1,449
	計	8,390	5,548	5,557	6,133	6,428
調査・実態把握		2,505	2,397	957	1,290	1,470
会議への参加協力・行事・事業		10,660	3,347	3,786	6,025	8,379
自主活動・地域福祉活動		9,729	6,145	6,143	7,260	8,067
民児協運営・研修		16,221	11,238	13,407	15,340	15,187
証明事務		733	418	571	702	673
要保護児童の発見の通告・仲介		60	62	68	65	43
訪問回数		31,340	17,146	14,609	18,735	19,811
内訳	訪問・連絡活動	17,484	8,045	6,289	8,751	9,843
	その他	13,856	9,101	8,320	9,984	9,968
連絡調整回数		83,646	58,497	64,113	71,561	71,688
内訳	委員相互	49,237	31,388	33,948	41,015	41,783
	関係機関	34,409	27,109	30,165	30,546	29,905
活動日数		69,175	51,061	55,501	59,931	62,825

(7) 民生委員推薦会

(福祉管理課民生係)

各地区に設置する民生委員推薦準備会から推薦のあった民生委員・児童委員候補者を審査し、都知事に推薦します。

ア 組織

- (ア) 推薦会委員の定数は15名以内とする。
- (イ) 推薦会委員は、区議会議員、民生委員、社会福祉事業の実施に関係のある者、区の社会福祉団体の代表者、教育関係者、関係行政機関の職員、学識経験者とし、各分野2名以内で構成する。
- (ウ) 任期は3年とし、任期の起点は改選年次の10月1日とする。

イ 運営

- (ア) 推薦会は、地域団体または職域団体等によってその意思決定に影響を与えられるべきではなく、あくまで自主的に運営されなくてはならない。
- (イ) 推薦会の開会は、委員の半数以上の出席を必要とし、議事は、出席委員の過半数で決定する。委員長は議事に関して可否同数の際の裁決権を持ちますが、表決権は有しない。
- (ウ) 会議は非公開とする。従って、委員、幹事および書記は議事に関して秘密を守らなければならない。

ウ 民生委員推薦準備会

推薦会が、区の広範な区域から適格な民生委員・児童委員候補者を選出することは極めて困難である状況から、推薦会の下部機関として民生委員推薦準備会を設置する。

- (ア) 準備会の設置区域は、民生委員合同地区協議会の区域を単位として、7合同地区とする。
- (イ) 準備会の組織および運営等については、推薦会に準ずるものとする。
- (ウ) 地区準備会委員は、10名以内とする（ただし、地区民生・児童委員協議会会長を委嘱する場合は、14名以内とする）。

(8) 民生委員・児童委員の日（PR事業）

(福祉管理課民生係)

平成24年度から、毎年5月12日の「民生委員・児童委員の日」にあわせて、安心して相談ができる存在としての民生委員・児童委員の活動内容を広く区民に周知するとともに、地域住民との信頼関係を築くことを目的に、東京都民生児童委員連合会と連携してPR事業を実施しています。

地－第4表 令和6年度 PR事業実施内容

日程	令和6年5月13日（月）から18日（土）まで
内容	1 民生委員・児童委員の活動を紹介するパネル展示 2 民生委員・児童委員による相談コーナー 3 町会・自治会掲示板や区内施設等にポスター掲示 4 区ホームページ等における民生委員・児童委員の活動・PR事業の紹介およびパネルデータの掲載 5 あだち広報（5月10日号）による民生・児童委員活動の紹介 ※ 区内図書館で民生委員・児童委員の取り組みについて特集展示を実施

(9) 民生委員・児童委員協力員の活動

(福祉管理課民生係)

東京都では独自に民生・児童委員協力員制度を設けています。足立区の定数は75名です。

ア 協力員の役割

足立区民生・児童委員協議会会長やその業務を担当する民生委員の指導を受けて、民生委員活動の一部を補助する。

イ 協力員の職務

足立区民生・児童委員協議会の意見および地域の実情を踏まえ、東京都と協議の上で、区が決定する。

ウ 協力員の任期

原則1年（再任可）

2 相談員による支援

(1) 相談員の配置状況

足立福祉事務所各福祉課には各種法律に基づき、以下の相談員が配置されており、総合相談係の職員が任命されています。

地－第5表

職名	職務内容
女性相談支援員	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第11条に基づき、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行います。
母子・父子自立支援員	母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に基づき、配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び寡婦に対し、相談に応じ、その自立に必要な情報提供及び指導を行います。
家庭相談員	厚生事務次官通知「家庭児童相談室の設置運営について」に基づき、家庭における適正な児童養育、その他家庭児童福祉の向上を図るため、相談及び指導を行います。

(2) 女性相談支援員の活動

(足立福祉事務所各福祉課)

社会環境の変化に伴い、女性の抱える諸問題も多岐にわたっています。こうした状況の中で、女性相談支援員は困難な問題を抱えた女性に対し、さまざまな相談・支援を行っています。

地－第6表 相談件数 (件)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
5条違反		1	0	0	0	0
売春強要		0	0	0	0	0
人間関係	離婚の問題	76	78	39	70	66
	夫等の暴力	95	124	89	130	132
	生活の本拠地を一にする交際相手からの暴力	31	16	14	14	18
	その他	29	15	8	9	9
親族関係	親の暴力	11	20	17	29	33
	子の暴力	22	17	19	14	19
	その他	46	44	30	42	24
男女関係	ストーカー被害	3	11	8	13	11
	その他	9	4	7	0	3
その他	恋人等の暴力	5	8	6	5	0
	その他	1	2	3	0	3
経済関係	生活困窮	451	408	301	333	352
	その他	12	10	11	5	5
医療（健康）関係	妊娠・出産	129	79	127	126	78
	その他	135	146	53	71	66
住宅関係		95	136	63	76	58
施設入所		82	63	64	90	73
その他		63	119	85	99	122
計		1,296	1,300	944	1,126	1,072

ア 社会福祉統計502表による。

イ 相談件数は電話と面接相談によるもの。

(3) 母子・父子自立支援員の活動

(足立福祉事務所各福祉課)

家庭環境の変化に伴い、ひとり親家庭の相談の内容也多岐にわたっています。こうした状況の中で、母子・父子自立支援員は、子育て、生活、就労、経済など、多方面にわたる課題の解決と自立に向けてさまざまな相談・支援を行っています。

地－第7表 相談件数

(件)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
生活 一 搬	住宅	72	90	67	58	71
	医療	56	81	61	31	36
	家庭	283	294	275	282	464
	就職	11	9	34	19	7
	結婚	1	0	3	1	1
	その他	124	169	180	96	150
児 童	養育	80	65	68	56	133
	教育	9	34	28	24	18
	非行	0	0	0	1	0
	就職	0	0	2	3	0
	その他	6	2	20	13	12
生 活 援 護	母子および父子福祉資金等	385	312	365	232	233
	公的年金	5	3	2	6	2
	児童扶養手当	8	10	9	14	20
	生活保護	169	142	148	155	134
	税	0	0	1	0	1
	その他	39	43	40	42	45
そ の 他	売店設置（法第25条）	0	0	0	0	0
	たばこ販売（法第26条）	0	0	0	0	0
	母子世帯向公営住宅（法第27条・第31条の8）	1	5	1	0	0
	ひとり親家庭休養ホームの利用	0	2	0	0	0
	母子生活支援施設（児童福祉法第38条）	62	74	62	51	77
計		1,311	1,335	1,366	1,084	1,404

ア 社会福祉統計330表による。

イ 件数は面接相談によるもの。

(4) 家庭相談員の活動

(足立福祉事務所各福祉課)

社会環境の著しい変化に伴い、家庭問題は複雑・多様化しています。こうした状況の中で家庭相談員は、相談者に対して問題解決の一助となるよう、さまざまな相談・支援を行っています。

(5) 中国帰国者等（中国残留邦人等）の生活支援

(高齢者地域包括ケア推進課中国帰国者等支援担当)

中国・樺太等から永住帰国した中国帰国者等と、その配偶者および同伴帰国した二世、三世に対して、高齢者地域包括ケア推進課に支援・相談員を配置して次の生活支援を行っています。

- ア 一定の要件に該当する中国帰国者等の方々に対して、老齢基礎年金の満額支給の案内
- イ アの対象者とその配偶者で、世帯の収入が一定の基準に満たない方に支援給付費を支給
- ウ 地域での安定した生活支援として、日本語学習等費用助成や帰国者だよりの発行(年4回)、医療機関受診時等への通訳派遣の実施

3 貸付・給付相談

(1) 旧軍人等の援護

(福祉管理課民生係)

旧軍人等の戦争犠牲者に対して、戦傷病者戦没者遺族等援護法その他の法律に基づき、次の年金・給付金等の相談や請求受付等を行っています。また、旧軍人・軍属等および戦没者に対する叙位・叙勲の伝達を行っています。

- ア 弔慰金
- イ 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金
- ウ 戦没者の父母等に対する特別給付金
- エ 戦没者等の妻に対する特別給付金
- オ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金
- カ 引揚者給付金
- キ 引揚者等に対する特別交付金

(2) 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付

(福祉管理課民生係)

「災害弔慰金の支給等に関する法律」により定められた制度で、同法をもとに、実施条例を制定し、施行しています。

この制度は、一定の条件を備えた自然災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、精神または身体に著しい障がいを受けた者に対して災害障害見舞金を支給し、また、一定以上の被害を受けた世帯主に対して災害援護資金の貸付を行い、個人災害にかかる慰謝および救済を行うことを目的としています。

ア 災害弔慰金

政令で定められた災害により死亡した住民の遺族に対し、生計維持者500万円、その他の者250万円の弔慰金を支給するもので、遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫および祖父母です。(支給制限あり)

※ 支給実績 平成27年度…1件250万円、28年度…1件500万円

イ 災害障害見舞金

政令で定められた災害により、精神または身体に法で定める程度の障がいを残す被害を受けた住民に対し、生計維持者250万円、その他の者125万円の災害障害見舞金を支給します。（支給制限あり）

ウ 災害援護資金

政令で定められた災害により、条例で定める程度の負傷を負った世帯主および条例で定める相当程度の住居または家財の損害を受けた世帯の世帯主に対し、その被害、損害の種類の程度に応じて、150万円、170万円、250万円、270万円、または350万円を限度とする貸付を行うもので、償還期間10年（据置期間3年を含む）、据置期間経過後利率、保証人有の場合は無利子、保証人無の場合は年1%（延滞の場合は延滞金年5%）です。（平成31年4月1日以降の災害発生分から利率変更）

なお、世帯人数に応じた所得制限があり、政令によりその額が定められています。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、特別法が施行されたことにより、特例措置で貸付を実施しています（令和7年3月31日まで受付）。

[東日本大震災特例措置の概要]

（ア）償還期間を13年に延長

（イ）据置期間を6年に延長

（ウ）利率を保証人有の場合は無利子、保証人無の場合は年1.5%に変更

※ 貸付実績 平成23年度…2件720万円、平成25年度…1件320万円

（3）婦人福祉資金の貸付

（福祉管理課債権係）

配偶者のいない25歳以上の婦人に対し、事業開始資金・技能習得資金等を貸付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、福祉の増進に寄与することを目的としています。貸付資金の種類は、①事業の開始・継続のための資金 ②技能習得・就職のための資金 ③住宅・転宅に必要な資金 ④医療を受けるための資金 ⑤技能習得期間中等の生活資金 ⑥結婚のための資金 ⑦子の修学・就学支度資金です。

（平成13年3月末で新規貸付を廃止）

地一第8表 婦人福祉資金償還状況

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
償還期限到来分(円)	495,970	270,780	148,800	91,350	30,450
償還額(円)	443,770	244,680	148,800	91,350	30,450
償還率(%)	89.5	90.4	100.0	100.0	100.0

（4）母子および父子福祉資金の貸付

（福祉管理課債権係・足立福祉事務所各福祉課）

配偶者のいない、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、事業開始資金・修学資金等を貸付けることにより、その経済的な自立支援と扶養している児童の福祉の増進を目的

としています。

地一第9表 母子および父子福祉資金貸付状況

項目/年度	元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
件数・ 金額 資金の 種類	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)	件 数	金 額 (円)
事業開始	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業継続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修学	204	150,709,400	171	124,170,002	144	103,432,314	106	76,822,316	91	62,678,944
技能習得	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
修業	0	0	1	408,000	0	0	0	0	0	0
就職支度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
医療介護	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生活	0	0	1	1,269,000	0	0	0	0	0	0
住宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転宅	1	260,000	0	0	0	0	0	0	0	0
就学支度	38	8,804,978	24	6,011,635	25	5,011,015	14	4,317,450	12	3,223,227
結婚	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	243	159,774,378	197	131,858,637	169	108,443,329	120	81,139,766	103	65,902,171

地一第10表 母子および父子福祉資金貸付償還状況

項目/年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
貸付件数	243	197	169	120	103
貸付額 (円)	159,774,378	131,858,637	108,443,329	81,139,766	65,902,171
償還期限到来分 (円)	340,516,532	336,778,423	329,396,407	327,262,869	313,001,678
償還額 (円)	238,768,698	235,714,513	231,383,060	232,700,071	223,013,527
償還率 (%)	70.1	70.0	70.2	71.1	71.2

(5) 生業資金の貸付

(福祉管理課債権係)

一般金融機関から融資を受けることが困難な区民に対し、独立の生計を立てるために必要な資金（限度額200万円）を貸付け、その生活の安定を図ることを目的としています。
(平成24年3月末で新規貸付を廃止)

（6）応急小口資金の貸付**（福祉管理課債権係）**

災害、疾病等により応急に必要とする費用の調達が困難な区民に対し、小口資金（限度額一般15万円、特例30万円）を貸付けることにより生計の安定を図ることを目的としています。申込資格は足立区内に3か月以上居住、かつ、借受後の償還が確実な世帯主または生計維持者で、連帯保証人を必要とします。

返済は、貸付月の翌々月から20か月（特例30か月）以内の均等月賦償還です。金利は、無利子です。

なお、平成27年11月から、子どもの就学費用については一定の条件により連帯保証人を不要にするなど、一部条件を緩和しました。

地一第11表 応急小口資金貸付償還状況

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
貸付 件数	子どもの就学費用	24	17	9	8	7
	その他	3	0	1	0	1
	計	27	17	10	8	8
貸付総額（円）		2,636,000	1,903,000	1,053,000	894,000	873,000
償還期限到来分（円）		2,900,434	2,979,794	2,143,704	1,398,900	973,550
償還額（円）		2,615,342	2,704,144	1,900,954	1,384,300	962,050
償還率（％）		90.2	90.7	88.7	99.0	98.8

(7) 交通機関運賃の割引および都営交通無料乗車券の交付

(足立福祉事務所各福祉課、親子支援課、障がい福祉課中部援護係)

心身障がい者（児）などの経済的負担を軽減し、自立を促進することを目的として、本人や介護人に対し、交通機関等の割引制度があります。

- ア JR旅客運賃の割引
- イ JR通勤定期乗車券の割引
- ウ 私鉄旅客運賃の割引
- エ 航空運賃の割引
- オ 民営バス・コミュニティバスの割引
- カ 有料道路通行料金の割引
- キ 都営交通の無料乗車券の交付と割引
- ク タクシー運賃の割引
- ケ フェリー旅客運賃の割引

地一第12表 都営交通無料乗車券交付件数 (件)

項目／交付窓口	中部 第一	中部 第二	中部 援護	高齢 福祉	千住	東部	西部	北部	親子	合計
身体障がい者	5	16	1,092	0	342	350	498	395	0	2,698
知的障がい者	2	7	303	0	61	91	162	138	0	764
戦傷病者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
原爆被爆者	0	0	1	0	1	0	1	0	0	3
生活保護者	1,221	982	0	0	428	309	1,061	846	0	4,847
児童扶養手当受給世帯	4	12	0	0	91	84	371	156	1,092	1,810
中国残留邦人等支援給付受給者	0	0	0	26	0	0	0	0	0	26
被救護者	49	0	0	0	0	0	27	6	0	82
計	1,281	1,017	1,396	26	923	834	2,120	1,541	1,092	10,230

※ 令和5年4月1日～令和6年3月31日取扱分

(8) 行旅死亡人等取扱事務

(福祉管理課民生係)

行旅病人及行旅死亡人取扱法または墓地、埋葬等に関する法律により、身元不明の死亡人、行旅死亡人および引き取り人のいない死亡人等について火葬のうえ遺骨を保管しています。

地－第13表 行旅死亡人取扱の実施状況 (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
行旅病人及行旅死亡人取扱法	36	30	36	19	35
墓地、埋葬等に関する法律	46	74	102	133	123
(身元判明分内数)	(30)	(23)	(28)	(16)	(27)

4 福祉団体に対する支援

(1) 足立区保護観察協会の活動支援

(福祉管理課民生係)

足立区保護観察協会は、区内における犯罪の予防および更生保護事業の充実に図ることを目的とした団体です。

区では、足立区保護観察協会が実施する「社会を明るくする運動」に対して助成しています。

(2) 社会福祉法人足立区社会福祉協議会運営費助成および管理運営

(福祉管理課調整担当)

社会福祉法人足立区社会福祉協議会に対し、運営および活動の安定を図るため職員人件費と基幹地域包括支援センターおよび社協ヘルパーステーションの施設運営費を助成しています。また、地域包括支援センター関原の施設管理を委託しています。

(3) ボランティア施設の管理運営

(福祉管理課調整担当)

ボランティアや地域住民のボランティア活動の拠点として、総合ボランティアセンター、西綾瀬ボランティアセンターを設置し、施設の管理運営を足立区社会福祉協議会に委託しています。

ア 総合ボランティアセンター（平成6年4月1日開設）

所在地：日ノ出町27-3-102（UR日ノ出町団地3号棟の1階部分）

電話：03-3870-0061

施設規模 専有面積 783.04㎡

イ 西綾瀬ボランティアセンター（昭和62年4月8日開設）

所在地：西綾瀬4-5-6 電話：03-3880-8510

施設規模 敷地 534.47㎡ 建物 281.71㎡

1階：135㎡ 2階：135㎡ PH：11.71㎡

5 社会福祉法人の認可等および指導監査事務

(福祉管理課法人指導係)

主たる事務所が足立区の区域内にあり、その行う事業が区の区域内を越えない社会福祉法人に対して、社会福祉法に基づき所轄庁として認可等事務および指導監査事務を行っています。

また、所轄する社会福祉法人が運営する障がい者施設に対して、障がい福祉課等と連携して障害者総合支援法および児童福祉法に基づく施設検査を実施しています。

【所轄社会福祉法人数】 31 法人

【所轄する社会福祉法人が運営する障がい者施設数】 58 事業所 (36 施設)

※ 数値はともに令和6年4月1日現在

6 避難行動要支援者支援事業

(1) 避難行動要支援者名簿の作成

(福祉管理課個別避難計画推進担当)

災害対策基本法に基づき、発災時における避難行動要支援者の安否確認の対象者を把握することを目的として「避難行動要支援者名簿」を作成し、警察署、消防署、各区民事務所、足立福祉事務所各福祉課、生活支援推進課、災害対策課、民生・児童委員、消防団に毎年配付しています。

名簿の対象者は次のとおりです。

ア 介護保険の要介護3～5の方

イ 身体障害者手帳1～2級の方

ウ 身体障害者手帳3級で福祉タクシー・自動車燃料助成券の交付を受けている方

エ 愛の手帳1～2度の方

オ 障害者総合支援法の障害支援区分認定4～6の方

※ それぞれ、福祉施設等への長期入所の方を除きます。

発災時に民生・児童委員が名簿対象者の安否確認を行い、その後の救護、避難支援につなげていきます。

【避難行動要支援者名簿登載者数】 22, 783名 (令和6年4月1日現在)

(2) 災害時安否確認申出書による情報の収集

(福祉管理課個別避難計画推進担当)

避難行動要支援者名簿に掲載されている方を対象に「災害時安否確認申出書」を発送し、住居形態、居住階、避難時の支援者の有無、自力での歩行の可否などの情報を収集し、避難支援の優先度の判断に繋がります。

また、3年に一度全件発送し、全件発送後の2年間は、1年ごとに新規に対象となった方、対象の要件に変更のあった方に発送し、情報の更新を行っています。

（３）個別避難計画書の作成

（福祉管理課個別避難計画推進担当）

令和元年東日本台風（台風第19号）での対応を踏まえ、令和元年11月に水防体制再構築本部（令和4年4月～：水防体制推進本部）を、令和2年10月に部会再編により要支援者対策部会を設置し、水害時の対応について全庁的な検討を進めています。

部会では、主に避難行動要支援者への避難支援及び主な避難先となる福祉避難所について検討しており、対象者ごとに、いつ・誰が・どこに・どうやって避難を支援するのかを、具体的に記載した計画書を作成します。

真に支援が必要な方から計画を作成するため、浸水リスクや支援者の有無等から優先区分を5段階（A～E）で設定しました。計画書の作成にあたっては、避難行動要支援者と日頃から繋がりが深い福祉専門職（介護支援専門員等）の協力を得ながら、区が主体となり、優先区分が高いA・Bの方から順次進めています。また、優先区分C～Eの方には、計画書を送付して自主作成することで避難に対する意識の向上を進めています。

地一第14表 個別避難計画優先度表

優先度 高 低	区分	類型	介護・障がいの度合い
	A	ア 自宅が浸水 イ 自力で歩いて避難先に移動できない ウ 避難する際に支援者がいない エ 介護、障がい度合が右記に該当	(ア) 要介護度4～5 (イ) 愛の手帳1～2度 (ウ) 障害支援区分5～6
		ア 浸水リスクが高い地域に居住する医療的ケア児	
	B	ア 自宅が浸水 イ 自力で歩いて避難先に移動できない ウ 避難する際に支援者がいない エ 介護、障がい度合が右記に該当	(ア) 要介護度3 (イ) 身体障害者手帳1～2級 (ウ) 身体障害者手帳3級 (エ) 障害支援区分4
	C	ア 自宅が浸水 イ 自力で歩いて避難先に移動できない ウ 避難する際に支援者がいる	(ア) 要介護度3～5 (イ) 身体障害者手帳1～2級 (ウ) 身体障害者手帳3級 (エ) 愛の手帳1～2度 (オ) 障害支援区分4～6
	D	ア 自宅が浸水 イ 自力で歩いて避難先へ移動することができる場合	
	E	ア 自宅が浸水しない イ 浸水するが自宅で避難できる場所がある場合	

【優先区分の分類】

- ア 避難行動要支援者として該当する方に「災害時安否確認申出書」を発送
↓
イ 避難行動要支援者から「災害時安否確認申出書」の返信・回答
↓
ウ 以下に基づき計画書を作成する優先区分５段階（Ａ～Ｅ）に分類
（ア）自宅の浸水リスク
（イ）自力避難の可否
（ウ）支援者の有無
（エ）介護・障がいの度合い

7 再犯防止の推進

(1) 足立区再犯防止推進計画の策定

(福祉管理課調整担当)

平成28年12月に制定された「再犯の防止等の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、国及び東京都の「再犯防止推進計画」を勘案し、同法第8条第1項に基づく地方再犯防止推進計画として、令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「足立区再犯防止推進計画」を令和4年度末に策定しました。

計画における将来像と取組方針は次のとおりです。

ア 目指す将来像

「誰ひとり孤立することなく、共に暮らし続けられる ひと・まち 足立」

イ 将来像を実現するための取組方針

- (ア) 個々の特性や現状に応じた居住先の確保と就労支援
- (イ) 保健医療、福祉サービス、相談支援の継続的实施
- (ウ) 学校等と連携した非行の防止と修学支援等の実施
- (エ) 犯罪のない安全で安心な地域づくりの推進
- (オ) 関係機関、民間協力者等との連携強化、広報・啓発活動の推進

ウ 足立区再犯防止推進協議会

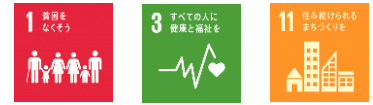
再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第1条に規定する目的を達成するため、足立区における再犯の防止等に関する施策の推進に関して意見交換等を行うことを目的として、足立区再犯防止推進協議会を設置しました。

令和6年3月に第1回足立区再犯防止推進協議会を開催し、区内外の関係機関による意見交換と、今後の連携についての協議を行いました。

VI 足立区

社会福祉協議会

足立区社会福祉協議会の概要



1 社会福祉協議会の概況

(1) 沿革

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づいて地域福祉の推進を図ることを目的に様々な福祉活動を展開しています。足立区社会福祉協議会は、昭和30年3月に任意団体として設立し、昭和40年6月に社会福祉法人として認可されました。地域の皆さまに支えられ、住民主体の地域福祉推進団体として足立区の地域福祉の中核的な役割を担っています。

(2) 役員・財源等

役員は、区内の民生委員・児童委員、町会・自治会、社会福祉関係団体等の代表者、福祉関係者により構成されています。

また、会員は、区民、社会福祉施設および社会福祉関係団体等です。運営財源は、会員会費および寄附金、事業収入ならびに区からの補助金、受託金から成り立っています。

(3) 活動目的

地域社会を基盤とする福祉サービスの総合的な取り組みとして「地域福祉」「在宅福祉」が近年特に強調されています。少子高齢社会の進展により、福祉に対する要望が増大、多様化していく中で「地域福祉」「在宅福祉」の考えのもと、様々な事業を実施しています。

(4) 令和5年度の取り組み

足立区社会福祉協議会では、行動計画である社協・発展強化計画に基づき事業に取り組んでいます。令和5年度は第4次計画（令和4年度～令和8年度）に基づき、地域福祉の推進を目的とした民間の活動・行動計画、第3次足立区地域福祉活動計画（令和4年度～令和8年度）の達成に向け、各種事業の推進に一層取り組みました。

2 組織

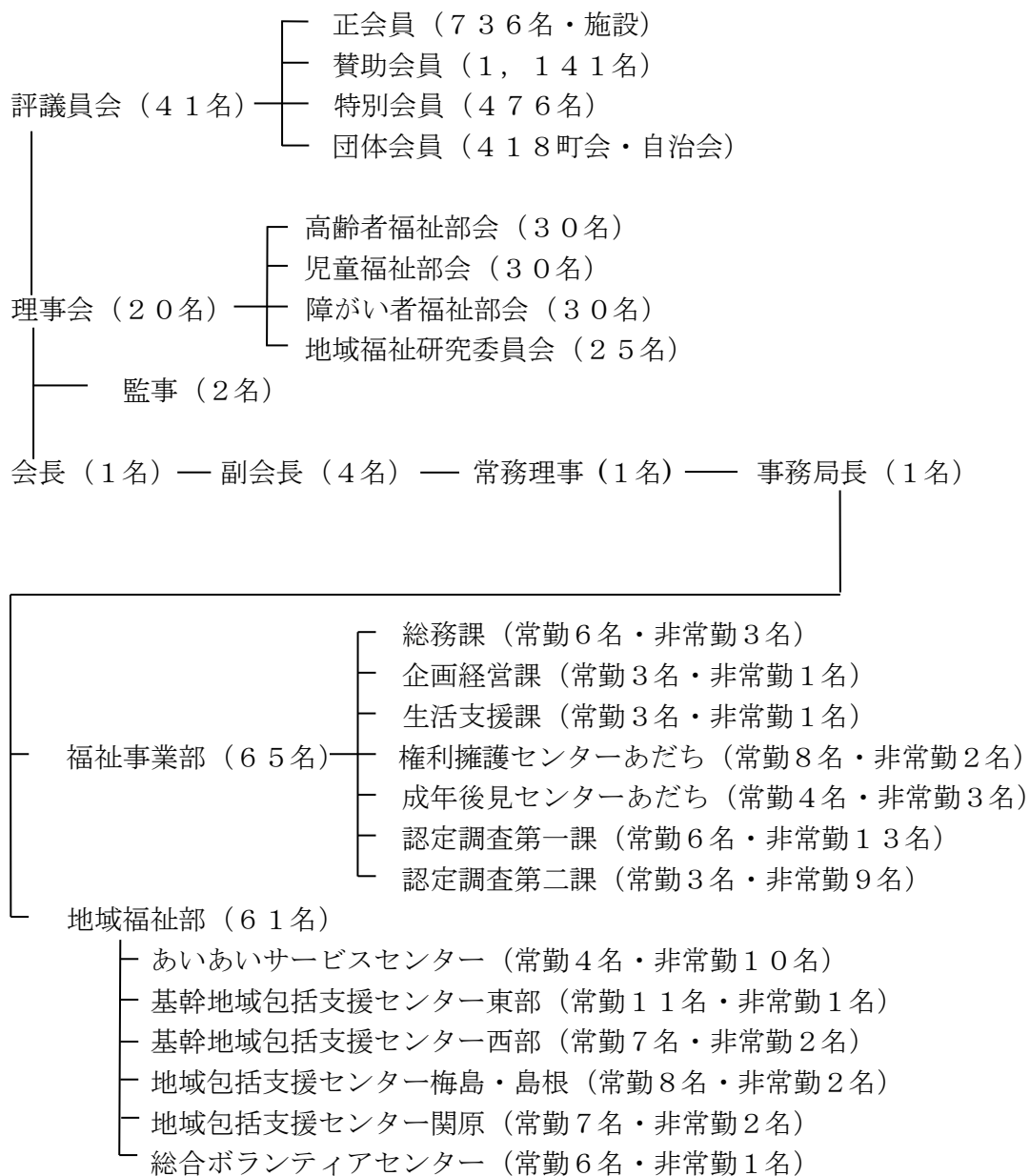
2 組織

(1) 法人の設立

ア 設立年月日 昭和30年3月19日

イ 法人認可日 昭和40年6月30日

(2) 法人組織図(令和6年4月1日現在)



※ 役員、評議員、部会員、委員は定数、会員数は令和6年3月31日現在値、職員数は令和6年度の組織定数を記載しています。なお、職員には組織定数のほか、生活支援課で非常勤2名、援助者7名、作業員23名、社協ヘルパーステーションでパートヘルパー24名、権利擁護センターあだちで生活支援員46名、企画経営課でパート1名を雇用しています。

(職員総数232名)

3 財政

(1) 令和5年度収支決算総括表（資金収支）

社概一第1表

(円)

会計別	収入	支出
社会福祉事業会計	821,514,093	869,308,014
公益事業会計	449,411,037	449,411,037
計	1,270,925,130	1,318,719,051

(2) 令和5年度法人全体収支決算概要（事業活動収支）

ア 事業活動収入内訳（勘定科目別）

社概一第2表

勘定科目名	決算額（円）	比率（％）
1 会費収益	8,231,300	0.8%
2 寄附金収益	8,131,272	0.8%
3 経常経費補助金収益	622,494,146	61.1%
4 受託金収益	101,022,949	9.9%
5 事業収益	36,718,558	3.6%
6 介護保険事業収益	199,527,389	19.6%
7 障害福祉サービス等事業収益	32,464,023	3.2%
8 基金受取利息配当金収益	4,802,385	0.5%
9 その他の収益	4,054,305	0.4%
10 受取利息配当金収益	1,591,736	0.2%
11 施設整備等補助金収益	0	0.0%
12 その他のサービス活動外収益	175,400	0.0%
計	1,019,213,463	100.0%

※ 小数点第二位以下四捨五入のため、計は100.0%にならない。

イ 事業活動支出内訳（事業別）

社概一第3表

事業名		決算額（円）	比率（％）
1	法人運営事業	540,254,159	48.4%
2	地域福祉事業	38,216,125	3.4%
3	ボランティア活動推進事業	5,811,840	0.5%
4	助成事業	4,307,642	0.4%
5	生活福祉資金貸付事業	42,579,592	3.8%
6	福祉サービス利用援助事業	22,539,058	2.0%
7	障がい福祉サービス事業	34,390,148	3.1%
8	歳末たすけあい運動事業	875,461	0.1%
9	基幹地域包括支援センター事業	221,913,361	19.9%
10	地域包括支援センター関原事業	66,819,202	6.0%
11	受託事業	65,753,582	5.9%
12	障がい者保護雇用清掃事業	72,075,699	6.5%
計		1,115,535,869	100.0%

(3) 令和5年度事業活動支出内訳（勘定科目別）

社概一第4表

勘定科目名		決算額（円）	比率（％）
1	人件費	905,090,356	81.1%
2	事業費	99,160,281	8.9%
3	事務費	101,409,183	9.1%
4	分担金費用	417,601	0.0%
5	助成金費用	6,002,574	0.5%
6	負担金費用	21,000	0.0%
7	減価償却費	3,469,044	0.3%
8	国庫補助金等特別積立金取崩額	△ 229,130	0.0%
9	徴収不能額	0	0.0%
10	その他のサービス活動外費用	0	0.0%
11	基金組入額	194,956	0.0%
12	固定資産売却損・処分損	4	0.0%
13	国庫補助金等特別積立金取崩額（除却等）	0	0.0%
14	その他の特別損失	0	0.0%
計		1,115,535,869	100.0%

※ 小数点第二位以下四捨五入のため、計は100.0%にならない。

足立区社会福祉協議会の事業概要

1 寄附者・会員の拡充

(総務課)

個人や企業等から金員や物品の寄附を受け、社会福祉事業等に活用します。

社一第1表 実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
寄附収入（円）	9,899,672	26,369,258	8,794,751	59,228,967	8,131,272
寄附物品（件）	5	2	5	4	7

2 赤い羽根共同募金事業

(総務課)

共同募金運動の一環として、足立区民生・児童委員協議会と協働して「赤い羽根共同募金」を実施します。

次年度に東京都共同募金会から配分金を受け、事業費に充当します。

社一第2表 募金実績

(円)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
募金	1,366,327	603,792	586,808	558,585	963,253

(1) 昭和59年まで区で実施、昭和60年から社会福祉協議会に移管

(2) 令和2～4年度は例年実施している足立区民生・児童委員協議会との協働による街頭募金は中止。民生・児童委員による募金を計上。

3 広報紙への掲載・発行等

(企画経営課)

(1) 公社ニューストキメキ掲載

年に12回(毎月1日発行)、各種イベントや講座の情報等を掲載し、事業の普及啓発を図ります。

(2) あだち社協の発行

事業のPRや活動紹介、イベント等の案内を掲載した広報紙を発行します。

回覧や掲示板での周知にご協力いただいている町会・自治会からの要望にお応えするため、令和3年度より、希望に応じてA4サイズのダイジェスト版も選択できるようにしています。

4 「ささえあいブログ」の発信

社一第3表 あだち社協発行部数・回数

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
発行回数（回）	4	4	4	4	4
発行部数（部）	105,500	105,500	105,500	105,500	105,500

(3) SNS（フェイスブック）による情報発信

地域の方とのコミュニケーションツールとして、イベントや講座、研修などの情報を発信するほか、地域の情報を広く発信しています。

社一第4表 フェイスブック投稿数・フォロワー数

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
投稿数（件）	144	114	145	111	137
フォロワー数（人）	321	398	456	511	570

※ 平成29年10月よりフェイスブックの運用を開始

4 「ささえあいブログ」の発信

（基幹地域包括支援センター東部）

社協ホームページに掲載している「ささえあいブログ」で、地域の活動の様子を発信しています。

社一第5表 ささえあいレポート発信数 (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
レポート発信数	57	28	44	42	58

5 福祉出前講座

（基幹地域包括支援センター梅島・島根、東部、地域包括支援センター関原、権利擁護センターあだち）

区民や関係機関が求める様々な福祉に関する情報を提供したり、地域の課題に気づき、区民とともに考える機会を提供するため、出前講座の提供をしています。

社一第6表 出前講座実施回数

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
基幹地域包括支援センター	実施回数（回）	5	2	0	1	1
	参加延人数（人）	163	30	0	32	31
地域包括支援センター関原	実施回数（回）	16	16	2	2	2
	参加延人数（人）	1,196	650	29	126	64

社一第7表 高齢者あんしん生活支援事業（おいじたく講座）

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施回数（回）	17	6	4	5	6
参加延人数（人）	209	135	72	78	131

ア 平成16年度から権利擁護センターあだちで実施

イ 高齢者あんしん生活支援事業については210頁を参照

社一第8表 その他の出前講座（基幹地域包括支援センター東部等）

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
出前講座（回）	68	40	23	34	59
参加延人数（人）	2,815	728	636	1,168	1,482

ウ 基幹地域包括支援センターは、平成28年度より地域型（梅島・島根）と基幹型（西部・東部）の3課体制となった。

エ 第6表、第7表の実績と一部重複あり。

6 緊急援護事業

（総務課）

緊急に援護を必要とするが、生活保護法に該当しない方に足立福祉事務所各福祉課を通して、交通費を支給しています。また、緊急的に入院し、保護を要する状態にある住所不定者および母子生活支援施設等に緊急入所した世帯へ、日用品セットの購入費の一部を支給しています。

社一第9表 支給実績

（円）

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
交通費	737,600	729,074	804,163	753,998	819,570
日用品セット購入費	30,000	35,000	10,000	25,000	20,000
支給額合計	767,600	764,074	814,163	778,998	839,570

※ 昭和53年度から実施

7 ふれあいサロン支援事業

（基幹地域包括支援センター東部）

地域の高齢者や障がい者の閉じこもり防止や居場所づくりのため、区民が自主的・自発的に交流するサロン活動を支援し、支えあう地域づくりを推進しています。

（1）立ち上げ支援

サロン活動の立ち上げに際し、個別相談、ノウハウの提供、開催チラシの印刷補助等の支援を行います。対象者は、サロン活動予定団体。

（2）継続支援

サロン活動の継続と充実のため、個別相談、保険の加入、活動助成金、交流・研修会等の支援を行います。対象者は、サロン活動団体。（登録活動団体）

社一第10表 登録数・開催回数・参加者数

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録団体数（カ所）	151	142	137	127	130
開催回数（延べ回数）	2,072	358	575	1,486	2,250
参加者数（延べ人数）	36,654	4,932	8,612	20,940	32,512

8 多世代地域交流事業

（基幹地域包括支援センター東部）

区の子どもの貧困対策への貢献事業として、平成27年度にモデル事業として開始しました。その後、地域の多様な主体が実施する交流の場を支援する事業として子どもたちと多世代の参加者同士が交流する場づくりの推進に努めています。

社一第11表 団体数・開催回数・参加者数

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
活動団体数（カ所）	2	2	0	1	4
開催回数（延べ回数）	17	0	0	1	4
参加者数（延べ人数）	250	0	0	10	607

9 シルバーステッキ支給事業

（生活支援課）

シルバーステッキを交付することにより、高齢者の歩行を助け、安全を図っています。

（1）対象者

区内在住の65歳以上で歩行に不安のある方

（2）申請・交付

生活支援課、足立福祉事務所中部第一・中部第二・千住・東部・西部・北部福祉課、区高齢者地域包括ケア推進課、地域包括支援センター関原

社一第12表 実績

（本）

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
支給本数	1,744	1,255	1,483	1,489	1,380

※ 昭和55年度から実施（区高齢福祉課は平成29年1月から実施）

10 おはよう訪問事業

（生活支援課）

ひとり暮らし高齢者の家庭を毎日訪問することにより、対象高齢者の安否を確認しています。同時に、緊急事態の発生に対処できるようその状況を日常的に把握し、かつ孤独感の緩和に役立て、ひとり暮らし高齢者の福祉の向上を目指し実施しています。

(1) 対象者

- ア 区内に居住する70歳以上のひとり暮らしの方（シルバーピア等は対象外）
- イ 半径500m以内に身内が住んでいない方
- ウ 手渡しでヤクルトを受け取ることができる方
- エ 継続的な就労がない方
- オ 区の高齢者緊急通報システム、高齢者見守りサービス助成等を利用していない方
- カ 他の手段により日々の安否確認がされていない方

(2) 実施方法

訪問員（乳酸菌飲料等販売業者）が毎日（土曜日・日曜日・祝日・年末年始を除く）訪問し、乳酸菌飲料を直接対象者に配ります。

社一第13表 訪問実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
対象者（延べ人数）	12,050	12,449	11,542	11,763	12,102
訪問回数（回）	230,770	227,555	222,995	228,871	232,688

※ 昭和62年度から実施

1.1 車いす貸出事業

（生活支援課）

寄附された車いすを足立区内の一時的に必要な区民やボランティア・ボランティアグループ等に貸出します。

(1) 対象者

区内在住の車いすの必要な方で他制度での貸出・支給の対象にならない方

(2) 貸出期間

原則1か月以内

(3) 申請・貸出

生活支援課、総合ボランティアセンター、地域包括支援センター関原、あいあいサービスセンター、足立福祉事務所中部第一・中部第二・千住・東部・西部・北部福祉課、江南区民事務所、(有)福祉の家、(株)あおばライフケア、ダスキンヘルスレント足立ステーション、パナソニックエイジフリーショップ足立、まごの手本店

第2章 施策別事業概要－Ⅵ足立区社会福祉協議会
12 ファミリー・サポート・センターの運営

社－第14表 貸出実績（公共施設窓口）

(件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
生活支援課	494	360	539	471	548
総合ボランティアセンター	99	68	87	134	174
地域包括支援センター関原	109	80	125	104	152
あいあいサービスセンター					3
中部第一福祉課	10	14	4	0	13
中部第二福祉課	13	6	19	15	24
千住福祉課	159	111	124	119	125
東部福祉課	122	118	147	166	203
西部福祉課	139	149	172	130	152
北部福祉課	252	117	161	158	161
江南区民事務所	18	16	14	17	20
計	1,415	1,039	1,392	1,314	1,575

(ア) 平成9年度から実施（中部第一、中部第二福祉課は平成28年8月から実施）

(イ) あいあいサービスセンターは令和6年2月から実施

社－第15表 貸出実績（協力機関）

(件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(有)福祉の家					0
(株)あおばライフケア					1
ダスキンヘルスレント足立 ステーション					0
パナソニックエイジフリー ショップ足立					0
まごの手本店					0
計					1

※ 令和6年2月から民間福祉用具事業者での貸出を開始

12 ファミリー・サポート・センターの運営

(あいあいサービスセンター)

保育施設等への送迎や提供会員宅でのお預かり等、地域で子育ての援助を受けたい方（利用会員）と援助を行いたい方（提供会員）による会員制の区民相互援助活動を支援しています。

(1) 対象

ア 利用会員

6か月以上12歳以下（小学生）の子どもの保護者で育児援助の必要な区内在住または
在勤の方

イ 提供会員

区内在住の方で、育児援助活動に理解と熱意があり、責任をもってお子様をお預かりい
ただける方

(2) 会員登録

ア 利用会員

説明会に参加して制度の理解を得た上で会員登録する。

イ 提供会員

センター所定の研修を受講して会員登録する。

(3) 利用活動時間

午前6時から午後10時

(4) 利用料金・謝礼額

平日の午前6時から午前8時および午後6時から午後10時は1時間あたり800円。

午前8時から午後6時は1時間あたり500円。

土・日・祝日・年末年始は、午前6時から午後10時まで一律で1時間あたり800円。

送迎のみ（1時間以内）は1回あたり500円。

(5) 内容

ア 保育施設等への送迎・保育施設等の開始前または終了後の育児援助

イ 残業または外出時の育児援助

ウ 援助場所は提供会員宅

社－第16表 会員数の推移（登録会員数） (人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
提供会員	262	260	205	200	191
利用会員	2,522	2,400	2,281	2,194	2,121

社一第17表 説明会・講習会

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
提供会員 登録説明会	実施回数（回）	5	4	6	10	8
	登録者数（人）	31	13	22	36	34
提供会員 登録時研修	実施回数（回）	2	2	2	2	2
	参加者数（人）	15	16	15	32	28
利用会員 登録説明会	実施回数（回）	12	12	12	15	13
	登録者数（人）	281	176	169	189	218
研修・交流会	実施回数（回）	9	10	10	10	12
	参加者数（人）	178	120	193	246	241

社一第18表 活動実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
保育園、幼稚園等の登園前の預かりおよび送り（回）	357	640	558	774	875
保育園、幼稚園等の迎えおよび帰宅後の預かり（回）	2,958	878	1,111	1,493	1,348
放課後の援助（回）	456	316	380	152	115
学童保育帰宅後の援助（回）	1,767	333	377	205	495
子どもの病気後（安定期）の援助	6	0	0	0	0
保育園等施設が休みの時の援助（回）	158	81	136	142	67
子どもの習い事等の場合の援助（回）	1,544	826	952	1,074	1,327
保護者の病気や急用等の場合の援助（回）	651	144	406	402	417
その他（回）	1,084	854	1,512	989	720
計（回）	8,981	4,072	5,432	5,231	5,364
延活動時間数（時間）	11,698	5,066	7,121	7,085	6,479

※ 平成10年度から受託（こども家庭支援課）

13 ひとり親貸付事業

（生活支援課）

足立区ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業（以下、訓練促進給付金）を活用して養成機関に在学し、国家資格の取得を目指すひとり親家庭の親、または、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けているひとり親家庭の親に対して、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金を貸付け、自立の促進を図っています。

(1) 対象者

訓練促進給付金の支給対象者、または自立支援プログラムの対象者

※ 条件により返済免除

(2) 貸付金種類

ア 入学準備金：500,000円以内

イ 就職準備金：200,000円以内

ウ 住宅支援資金：月額40,000円以内（12カ月まで）

社一第19表 申請受理件数・手数料請求件数 (件)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
入学 準備金	申請受理	2	2	3	0	0
	手数料請求	3	2	3	0	0
	決定件数	2	2	3	0	0
就職 準備金	申請受理	7	5	5	2	4
	手数料請求	7	5	5	2	4
	決定件数	7	5	5	2	4
住宅 支援 資金	申請受理			0	7	4
	手数料請求			0	7	3
	決定件数			0	7	3

※ 平成28年度12月から受託（東京都社会福祉協議会）

14 あったかサポート

(あいあいサービスセンター)

在宅で日常生活にお困りの65歳以上の方や障がいのある方、病弱の方（利用会員）が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、趣旨に賛同する住民（協力会員）の参加と協力により会員制・有償の家事援助を行っています。また、協力会員の増員や活動に必要な技術・知識の向上を目的とし、各種講座を実施しています。

(1) 対象

ア 利用会員

区内在住の、在宅で日常生活に支障のある65歳以上の方や、障がいのある方、病弱の方

イ 協力会員

18歳以上の方で、社会福祉および本事業に理解と熱意をもって協力していただける方

(2) 会員登録

ア 利用会員

担当相談員が訪問し、状況・要望を確認した上で会員登録する。

(入会事務費1,000円、2年ごとの更新時500円)

イ 協力会員

登録説明会等に参加し、活動に賛同した方を会員登録する。

(3) 利用活動時間

午前8時から午後8時

(4) 利用料金・謝礼額

1時間700円。以後30分単位で料金350円を加算。協力会員の訪問時や、外出の付き添いの際に必要な交通費は利用会員負担。

(5) 利用料金の徴収と謝礼額の支払方法

1か月分の利用料と利用事務費(1時間あたり30円、1時間以上の利用は30分ごとに15円加算)を翌月20日(土日祝日の場合は翌営業日)に利用会員の指定口座より引落とし、協力会員にはその1か月分の謝礼を翌々月15日(土日祝日の場合は前営業日)に指定口座へ振込みします。

(6) 講座実施状況(令和5年度実施)

あったかサポート協力会員、ちょこっとサポート隊員を対象に実施します。

ア 協力会員登録説明会：9回開催(登録者数47人)

イ サポート隊員登録説明会：9回開催(登録者数49人)

ウ 会員研修会：1回開催(延べ参加者数22人)

社一第20表 会員数の推移

(人)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
協力会員数	238	238	181	229	234
利用会員数	173	143	108	114	141

社一第21表 サービス提供時間数

(時間)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
サービス提供時間	6,160	4,404	4,306.5	4,249.5	4,312

※ 平成10年度から補助(高齢福祉課)

15 ちょこっとサポート

(あいあいサービスセンター)

日常生活にお困りの方などが安心して生活できるように、地域の方の協力を得て、概ね1時間程度でできるちょっとした困りごとの手助けを行っています。

(1) 対象者

区内在住の、在宅で日常生活に支障のある65歳以上の方や障がいのある方、病弱の方

(2) 利用料

30分400円。以後30分単位で料金400円を加算。

社－第22表 登録・派遣実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
サポート隊員登録者数（人）	195	143	121	157	178
派遣件数（件）	72	43	49	50	303

ア 平成19年度から補助（高齢福祉課）

イ 平成29年度から対象者を拡大し、作業内容により時間単位・利用料を改正した。

ウ 令和5年度からサポート内容の拡充および公的サービス等の利用開始までの短期間のサポートを対象にした。

16 ボランティア活動への助成

（総合ボランティアセンター）

(1) ボランティアグループの活動に対する助成

ボランティア活動資金の一部を助成することにより、地域におけるボランティア活動の充実強化を目指しています。

社－第23表 助成実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数（件）	5	4	2	5	6
金額（円）	231,000	214,000	55,000	256,400	255,400

(2) 足立区ボランティア連合会に対する助成

足立区ボランティア連合会に対し、事業費の一部、広報紙の発行費およびボランティア保険加入費を助成しています。助成金額666,400円。

17 ボランティアまつり

（総合ボランティアセンター）

ボランティアグループの活動発表、説明を実践者が行い、ボランティア活動への理解を深め、参加を促進するため、足立区ボランティアまつり実行委員会と協働し、ボランティアまつりを開催しています。

社－第24表 開催実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
参加団体（団体数）	34	0	0	0	28
来場者数（人）	約3,300	0	0	0	約1,500

※ 令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

18 コーディネート事業

(総合ボランティアセンター)

ボランティアの派遣要請とボランティア活動希望者等とのコーディネート（相談、依頼、調整）を行います。

社－第25表 コーディネート実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談件数（件）	194	345	825	151	120
調整件数（件）	7,233	820	1,476	3,123	9,146
要請件数（件）	251	96	101	125	189
参加者数（人）	632	117	429	405	507

※ 件数はボランティア活動に関する内容とし、その他の相談は除く。

19 ボランティアセンターの管理運営

(総合ボランティアセンター)

ボランティア活動の拠点として、ボランティアセンターの運営を行っています。

(1) 足立区総合ボランティアセンター（平成6年4月1日開設）

ア 所在地

足立区日ノ出町27-3-102

（電話：03-3870-0061、FAX：03-3870-5900）

イ 施設利用

月曜日から土曜日の午前9時から午後9時（年末年始を除く）

日・祝日の午前9時から午後5時（年末年始を除く）

原則、社会福祉協議会に登録したグループおよび個人

ウ 相談日

月曜日から土曜日の午前9時から午後5時（祝日、年末年始を除く）

エ 業務内容

（ア）ボランティア活動に関する相談と情報提供

（イ）ボランティア等福祉人材コーディネート

（ウ）ボランティア相互、他機関との連絡調整

（エ）機材、図書、資料等の貸し出し

（オ）講座、講演会の開催

（カ）グループ研修や活動に対する支援

オ 施設貸出

会議室A・B、録音室、OA室

(2) 足立区西綾瀬ボランティアセンター（昭和62年4月8日開設）

ア 所在地

足立区西綾瀬4-5-6

（電話：3880-8510、FAX：3880-3640）

イ 施設利用

月曜日から金曜日の午前9時から午後5時(祝日、年末年始を除く)

※ 原則、社会福祉協議会に登録したグループおよび個人

ウ 施設貸出

会議室1階、調理室、会議室2階和室・洋室

社－第26表 管理実績

(円)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
経費	15,566,913	17,176,745	19,506,558	18,799,415	18,835,610

※ 平成18年度から指定管理・福祉管理課

20 災害ボランティア養成事業

(総合ボランティアセンター)

災害時に効果的な対応ができる人材の育成と地域で支えあうネットワーク形成のため講座を開講しました。

社－第27表 開講実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
回数(回)	3	3	3	4	3
受講者数(人)	46	52	51	62	52

21 音訳・点訳ボランティア養成事業

(総合ボランティアセンター)

(1) 音訳ボランティア養成講習会

視覚障がい者への音訳サービスを通じて地域福祉の増進を図るため、音訳技術の習得とボランティアのマナーに関する講習を行っています。

ア 対象者：区内在住・在学・在勤で修了後にボランティア活動へ参加できる方

社－第28表 音訳ボランティア養成講習会実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
回数(回)	0	0	0	25	25
定員(人)	0	0	0	20	20
応募数(人)	0	0	0	30	16
受講者数(人)	0	0	0	20	14
修了者数(人)	0	0	0	19	12

(ア) 平成28年度以降は点訳講習会と隔年での開催とした。

(イ) 令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止した。

(2) 点訳ボランティア養成講習会

点訳サービスを通じて視覚障がい者に対する理解の促進および地域福祉の推進を図るため、点訳技術の指導を行っています。

ア 対象者

区内在住・在学・在勤で修了後ボランティア活動に参加できる方

社－第29表 点訳ボランティア養成講習会実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
回数（回）	15	0	0	15	0
定員（人）	20	0	0	30	0
応募数（人）	14	0	0	14	0
受講者数（人）	14	0	0	11	0
修了者数（人）	11	0	0	10	0

（ア）平成28年度以降は音訳講習会と隔年での開催とした。

（イ）令和3年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響により中止した。

（ウ）令和4年度は、3年度の開催中止に伴い、臨時で開催した。

2.2 災害ボランティアネットワーク会議（企画運営支援）

（総合ボランティアセンター）

足立区地域防災計画に基づき、区が設置する災害ボランティアセンターの円滑な運営支援に向けて、関係機関や地域団体等と幅広いネットワークを構築し、事前の準備や役割分担、想定される様々な課題等について検討を行い、災害時の体制を整備します。

2.3 ボランティアスクール

（総合ボランティアセンター）

地域福祉向上の担い手として、地域で活躍するボランティアの協力を得て、新たなボランティアを育成します。同時に、ボランティア活動への理解を深めるとともに、ボランティアのあり方を正しく理解し、現状を把握した上での活動参加を促進しています。

社－第30表 開講実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
回数（回）	3	2	5	5	4
受講者数（人）	50	19	64	104	34

2.4 夏！ボランティア体験事業

（総合ボランティアセンター）

夏休み期間中に社会福祉施設等でボランティア活動を体験し、地域福祉を推進するボランティアの育成を目指して実施しています。

（1）実施時期

8月

（2）対象

中学生以上

(3) 事業内容

社会福祉施設等でのボランティア活動

社－第31表 参加者数・申込数

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
参加者数（延べ人数）	218	0	0	0	126
申込数（人）	124	0	0	0	72

※ 令和2～4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。

25 総合学習支援事業

（総合ボランティアセンター）

学校との連携・協働により「総合的な学習の時間」を通して、福祉教育やボランティア教育の推進を図ります。

社－第32表 件数・学校数

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数	9	4	5	7	18
学校数	9	3	3	4	8

※ 平成15年度から実施

26 福祉団体行事等助成事業

（総務課）

区内の社会福祉施設及び福祉団体等が実施する行事等の事業経費の一部を補助することにより、児童・心身障がい者（児）・高齢者及びその家族の福祉増進を図ることを目的とし助成しています。

(1) 令和5年度助成団体

児 童：足立区民間保育園連合会

障がい者：足立区原爆被害者の会、足立区肢体障害者福祉協会、こころの健康フェスティバル実行委員会

高 齢 者：足立新生苑

社－第33表 助成実績

項目／年度	4年度	5年度
児童福祉団体数	1	1
障がい者団体数	2	3
高齢者団体数	1	1
金額（円）	2,540,000	3,057,601

※ 令和4年度から実施

2.7 生活福祉資金貸付事業

(生活支援課)

(1) 教育支援資金・福祉資金

生活福祉資金の貸付事業は民生委員による世帯更生運動を起源としており、貸付・償還の際の相談援助など民生委員が重要な役割を果たしています。貸付は、他からの借入れが困難な低所得者・障がい者・高齢者世帯で、返済の見込みがあると審査・判断された方へ資金を融通し、世帯の自立更生を図ることを目的としています。

ア 対象者

- (ア) 区内在住
- (イ) 低所得者世帯、高齢者世帯（所得制限あり）、障がい者世帯
- (ウ) 金融機関、公的貸付制度から借入れが困難な世帯
- (エ) 原則として連帯保証人（年齢・所得制限あり）が必要

イ 貸付金種類

- (ア) 教育支援資金（無利子）

入学金＋学費（月額×通学月数）

就学者本人が借受人、保護者が連帯借受人

卒業後6か月間の据置期間をおき、最長14年間で償還

入学金・授業料ともに未納分（年度内）のみ対象

- (イ) 福祉資金・技能習得費用

主として学校法人格のない専門学校等および自動車運転免許等資格取得のための資金（資格取得後の就職内定書が必要）

- (ウ) 福祉資金・障がい者自動車購入費用

通勤・通学・通院・社会参加のため自動車を必要とする障がい者で、現在自動車を所有していないか処分予定（ただし、車の買い替えの場合には条件あり）の世帯に対し貸付車両本体価格（排気量制限等あり）、障がいのための改造費用で公的助成を受けても不足する経費または公的助成を受けられない場合など（カーナビ、ワックス、パール塗装などは自己負担）

- (エ) 福祉資金・住宅移転費用

合理性がみられる転居に要する資金（対象経費は、引越し業者に対する支払い、レンタカーの借り上げ費用、前家賃、敷金、礼金、物品購入費）

- (オ) 福祉資金・療養・介護費用

原則として療養期間が発症から1年以内の病気・負傷や、介護保険法・障害者総合支援法による介護サービス等を受ける期間が1年以内のものについての必要な経費およびその療養期間・介護サービス受給期間中に生計を維持するために必要な経費

- (カ) 福祉資金・その他日常生活上一時的に必要な経費

年金保険料や健康保険料（税）の未納分、生活保護受給者の国民年金の任意加入により納める保険料、生活保護受給世帯の生活必需品等の購入に必要な費用など。

- (キ) 福祉資金・緊急小口資金（生活保護世帯は対象外）

低所得世帯で、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸付（医療費または介護費の支払等による臨時の生活費、給与等の盗難による生活費、年金・保険・公的給付等の支給開始までの生活費、火災等被災による生活費、初回給与支給までの生活費）

社－第34表 貸付決定件数・金額

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数（件）	13	20	19	21	47
金額（円）	13,249,000	24,422,000	18,037,500	26,400,000	54,376,000

※ 昭和30年度から受託（東京都社会福祉協議会）

（2）総合支援資金

生活再建に向けた取組みをされる方のために、継続的な相談支援と生活費および一時的な資金の貸付を行っています。

ア 生活支援費

生活再建に向けて就職活動を行う間の生活費として、限度額月20万円（単身世帯15万円）、期間を6か月（初回申請3か月）以内で貸付します。

イ 住宅入居費

足立福祉事務所各福祉課の住居確保給付金申請者を対象として、40万円を限度額に敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費を貸付します。

ウ 一時生活再建費

生活支援費または住居確保給付金申請者を対象として、60万円を限度額に低家賃住宅への転居費用、公共料金等滞納の支払費用等に必要な経費を貸付します。

エ 臨時特例つなぎ資金

住居のない離職者であって、公的給付制度（失業給付・求職者支援制度・住居確保給付金・生活保護等）の申請が受理され、給付につながるまでの間の経費として、10万円を限度に貸付します。

社－第35表 貸付決定件数・金額

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
件数（件）	0	0	0	0	2
金額（円）	0	0	0	0	1,000,000

※ 平成21年度10月から受託（東京都社会福祉協議会）

(3) 不動産担保型生活資金

一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望する低所得の高齢者世帯に対し、当該不動産を担保とした生活資金を貸付しています。貸付限度額は居住用不動産のうち土地評価額のおおむね7割相当額で、貸付月額は、1か月あたり30万円以内で個別に設定します。貸付条件は次のとおりです。

- ア 借入申込者が単独で所有(同居の配偶者との共有を含む)する不動産に居住していること
(マンション等集合住宅は対象外・評価額1,500万円程度以上)
- イ 不動産に賃借権、抵当権等が設定されていないこと
- ウ 配偶者または親以外の同居人がいないこと
- エ 世帯の構成員が原則として65歳以上であること
- オ 借入世帯が区民税非課税程度の低所得世帯であること

(4) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金

自宅を所有する要保護高齢者世帯を対象として、自宅を担保に生活資金を貸付し、世帯の自立を支援するとともに生活保護の適正化を図ります。貸付条件は次のとおりです。

- ア 借入申込者および同居の配偶者が65歳以上であり、要保護状態にあること
- イ 対象不動産が評価額500万円以上の不動産(集合住宅も含む)であること
- ウ 単独で所有し、住宅ローン等の担保になっていないこと

社一第36表 貸付決定件数・金額

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
不動産担保型	件数(件)	2	0	0	3	0
	金額(円)	42,840,000	0	0	144,340,000	0
要保護世帯向け	件数(件)	2	1	0	5	3
	金額(円)	26,430,000	8,960,000	0	53,011,000	37,450,000
計	件数(件)	4	1	0	8	3
	金額(円)	69,270,000	8,960,000	0	197,351,000	37,450,000

(ア) 不動産担保型生活資金は平成15年度から受託(東京都社会福祉協議会)

(イ) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金は平成19年6月から受託(東京都社会福祉協議会)

2.8 地域福祉権利擁護事業

(権利擁護センターあだち)

在宅生活をされている認知症の症状や物忘れのある高齢者の方、知的障がいや精神障がいのある方などで判断能力が十分でない方に対し、本人の希望や状況等に応じて、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス、書類等の預かりサービスの提供をしています。

(1) 専門員活動

- ア 相談・受付
- イ 調査・調整(契約能力を調査・事前調整)

- ウ 支援計画書作成
- エ 契約締結
- オ 東京都社会福祉協議会へ報告

社一第37表 **事業実績** (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談受付件数	658	637	882	758	835
契約締結件数	5	8	28	23	14
継続契約件数	49	48	68	77	76

※ 平成12年度から受託（東京都社会福祉協議会）

29 高齢者あんしん生活支援事業

(権利擁護センターあだち)

区内に身寄りのないひとり暮らしの高齢者が、安心して老後の生活を送ることができるように、事前の契約によって将来起こりうる判断能力の低下や緊急入院等に備えた支援サービスを提供しています。また、高齢者自らが所有する資産を活用し、予想される将来の困難な状況に対処するための予防手段として出前講座等を開催し、広く周知しています。

社一第38表 **事業実績** (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談受付件数	231	196	224	318	347
契約締結件数	6	6	8	8	12
継続契約件数	60	61	60	62	71

※ 平成16年度から実施

30 福祉サービス苦情等解決に関する事業

(基幹地域包括支援センター西部)

- (1) 高齢者・障がい者の福祉サービスに対する苦情等の受付に関する業務相談員が電話、窓口または訪問で受け付けた苦情等に対してあっ旋・助言・情報提供等を行っています。緊急の対応が必要な場合には、福祉サービス苦情等解決委員会に即時報告しています。その他、苦情事例を分析し、高齢福祉課、介護保険課等と情報を共有しています。

社一第39表 **相談・苦情受付件数** (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談受付件数	359	308	362	334	336
苦情受付件数	18	10	11	23	22

※ 平成12年度から受託（高齢福祉課）

(2) 足立区福祉サービス苦情等解決委員会の運営

委員会の案内や議事に必要な資料作成等、委員会運営に必要な事務を行います。

ア 平成12年度から受託（高齢福祉課）

イ 足立区福祉サービス苦情等解決委員会については第2章－Ⅱ高齢者福祉85頁を参照

3.1 法人後見事業

(成年後見センターあだち)

成年後見制度推進機関として今後の後見需要拡大への対応およびあだち区民後見人への支援等を目的に平成30年4月より法人後見を実施しました。

社－第40表 法人後見受任件数

(件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
継続受任件数	2	3	3	4	3

※ 平成30年度から補助（高齢福祉課）

3.2 同行援護事業（ガイドヘルパー派遣事業）

(あいあいサービスセンター)

視覚に障がいのある方で、利用決定された方を対象に契約に基づき移動の支援を行うガイドヘルパーを派遣し、社会参加の促進を図っています。

社－第41表 ガイドヘルパー派遣実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
ガイドヘルパー（人）	35	32	28	27	26
利用実人数（人）	86	60	57	50	43
派遣回数（回）	4,134	3,101	2,615	2,214	2,083

3.3 手話通訳者派遣事業

(総合ボランティアセンター)

聴覚障がい者および音声・言語機能障がい者の社会生活を支援するため、手話通訳者の派遣を行っています。

(1) 対象者

区内在住の聴覚障がい者、音声・言語機能障がい者

(2) 活動謝礼金

1時間まで2,500円、2時間まで4,000円（後1時間以降毎2,000円）

社一第4.2表 派遣実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
登録通訳者（人）	77	81	78	74	78
派遣回数（回）	1,360	1,202	1,456	1,730	1,857

※ 昭和61年度から受託、平成元年度から独自、平成18年度下半期から補助、平成28年度から受託（障がい福祉課）

3.4 歳末たすけあい運動事業

（総務課）

共同募金運動の一環として「歳末たすけあい運動」を実施し、募金収入をもとに、遺児への見舞品贈呈を行います。また、地域福祉推進のための事業を展開しています。

社一第4.3表 募金実績

（円）

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
募金	10,499,775	8,662,967	8,013,001	7,541,658	8,358,420

3.5 遺児見舞事業

（総務課）

歳末たすけあい事業の一環として、児童福祉の増進を図るため、18歳未満の遺児に対し、見舞品を支給します。

社一第4.4表 支給実績

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
遺児	人数（人）	46	50	48	42	31
	金額（円）	460,000	500,000	480,000	421,496	311,144

※ 昭和60年度から実施

3.6 基幹地域包括支援センター事業

（基幹地域包括支援センター西部、東部）

基幹型として、他の地域包括支援センターの虐待等困難ケース対応支援、地域ケア会議の開催支援、関係機関と連携をしています。また、地域包括ケアシステムと連動した地域の連携づくりを行うために、区より委託を受けた地域支え合い推進員が中心となり、地域資源の開発、人材育成、ネットワーク構築などを行っています。

社－第45表 基幹型相談件数

(件)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
基幹地域包括支援センター	西部	3,865	4,410	3,435	4,062	3,244
	東部	5,165	3,991	5,341	5,328	5,414

※ 基幹地域包括支援センターは、平成28年度より地域型（梅島・島根地域課）と基幹型（西部・東部）の3課体制となった。

37 地域包括支援センター事業

（基幹地域包括支援センター梅島・島根、地域包括支援センター関原）

地域の高齢者の総合相談窓口として、住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、包括的および継続的な支援を行っています。

社－第46表 相談業務実績

(件)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
基幹地域包括支援センター	相談件数	4,093	3,991	5,034	4,322	6,648
地域包括支援センター関原	相談件数	4,335	3,623	3,786	4,376	5,900

(1) 地域包括支援センター関原は平成8年度、基幹は平成11年度から受託（地域包括ケア推進課）

(2) 地域包括支援センター関原は平成17年度から施設管理を受託開始、平成30年度より地域包括ケア推進課から高齢福祉課に委託元変更

(3) 基幹地域包括支援センターの相談件数は地域型のみの実績を掲載

社－第47表 地域ケアネットワーク（多業種を交えた地域資源の連携を目的とする会議）

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施回数（回）	3	1	2	2	11
参加延人数（人）	354	31	36	52	126

※ 基幹地域包括支援センター及び地域包括支援センター関原を含む地域包括支援センター中部ブロック（あだち、中央本町、本木関原、基幹、関原）での合同開催のため、合算値を掲載

38 介護予防支援事業

（基幹地域包括支援センター梅島・島根、地域包括支援センター関原）

指定居宅介護予防支援事業者として、介護予防サービス計画等を作成し自立した生活が送れるように支援しています。

社一第48表 介護予防支援事業

(件)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
基幹地域包括支援センター	介護予防サービス計画等	1,975	2,204	2,073	1,996	2,084
地域包括支援センター関原	介護予防サービス計画等	1,913	1,969	1,940	1,840	1,937

39 絆のあんしんネットワーク

(基幹地域包括支援センター梅島・島根、地域包括支援センター関原)

地域の高齢者や家族が抱える問題を早期に発見し、適切に対応することで高齢者が安心して暮らせるまちづくりを推進しています。

社一第49表 絆のあんしんネットワーク連絡会

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
基幹地域包括支援センター	実施回数(回)	7	3	2	3	4
	参加延人数(人)	265	57	49	81	101
地域包括支援センター関原	実施回数(回)	6	3	2	3	4
	参加延人数(人)	466	53	49	148	185

※ 平成26年度から受託(絆づくり担当課)

40 成年後見制度支援事業

(成年後見センターあだち)

成年後見制度の普及・啓発を図るとともに、制度利用が必要な方への相談および手続き支援を行っています。

社一第50表 事業実績

(件)

項目／年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
相談受付件数		1,530	1,801	1,638	1,784	1,942
申立支援件数	区長	77	65	52	74	73
	本人	213	360	265	213	304
	親族	452	468	243	282	311
	計	742	893	560	569	688

(1) 平成12年度から受託(高齢福祉課)

(2) 令和2年度より相談受付件数の積算方法を変更。

4.1 介護職員研修事業

社一第51表 講演会・小規模講座・相談会の開催実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
講演会・小規模講座（回）	13	14	8	12	18
参加延人数（人）	220	254	139	240	425
相談会（回）	1	6	17	20	22
参加延人数（人）	16	41	50	50	57

- (1) 平成15年度から受託（高齢福祉課）
 (2) 大規模講演会は平成28年度で終了、29年度より小規模講座を実施。
 (3) 「高齢者障がい者のための法律相談会」を実施（令和2年度）

4.1 介護職員研修事業

(基幹地域包括支援センター西部)

訪問介護員やサービス提供責任者、施設職員の業務の質の向上を図るため研修を開催しています。

社一第52表 事業実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
実施回数（回）	28	30	30	30	30
修了者延人数（人）	405	298	302	451	475

※ 平成12年度から受託。平成26年度から施設職員研修の受託により、訪問介護員フォローアップ研修事業から事業名が変更され、施設職員も対象に加えている（高齢福祉課）。

4.2 地域包括支援センター職員研修会

(基幹地域包括支援センター西部、東部)

基幹型として区内の地域包括支援センター職員支援のため、研修を行っています。

社一第53表 開催実績

項目／年度			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
西部	集合 研修	実施回数	6	5	7	8	7
		参加人数	251	173	225	249	240
	出張 研修	実施回数	1	3	3	5	7
		実施 センター数	1	3	3	5	7
東部	集合 研修	実施回数	2	2	2	2	2
		参加人数	130	59	84	89	88

※ 基幹地域包括支援センターは、平成28年度より地域型（梅島・島根）と基幹型（西部・東部）の3課体制となった。

4.3 要介護認定訪問調査事業(指定市町村事務受託法人としての調査)

(認定調査第一課、第二課)

認定調査員による心身の状況調査(認定調査)を区から受託して実施しています。公平かつ公正な認定調査に努めています。

社一第54表 調査件数 (件)

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
調査件数	8,475	8,566	9,041	9,015	10,382

※ 平成18年度から受託(介護保険課)

4.4 障がい者保護雇用清掃事業

(総務課)

知的障がい者を作業員として、作業員を補助する援助者と共に雇用し、区内公共施設等の清掃事業を行っています。清掃事業を通じて、障がい者の自立と雇用促進を図っています。

平成6年度、平成7年度はモデル事業として実施。平成8年度から本格的に事業実施。事業開始以来これまで作業員4名が一般就労へ移行しました。

(1) 清掃施設

総合ボランティアセンター、足立市街地開発株式会社、足立区役所、生涯学習センター、障がい福祉センター

社一第55表 雇用実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
作業員(人)	26	26	25	25	24
援助者(人)	10	10	10	10	9
清掃箇所(カ所)	8	7	7	7	5

※ 平成6年度から補助(障がい福祉センター)

VII 新型コロナウイルス 感染症対策

新型コロナウイルス感染症対策の事業概要

1 新型コロナウイルス感染症対策事業一覧

施策名	年度	事業名	内容	該当頁
児童福祉	2年度から5年度	(1) 新型コロナウイルス対策事業補助金（間接補助分）	保育所等に物品購入や施設の消毒等にかかる人件費等に対して補助を行いました。	219 頁
	3年度	(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	新型コロナウイルスの影響が長期化し、食費等による支出の増加により、低所得の子育て世帯の家計の負担が大きくなっていることを踏まえ、ひとり親世帯に支給しました。	220 頁
		(3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）	新型コロナウイルスの影響が長期化し、食費等による支出の増加により、低所得の子育て世帯の家計の負担が大きくなっていることを踏まえ、住民税均等割が非課税の子育て世帯に支給しました。	
		(4) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金	新型コロナウイルスの影響が長期化し、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生世代までの子どもがいる世帯に支給しました。	221 頁
	4年度	(5) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、ひとり親世帯に支給しました。	222 頁
		(6) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、住民税均等割が非課税の子育て世帯等に支給しました。	222 頁
		(7) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（令和4年度給付分）	新型コロナウイルスの影響が長期化し、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生世代までの子どもがいる世帯に支給しました。	223 頁
		(8) 足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金	新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面するひとり親世帯等を支援するため、国事業に上乗せする形で支給しました。	224 頁

第2章 施策別事業概要－Ⅶ新型コロナウイルス感染症対策

1 新型コロナウイルス感染症対策事業一覧

施策名	年度	事業名	内容	該当頁
高齢者福祉 および 障がい者福祉	2年度 および 4年度	(1) 高齢者施設向け簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業	施設等の居室に簡易陰圧装置を据える費用について補助を行いました。	225 頁
		(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業者特別給付金の支給事業	事業者の環境整備および衛生物品購入等にかかる費用の一部を支給しました。	
	2年度 から 5年度	(3) 高齢者施設・障がい者(児)施設等におけるPCR検査等の費用補助事業	介護・障害福祉サービス・障害児通所支援事業所に従事する職員、新規利用者等を対象に補助しました。	226 頁
		(4) 在宅要介護者受入体制整備事業	介護者が感染したことにより支援が受けられなくなったときに緊急的な保護を行いました。	
		(5) 新型コロナウイルス感染者へ対応する従事者の危険手当等支給事業	従事者が、陽性の利用者に対して直接サービスを提供した場合に、危険手当および宿泊手当の支給を行いました。	
	2年度 から 4年度	(6) 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免	主たる生計維持者の収入が、前年に比べ3割以上の減少など、要件に該当した場合に、介護保険料の減免を行いました。	227 頁
		(7) 介護・障がいサービス等事業者への衛生物品の継続的配布	マスクや手袋等、需要の高い衛生物品を継続的に配布しました。	
	3年度	(8) 空気清浄機購入経費補助事業	介護・障害福祉サービス・障害児通所支援事業所を対象に、空気清浄機の購入費用について補助を行いました。	228 頁
低所得者福祉	(※) —	(1) 住居確保給付金支給事業	住居喪失(見込)離職者が要件に該当した場合、住居確保給付金を支給しました。	229 頁
	2年度 および 3年度	(2) 緊急小口資金等の特例貸付	失業等により生活困窮となった世帯等に貸付を行いました。	229 頁
	3年度 および 4年度	(3) 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	緊急小口資金等の特例貸付が終了した世帯等の主な生計維持者で、要件に該当した場合に、支援金を支給しました。	230 頁
	3年度 および 4年度	(4) あだち生活・暮らし臨時給付金	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、さまざまな困難に直面した方への支援として、住民税非課税世帯等に給付しました。	230 頁
	4年度	(5) 区独自「あだちから」生活応援臨時給付金	あだち生活・暮らし臨時給付金(国の住民税非課税世帯等への給付金)事業の対象外となる住民税課税世帯のうち、世帯所得200万円以下の世帯に給付しました。	231 頁
その他	2年度	(1) 特別定額給付金	緊急経済対策として、区民に一律で給付しました。	232 頁

※ 事業は平成27年度から継続していますが、参考に掲載しました。

2 児童福祉施策

(1) 新型コロナウイルス対策事業補助金（間接補助分）【国事業、都事業】

(私立保育園課、幼稚園・地域保育課)

ア 保育所等

保育所等における新型コロナウイルス感染症対策に効果的な物品購入や施設の消毒等にかかる人件費等に対して補助を行いました。(国事業、都事業)

(ア) 補助対象施設

足立区内の認可保育所（公設民営および私立）、小規模保育事業、家庭的保育、東京都認証保育所、認可外保育施設

新－第1表 補助実績

年度	項目	保育対策総合支援事業（国）	緊急包括支援事業（都）
3年度	施設数	291	0
	補助額(千円)	43,806	0
4年度	施設数	325	0
	補助額(千円)	46,382	0
5年度	施設数	0	0
	補助額(千円)	0	0

イ 幼稚園等

幼稚園等における新型コロナウイルス感染症対策に効果的な物品購入や施設の消毒等にかかる人件費等に対して補助を行いました。(国事業)

(ア) 補助対象施設

足立区内の私立幼稚園、私立認定こども園

新－第2表 補助実績

項目／年度	3年度		4年度		5年度	
	私立幼稚園	私立認定こども園	私立幼稚園	私立認定こども園	私立幼稚園	私立認定こども園
施設数	45	4	43	4	7	0
補助額(千円)	19,850	1,909	15,970	1,859	1,254	0

(2) 令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

【国事業】

(親子支援課)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことによる失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加により、低所得の子育て世帯の家計の負担が大きくなっていることを踏まえ、ひとり親世帯に対し特別給付金を支給しました。

ア 支給対象者

【申請不要】（受給拒否する場合は届出必要）

（ア）令和3年4月分の児童扶養手当を受給される方

【申請必要】 次のいずれかに当てはまる方

（イ）公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない方

※ 次のAまたはBに該当する方が対象。

A 児童扶養手当の申請をしているが、公的年金等の受給により令和3年4月分の児童扶養手当の支給が停止されている方

B 児童扶養手当の申請をしていないが、申請をしていれば、公的年金等の受給により令和3年4月分の児童扶養手当の全部または一部が支給停止となることが想定される方

（ウ）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になったひとり親の方

イ 給付内容

対象児童1人について50,000円

ウ 申請期間

令和3年4月19日～令和4年2月28日

エ 支給児童数

8,178人

オ 支給総額

4億890万円

(3) 令和3年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）【国事業】

(親子支援課)

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことによる失業や収入減少の中で、食費等による支出の増加により、低所得の子育て世帯の家計の負担が大きくなっていることを踏まえ、住民税均等割が非課税の子育て世帯に対して特別給付金を支給しました。

ア 支給対象者

【申請不要】 次のいずれかに当てはまる方（受給拒否する場合は届出必要）

（ア）令和3年4月分児童手当受給者（特例給付は除く）または特別児童扶養手当受給者で令和3年度の住民税均等割が非課税の方

(イ) 新規申請により、令和3年5月分から令和4年3月分までの児童手当または特別児童扶養手当の認定を受けた方で、令和3年度の住民税均等割が非課税の方

【申請必要】次のいずれかに当てはまる方

(ウ) 令和3年3月31日時点で平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの子どものみを養育し令和3年度の住民税均等割が非課税の方

(エ) 令和3年3月31日時点で18歳未満(中度以上の障がいの程度にある場合は20歳未満)の児童を養育する方で、令和3年に入り家計が急変し、住民税均等割が非課税収入相当と認められる方

(オ) (ア)・(イ)・(ウ) のいずれかに該当している区内在住の公務員の方

イ 支給額

対象児童1人について50,000円

ウ 申請期間

令和3年8月2日～令和4年2月28日

エ 支給児童数

7,343人

オ 支給総額

3億6,715万円

(4) 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金【国事業】

(親子支援課)

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、子育て世帯に対する適切な配慮を行うため、臨時特別給付金を支給しました。

ア 対象者

【申請不要】次のいずれかに当てはまる方

(ア) 令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象児(15歳以下)又は令和3年9月分児童扶養手当、児童育成手当支給対象の方

(イ) (ア)の兄弟姉妹となる平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの方を養育している方

(ウ) 令和4年3月31日までに生まれた児童の児童手当支給対象の方

【申請必要】次のいずれかに当てはまる方(所得制限あり)

(エ) 平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの子どものみを養育している方

(オ) 勤務庁から児童手当を受給している区内在住の公務員の方

(カ) 支給基準日(令和3年9月30日)より後の離婚等によって新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、本給付金を受領されていない方

イ 支給額

対象児童1人について100,000円

ウ 申請期間

令和3年12月9日～令和4年4月28日

エ 支給児童数

83,459人（令和4年3月31日時点）

オ 支給総額

83億4,565万円（令和4年3月31日時点）

**（5）令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）
【国事業】**

（親子支援課）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、国の事業としてひとり親世帯に対し特別給付金を支給しました。

ア 支給対象者

【申請不要】（受給拒否する場合は届出必要）

（ア）令和4年4月分の児童扶養手当を受給される方

【申請必要】次のいずれかに当てはまる方

（イ）公的年金等の受給により児童扶養手当を受給していない方

※ 次のAまたはBに該当する方が対象。

A：児童扶養手当の申請をしているが、公的年金等の受給により令和4年4月分の児童扶養手当の支給が停止されている方

B：児童扶養手当の申請をしていないが、申請をしていれば、公的年金等の受給により令和4年4月分の児童扶養手当の全部または一部が支給停止となることが想定される方

（ウ）新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和2年2月以降の収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準になったひとり親の方

イ 支給額

対象児童1人について50,000円

ウ 申請期間

令和4年7月1日～令和5年2月28日

エ 支給児童数

7,804人

オ 支給総額

3億9,020万円

（6）令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）【国事業】

（親子支援課）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、国の事業として住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対して特別給付金を支給しました。

ア 支給対象者

【申請不要】次のいずれかに当てはまる方（受給拒否する場合は届出必要）

- （ア）令和4年4月分児童手当受給者（特例給付は除く）または特別児童扶養手当受給者で令和4年度の住民税均等割が非課税の方
- （イ）新規申請により、令和4年5月分から令和5年3月分までの児童手当または特別児童扶養手当の認定を受けた方で、令和4年度の住民税均等割が非課税の方

【申請必要】次のいずれかに当てはまる方

- （ウ）令和4年3月31日時点で平成16年4月2日～平成19年4月1日生まれの児童のみを養育し令和4年度の住民税均等割が非課税の方
- （エ）令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（中度以上の障がいの程度にある場合は20歳未満の児童）を養育する方で、令和4年1月以降に家計が急変し、住民税均等割が非課税収入相当と認められる方
- （オ）上記（ア）・（イ）・（ウ）のいずれかに該当している区内在住の公務員の方

イ 支給額

対象児童1人について50,000円

ウ 支給児童数

7,561人

エ 支給総額

3億7,805万円

（7）令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金（令和4年度給付分）【国事業】

（親子支援課）

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、その影響により苦しんでいる子育て世帯を支援する観点から、高校生までの子どもがいる世帯に対し、子育て世帯に対する適切な配慮を行うため、臨時特別給付金を支給しました。

ア 対象者

【申請不要】次のいずれかに当てはまる方

- （ア）令和3年9月分の児童手当（本則給付）支給対象児（15歳以下）または令和3年9月分児童扶養手当、児童育成手当支給対象児の方
- （イ）平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの方を養育していて、（ア）の支給対象児童の兄弟姉妹となる児童を養育する方
- （ウ）令和4年3月31日までに生まれた児童の児童手当支給対象の方

【申請必要】次のいずれかに当てはまる方（所得制限あり）

- （エ）平成15年4月2日から平成18年4月1日生まれの児童のみを養育している方
- （オ）勤務庁から児童手当を受給している区内在住の公務員の方
- （カ）支給基準日（令和3年9月30日）より後の離婚等によって新たに対象児童の養育者となっているにもかかわらず、本給付金を受領されていない方

イ 給付内容

対象児童1人について100,000円

ウ 案内・申請期間

令和3年12月9日～令和4年4月28日

エ 支給児童数

1,216人

オ 支給総額

1億2,160万円

(8) 足立区独自・低所得のひとり親世帯等に対する家計応援臨時給付金【区事業】

(親子支援課)

新型コロナウイルス感染症が長期化する中で、食費等の物価高騰に直面するひとり親世帯等を支援するため、国事業「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の上乗せ給付として実施しました。

ア 支給対象者

【申請不要】（受給拒否する場合は届出必要）

国事業の「令和4年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金」の支給決定を受けたひとり親世帯等の方（児童扶養手当受給者）

イ 給付内容

対象児童1人について50,000円（支給通知発送）

ウ 案内期間

令和4年12月～令和5年3月

エ 支給児童数

8,513人

オ 支給総額

4億2,565万円

3 高齢者福祉および障がい者福祉施策**(1) 高齢者施設向け簡易陰圧装置の設置に係る経費支援事業【都事業】****(介護保険課、高齢者地域包括ケア推進課)**

高齢者施設等において、ウイルスが外に漏れないよう、気圧を低くした居室である陰圧装置の設置が有効であることから、居室に簡易陰圧装置を据える費用について補助を行いました。

新一第3表 支給実績

項目／年度	2年度	4年度
事業者数(か所)	9	1
簡易陰圧装置(台)	55	12
支給額(千円)	76,838	38,676

※ 令和3年度は実績無し

(2) 新型コロナウイルス感染症対策事業者特別給付金の支給事業【区事業】**(介護保険課、障がい福祉課)**

介護・障がい福祉サービス等事業者が、感染拡大防止に努めながら事業を継続できるよう、事業者の環境整備および衛生物品購入等にかかる費用の一部を、特別給付金として支給しました。

※ 令和2年度は事業者の常勤職員数に応じて10万円から30万円、令和4年度はサービス種別および定員数に応じて5万円から30万円を支給しました。

新一第4表 支給実績

項目／年度	2年度		4年度下半期分	
	介護サービス事業者分	障がい福祉サービス等事業者分	介護サービス事業者分	障がい福祉サービス等事業者分
事業者数(か所)	815	119	794	367
支給金額(千円)	104,450	28,500	76,400	25,800
執行率(%)	97.2	100	86.6	94.2

※ 令和3年度は実施無し、令和4年度は衛生物品配布の代替として下半期分支給

(3) 高齢者施設・障がい者(児)施設等におけるPCR検査等の費用補助【国事業】【都事業】【区事業】**(介護保険課、障がい福祉課)**

介護・障がい福祉サービス・障がい児通所支援事業所に従事する職員および新規利用者等を対象に、PCR検査等に係る経費を1人上限12回、1回あたり2万円まで補助しました。

第2章 施策別事業概要－Ⅶ新型コロナウイルス感染症対策
3 高齢者福祉および障がい者福祉施策

新－第5表 検査実績

項目／年度	2年度		3年度		4年度		5年度	
	高齢者 施設等	障がい者 施設等	高齢者 施設等	障がい者 施設等	高齢者 施設等	障がい者 施設等	高齢者 施設等	障がい者 施設等
人数（人）	1,168	88	7,770	1,095	7,434	600	2,652	405
費用補助額 （千円）	20,650	1,107	115,220	10,669	109,138	8,320	45,503	1,239

（4）在宅要介護者（高齢者・障がい者）受入体制整備事業【都事業】

（医療介護連携課、障がい援護課）

ア 対象者

- （ア）足立区内に居住している要介護認定を受けている概ね65歳以上の高齢者で、介護者が新型コロナウイルスに感染し、他に適切な介護者がいない、または、他の支援が受けられず、緊急的に保護の必要がある方
- （イ）足立区内に居住している身体障害者手帳または愛の手帳を所持している概ね18歳以上の方で、介護者が新型コロナウイルスに感染したことにより支援が受けられず、緊急的に保護の必要がある方

イ 事業内容

介護者の支援が必要な在宅の高齢者・障がい者について、介護者が新型コロナウイルス感染症に感染したことにより支援が受けられなくなったときに、緊急的に保護を行うことにより、高齢者・障がい者の安全を確保するとともに家庭内・地域内の感染拡大を防止します。

新－第6表 利用者数

項目／年度	2年度		3年度		4年度		5年度	
	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者	高齢者	障がい者
人数（人）	7	3	12	6	8	2	1	0
受入日数(日)	89	31	80	10	49	8	9	0
経費(千円)	5,250	7,550	8,955	8,290	8,040	7,859	6,260	7,589

（5）新型コロナウイルス感染者へ対応する従事者の危険手当支給事業【区事業】

（介護保険課、障がい福祉課）

介護・障がい福祉サービス等従事者が、陽性の利用者に対して直接サービスを提供した場合に、事業者を通じて危険手当および宿泊手当の支給を行いました。

新－第7表 支給実績

項目／年度	2年度		3年度		4年度		5年度	
	高齢者 施設等	障がい者 施設等	高齢者 施設等	障がい者 施設等	高齢者 施設等	障がい者 施設等	高齢者 施設等	障がい者 施設等
危険手当 (5,000円/件)	825	34	9,618	891	13,031	956	25	18
支給金額(千円)	4,125	170	48,090	4,455	65,155	4,780	125	90
予算執行率(%)	32.7	4.0	100.0	100.0	68.3	51.1	1.6	7.6
宿泊手当 (10,000円/件)	137	96	1,465	255	3,092	393	1	10
支給金額(千円)	1,370	960	14,650	2,550	30,920	3,930	10	100
予算執行率(%)	21.1	44.4	100.0	100.0	100.0	74.4	0.4	8.4
合計支給金額 (千円)	5,495	1,130	62,740	7,005	96,075	8,710	135	190
合計予算執行率 (%)	28.8	17.8	100.0	100.0	77.4	59.5	1.3	16.0

(6) 新型コロナウイルス感染症に係る介護保険料の減免【国事業】

(介護保険課)

新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入が、前年に比べ3割以上の減少など、一定の要件に該当した場合に、介護保険料の減免を行いました。

新－第8表 減免実績

項目／年度	2年度	3年度	4年度
減免件数(件)	983	366	82
減免金額(千円)	80,889	25,740	6,085

(7) 介護・障がいサービス等事業者への衛生物品の継続的配布【国事業】【都事業】【区事業】

(介護保険課、障がい福祉課)

介護・障がい福祉サービス等事業者に対して、使い捨てマスクや手袋等、需要の高い衛生物品を継続的に配布しました。

第2章 施策別事業概要－Ⅶ新型コロナウイルス感染症対策
3 高齢者福祉および障がい者福祉施策

新－第9表 配布実績

配布物	2年度			
	介護サービス事業者分		障がい福祉サービス等事業者分	
	配布回数	延べ数量	配布回数	延べ数量
マスク（枚）	5	1,320,000	5	710,000
エプロン（枚）	4	310,000		
手袋（枚）	4	890,000	2	260,000
防護服（枚）	1	10,000	1	1,500
ゴーグル（個）	2	10,000		
フェイスシールド（枚）	1	5,000	1	1,500

新－第10表 配布実績

配布物	3年度			
	介護サービス事業者分		障がい福祉サービス等事業者分	
	配布回数	延べ数量	配布回数	延べ数量
マスク（枚）	6	930,000	6	450,000
消毒ジェル（本）	6	50,000	7	15,000
手袋（枚）	11	7,150,000	10	1,800,000
ウェットティッシュ（個）	2	10,000	1	2,000
フェイスシールド（枚）	1	3,000	1	1,300

新－第11表 配布実績

配布物	4年度上半期			
	介護サービス事業者分		障がい福祉サービス等事業者分	
	配布回数	延べ数量	配布回数	延べ数量
マスク（枚）	6	350,000	6	200,000
消毒ジェル（本）	4	14,000	5	6,000
手袋（枚）	6	3,780,000	6	890,000
フェイスシールド（枚）			1	170

※ 令和4年度上半期で、衛生物品の配布を終了

（8）空気清浄機購入経費補助事業【都事業】

（介護保険課、障がい福祉課）

介護・障害福祉サービス・障害児通所支援事業所を対象に、機械換気設備による強制換気ができない場合や、こまめな換気が困難などの理由により、空気清浄機を購入した場合の経費として、1台あたり10万円を上限に補助を行いました。

新－第12表 支給実績

項目／年度	3年度	
	介護サービス事業者分	障がい福祉サービス等事業者分
事業所数（か所）	68	54
購入数（台）	174	105
費用補助額（千円）	10,930	6,624

※ 令和3年度のみ実施

4 低所得者福祉

（1）住居確保給付金支給事業（再掲）

（足立福祉事務所各福祉課）

経済的に困窮している住居喪失（見込）離職者に対し、常用就職に向けた求職活動や事業再生のための活動を条件に、生活保護の住宅扶助特別基準額に相当する額を上限に住居確保給付金を支給し、住宅および就労機会の確保に向けた支援を行っています。

新－第13表 住居確保給付金支給事業支給実績

項目／年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
新規決定件数（件）	35	1,241	292	149	62
延べ金額（円）	6,562,667	271,539,641	153,557,420	54,341,777	19,620,800

※ 新型コロナ感染拡大の影響から2年度は一時的に著増し、その後、落ち着きつつある。

（2）緊急小口資金等の特例貸付（東京都社会福祉協議会受託事業）

（足立区社会福祉協議会）

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活困窮となった世帯等に貸付を行いました。

新－第14表 貸付実績

項目／年度		2年度	3年度	4年度
緊急小口	件数（件）	10,222	2,784	320
	金額（千円）	2,013,010	55,030	59,120,000
総合支援資金	件数（件）	6,364	2,524	118
	金額（千円）	5,691,260	1,565,370	59,590,000
総合支援資金 （再貸付）	件数（件）	1,278	6,114	—
	金額（千円）	668,800	3,218,200	—
計	件数（件）	17,864	11,422	420
	金額（千円）	8,373,070	4,838,600	118,710,000

ア 申請受付は、令和2年3月25日から開始

イ 貸付事業は令和4年9月末で終了

（3）新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金【国事業】

（生活困窮者自立支援金担当課）

新型コロナウイルス感染症の影響により生活に困窮する世帯に対し、就労による自立を図るため、また、それが困難な場合には円滑に生活保護の受給へつなげるために、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金支給事業を実施しました。

ア 対象者

以下の要件を満たす方

- （ア）社会福祉協議会が実施する総合支援資金（特例貸付）の再貸付が終了した、または申請月までに終了する、もしくは再貸付が不承認となった
- （イ）社会福祉協議会が実施する緊急小口資金及び総合支援資金（初回）の特例貸付がいずれも終了した、または申請月までに終了する（令和4年1月より本要件追加）
- （ウ）世帯の主な生計維持者であること
- （エ）世帯の収入および資産額が要件額を超えないこと
- （オ）ハローワーク等に求職の申し込みをし、常用就職に向けた求職活動を行うこと
- （カ）生活保護や職業訓練受講給付金を申請者および同一の世帯に属する者が受給していないこと 等
- （キ）再支給の場合は上記要件に加え、自立支援金の初回受給期間が終了し所定の求職活動報告等を完了していること

イ 支給額

単身世帯：60,000円 2人世帯：80,000円

3人以上世帯：100,000円（いずれも月額）

ウ 支給期間

3カ月（再支給も3カ月）

新－第15表 支給世帯数および支給総額

	項目	3年度	4年度	計
初回支給	支給世帯数（世帯）	1,500	255	1,755
	支給総額（千円）	253,920	73,520	327,440
再支給	支給世帯数（世帯）	507	419	926
	支給総額（千円）	87,980	116,480	204,460
計	支給世帯数（世帯）	2,007	674	2,681
	支給総額（千円）	341,900	190,000	531,900

（４）あだち生活・暮らし臨時給付金【国事業】

（生活・暮らし臨時給付金担当課）

国の「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」および「コロナ禍における「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、さまざまな困難に直面した方々に、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を実施しました。

ア 対象者

- （ア）基準日（令和３年１２月１０日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和３年度分の住民税均等割が非課税である世帯
- （イ）基準日（令和４年６月１日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和４年度分の住民税均等割が非課税である世帯（上記（ア）世帯を除く）
- （ウ）新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少し、令和３年１月から令和４年９月までのいずれか１か月の収入を１２倍した額が、住民税非課税水準である世帯（世帯全員がそれぞれ住民税非課税水準）

※ 支給は上記いずれか１回限り。

イ 給付内容

支給対象１世帯あたり１００，０００円

ウ 案内・申請期間

令和４年１月２８日～令和４年９月３０日

エ 支給世帯数

９４，５４６世帯

オ 支給総額

９４億５４６０万円

（５）区独自「あだちから」生活応援臨時給付金【区事業】

（生活・暮らし臨時給付金担当課）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、あだち生活・暮らし臨時給付金（国の住民税非課税世帯等への給付金）事業の対象外となる住民税課税世帯のうち、住民税非課税世帯と同程度の所得水準にある世帯への生活・暮らしの支援を行うため、区独自の給付事業を実施しました。

ア 対象者

基準日（令和３年１２月１０日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、令和３年度分住民税均等割が課税されている世帯のうち、世帯全員の令和２年分の所得金額を合算した額が２００万円以下の世帯

イ 給付内容

支給対象１世帯あたり１００，０００円

ウ 案内・申請期間

令和４年４月１１日～令和４年９月３０日

5 その他

エ 支給世帯数

48,352世帯

オ 支給総額

48億3520万円

5 その他

(1) 特別定額給付金【国事業】

(特別定額給付金担当課)

令和2年4月30日、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」が閣議決定され、感染拡大防止に留意しつつ、簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計へ支援を行うため、特別定額給付金事業を実施しました。

ア 支給対象者

基準日（令和2年4月27日）時点で足立区に住民登録がある方

イ 受給権者

基準日における、支給対象者の属する世帯の世帯主の方

ウ 支給額

支給対象者1人について100,000円

エ 支給世帯数

354,073世帯

オ 支給総額

690億5990万円

VIII 物価高騰対策

物価高騰対策の事業概要

1 物価高騰対策事業一覧

施策名	年度	事業名	内容	該当頁
児童福祉	4年度から5年度	(1) 足立区教育・保育施設等物価高騰支援事業	保育施設・私立幼稚園等の物価高騰対策として、光熱水費（主に電気・ガス）、ガソリン代を令和5年度は上半期と下半期に分割して支給。 光熱水費はアンケート結果による影響額および定員区分に基づき補助基準額を設定。	234 頁
	5年度	(2) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、ひとり親世帯に支給しました。	235 頁
		(3) 低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）	食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、住民税均等割が非課税の子育て世帯等に支給しました。	235 頁
高齢者福祉および障がい者福祉	4年度から5年度	(1) 物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業	物価高騰の影響の大きい光熱水費、ガソリン代等の経費に対し、特別給付金を支給しました。	236 頁
低所得者福祉	4年度	(1) あだち生活・暮らし臨時給付金	物価高騰緊急支援として、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に給付しました。	236 頁
	5年度	(2) あだち物価高騰支援臨時給付金	物価高騰緊急支援として、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に給付しました。	237 頁

2 児童福祉施策

(1) 足立区教育・保育施設等物価高騰支援事業

(子ども政策課、私立保育園課、幼稚園・地域保育課)

保育施設・私立幼稚園等の物価高騰対策として、園へのアンケート結果による影響額を基に、施設規模に応じた光熱水費（主に電気・ガス）、ガソリン代（送迎バス1台あたり）を令和5年度は上半期と下半期に分割して支給しました。

※1 光熱水費の基準額 施設規模に応じ段階的に設定（52千円～1,172千円）

※2 ガソリン代の基準額 送迎バス1台あたり32千円

ア 保育施設

物－第1表

項目/年度	令和4年度		令和5年度	
	施設数、台数	金額（千円）	施設数、台数	金額（千円）
光熱水費	294 施設	79,175	335 施設	89,537
ガソリン代	2 台	52	12 台	384

イ 私立幼稚園・認定こども園

物－第2表

項目/年度	令和4年度		令和5年度	
	施設数、台数	金額（千円）	施設数、台数	金額（千円）
光熱水費	50 施設	32,151	50 施設	32,214
ガソリン代	95 台	2,470	97 台	3,104

（２）低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）【国事業】
（親子支援課、生活・暮らし臨時給付金担当課）

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、国の事業としてひとり親世帯に対し特別給付金を支給しました。

ア 支給対象者

次のいずれかに当てはまる方

【申請不要】（受給拒否する場合は届出必要）

（ア）令和５年３月分の児童扶養手当を受給している方

（イ）令和５年４月分の新規児童扶養手当受給者

【申請必要】

（ウ）公的年金等の受給により令和５年３月分の児童扶養手当を受けていない方

（エ）令和５年５月分以降、新規で児童扶養手当を受給した方及び児童扶養手当未支給者のうち、食費等の物価高騰の影響により家計（収入）が急変し、令和５年１月以降のいずれか１か月の収入が児童扶養手当受給者と同等の水準となったひとり親世帯の方

イ 支給額

対象児童１人について５０，０００円

ウ 申請期間

令和５年７月３日～令和６年２月２９日

エ 支給児童数

８，５１１人

オ 支給総額

４億２，５５５万円

（３）低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯分）【国事業】

（親子支援課、生活・暮らし臨時給付金担当課）

食費等の物価高騰に直面し、影響を特に受ける低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活支援を行うため、国の事業として住民税均等割が非課税の子育て世帯等に対して特別給付金を支給しました。

ア 支給対象者

次のいずれかに当てはまる方

【申請不要】（受給拒否する場合は届出必要）

（ア）令和４年度低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親以外の世帯）の支給対象者であった方

【申請必要】

（イ）令和５年３月３１日時点で１８歳未満の児童（障がい児については２０歳未満）の養育者であって、令和５年度住民税非課税の方

第2章 施策別事業概要－Ⅷ頁物価高騰対策
3 高齢者福祉および障がい者福祉施策

(ウ) 令和5年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児については20歳未満）の養育者であって、食費等の物価高騰の影響により家計（収入）が急変し、令和5年1月以降のいずれか1か月の収入が住民税非課税相当となった方

※ 令和5年3月以降、令和6年2月末までに生まれる新生児も対象とする。

イ 支給額

対象児童1人について50,000円

ウ 申請期間

令和5年7月3日～令和6年2月29日

エ 支給児童数

8,265人

オ 支給総額

4億1,325万円

3 高齢者福祉および障がい者福祉施策

(1) 物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業【都事業】【区事業】

(介護保険課、障がい福祉課)

介護・障がい福祉サービス等事業者に対して、物価高騰の影響が大きい光熱水費、ガソリン代、食材費等の経費について、特別給付金として支給しました。

※ 支給金額は、サービス種別および定員数に応じて、1事業所につき令和5年度上半期は8万円から138万円、下半期は5万5千円から91万5千円を支給しました。

物一第3表 支給実績

項目/年度	4年度		5年度（上半期）		5年度（下半期）	
	高齢者 施設等	障がい者 施設等	高齢者 施設等	障がい者 施設等	高齢者 施設等	障がい者 施設等
事業所数（カ所）	821	371	832	375	846	382
支給金額（千円）	177,108	59,158	212,200	69,030	143,710	47,895
執行率（％）	89.9	95.4	91.5	95.4	92.4	97.8

4 低所得者福祉

(1) あだち生活・暮らし臨時給付金【国事業】

(生活・暮らし臨時給付金担当課)

国の「物価・賃金・生活総合対策本部」の決定に基づき、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金事業を実施しました。

ア 対象者

(ア) 基準日（令和4年9月30日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(イ) 予期せず令和4年1月から令和4年12月までの家計が急変し、いずれか1か月の収入を1.2倍した額が、住民税非課税水準である世帯（世帯全員がそれぞれ住民税非課税水準）

※ 支給は上記いずれか1回限り。

イ 給付内容

支給対象1世帯あたり50,000円

ウ 案内・申請期間

令和4年11月11日～令和5年1月31日

エ 支給世帯数

86,207世帯

オ 支給総額

43億1035万円

(2) あだち物価高騰支援臨時給付金【国事業】

(生活・暮らし臨時給付金担当課)

国の「物価・賃金・生活総合対策本部」の決定等に基づき、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増や賃金上昇が物価高に追いついていない状況を踏まえ、速やかに生活・暮らしの支援を行うため、特に家計への影響が大きい住民税非課税世帯等に対する臨時給付金事業を実施しました。

ア 対象者

(ア) 基準日（令和5年5月15日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和4年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(イ) 基準日（令和5年5月15日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯（上記（ア）世帯を除く）

(ウ) 予期せず令和5年1月から令和5年10月までの家計が急変し、いずれか1か月の収入を1.2倍した額が、住民税非課税水準である世帯（世帯全員がそれぞれ住民税非課税水準）

※ 上記（ア）（イ）（ウ）の支給はいずれか1回限り。

(エ) 基準日（令和5年12月1日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯

(オ) 基準日（令和5年12月1日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、世帯全員が令和5年度住民税所得割非課税かつ、少なくとも1人が住民税均等割課税である世帯

※ 上記（エ）（オ）の支給はいずれか1回限り。

(カ) 基準日（令和5年12月1日）時点で足立区の住民基本台帳に記録されている世帯で、上記（エ）（オ）の対象として給付金を受給した世帯のうち、世帯内に生計を同一にする平成17年4月2日生まれ以降の児童がいる世帯（基準日翌日以降新たに出生した児童含む）

イ 給付内容

- (ア) 上記ア (ア) (イ) (ウ) 支給対象1世帯あたり30,000円
- (イ) 上記ア (エ) 支給対象1世帯あたり 70,000円
- (ウ) 上記ア (オ) 支給対象1世帯あたり100,000円
- (エ) 上記ア (カ) 支給対象児童1人あたり50,000円

ウ 案内・申請期間

- (ア) 上記ア (ア) (イ) (ウ) 令和5年6月12日～令和5年10月31日
- (イ) 上記ア (エ) 令和6年1月15日～令和6年5月31日
- (ウ) 上記ア (オ) 令和6年2月26日～令和6年5月31日
- (エ) 上記ア (カ) 令和6年3月11日～令和6年5月31日

エ 支給世帯数

- (ア) 上記ア (ア) (イ) (ウ) 100,417世帯
- (イ) 上記ア (エ) 89,297世帯
- (ウ) 上記ア (オ) 6,794世帯
- (エ) 上記ア (カ) 6,102世帯(10,206人)

オ 支給総額

104億5300万円

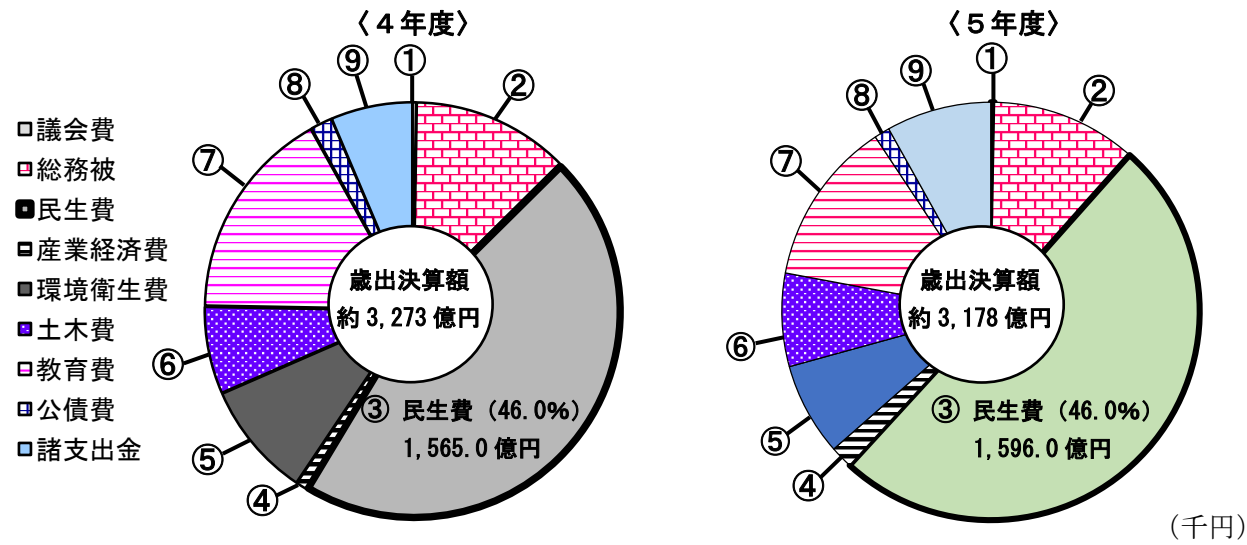
資 料

区の福祉決算、組織等

1 福祉決算

【足立区目的別歳出決算内訳（一般会計）】

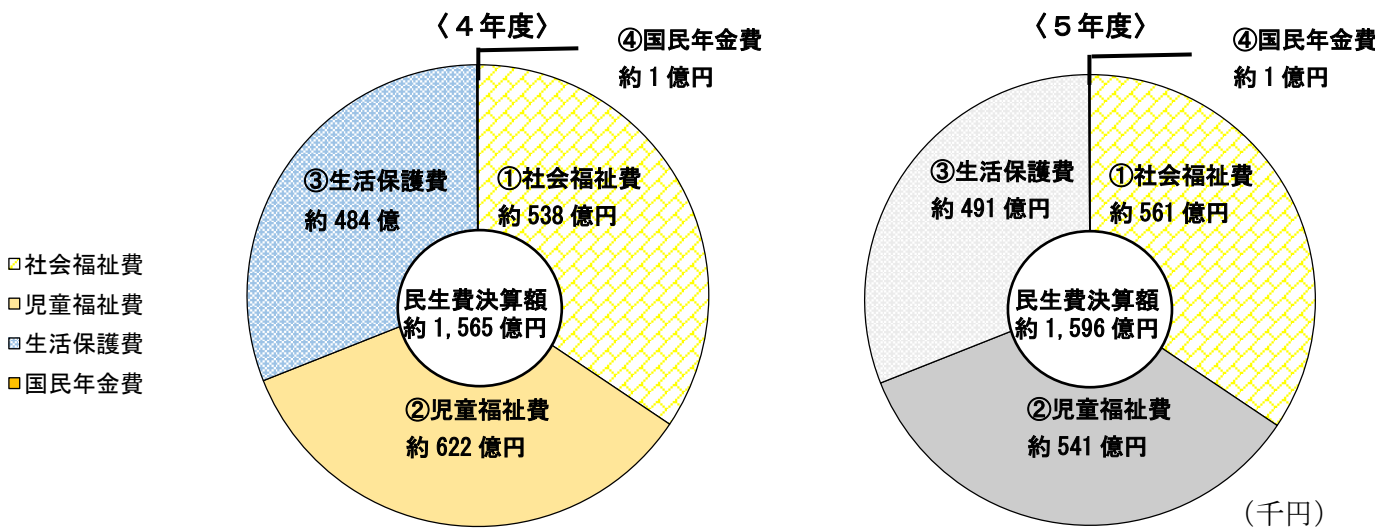
資一第1表



4 年度	①議会費 (0.3%)	②総務費 (12.3%)	③民生費 (46.0%)	④産業経済費 (1.6%)	⑤環境衛生費 (8.3%)
	911,659	40,334,000	156,495,572	5,243,424	27,053,342
5 年度	⑥土木費 (8.2%)	⑦教育費 (13.2%)	⑧公債費 (1%)	⑨諸支出金 (6.0%)	計 (100%)
	26,718,794	43,154,810	3,425,031	23,949,256	327,285,888
4 年度	①議会費 (0.3%)	②総務費 (11.3%)	③民生費 (50.2%)	④産業経済費 (1.7%)	⑤環境衛生費 (7.2%)
	942,586	35,808,304	159,649,758	5,509,539	22,836,955
5 年度	⑥土木費 (7.2%)	⑦教育費 (12.8%)	⑧公債費 (1.2%)	⑨諸支出金 (8.1%)	計 (100%)
	22,906,977	40,536,752	3,789,068	25,802,492	317,782,432

【足立区民生費歳出決算内訳（一般会計）】

資一第2表



	①社会福祉費	②児童福祉費	③生活保護費	④国民年金費	計
4 年度	53,840,709	54,134,286	48,384,506	136,070	156,495,572
	34.4%	34.6%	30.9%	0.1%	100%
5 年度	56,169,684	54,172,819	49,153,908	153,347	159,649,758
	35.2%	33.9%	30.8%	0.1%	100%

※ 割合は表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と一致しない場合があります。

資料 区の福祉決算、組織等

2 福祉部・子ども家庭部・社会福祉協議会の組織

2 福祉部・子ども家庭部・社会福祉協議会の組織（令和6年4月1日現在）

資－第3表

福祉部

福祉管理課	管理係、調整担当係長(2)、個別避難計画推進担当係長、福祉システム係、システム標準化担当係長、債権係、民生係、法人指導係〔ボランティアセンター(2)〕
福祉まるごと相談課	包括的相談支援係、多機関協働担当係長、ひきこもり支援担当係長、西部拠点担当係長
親子支援課	事業係、ひとり親手当・医療係、児童手当係、子ども医療費給付係
生活・暮らし臨時給付金担当課長	生活・暮らし臨時給付金担当係長(2)、子育て臨時特別給付金担当係長
障がい福祉課	障がい福祉係、調整担当係長、障がい施設調整担当係長、障がい施策推進担当係長、障がい経理係、障がい審査係、虐待防止・事業者指導担当係長、障がい給付係、〔障がい福祉サービス事業所（通所）(2)、障がい福祉サービス事業所（共同生活援助）(2)、障がい者等貸出施設〕
障がい援護課	援護管理係、基幹相談・権利擁護係、中部援護第一係、中部援護第二係、千住援護係、千住援護調整担当係長、東部援護係、東部援護調整担当係長、西部援護係、西部援護調整担当係長、北部援護係、北部援護調整担当係長
特命担当課長	
障がい福祉センター	庶務係、自立生活支援係、社会リハビリテーション係、就労促進訓練係、生活体験係、重度療育担当係長、幼児療育係、幼児療育担当係長、幼児療育支援担当係長
高齢者施策推進室（高齢者施策推進室長）	
高齢者地域包括ケア推進課	調整係、高齢計画調整担当係長、介護予防・生活支援係、認知症施策推進係、高齢者栄養施策推進担当係長、在宅支援係、地域包括支援センター係、施設係、中国帰国者等支援担当係長〔軽費老人ホーム、在宅サービスセンター〕
医療介護連携課	医療介護連携推進係、医療介護連携調整担当係長、介護人材確保・育成支援担当係長、高齢援護第一係、高齢援護第二係、権利擁護推進係
介護保険課	介護保険係、介護保険調整担当係長、介護保険システム担当係長、資格保険料係、介護認定係、保険給付係、介護事業者支援係、事業者指導係
足立福祉事務所	
生活支援推進課	庶務係、適正化推進係、業務改善担当係長、収納管理担当係長、情報管理担当係長、子どもの学習・生活支援係
高齢援護担当課長	高齢援護担当係長(2)
障がい者支援担当課長	障がい援護担当係長(10)
特命担当課長	
中部第一福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係、保護第六係
中部第二福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係、保護第六係
中部第二福祉担当課長	
千住福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係
東部福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係
西部福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係
北部福祉課	庶務係、総合相談係、保護第一係、保護第二係、保護第三係、保護第四係、保護第五係、保護第六係

子ども家庭部

子ども政策課	管理係、子ども施策推進担当係長、子ども・子育て支援制度担当係長、保育人事計画担当係長、行政不服審査担当係長、子育て応援係
子ども施設指導・支援課	指導調整係、指導調整担当係長、指導・支援担当係長(5)、保健衛生担当係長、給食・食育支援担当係長、就学前教育推進担当係長(3)
保育・入園課	保育調整係、区立保育施設係、待機児ゼロ対策担当係長(2)、入園第一係、入園第二係、入園第三係、システム標準化担当係長、入園担当係長保育園(27)、副園長(7)、認定こども園(3)、副園長(4)
私立保育園課	事業調整係、私立保育園第一係、私立保育園第二係、私立保育園調整担当係長、公設民営担当係長
幼稚園・地域保育課	幼保調整係、私立幼稚園第一係、私立幼稚園第二係、地域保育係、認証・認可外保育係、地域保育支援担当係長(2)
学童保育課	学童施設調整係、学童待機児対策担当係長、学童運営係、学童調査・支援係〔学童保育室(89)〕
こども家庭相談室（こども家庭相談室長）	
こども家庭相談課	相談管理係、家庭支援第一係、家庭支援第二係、家庭支援第三係、要保護児童対策調整担当係長、システム担当係長

（社福）足立区社会福祉協議会

常務理事

事務局

福祉事業部	総務課、企画経営課、生活支援課、権利擁護センターあだち、成年後見センターあだち、認定調査第一課、認定調査第二課
地域福祉部	あいあいサービスセンター、基幹地域包括支援センター東部、基幹地域包括支援センター西部、地域包括支援センター梅島・島根、地域包括支援センター関原、総合ボランティアセンター

3 足立区地域保健福祉推進協議会

足立区における地域保健福祉を推進するため、区長の附属機関として足立区地域保健福祉推進協議会を設置しています。

(1) 協議会の役割

区長の諮問に応じ、次の事項について調査・研究・協議し、答申を行います。

- ア 高齢者保健福祉の推進に関すること。
- イ 地域保健医療の推進に関すること。
- ウ 介護保険事業の推進に関すること。
- エ 児童福祉の推進に関すること。
- オ 障がい者福祉の推進に関すること。
- カ 健康づくりの推進に関すること。
- キ 足立区地域保健福祉計画に関すること。
- ク 上記のほか、地域保健福祉の推進に関し必要な事項。

(2) 協議会委員

区長から委嘱または任命を受けた、大学教授・弁護士等の学識経験者（８名以内）、区内関係団体等の構成員（３１名以内）、区議会議員（５名以内）、区職員（８名以内）で構成しています。

(3) 専門部会

協議会には専門的な審議を行うため、以下４つの部会を設置しています。

- ア 介護保険・障がい福祉専門部会
- イ 健康あだち２１専門部会
- ウ 子ども支援専門部会（子ども・子育て支援法に規定する「子ども・子育て会議」を兼ねる）
- エ 地域保健福祉計画策定部会

資－第４表 地域保健福祉推進協議会・専門部会開催数

(回)

会議名／年度	元年度	２年度	３年度	４年度	５年度
地域保健福祉推進協議会	２	４	３	３	４
介護保険・障がい福祉専門部会	３	５	３	３	５
健康あだち２１専門部会	２	２	２	２	２
子ども支援専門部会	４	３	３	３	３
地域保健福祉計画策定部会	—	—	—	２	６

※ 地域保健福祉計画策定部会は令和４年度より開催

4 臨時福祉給付金の支給

4 臨時福祉給付金の支給

(1) 臨時福祉給付金（簡素な給付措置）の支給

(福祉管理課)

平成26年4月の消費税率引き上げに伴い、所得の低い方々への負担の影響を緩和するために、臨時的な給付措置を行う。(平成26年度から実施、平成29年度で事業廃止)

ア 対象者

基準日(各年1月1日、ただし、経済対策分は平成28年1月1日が基準日)時点で足立区に住民登録があり、各年度で区民税(均等割)が課税されない方。ただし、区民税(均等割)が課税されている方の扶養親族等や、生活保護受給者などは対象外。

イ 支給額

(ア) 平成26年度：対象者1人につき10,000円

(※ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金、児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当(経過措置)などの受給者には5,000円を加算する。)

(イ) 平成27年度：対象者1人につき6,000円

(基礎年金受給者等への加算なし)

(ウ) 平成28年度：対象者1人につき3,000円

(基礎年金受給者等への加算なし)

(エ) 経済対策分：対象者1人につき15,000円(平成29年度実施)

(基礎年金受給者等への加算なし)

資-第5表 臨時福祉給付金支給実績

年度	26年度	27年度	28年度	29年度
対象者1人あたり支給額(円)	10,000 (加算あり:15,000)	6,000	3,000	15,000
支給件数(件)	96,721	99,780	94,392	99,598
支給人数(人)	108,190 (内加算あり55,649)	111,399	104,350	109,594
総支給額(円)	1,360,145,000	668,394,000	313,050,000	1,643,910,000

(2) 子育て世帯臨時特例給付金の支給

(福祉管理課)

消費税率引き上げに際し、子育て世帯への負担の影響等を踏まえ、児童手当の受給者等へ臨時特例的な給付措置を行う。(平成26、平成27年度実施)

資－第6表 **子育て世帯臨時特例給付金実施概要**

年度		26年度	27年度
対象者	住民登録基準日	平成26年1月1日に足立区に住民登録がある方	平成27年5月31日
	児童手当等	平成26年1月分受給者（特例給付を含む。）で、平成25年分の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方	平成27年6月分受給者（特例給付を除く。）
	その他	対象児童が臨時福祉給付金の対象となる場合や生活保護受給者などは対象外	上記要件なし
支給額		対象児童1人につき 10,000円	対象児童1人につき 3,000円

資－第7表 **子育て世帯臨時特例給付金支給実績**

年度	26年度	27年度
対象児童1人あたり 支給額（円）	10,000	3,000
支給件数（件）	38,952	44,273
支給対象児童数（人）	62,626	70,578
総支給額（円）	626,260,000	211,734,000

（3）低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給

（福祉管理課）

賃金引き上げの恩恵がおよびにくい低年金受給者の支援や、高齢者世帯の年金も含めた所得全体の底上げを図る目的等から、低所得の高齢者を対象に給付金を支給する。（平成28年度実施）

ア 対象者

平成27年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方のうち、平成28年度中に65歳以上となる方。平成27年度の区民税（均等割）が課税されない方。ただし、平成27年度の区民税（均等割）が課税されている方の扶養親族等や、生活保護受給者などは対象外。

イ 支給額

対象者1人につき30,000円

ウ 支給人数

61,365人

エ 支給総額

1,840,950,000円

4 臨時福祉給付金の支給

(4) 低所得の障害基礎年金・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給

(福祉管理課)

賃金引き上げの恩恵がおよびにくい低年金受給者を支援する目的等から給付金を支給する。

(平成28年度実施)

ア 対象者

平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者に該当する方のうち、以下(※)のいずれかの年金について、平成28年5月分の受給がある方。(平成28年6月に、4月分・5月分を支給)ただし、上記(3)の給付金の受給者を除く。

※ 支給対象となる年金：障害基礎年金、遺族基礎年金、昭和61年3月以前に受給権が発生した、いわゆる旧法の障害年金(障害等級1級または2級、船員保険の職務上の障害年金は1～5級)

イ 支給額

対象者1人につき30,000円

ウ 支給人数

2,792人

エ 支給総額

83,760,000円

5 足立福祉事務所・各福祉課の管轄区域および区分図

資－第8表 各福祉課の管轄区域

(令和6年4月現在)

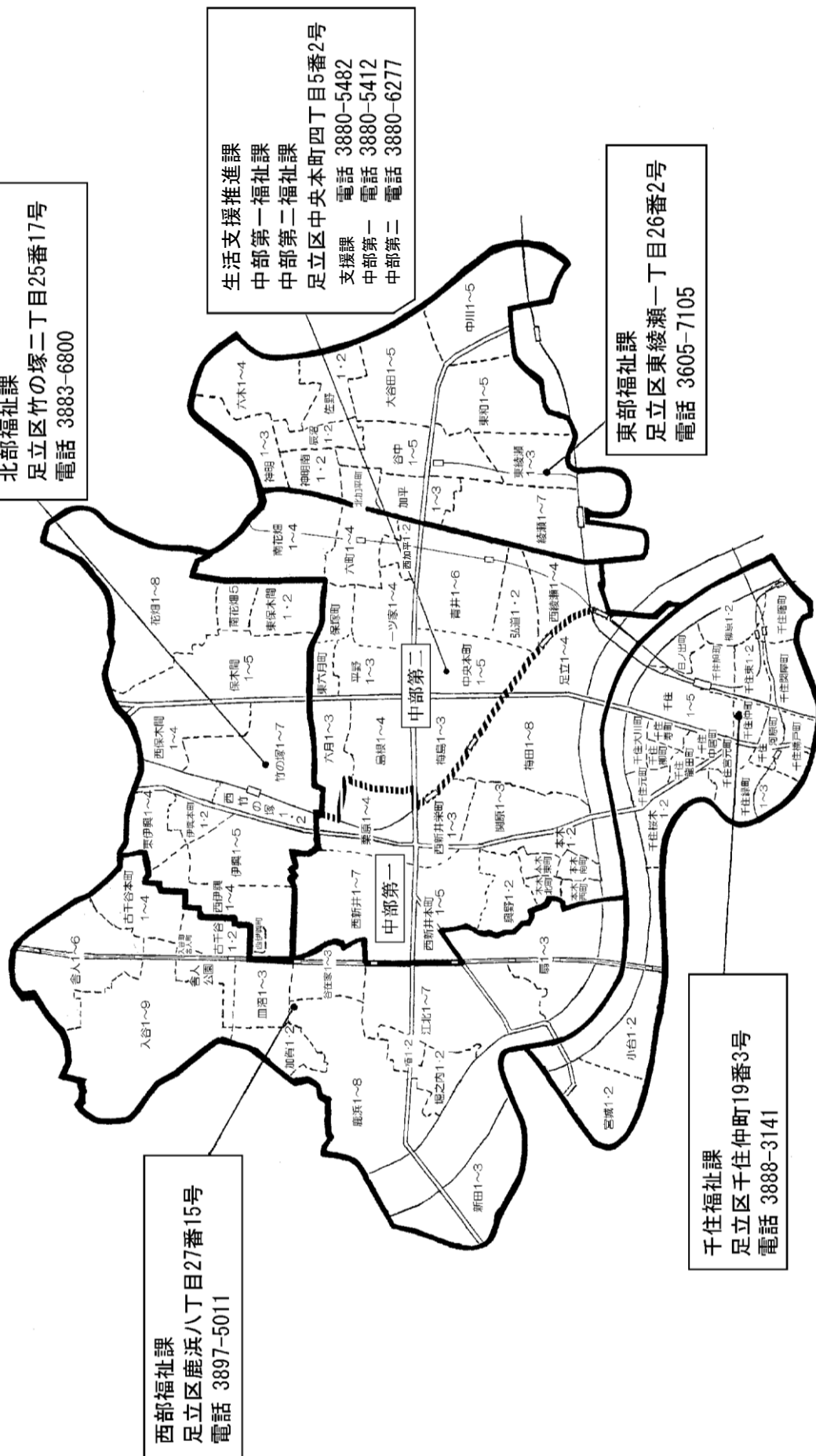
名称	住所	所管区域
中部第一福祉課	足立区中央本町四丁目5番2号	足立一丁目、足立二丁目、足立三丁目、足立四丁目、梅田一丁目、梅田二丁目、梅田三丁目、梅田四丁目、梅田五丁目、梅田六丁目、梅田七丁目、梅田八丁目、興野一丁目、興野二丁目、栗原一丁目、栗原二丁目、栗原三丁目、栗原四丁目、関原一丁目、関原二丁目、関原三丁目、西新井一丁目、西新井二丁目、西新井三丁目、西新井四丁目、西新井五丁目、西新井六丁目、西新井七丁目、西新井栄町一丁目、西新井栄町二丁目、西新井栄町三丁目、西新井本町一丁目、西新井本町二丁目、西新井本町三丁目、西新井本町四丁目、西新井本町五丁目、本木北町、本木西町、本木東町、本木南町、本木一丁目、本木二丁目
中部第二福祉課		青井一丁目、青井二丁目、青井三丁目、青井四丁目、青井五丁目、青井六丁目、梅島一丁目、梅島二丁目、梅島三丁目、弘道一丁目、弘道二丁目、島根一丁目、島根二丁目、島根三丁目、島根四丁目、中央本町一丁目、中央本町二丁目、中央本町三丁目、中央本町四丁目、中央本町五丁目、西綾瀬一丁目、西綾瀬二丁目、西綾瀬三丁目、西綾瀬四丁目、西加平一丁目、西加平二丁目、一ツ家一丁目、一ツ家二丁目、一ツ家三丁目、一ツ家四丁目、平野一丁目、平野二丁目、平野三丁目、東六月町、保塚町、南花畑一丁目、南花畑二丁目、南花畑三丁目、南花畑四丁目、六月一丁目、六月二丁目、六月三丁目、六町一丁目、六町二丁目、六町三丁目、六町四丁目
千住福祉課	足立区千住仲町19番3号	小台一丁目、小台二丁目、千住曙町、千住旭町、千住東一丁目、千住東二丁目、千住大川町、千住河原町、千住寿町、千住桜木一丁目、千住桜木二丁目、千住関屋町、千住龍田町、千住仲町、千住中居町、千住橋戸町、千住緑町一丁目、千住緑町二丁目、千住緑町三丁目、千住宮元町、千住元町、千住柳町、千住一丁目、千住二丁目、千住三丁目、千住四丁目、千住五丁目、日ノ出町、宮城一丁目、宮城二丁目、柳原一丁目、柳原二丁目
東部福祉課	足立区東綾瀬一丁目26番2号	綾瀬一丁目、綾瀬二丁目、綾瀬三丁目、綾瀬四丁目、綾瀬五丁目、綾瀬六丁目、綾瀬七丁目、大谷田一丁目、大谷田二丁目、大谷田三丁目、大谷田四丁目、大谷田五丁目、加平一丁目、加平二丁目、加平三丁目、北加平町、佐野一丁目、佐野二丁目、神明一丁目、神明二丁目、神明三丁目、神明南一丁目、神明南二丁目、辰沼一丁目、辰沼二丁目、東和一丁目、東和二丁目、東和三丁目、東和四丁目、東和五丁目、中川一丁目、中川二丁目、中川三丁目、中川四丁目、中川五丁目、東綾瀬一丁目、東綾瀬二丁目、東綾瀬三丁目、六木一丁目、六木二丁目、六木三丁目、六木四丁目、谷中一丁目、谷中二丁目、谷中三丁目、谷中四丁目、谷中五丁目
西部福祉課	足立区鹿浜八丁目27番15号	入谷一丁目、入谷二丁目、入谷三丁目、入谷四丁目、入谷五丁目、入谷六丁目、入谷七丁目、入谷八丁目、入谷九丁目、入谷町、扇一丁目、扇二丁目、扇三丁目、加賀一丁目、加賀二丁目、江北一丁目、江北二丁目、江北三丁目、江北四丁目、江北五丁目、江北六丁目、江北七丁目、古千谷一丁目、古千谷二丁目、古千谷本町一丁目、古千谷本町二丁目、古千谷本町三丁目、古千谷本町四丁目、皿沼一丁目、皿沼二丁目、皿沼三丁目、鹿浜一丁目、鹿浜二丁目、鹿浜三丁目、鹿浜四丁目、鹿浜五丁目、鹿浜六丁目、鹿浜七丁目、鹿浜八丁目、新田一丁目、新田二丁目、新田三丁目、椿一丁目、椿二丁目、舎人一丁目、舎人二丁目、舎人三丁目、舎人四丁目、舎人五丁目、舎人六丁目、舎人町、舎人公園、堀之内一丁目、堀之内二丁目、谷在家一丁目、谷在家二丁目、谷在家三丁目
北部福祉課	足立区竹の塚二丁目25番17号	伊興一丁目、伊興二丁目、伊興三丁目、伊興四丁目、伊興五丁目、伊興本町一丁目、伊興本町二丁目、竹の塚一丁目、竹の塚二丁目、竹の塚三丁目、竹の塚四丁目、竹の塚五丁目、竹の塚六丁目、竹の塚七丁目、西伊興一丁目、西伊興二丁目、西伊興三丁目、西伊興四丁目、西伊興町、西竹の塚一丁目、西竹の塚二丁目、西保木間一丁目、西保木間二丁目、西保木間三丁目、西保木間四丁目、花畑一丁目、花畑二丁目、花畑三丁目、花畑四丁目、花畑五丁目、花畑六丁目、花畑七丁目、花畑八丁目、東伊興一丁目、東伊興二丁目、東伊興三丁目、東伊興四丁目、東保木間一丁目、東保木間二丁目、保木間一丁目、保木間二丁目、保木間三丁目、保木間四丁目、保木間五丁目、南花畑五丁目

資料 区の福祉決算、組織等

5 足立福祉事務所・各福祉課の管轄区域および区分図

資－第9表 足立福祉事務所福祉地区区分図

足立福祉事務所福祉地区区分図



6 足立区地域包括支援センター一覧および担当地域

6 足立区地域包括支援センター一覧および担当地域

資－第10表 地域包括支援センター一覧

(令和6年8月現在)

名称	所在地	電話	担当地域
基幹地域包括支援センター (※ 緊急時 24 時間電話対応可)	梅島二丁目 1 番 20 号	5681-3373	梅島、中央本町一丁目、島根
地域包括支援センターあだち	足立四丁目 13 番 22 号	3880-8155	足立、中央本町二丁目、梅田一丁目
地域包括支援センター伊興	伊興三丁目 7 番 4 号	5837-1280	伊興、東伊興、伊興本町、西伊興、 西竹の塚
地域包括支援センター入谷	入谷九丁目 15 番 18 号	3855-6362	入谷、舎人、古千谷、古千谷本町
地域包括支援センター扇	扇一丁目 52 番 23 号	3856-7007	扇、興野、本木東町、本木西町、 本木南町、本木北町
地域包括支援センター江北	江北三丁目 14 番 1 号	5839-3640	江北、堀之内
地域包括支援センターさの	佐野二丁目 30 番 12 号	5682-0157	加平、北加平町、神明、神明南、 辰沼、六木、佐野、 大谷田二丁目から五丁目
地域包括支援センター鹿浜	皿沼二丁目 8 番 8 号	5838-0825	鹿浜、加賀、皿沼、谷在家、椿
地域包括支援センター新田	新田三丁目 4 番 10 号	3927-7288	新田、宮城、小台
地域包括支援センター関原	関原二丁目 10 番 10 号	3889-1487	梅田二丁目から八丁目
地域包括支援センター千住西	千住中居町 10 番 10 号	5244-0248	千住桜木、千住緑町、千住龍田町、 千住中居町、千住宮元町、千住仲町、 千住河原町、千住橋戸町
地域包括支援センター千寿の郷	柳原一丁目 25 番 15 号	3881-1691	柳原、千住関屋町、千住曙町、 千住東一丁目
地域包括支援センター千住本町	千住三丁目 7 番地 101	3888-1510	千住、千住元町、千住大川町、 千住寿町、千住柳町
地域包括支援センター中央本町	中央本町四丁目 14 番 20 号	3852-0006	中央本町三丁目から五丁目、西加平、 青井一丁目と三丁目から六丁目
地域包括支援センター東和	東和四丁目 7 番 23 号	5613-1200	綾瀬、東綾瀬、谷中、 東和一丁目と三丁目
地域包括支援センター中川	中川四丁目 2 番 14 号	3605-4985	東和二丁目と四丁目と五丁目、 中川、大谷田一丁目
地域包括支援センター西綾瀬	西綾瀬三丁目 2 番 1 号	5681-7650	西綾瀬、弘道、青井二丁目
地域包括支援センター西新井	西新井二丁目 5 番 5 号	3898-8391	西新井、栗原
地域包括支援センター西新井本町	西新井本町二丁目 23 番 1 号	3856-6511	西新井本町、西新井栄町
地域包括支援センターはなはた	花畑四丁目 39 番 11 号	3883-0048	花畑、南花畑五丁目
地域包括支援センター一ツ家	一ツ家四丁目 2 番 15 号	3850-0300	平野、一ツ家、保塚町、六町、 南花畑一丁目から四丁目
地域包括支援センター日の出	日ノ出町 27 番 4-112 号	3870-1184	日ノ出町、千住旭町、千住東二丁目
地域包括支援センター保木間	保木間五丁目 23 番 20 号	3859-3965	西保木間、保木間、東保木間
地域包括支援センター本木関原	本木一丁目 4 番 10 号	5845-3330	関原、本木
地域包括支援センター六月	六月一丁目 6 番 1 号	5242-0302	六月、東六月町、竹の塚

令和 6 年 9 月発行

発 行 足立区

編 集 足立区 福祉部 福祉管理課

東京都足立区中央本町 1－1 7－1

電話 0 3－3 8 8 0－5 8 7 1



知ると分かる。
すると変わる。

SDGs MODEL ADACHI

